

# 石川県都市計画マスタープラン

(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)



平成 30 年 7 月

石 川 県



**石川県都市計画マスタープランの目的と役割**

1. 見直しの背景 .....	序-1
2. 目的 .....	序-3
3. 役割 .....	序-3
4. 都市計画区域マスタープランと市町都市計画マスタープランとの関係.....	序-5

**A. 石川県の都市計画に関する基本的な方針**

1. 広域的な位置付け.....	1-1
2. 都市計画の目標 .....	1-2
3. 目標の実現に向けたまちづくりの10の方策.....	1-3
4. 主要な都市計画の方針.....	1-6
序) 広域都市計画の方針.....	1-6
1) 土地利用の方針.....	1-8
2) 都市施設の方針.....	1-15
3) 市街地開発事業などの方針.....	1-22
4) 自然的環境の整備又は保全の方針.....	1-24
5) 景観形成の方針.....	1-27
6) 地域主体のまちづくりの方針.....	1-29
5. 計画のマネジメント.....	1-31

**B. 広域都市圏マスタープラン**

序. 広域都市圏マスタープランについて.....	2-1
1) 広域都市圏マスタープランの位置付け.....	2-1
2) 地域区分について.....	2-1
3) 広域連携について.....	2-1
1. 奥能登地域 広域都市圏マスタープラン.....	2-3
2. 中能登地域 広域都市圏マスタープラン.....	2-11
3. 石川中央登地域 広域都市圏マスタープラン.....	2-19
4. 南加賀地域 広域都市圏マスタープラン.....	2-27

## C. 都市計画区域マスタープラン

序. 都市計画区域マスタープランについて.....	3-1
1) 都市計画区域圏マスタープランの位置付け.....	3-1
2) 都市計画区域について.....	3-1
1. 珠洲都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (H30. 5 改定) .....	珠洲-1
2. 内浦及び能都都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (H30. 5 改定) ..	内浦・能都-1
3. 輪島都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (H30. 5 改定) .....	輪島-1
4. 穴水都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (H30. 5 改定) .....	穴水-1
5. 富来及び志賀都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (H30. 5 改定) ..	富来・志賀-1
6. 七尾都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (H30. 5 改定) .....	七尾-1
7. 羽咋都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (H30. 5 改定) .....	羽咋-1
8. かほく都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (H21. 5 改定) .....	かほく-1
9. 津幡都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (H30. 5 改定) .....	津幡-1
10. 金沢都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (H21. 6 改定) .....	金沢-1
11. 白山都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (H27. 10 改定) .....	白山-1
12. 川北都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (H30. 5 改定) .....	川北-1
13. 能美都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (H25. 8 改定) .....	能美-1
14. 小松都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (H27. 6 改定) .....	小松-1
15. 加賀都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (H28. 4 改定) .....	加賀-1

## 参考資料

1. 石川県都市計画マスタープランの策定経緯.....	参-1
2. 石川県都市計画マスタープランの策定体制.....	参-2
3. 石川県都市計画マスタープラン策定専門委員会の設置及び運営に関する要領.....	参-3
4. 用語解説 .....	参-4

石川県都市計画マスタープランの  
目的と役割





# 石川県都市計画マスタープランの目的と役割

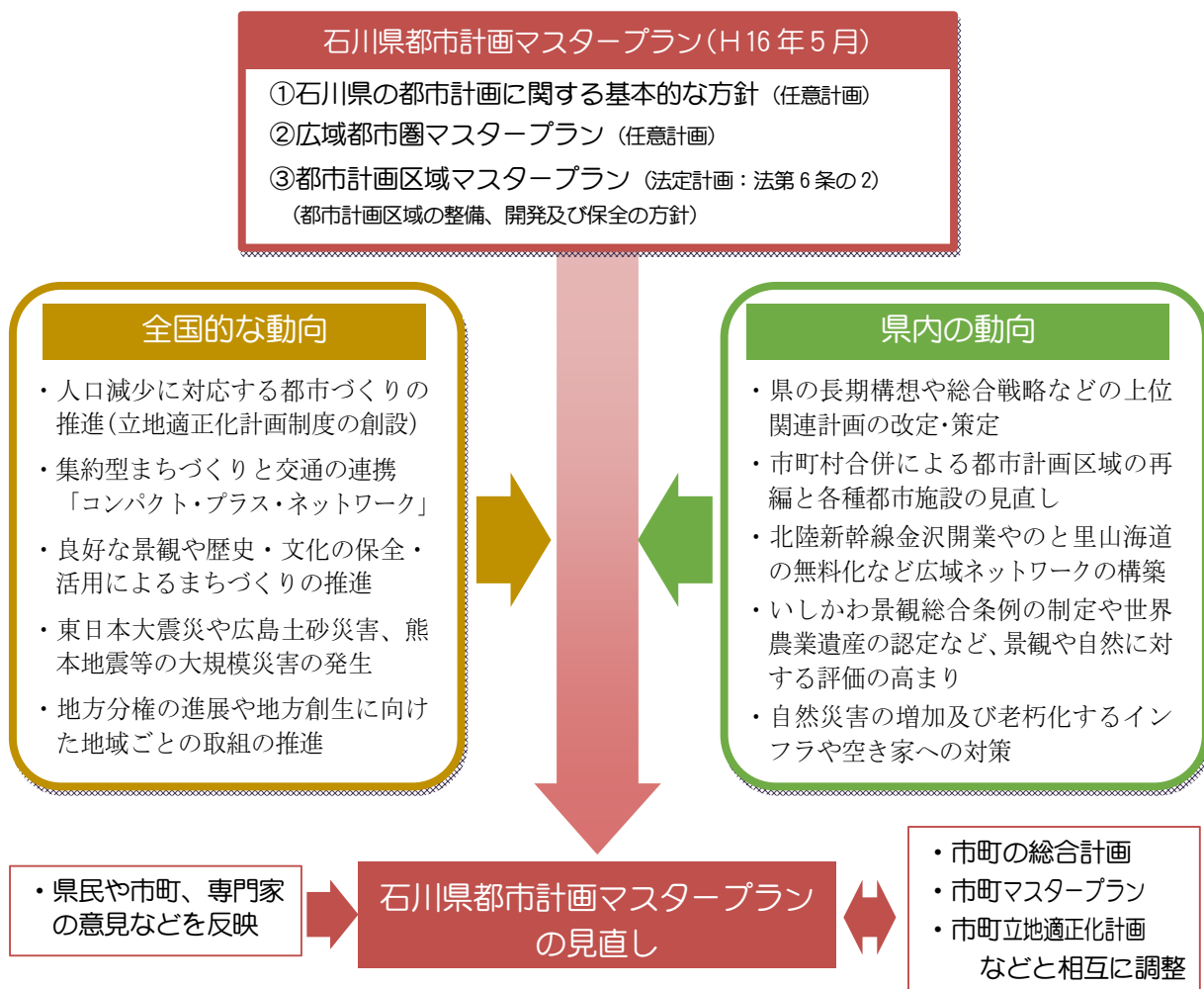
## 1. 見直しの背景

石川県では、平成 16 年 5 月に将来の都市づくりの指針として、「石川県の都市計画に関する基本的な方針」と県内を 4 地域に分けた「広域都市圏マスタープラン」及び、県内 21 の都市計画区域（平成 16 年 5 月時点）ごとに「都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）」を併せた「石川県都市計画マスタープラン」を策定した。その後、県内の市町村合併による都市計画区域の再編や各種都市施設の見直しなど、地域に応じた都市づくりを進めてきた（詳細は次頁参照）。

一方、全国的な人口減少や少子高齢化に対応すべく、平成 26 年に都市再生特別措置法の改正による「立地適正化計画制度」が創設されたほか、地球環境や防災、地方分権等に関する法制度も制定・改正されるなど、様々な分野で社会情勢が大きく変化している。

さらに、本県においても、平成 27 年 3 月には北陸新幹線金沢開業により広域的な交流人口が拡大したほか、県の進むべき方向性を示す『石川県長期構想』の改訂（平成 28 年 3 月）や『いしかわ創生総合戦略』の策定（平成 27 年 10 月）をはじめとした上位関連計画の改定・策定など、本県の目指す方針などが大きく変化している。

これらの変化に対応した新たなまちづくりの方向性を示すため、「石川県都市計画マスタープラン」の見直しを行う。



■ これまでの主な取り組み及び現況と課題 ■

— これまでの主な取り組み（前計画の目標別） —

— 現況と課題 —

【都市計画の目標 1】

まとまりある賑わいの都市づくり

- ・市町村合併に伴う都市計画区域の再編
- ・各市町の特性に応じた土地利用制度の見直し
- ・市街地再開発事業等による中心市街地等の再整備の推進
- ・市独自の居住施策の推進

- 本格的な人口減少時代が到来
- 県内の地域格差が拡大
- 市街地の拡大により人口密度が低下
- 地域に応じた適正な土地利用の誘導が重要

【都市計画の目標 2】

快適で安心して暮らせる都市づくり

- ・新市街地整備と良好な居住環境の整備の推進
- ・まちなか等における老朽建築物の再整備の推進
- ・公営住宅等の長寿命化対策の推進
- ・防災・減災対策の推進

- 良質な宅地は供給された一方、人口密度は低下
- 空き家・老朽ビルは引き続き増加
- 社会基盤等の老朽化が進行
- ハード・ソフト両面で様々な分野との連携強化が必要

【都市計画の目標 3】

活力ある地域拠点の創造と交流の都市づくり

- ・陸・海・空の拠点の機能や連携の強化
- ・産業の振興に向けた拠点整備
- ・道路ネットワークの計画的な構築
- ・自動車から公共交通等への利用転換の促進

- 新幹線開業効果の県内全域への波及が重要
- 観光地のさらなる魅力向上が重要
- 雇用創出に向けた企業立地の推進
- 地域活性化を支援するさらなる道路ネットワークの構築が必要
- 公共交通の利便性向上が必要

【都市計画の目標 4】

個性ある景観と豊かな自然を活かした都市づくり

- ・地域の魅力ある景観の保全・創出
- ・歴史的な街並みの保全、公園・広場等の整備の推進
- ・自然環境の保全と活用

- 地域特性に応じたいしかわの景観形成のさらなる推進が必要
- 豊かで多様な自然の保全・活用及び都市との連携が重要

【都市計画の目標 5】

住民参加型の都市づくり

- ・住民主体のまちづくり活動の進展
- ・住民や民間団体による公共空間の管理・利活用の促進

- まちづくりにおける住民の役割がさらに重要
- 住民をはじめ地域が主体となったまちづくりの推進が重要
- 地域が主体となって活動できる環境の充実が必要



## 2. 目的

「石川県の都市計画に関する基本的な方針」は、県全体における都市計画の基本的な考え方を、「広域都市圏マスタープラン」は、今後の広域的な都市づくりの考え方を、「都市計画区域マスタープラン」は、それぞれの都市における主要な都市計画の考え方を示したものである。

石川県では、この3つを併せて「石川県都市計画マスタープラン」とし、おおむね20年後を目標とした都市づくりの指針とする。

## 3. 役割

### A. 石川県の都市計画に関する基本的な方針

「石川県長期構想（平成28年3月）」における都市計画に関する部分を担うとともに、全県に渡る広域的都市計画（土地利用、都市施設、市街地開発事業等）の基本方針を示す。

### B. 広域都市圏マスタープラン

県土の将来的な広域圏構造を視野に入れながら、交通体系、生活圏、行政機能が広域化している現状を踏まえ、それぞれの地域ごとに共有すべき都市づくりの考え方、地域の拠点とネットワーク等の都市構造を示す。

### C. 都市計画区域マスタープラン

（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

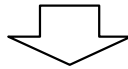
都市計画法第6条の2の規定に基づき、各都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を示す。

### ■ 対象となる都市計画区域 ■

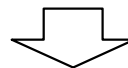
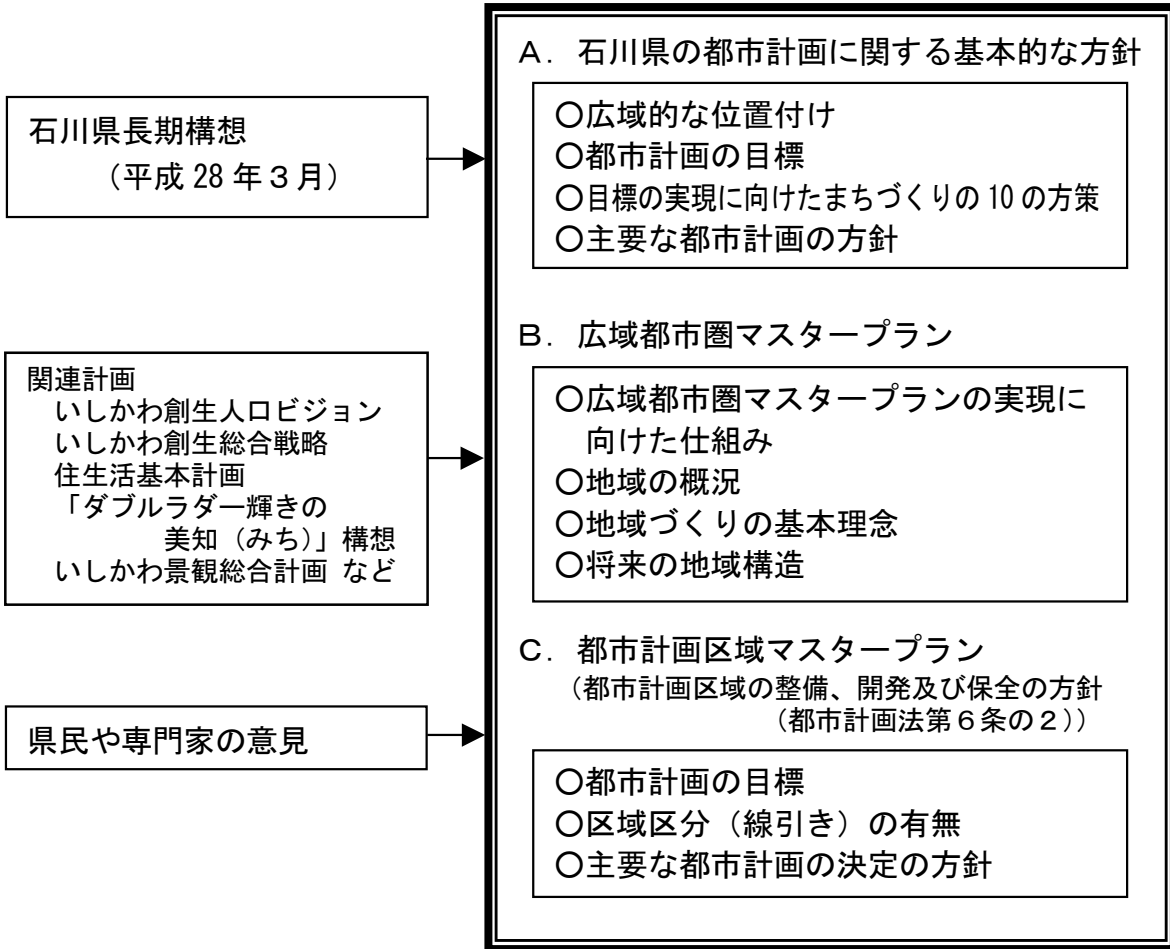


■ 構 成 ■

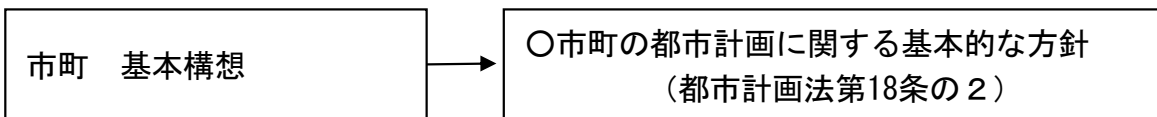
都市計画法第6条の2  
 (都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)  
 都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、  
 開発及び保全の方針を定めるものとする。



石川県都市計画マスタープラン



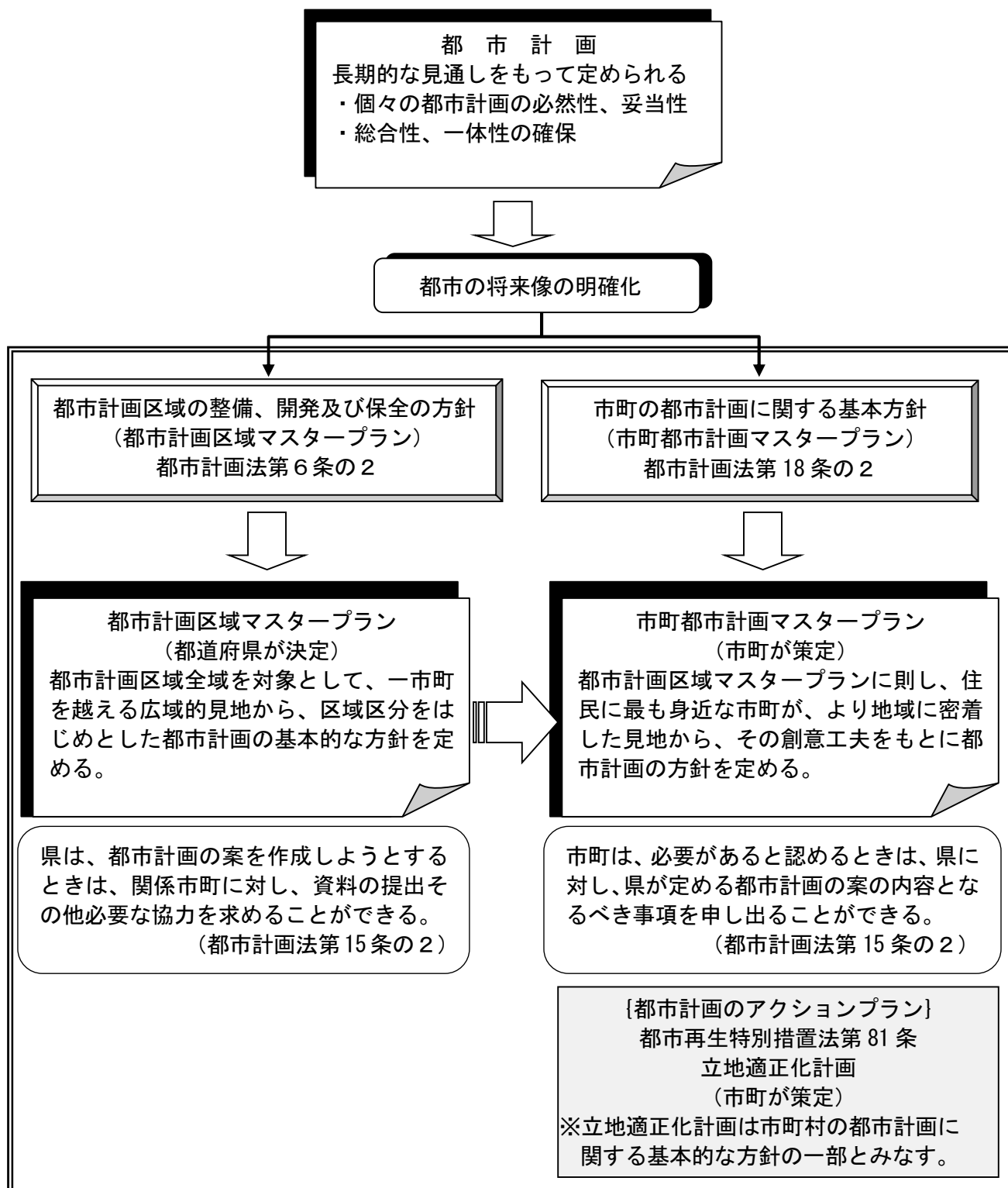
市町都市計画マスタープラン



#### 4. 都市計画区域マスタープランと市町都市計画マスタープランとの関係

都市計画区域マスタープランは、各都市計画区域を対象として広域的、根幹的な都市計画に関する事項を主として定めるもので、市町都市計画マスタープランは、各市町の行政区域を対象として、地域に密着した都市計画に関する事項を主として定めるものである。また平成26年に創設された立地適正化計画は、時間軸をもったアクションプランであり、市町都市計画マスタープランの一部として位置付けられるものである。

■ 都市計画区域マスタープランと市町都市計画マスタープランの関係 ■



A

石川県の都市計画に関する  
**基本的な方針**





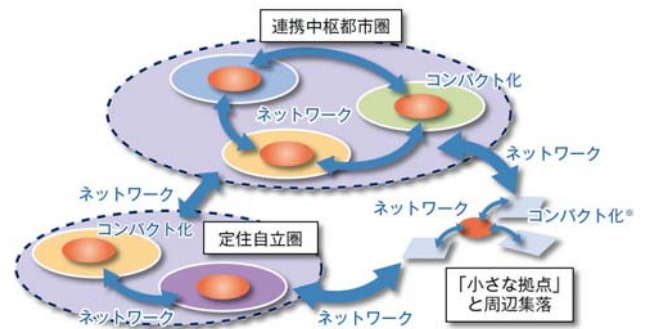
# A 石川県の都市計画に関する基本的な方針

## 1. 広域的な位置付け

我が国の国土の利用、整備及び保全を推進するための総合的かつ基本的な計画である「国土形成計画（全国計画）（平成27年8月、国土交通省）」では、「対流促進型国土形成」を目指すとともに、そのための国土構造、地域構造のあり方として重層的かつ強靱な「コンパクト+ネットワーク」を掲げている。

さらに、石川県を含む北陸圏の将来像を示す「北陸圏広域地方計画（平成28年3月、国土交通省）」では、「日本海国土軸の中核圏域」として、厳しくも豊かで多様な自然、魅力ある都市と農山漁村及び活力ある産業が共生した、圏域内の連携と国内外との対流・交流により我が国の持続的な発展を先導する圏域と位置付けられている。

石川県都市計画マスタープランでは、こうした石川県の広域的な位置付けや行政のブロックを越えた広域的な地域連携における役割を踏まえ、石川県長期構想が目指す「個性、交流、安心のふるさとづくり」の実現に向け、都市計画を含めた総合的なまちづくりを進める。



※集落地域においては居住機能の集約までを本来的な目的とはしない  
重層的かつ強靱な「コンパクト+ネットワーク」  
(出典：新たな国土形成計画（全国計画）（国土交通省）)



北陸圏が目指す2つの将来像  
(日本海・太平洋2面活用型国土形成)  
(出典：北陸圏広域地方計画（国土交通省）)

## 2. 都市計画の目標

石川県では、都市計画の理念を

### “個性、交流、安心を実現する地域主体の持続可能なまちづくり”

と定めて、以下の5つの都市計画の目標に沿ったまちづくりを推進する。

#### 都市計画の目標1 持続可能でにぎわいある集約型のまちづくり

都市の規模や道路や港湾、鉄道などといった交通基盤、地形・地物などの特性に応じて効率的かつ機能的に都市機能を集積し、地域コミュニティやまちなかのにぎわいを創出するとともに、公共交通を軸として居住を誘導することにより、持続可能な集約型のまちづくりを推進する。

#### 都市計画の目標2 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり

既成市街地の総合的な防災力の向上や適切な都市基盤の整備と維持管理・更新など、より一層の防災・減災対策の推進により、強くしなやかなまちづくりを目指すとともに、地域コミュニティの維持・活性化により、住民が安全に安心して、快適に暮らせる居住環境の創出を図る。

#### 都市計画の目標3 活力ある地域拠点の充実と交流のまちづくり

北陸新幹線開業を機に、人とモノの交流を一層盛んにするため、幹線道路網の整備を図るとともに、日本海側の拠点港化に向けた金沢港のクルーズ・貨物の両面からの整備、小松空港のさらなる国際化など、地域の強みを活かした都市の交流拠点や産業拠点などの充実を図り、南北に長い県土において、陸・海・空の多様な都市間ネットワークを活用した広域連携によるまちづくりを推進する。

#### 都市計画の目標4 個性ある景観と豊かで多様な自然を活かしたまちづくり

石川県特有の歴史的・文化的な都市景観の創出や里山里海景観の保全を図るとともに、白山ろくや能登・加賀の海岸線などに代表される多様な自然環境、にぎわい・交流の場となる公園緑地などを保全・活用し、人と自然が共生したまちづくりを推進する。

#### 都市計画の目標5 地域主体のまちづくり

住民や企業・NPOなどの多様な主体による自主的なまちづくり活動を促すとともに、地域の環境や価値の向上に寄与する活動を多面的に支援する。

### 3. 目標の実現に向けたまちづくりの10の方策

石川県には、美しい里山里海や城下町として育まれた歴史や文化など、優れた資源が豊富にある。これらの特性に加えて、人口減少や少子高齢化の進行、地球環境問題の深刻化、国際化の進展、ICT（情報通信技術）の急速な進化、多様な主体の連携と協働などの都市をとりまく環境の変化に対応するため、『まちづくりの10の方策』を定める。

#### 1 地域の特性に応じた集約型のまちづくり

人口減少社会に対応するため無秩序な市街地拡大を抑制し、計画的で持続可能な集約型市街地の構築を進めるとともに、まちなかや地域の拠点における都市機能・居住機能の維持・向上を図る。



鉄道駅周辺の都市機能や居住機能の集積

#### 2 人と環境にやさしい総合的な交通体系の構築

歩いて暮らせるまちづくりの軸となる公共交通の利便性向上や利用促進を進めるとともに、歩行者・自転車利用者にやさしいみちづくりを推進する。



金沢駅西広場の再整備

#### 3 災害に強くしなやかなまちづくりの推進

地震・津波、風水害・雪害及び大規模火災等といった災害から生命・生活を守るため、防災・減災対策を進めるとともに、既成市街地における建物の不燃化や避難地の確保、緊急輸送道路の無電柱化等による市街地の防災力の向上、加えて橋梁や上下水道の耐震化、リダンダンシー（多重性）の確保など、様々な災害に柔軟に対応できる強くしなやかなまちづくりを推進する。



台風被害による電柱倒壊状況



## 4 移住・定住の促進に向けた快適な居住環境の充実

多様な居住ニーズに対応した住環境の維持・充実を進めるとともに、空き家の適正な管理と利活用の促進を図る。



多様な居住ニーズに対応した住環境の創出

## 5 地域の強みを活かした拠点の強化

都市機能を活用した産業・交流拠点の強化を図るとともに、多様な地域の強み(ものづくり産業の集積、伝統工芸などの地域資源、充実した医療環境など)を活かした産業振興を推進する。



産学官の連携による産業の集積

## 6 産業や交流を支える広域ネットワークの形成

鉄道・港湾・空港のさらなる連携強化を図るとともに、「ダブルラダー輝きの美知(みち)」構想に基づく幹線道路ネットワークの整備・充実により、円滑な自動車交通の確保と地域活性化を支援するみちづくりを推進する。



港湾整備による産業拠点の創造



「ダブルラダー輝きの美知(みち)」構想

## 7 個性と魅力ある景観の保全・創出

歴史的な街並みなどの多様な景観資源を保全・創出するとともに、魅力ある景観・観光資源を活かしたまちづくりを推進する。



歴史的な街並みの景観

## 8 豊かで多様な自然環境との共生・保全

白山ろくや能登の里山里海などの豊かで多様な自然環境、にぎわい・交流の場となる公園緑地、都市農地などの保全と利活用を進める。



能登の里山里海

## 9 官民連携など多様な主体の連携

地域と一体となったまちづくりを推進するとともに、地域住民や企業と連携した沿道や水辺環境の向上を図る。



官民協働のまちづくり

(出典：協働のまちチャレンジ事業（金沢市）)

## 10 地域主体の活動を支える仕組みの充実

NPOやボランティアなどの地域活動を支える組織や人材の育成及び支援を進める。



街並み・まちづくりシンポジウム

## 4. 主要な都市計画の方針

### 序) 広域都市計画の方針

広域的な視点で計画的な都市機能の強化を図るため、南北に細長く伸びる石川県の地形的特徴を踏まえて、各圏域の特性を活かしたまちづくりを進める。

市町村合併や一体的な生活圏など地域の実情に応じて、これまで都市計画区域の統合・再編を行ってきたが、今後も引き続き社会情勢の変化や日常生活圏の形成状況などを踏まえ、適切な都市計画区域の指定のあり方を検討する。また、都市計画区域外において、用途の混在や無秩序な開発などがみられる地域や良好な自然環境の保全などを進める必要が高い地域などでは、地域の実情に応じて都市計画区域の指定・拡大や準都市計画区域などの指定を検討する。

持続可能な集約型のまちづくりを推進するため、適切な土地利用の規制・誘導により、無秩序な市街地の拡大を抑制する。また、広域的な観点から隣接する市町との整合性に配慮し、地域特性を踏まえた土地利用の規制と立地適正化計画などに基づく居住誘導施策の一体的な運用を推進する。

地震・津波、風水害・雪害、土砂災害及び大規模火災等といった災害リスクの低減に向け、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策の強化を図る。

#### (1) 土地利用の方針

都市機能が集積している各地域の広域拠点をはじめ、地域連携の拠点となる地域拠点やその他の生活拠点、産業拠点へのさらなる都市機能や居住機能の集約を進めるとともに、空き家や空きビルなどの既存ストックの有効活用や拠点の機能強化を図る。

#### (2) 都市施設の方針

広域結節拠点の小松空港・のと里山空港及び金沢港・七尾港などの空港・港湾や北陸新幹線などの鉄道、「ダブルラダー輝きの美知(みち)」構想(平成28年3月・石川県)に基づく幹線道路ネットワークの整備・充実に取り組む。また、公共交通の利便性向上及び利用促進を図るとともに、歩行者や自転車利用者にやさしい交通環境の形成を図る。

生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、適切な規模の下水道事業や、県土の骨格をなす河川の治水対策などを推進する。

人口減少を踏まえた計画的な施設の配置や規模などの検討、社会資本の適切な維持管理・更新による施設の長寿命化を推進する。

#### (3) 市街地開発事業などの方針

快適で安心して暮らせるように、広域拠点都市などにおけるまちなかの再生・活性化、既成市街地などにおける居住環境の改善及び未整備都市施設の整備促進を計画的に行う。

**(4) 自然的環境の整備又は保全の方針**

白山ろくや能登の里山里海などに代表される多様な自然を保全・活用する。  
 県民の運動・レクリエーションや災害時の避難地となる都市公園の整備・機能向上とともに、河川・海岸などの水辺空間を保全・再生・創出し、ネットワーク化を図る。

**(5) 景観形成の方針**

歴史的街並みや自然景観などの地域特性を活かした魅力ある景観形成を図るため、計画的な建築物などの規制・誘導を推進する。

**(6) 地域主体のまちづくりの方針**

住民や企業・NPOなどの多様な主体による地域の課題解決に向け、自主的・自立的なまちづくり活動を進めるとともに、各種活動への多面的できめ細やかな支援や官民連携によるまちづくり活動を推進する。

## 1) 土地利用の方針

### (1) 基本的な考え方

#### ① 主要用途の配置の方針

都市計画区域内の全ての市町においては、産業の高度化やライフスタイルの変化などを踏まえつつ、用途地域を適正に配置することを基本とする。これにより、魅力を持った多様な商業・業務施設の集積や、充実した道路ネットワークや豊富な水資源などを活かした工業・流通業務の集積による活力ある産業拠点の形成とともに、職住が近接した利便性の高い地域や自然と調和したゆとりある地域などの地域特性に応じた快適な居住環境の充実を図る。

また、各種災害リスクを踏まえ、より安全な地域へ居住の誘導を図る。

#### ② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

人口減少社会に対応した持続可能な集約型のまちづくりを推進するため、郊外への無秩序な開発を抑制するとともに、中心市街地への都市機能の集積と公共交通ネットワークの連携により、中心市街地などの拠点性の向上や地域特性に応じた適正な密度の市街地整備を図る。

#### ③ 市街地における住宅整備の方針

人口減少や少子高齢化に対応しながら、地球環境に配慮した住宅整備を促進するため、中心市街地の活性化に資するまちなか居住の推進や過疎化の進む地方部における地域振興と連携した住宅供給を促進するとともに、良好な街並み形成と省エネ化や高耐久化が図られた環境にやさしい住宅整備を図る。

#### ④ 市街地における居住環境の改善に関する方針

特に配慮すべき問題などを有している市街地においては、まちなかのにぎわいを取り戻し、住民が安全に安心して暮らせるように、中心市街地における低未利用地の活用や老朽ビルの再生、木造密集市街地における居住環境の改善、空き家の適正な維持管理と有効活用により、良好な居住環境の維持・創出及び安全な市街地の形成を図る。

#### ⑤ 市街化調整区域及び用途地域が定められていない地域の土地利用の方針

市街化調整区域及び用途地域が定められていない既存集落などにおいては、良好な環境の維持や適正な土地利用が図られるように、田園環境や自然環境などの保全及び無秩序な開発の防止とともに、既存集落の活力維持や建築物の適正規模への誘導を行う。また、災害リスクの高い地域においては市街化を抑制する。

## (2) 土地利用の主要な方針

### ① 主要用途の配置の方針

#### ●商業・業務施設が多く立地する地域における商業地の配置

商業系用途地域は、駅周辺などの主要な交通結節点やまちなかの商業業務施設が集中している地域のほか、温泉街などに配置し、多様な都市機能の集積と複合化とともに、まちなか居住の推進により、利便性が高くにぎわいのある地域拠点を創出する。

日用品などを提供する店舗が集積している地域や沿道サービス系の施設が立地する幹線道路においては、中心市街地などの拠点との役割を分担しながら、商業系用途地域を基本として配置し、地域のにぎわいの創出を図る。

大規模集客施設の立地などの広域的な影響を及ぼす土地利用に関わる都市計画については、広域的課題を調整し、適切な立地誘導を図る。



まちなかの商業地  
(れんが花道通り<小松市>)

#### ●工業・流通業務の集積する地域における工業地の配置

工業系用途地域は、港湾周辺や既に工業施設が集積している地域に配置し、住宅の混在を防止し、工業に特化した土地利用を図り、工業の利便を増進する。

空港やインターチェンジ周辺などの交通利便性の高い地域では、本県の強みであるものづくり産業のさらなる集積を図るとともに、ニッチトップ企業の育成や次世代産業の創造などを進める。

また、既成市街地で工業施設と住宅が近接又は混在する地域では、環境に配慮した土地利用の規制・誘導やまちづくりのルールづくりなどにより、工場と住宅との共存及び地域活力を維持する。



インターチェンジ周辺の工業地  
(新北部工業団地<白山市>)

#### ●良好な居住環境を形成する地域における住宅地の配置

住居系用途地域では、日常的な利便を確保するため、店舗・業務施設の立地を許容しつつ、公共交通機関の活用や、住宅・福祉施設も含めた生活基盤の整備による良好な居住環境の形成などに配慮する。

良好な居住環境を形成する地域や郊外の市街地では、住居の専用性を高めるとともに、周辺の自然環境との調和や騒音などに配慮した配置を行うことで、良好な居住環境を保全する。

また、地震・津波、風水害・雪害、土砂災害及び大規模火災等の災害に備え、災害に強く安全なまちとなるよう、災害リスクの低い地域に居住を誘導する。



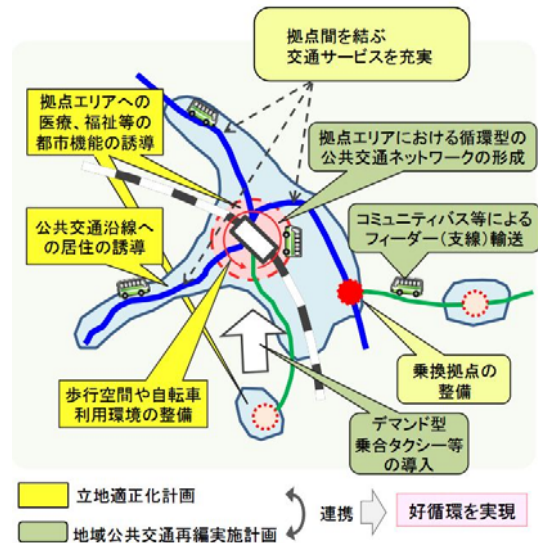
良好な住宅地  
(白帆台ニュータウン<内灘町>)

## ② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

### ●中心市街地などの拠点性の向上

にぎわいある集約型のまちづくりを実現するために、原則として、住居系市街地の拡大を抑制し、まちなかなどの拠点性の高い地域へ人口・産業の集約を進める。また、地域振興・活性化のため地域コミュニティの維持・再生を図る。

駅やインターチェンジ周辺などの交通利便性が高い地域や、商業・業務施設などの都市機能が集積している地域では、空き家・空き地や公的不動産などを有効活用し、医療・福祉・教育・商業などの多様な都市機能のさらなる集積や公園・広場などの公共空地の確保による交流の場づくりなどにより、質の高い拠点的市街地の形成を推進する。



「コンパクト+ネットワーク」のイメージ  
(出典：立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）)

### ●地域特性に応じた適正な密度の市街地の整備

既成市街地では、未利用地の宅地化を推進して、職住近接型の住宅地開発や高度情報化に対応した都市型産業の立地などによる高度化を図る。

また、交通利便性や拠点性の高い地域において、小中学校や商店街、図書館、近隣公園などが近接した利便性の高い生活圏の形成を誘導し、拠点的市街地とこれら複数の生活圏が公共交通によるネットワークで結ばれた集約型都市構造の形成を推進する。

高度経済成長期に整備された住宅地においては、ライフスタイルや多様なニーズの変化にあわせた再整備により、地域特性に応じた比較的密度の高い土地利用の維持を図る。



市街地再開発事業  
(金沢駅武蔵北地区<金沢市>)

### ③ 市街地における住宅整備の方針

#### ● 中心市街地におけるまちなか居住の推進

都市の中心部においては、郊外への人口流出による空洞化や居住者の高齢化が進み、中心市街地の活力の低下や都市全体の魅力の低下がみられる。このため、公共施設をはじめとした各種施設や道路・上下水道などのインフラ整備が充実している中心市街地の利便性を活かし、民間活力の誘導による低未利用地の活用や老朽ビルの再生、高齢者や三世帯同居・近居の住宅整備などを支援する制度の充実、空き家バンクなどの活用による町家や中古住宅ストックの流通促進などにより、まちなか居住を推進する。



空き町家の活用  
(大聖寺地区<加賀市>)

#### ● 人口減少の進む地方部における地域振興と連動した住宅供給

過疎化の進む地方部においては、人口の減少により地域の活力の低下や地域文化の継承の危惧などの問題が起きている。このため、人口流出に歯止めをかけるべく、県外からのU・Iターンの促進を図るとともに、良好な自然環境を求めて移住を希望する人のため、移住・定住の受け皿となる公的賃貸住宅の供給及び適切な維持管理や、空き家の積極的な活用を行う。



定住の受け皿となる住宅地の整備  
(大町川島地区<穴水町>)

#### ● 良好な街並み形成と環境にやさしい住宅の整備

地方都市の特色ある街並み景観の維持保全や継承のため、地域の伝統文化を取り入れた住宅整備を図る。

環境負荷を低減するため、未利用・再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギー対策による低炭素住宅、高耐久の長期優良住宅の普及、ならびに既存ストックの活用などを図る。



いしかわエコハウス  
(出典：いしかわの土木 2016)



#### ④ 市街地における居住環境の改善に関する方針

##### ●地域特性に応じた用途の誘導

教育、研究、文化活動のための環境を保持する地域や、工業系地域での産業利便を増進する地区では、目指すべき魅力ある市街地を形成するために、特別用途地区などを併用した規制強化により、それぞれの地域特性に応じた用途の誘導を図る。

地域に根ざした産業が分散している住宅市街地では、地域の活力維持と居住環境の保全に留意して、特別用途地区などを併用した規制緩和により、地場産業や店舗併用住宅が共存するなど用途の複合化を許容する。

商業や工業施設の移転跡地などの一団の未利用地がある地域では、周辺の土地利用現況や新たな需要、都市全体の将来土地利用計画を見越して、施設立地の誘導又は用途転換を行う。



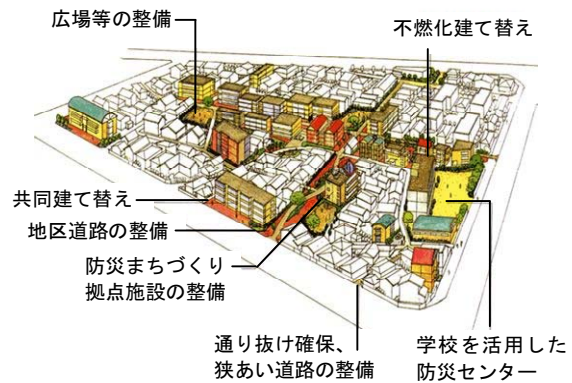
教育・研究の利便を図る地域  
(いしかわサイエンスパーク<能美市>)



まちなかの大規模工業跡地の活用  
(サイエンスヒルズこまつ<小松市>)

##### ●木造密集市街地などにおける居住環境の改善

木造密集市街地や旧耐震基準で建築された住宅が多数存在する地区においては、各々の目指す市街地像に応じて、市街地の改造又は建築更新の誘導などによる建物の耐震化や不燃化を推進する。さらに、無電柱化などによる歩行空間の確保や小公園・オープンスペースの整備により、居住環境の向上と災害に強いまちづくりを推進する。



密集市街地における居住環境の改善イメージ

##### ●良好な居住環境の維持・創出

まちなかの空洞化による空き地・空き家の増加への対策を強化するほか、良好な居住環境を維持すべき低層住宅地などにおいては、地区計画などを活用してマンション立地の抑制などを図り、良好な居住環境の維持・創出を行う。



良好な居住環境の維持・創出  
(相木町<白山市>)

●市街地内の緑地・農地や風致の維持

風致地区や緑地保全地区の指定などにより、市街地内の緑地・農地を積極的に保全するとともに、都市の風致の維持が必要な地域における建築などの制限を行う。

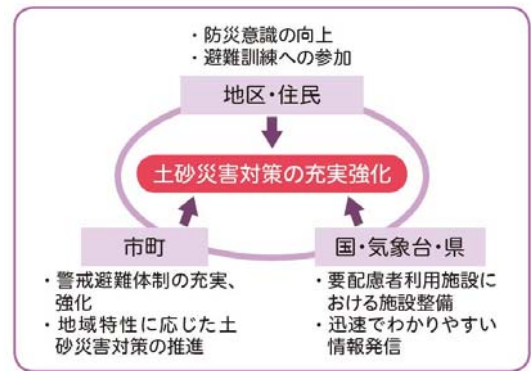


市街地内の緑地や風致の維持  
(金沢市中央風致地区)

●自然災害リスクを踏まえた安全な都市構造への転換

地震・津波や風水害・雪害及び土砂災害等の自然災害のさらなる災害リスクの低減に向け、危険度評価マップの活用等による災害リスクの低い地域への居住の誘導を進めるなど、ハード・ソフト対策が一体となった災害に強くしなやかな都市づくりを推進する。

◆土砂災害対策アクションプログラム



土砂対策アクションプログラム

要配慮者利用施設が立地する箇所や過去に土砂災害があった箇所について、優先的に整備を進めるとともに、わかりやすい情報発信や警戒避難体制の強化などに努める。

⑤ 市街化調整区域及び用途地域の定められていない地域の土地利用の方針

●良好な自然などの保全と災害の危険性の高い地域における市街化の抑制

自然豊かな丘陵山間地や樹林地、砂丘地及び優良農地の田園地帯においては、計画的な開発以外は原則として開発を抑制し、良好な自然環境を保全する。

河川からの溢水、内水湛水、がけ崩れその他の災害の危険性の高い地域では、市街化を抑制するとともに、がけ地近接など危険住宅移転事業やハザードマップによる周知などのソフト対策を促進する。



ハード・ソフトによる総合治水対策  
(金沢市総合治水対策<金沢市>)

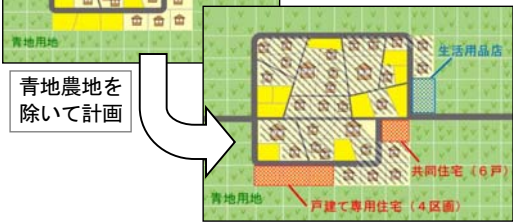
### ●既存集落の活力の維持

既存集落の一部では、人口流出や開発許可による厳しい立地規制などにより地域社会のコミュニティを維持することが困難になりつつある。このため、集落のまちづくりの方針に基づく計画的な整備を許容する制度などを用い、空き家の有効活用による居住や生活に必要な都市機能などを確保・維持するとともに、バスや乗合タクシーなどの公共交通により市街地とのアクセスを確保し、集落の維持・活性化を図る。

[現況]



[計画]



※「白山市開発許可などの基準に関する条例」に基づき集落単位の協議会が作成した計画で市長に認められたものに限る

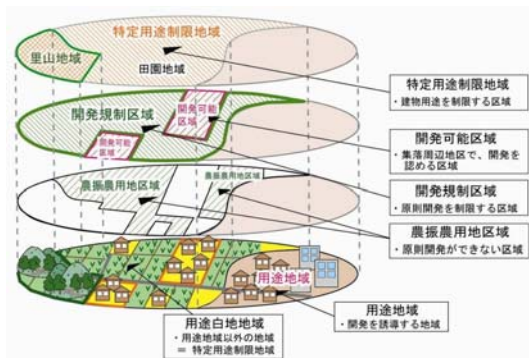
既存集落の活力維持に向けた取り組みイメージ  
(白山市開発許可などの基準に関する条例に基づくまちづくり開発制度の概要<白山市>)

### ●無秩序な開発の防止

市街化調整区域や用途地域の定められていない地域において、建築物の用途・形態が無秩序となる恐れのある地域では、良好な居住環境の維持や地域の特性にあった土地利用を図るため、地区計画制度などを活用し、無秩序な開発を抑制する。

なお、区域区分の定められていない都市計画区域における用途地域の定められていない地域においては、住環境に好ましくない施設整備や無秩序な開発が行われている場合がある。このため、良好な居住環境の維持や地域の特性にあった土地利用を図るため、市町は一定の用途を排除する特定用途制限地域などの地域指定制度を積極的に活用し、無秩序な開発を抑制する。

また、都市計画区域外において、用途の混在や無秩序な開発がみられる地域では、地域の実情に応じて、都市計画区域の指定・拡大や準都市計画区域の指定などを検討する。



集落を含む計画的な土地利用のイメージ  
(能美市土地利用ガイドライン<能美市>)

## 2) 都市施設の方針

### (1) 基本的な考え方

#### ① 交通施設の方針

地球環境に配慮しながら、快適で安全な交通環境を構築するため、都市間における人・ものの交流を支援する代替性・多重性のある交通基盤づくりを推進するとともに、適切な維持管理・更新を行う。

小松空港・のと里山空港及び金沢港・七尾港などの空港・港湾や北陸新幹線などの鉄道、「ダブルラダー輝きの美知(みち)」構想に基づく幹線道路の整備に取り組み、人とももの交流の拡大、県民生活の安全・安心の確保を図る。

交通需要マネジメント施策(TDM)による都市交通の円滑化やモビリティ・マネジメントによる自発的な意識や行動の転換を図り、自動車だけでなく、公共交通及び自転車・歩行者も利用しやすい交通環境の整備を進める。

子供から高齢者まで誰もが円滑に移動が可能となるといったユニバーサルデザインの考え方やバリアフリー化に配慮し、歩道、交通広場、駅などの交通環境の改善を図る。

#### ② 下水道及び河川の方針

良好な水環境を保全・創出するため、県土の根幹をなす河川や流域において、都市化の著しい河川を中心とした治水対策・都市内水害対策の推進をはじめ、水に係わる主要な事業である河川事業と下水道事業との連携及び効果的・効率的な整備などにより、水質の改善や親水性の向上を図る。

#### ③ その他の都市施設の方針

循環を基調とした持続可能な社会を推進するために、自然環境に配慮しながら一般廃棄物処理施設や産業廃棄物処理施設を適正に配置する。

官公庁施設や社会福祉施設などの公共公益施設を、誰もが快適に利用できるように、公共交通機関などの利便性の高いまちなかや地域の拠点に配置する。

## (2) 都市施設の主要な方針

### ① 交通施設の方針

#### ●利便性が高く代替性・多重性のある幹線交通網の形成

全国や世界に繋がる玄関口となる小松空港・のと里山空港や金沢港・七尾港などの空港・港湾をはじめ、首都圏・近畿圏との交流連携軸を形成する北陸新幹線などの鉄道の整備を促進する。

「ダブルラダー輝きの美知(みち)」構想に基づき、これまで2本のはしご状に構築してきた幹線道路ネットワークを活かして、縦軸となる南北幹線を4車線化などにより骨太化するとともに、横軸となる東西幹線に新たな路線を追加して更なる多重化を図り、県土を隈無く網羅する幹線道路網を形成して、時間距離の短縮による県土の更なる一体化や、陸・海・空の交流拠点との連携強化、緊急時の道路ネットワーク確保などに取り組む。

また、地域の拠点施設や幹線道路へのアクセス道路、地域間連絡道路を整備し、都市部や周辺地域との連携を強化するとともに、バスなどの公共交通にも配慮した道路網の充実を図る。

#### ■ 主要な交通施設の方針図 ■



「ダブルラダー輝きの美知(みち)」構想

## ●都市内交通の円滑化

都市内においては、道路利用者の利便性と安全性を確保するために、自動車や自転車・歩行者などを支援する高度道路交通システムの整備や、環状道路など幹線道路網の整備と渋滞の原因となるボトルネック（狭隘な橋、開かずの踏切、信号の長い交差点）の解消、交通需要マネジメント施策による自動車交通の抑制・円滑化、ならびに公共交通の利用促進を図る。

### サービス水準向上による利用促進

- 重要バス路線の高速性・定時性を高めることにより、サービス水準の向上を目指します。



バスレーンの整備

### 地域のニーズに対応した交通機能の整備

- コミュニティバスなど地域の生活を支える多様な交通手段の確保に努めます。



コミュニティバス

### パーク&ライド機能の強化

- パーク&ライド駐車場を拡充し、「自動車+公共交通」による乗り換え移動の普及・活用を図ります。
- 駅やバス停付近の駐輪場を整備し、自転車を活用した公共交通の利用促進を図ります。



公共交通重要路線	
●●●●●	バス(拡充提案を含む)
●●●●●	鉄道

- 中心部の歩行者、自転車、公共交通優先
- P&R機能強化エリア
- 地域のニーズに対応したコミュニティバス等の運行、フィーダー機能強化
- 都心軸
- 市街地



総合的な交通体系イメージ（第4回金沢都市圏パーソントリップ調査）

### ●人と環境に優しい交通機関の充実と利用促進

地域の日常生活を支えるバスや乗合タクシーなどの地域公共交通を充実するとともに、空港や鉄道駅、港などの交通拠点から観光目的地への二次交通の強化を図る。

鉄道やバスなどの公共交通機関の利用を促進し、また環境負荷の無い自転車利用を促進することにより、高齢社会への対応及び環境負荷の軽減を図る。

各交通機関の連携強化や乗継環境の向上を図るために、駅などの交通結節点では、バリアフリー化に配慮した上で、交通広場や自由通路の整備を行うとともに、パーク・アンド・ライド用の公共駐車場、駐輪場の整備や、商業施設などの駐車場の有効利用を推進する。



交通結節点の充実強化  
(JR松任駅自由通路・橋上駅舎<白山市>)

### ●歩行者や自転車を主体とした道路・歩行空間の整備

人々の往来が多いまちなかや利用者の多い主要な駅周辺などにおいては、高齢者などの歩行者や自転車利用者に安全で快適な環境を形成するため、人にやさしいバリアフリーな空間づくりや分かりやすい案内サインの充実、自転車通行空間などの自転車利用環境の向上など、歩行者や自転車が優先される道路環境の形成を図る。

地域固有の文化、商業、観光資源を活かしながら、無電柱化や沿道の街並みと一体となった道路空間整備により、歩行者・自転車の回遊性の向上を図るとともに、道路空間を利用したにぎわい・交流の場づくりを促進し、中心市街地や沿道商店街のにぎわいを創出する。



街路整備に合わせた街並みの一体的整備  
(片山津中央線<加賀市>)



自転車通行空間の整備  
(一般県道東金沢停車場線<金沢市>)



路面標示による観光施設案内  
(金沢市中心部<金沢市>)

### ●防災・減災対策による都市防災力の向上

震災時に救助活動や支援物資の輸送などを担う緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震補強及び無電柱化などといったハード対策を進めるほか、各種ハザードマップを利用した避難訓練の実施などのソフト対策を併せて行い、総合的な都市防災力の向上を図る。

主要な幹線道路やバス路線等においては、雪国における生活の安定を確保しつつ、地域の活性化や定住を促す冬期間道路対策として、堆雪幅の確保や消雪装置の設置とともに、国・県・市が連携した除雪体制の整備による適切な除雪作業の実施により、冬期の交通確保を図る。また、生活道路等においては、多様なメディアを通じた周知・協力要請とともに、必要な支援を行い、町会や学生等による自主的な除雪、消雪を促進する。

歩行者の多い道路や駅前広場においては、無散水消雪やシェルターなどの整備を進め、冬期における歩行環境の向上を図る。



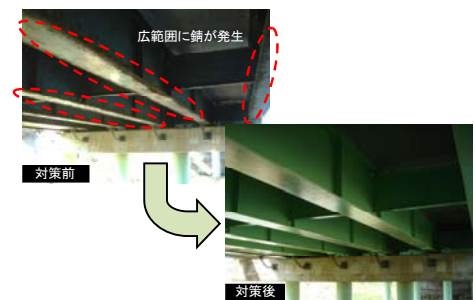
緊急輸送道路の橋梁耐震補強



歩行者に優しい無散水消雪の歩道  
(広坂通り<金沢市>)

### ●老朽化する社会資本ストックの長寿命化

高度成長期に集中的に建設され、高齢化が進む橋梁やトンネルなどの道路施設をはじめとする社会資本ストックにおいては、次世代に健全な状態で継承していくため、各施設管理者が連携して、点検、診断、補修・更新、記録などのメンテナンスサイクルを構築するとともに、社会資本ストックの長寿命化修繕計画に基づく計画的な補修・更新に取り組む。



橋梁の対策事例（再塗装）



## ② 下水道及び河川の方針

### ●下水道の整備推進

下水道整備においては、健全な水環境の構築、生態系の保全、循環を基調とした環境負荷の軽減とともに、耐震化や長寿命化対策による適切な維持管理・更新に努める。

流域下水道をはじめ、公共下水道、集落排水施設などの汚水処理施設については、社会情勢の変化や投資効果、住民ニーズなどを総合的に勘案し、地域の実情に応じた効率的かつ適切な整備を推進する。

また、都市部の雨水対策については、浸水被害の防止を図るため、雨水管渠などの整備を推進する。

循環型社会の形成のため、再生可能エネルギーの有効活用を図るとともに、汚泥は肥料や建設資材などの再資源化に努め、処理水については、融雪用水などとして再利用を図る。



メタン活用いしかわモデル

(再生可能エネルギーの有効活用、地域循環型の汚泥処理)



汚泥処理で発生したメタンガスで発電  
(犀川左岸浄化センター<金沢市>)

### ●河川の整備推進

手取川、犀川など主要な河川において、県土ならびに県民の生命及び財産を守り安全性を確保するため、景観や自然環境に配慮しながら、河川改修などの氾濫防止対策の推進、流域における保水・貯留浸透機能の確保による河川への雨水流入の軽減、内水排除ポンプとの運転調整のほか、非常時の情報伝達や避難体制の整備・充実など、総合的な治水対策を推進する。

都市内の河川・用水の整備においては、都市にうるおいと安らぎを与える空間の創出、水辺の動植物が生息・生育できる環境の保全・再生を図るとともに、河川敷地空間を利用したにぎわい・交流の場づくりを促進し、住民が身近に親しめる憩いの場としての水辺空間を創出する。



県内の河川改修事業  
(上：動橋川 下：犀川)

### ③ その他の都市施設の方針

#### ●廃棄物処理施設の整備推進

循環を基調とした持続可能な社会の構築に向け、廃棄物処理施設の適切な整備を推進し、天然資源の消費と廃棄物などの排出抑制、ならびに循環資源の再使用、再生利用・熱回収などを通じた最終処分量の削減を推進する。



廃棄物処理施設  
(松任石川環境クリーンセンター<白山市>)

#### ●まちづくりと連携した公共公益施設の整備

官公庁施設や社会福祉施設などの公共公益施設においては、誰もが快適に利用できるようにまちなかや地域の拠点といった公共交通の利便性の高い場所に配置することを基本とし、まちの将来像や将来人口を踏まえた広域的な見地からの適正な配置や再編を計画的に進める。また、公有地の活用や公共施設との機能の複合化による民間機能の誘導をはじめ、バリアフリー化や耐震性の強化、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入に加え、県産材などの木材の利用促進により、環境負荷の少ない効率的な施設づくりに努める。



子育て世帯に配慮した施設整備  
(野々市市営つばきの郷住宅<野々市市>)

人々の往来が多いまちなかにおいては、交差点の近辺や観光ルート脇などに、地域の歴史文化に配慮しながら、高齢者や観光客などが気軽に集い、休憩できる広場を整備する。

#### ●情報化社会に対応した基盤整備の推進

災害時の正確・迅速な情報の収集・伝達・共有化を図るため、総合防災情報システムや河川総合情報システムなどを適切に管理・運営するとともに、交通情報や公共交通の運行情報などの収集・提供や公共車両・緊急車両を優先するなど、高度道路交通システム（ITS）の効果的運用を推進する。



石川県河川総合情報システム

### 3) 市街地開発事業などの方針

#### (1) 基本的な考え方

広域的な都市圏の核となる都市では、まちなかへの人口・産業の回帰による活性化を図るために、機能的かつ効率的な市街地整備やまちなか定住の促進に努めるとともに、建築物の耐震化や不燃化推進などによる防災性の向上に努め、災害に強いまちづくりを推進する。

人口減少社会に対応した集約型まちづくりの観点から無秩序な市街地の拡大を抑制しつつ、各都市の特性に応じて、民間の資金、技術、経験などを活用し中心市街地などの低未利用地への都市機能の誘導や都市の再開発による都市機能の再整備、既存インフラの再編を図るとともに、住民が安心して社会生活を営むことができるよう、まちなか居住基盤の再構築を図る。

また、活力ある産業拠点のまちづくりを推進するために、都市の産業を支える工業・研究及び流通などの産業拠点においては、良好な営農・自然環境との調和を図りながら拠点の強化・充実に努める。

#### (2) 市街地開発事業などの主要な方針

##### ●都市基盤や建物の再編などによるまちなかの更新

駅周辺をはじめ、商業・業務施設が集中している中心市街地や温泉街においては、多様化するニーズに対応した建物の再編やにぎわい空間の再生に向け、リノベーションや共同建替え、市街地再開発事業などにより、福祉・文化などの公益施設や公共住宅などの立地による誰もが安心して生活し、社会参加できる環境整備を進めるとともに、商業・観光施設と一体となった沿道空間の整備などを促進し、地域の価値を高めまちの活性化を図る。

木造老朽家屋が密集して防災上危険な地域や避難道路などの周辺については、細分化された土地利用の統合、建物の耐震化や不燃化などによる市街地の防災性向上、道路・広場・公園などの公共施設の整備などを総合的に行い、大規模火災などの災害に強く安全で快適な都市環境を創出する。

また、地域の歴史・文化的財産の保全・復元や回遊ルートの創出、市街地整備による新たな街並みの創出により、魅力ある都市環境を創出する。



市街地再開発事業によるまちなかの更新  
(片町A地区市街地再開発事業<金沢市>)

●低・未利用地の活用や再整備による居住環境の充実

まちなかにおける一団の空き家・空き地などの低・未利用地の活用、老朽化したビルの再生を行うことにより、地域特性に応じたまちなか居住を推進するとともに、都市機能の複合化・集約化を図り、集約型のまちづくりを目指す。

ライフスタイルや社会情勢の変化などにより再整備が必要な駅周辺などの既成市街地では、地域の実情に応じた市街地整備手法を用いて、安全・安心で快適な活力ある市街地への再生・再構築を促進し、快適な都市活動と良好な居住環境の形成を図る。



旧石川県庁舎本館の保全再生  
(しいのき迎賓館<金沢市>)

●重要港湾の物流・交流拠点としての整備・充実

金沢港及び七尾港において国際物流ターミナルの整備を促進し、国際競争力の向上や流通拠点基地としての充実を図るとともに、金沢港や七尾港周辺の工業用地への港湾活用型企業の誘致を推進し、物流拠点及び交流拠点としての機能の充実を目指す。

また、クルーズ船の受け入れに向けた港湾整備や観光地とのアクセス向上のほか、受け入れ体制の充実や戦略的な誘致活動などを進める。



クルーズ船の受け入れに向けた港湾整備  
(金沢港<金沢市>)

●新たな拠点創出による産業の支援

空港、港湾やインターチェンジ周辺、広域幹線道路の沿道などにおいて、適正な土地利用による産業基盤の配置を行うことにより利便性の増進を図るとともに、流通や情報などの関連施設などと一体的な工業団地を、土地区画整理事業などにより計画的に整備する。



計画的な産業拠点の創出  
(金沢外環状道路海側幹線・白山IC)

## 4) 自然的環境の整備又は保全の方針

### (1) 基本的な考え方

自然と共生したうるおいのあるまちづくりを推進するため、白山ろくや能登の里山里海、豊かな水をたたえる河川などの自然環境を保全・活用する。

広域的な見地に基づいた隣接都市間の連携による自然環境保全施策の充実と、都市内の公園・広場や緑化による地球や人にやさしい都市環境づくりを推進するため、県民の様々な活動やにぎわい・交流の場、災害時の避難地となる公園緑地の整備・充実、幹線道路や遊歩道などを活用した緑のネットワーク化を図る。

### (2) 自然的環境の整備又は保全の主要な方針

#### ① 環境保全に関する緑地の配置方針

##### ●丘陵山間地や河川・海岸における連続した緑地・水辺の保全

丘陵山間地の広大な樹林地や里山里海をはじめ、海岸や河川などの自然公園などの水辺は、県土の骨格を構成する重要な要素であり、また水源のかん養、多様な動植物の生息・生育地、ひいては地球温暖化の防止など様々な機能を果たしており、これらの連続性に留意した保全・再生・創出に努める。

田園地域の潟や沼、農業用水などの水辺では、自然環境を保全するとともに、多自然川づくりを基本とし自然にやさしい整備を図る。



木場潟の自然を保全する緑地  
(白山と木場潟<小松市>)

##### ●市街地内緑地の保全と優良農地の保全

市街地内及び里山などの周辺の緑は、身近な動植物の生息・生育地として、風致地区や緑地保全地区などの指定により樹林地などの保全を図る。

ヒートアイランド対策として、建築物の屋上や壁面及び敷地内の緑化、市街地内緑地の整備を推進する。

市街地内及び周辺における緑地や農地などは、多様な機能を有しており、身近な農業体験やレクリエーション・交流の場、災害時の防災空間としての活用及び保全を図る。



市街地内の貴重な斜面緑地  
(浅野川風致地区<金沢市>)

## ② レクリエーションに関する緑地の配置方針

### ●都市公園の整備とネットワークの形成

県民の運動や休養などの場となる運動公園・総合公園や広域公園は、緑の拠点として位置付け、整備の推進と緑のネットワーク化を図るとともに、これら都市公園と市街地や郊外の自然環境とを繋ぐ、幹線道路（街路樹）、河川、遊歩道、サイクリングロードなどの整備・充実を図る。



総合公園の整備  
(奥卯辰山健民公園<金沢市>)

### ●樹林地のレクリエーションの場としての活用

海岸線や丘陵山間地の自然公園など、本県を代表する特徴的な自然環境を保全するとともに、自然環境を活かした魅力的なレクリエーションの場となる自然休養林としての活用を促進する。



自然学習などが行える森林  
(石川県森林公園<津幡町>)

### ●歴史的文化遺産を継承する公園緑地の整備・充実

歴史・文化・伝統を継承する「象徴」として、国指定史跡を中心とした金沢城公園や能登歴史公園などの公園緑地の整備・充実を図るとともに、県下の交流人口の拡大と地域の活性化・魅力向上を図る。



歴史的文化遺産を継承する公園  
(金沢城公園(菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓)<金沢市>)

## ③ 防災に関する緑地の配置方針

### ●自然災害を軽減・防止する緑地の保全

波浪や津波などの自然災害を防止する海岸線の保安林や、土砂崩れなどの地盤災害を軽減・防止する丘陵山間地の樹林地は、県土ならびに県民の生命及び財産を守る重要な緑地として保全する。



自然災害を軽減する保安林  
(のと里山海道沿道)

●避難地・避難路や連続した緩衝緑地の整備

市街地においては、広域防災拠点・基地としての公園緑地とそれを結ぶ避難路としてのネットワークの整備を推進するとともに、延焼や騒音への対策として、街路樹などの連続した緩衝緑地の整備を図る。



幹線道路の騒音を軽減する緩衝緑地  
(西部緑道<金沢市>)

④ 景観構成に関する緑地の配置方針

●自然公園などの景勝地や田園風景の保全

自然公園や県内各所に点在する歴史・名勝などの優れた景勝地、世界農業遺産に認定された「能登の里山里海」をはじめ、海岸や河川・湖沼の水辺景観及び丘陵山間部の樹林地、邑知低地や手取川の扇状地などにある良好な田園風景の保全を図る。



棚田など良好な田園風景の保全  
(白米千枚田<輪島市>)

良好な田園・丘陵山間地を通過する幹線道路においては、沿道景観の保全を図る。

●市街地内やその背景となる緑地の充実・保全

市街地のシンボルとなるような公園緑地や幹線道路の街路樹などの充実により、うるおいある街並みの形成を図る。

都市の景観を構成する市街地内の河川や段丘、市街地の背景となる丘陵地などの緑地は、重要な景観要素として保全を図る。

旧街道筋などの歴史的建造物が残る地域では、伝統的な建築様式を活かした落ち着いたの街並みの保全を図るとともに、地域に応じた緑化を推進する。



都市に潤いを与える緑地<金沢市>

## 5) 景観形成の方針

### (1) 基本的な考え方

霊峰白山や能登・加賀の長く変化に富んだ海岸などの自然景観、さらに歴史的・文化的な街のたたずまいや田園風景など、県土全域に数多くある多彩で良好な景観を守り育て、より魅力的な資源として後世に伝えるとともに、これらの景観資源を活用して交流人口の拡大や地域の活性化を図る。

特に良好な景観形成を図るべき地域については、「景観形成重要エリア」などに設定し、建築物や屋外広告物などについて、地域特性に応じたきめ細やかで適切な規制誘導などを行う。

### (2) 景観形成の主要な方針

#### ●多様な自然景観の保全と創出

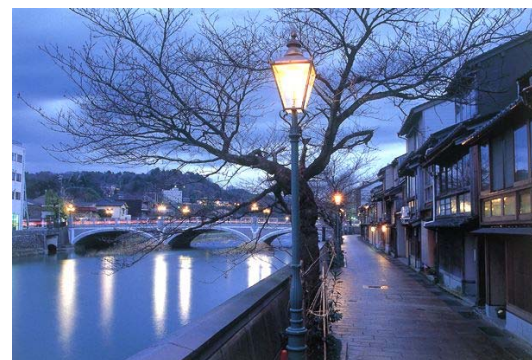
ふるさとの美しい自然や優れた眺望は、それ自体が本県を代表する景観であるだけでなく、様々な景観の構成要素としても不可欠であることから、現在ある良好な自然景観を保全するとともに、新たな景観の創出に努める。



眺望景観の保全  
(柴山潟から望む白山<加賀市>)

#### ●歴史的・文化的な街並み景観や田園景観の保全と創出

人が長い年月をかけて生活の営みの中で創り上げてきた街並みや里山・田園は、地域を特徴づける重要な景観であることから、無電柱化などにより歴史的・文化的な景観を保全するとともに、荒廃しつつある景観の修景・再生に努める。



伝統的な街並みの保全  
(主計町<金沢市>)

#### ●日常生活空間における快適な景観づくり

県民がやすらぎやうるおいのある生活を送るためには、日常の生活空間における景観が重要であることから、住宅地などの景観の保全・創出に努める。



住宅地の快適な景観づくり  
(末松ガーデンアイル<野々市市>)



●未来に向けた新たな都市景観の創出

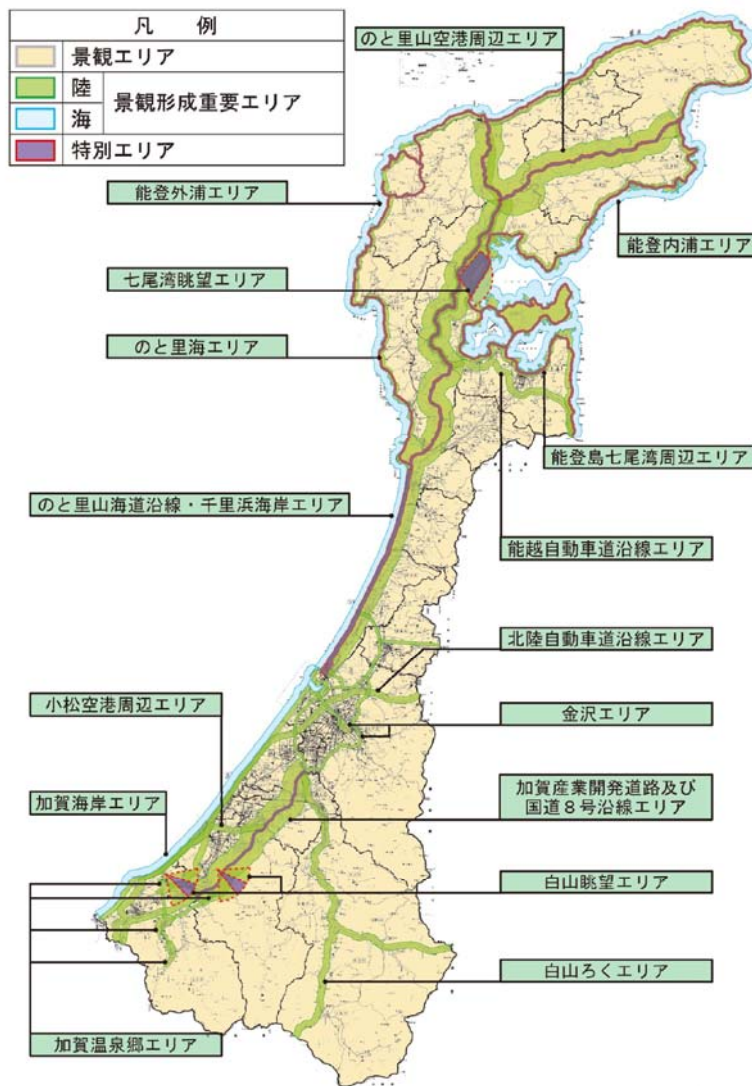
県民が愛着と誇りを持てる魅力的な都市・市街地の景観形成が重要であることから、近代的な都市景観の創出や新たな伝統文化の創造に向けた個性的で統一感のある都市景観の創出に努める。



新たな都市景観の創出  
(金沢駅東広場 (もてなしドーム) <金沢市>)

●広域的・連続的・拠点的な景観の保全・創出

広域幹線道路や交通・観光の拠点における景観は、県民のみならず来訪者にとっても目にする機会が多く、本県を印象づけるものであることから、自然景観や文化的な景観、あるいは都市・集落景観などを総合的にとらえ、それらの連続性の確保やより良好な景観の保全・創出に努める。



いしかわ景観総合計画

## 6) 地域主体のまちづくりの方針

### (1) 基本的な考え方

安全・安心で良好な環境の保全や創出を図るために、住民や事業者、NPO、行政などの多様な主体による自主的・自立的なまちづくり活動を促すとともに、積極的な情報公開や相談体制の充実など、まちづくり活動を支える多面的な支援や活動しやすい環境づくりにより、相互の役割分担の認識を深め、魅力的なまちづくりを推進する。

県民のニーズにあったまちづくりを効率的に推進するために、民間の資金、技術、経験などの活用（PPP/PFI）や、エリアマネジメント活動の促進など、官民協働による効率的な公共サービスの向上などを図る。

### (2) 地域主体のまちづくりの主要な方針

#### ●地域主体の自主的・自立的なまちづくりの推進

県民相互が連帯して支え合い、住民や事業者、NPO、行政などの多様な主体が、自主的・自立的に担い手となってまちづくりが行えるよう、行政は積極的に情報を提供するとともに、技術的・財政的なサポートに努める。

県民は、花植えや清掃などの道路美化活動（アドプト制度）や除雪など、身近なまちづくり活動への参画、コミュニティの醸成に努める。

また、地震・津波、風水害・雪害、土砂災害及び大規模火災等などの災害時においても行政と住民が自助・共助・公助の役割分担のもと、相互に密接な連携をとり協働体制を整えることにより、災害に強いまちづくりに努める。

県や市町においては、都市計画決定における手続きや情報提供を充実させ、住民が主体となった地区計画などの策定に向けた環境づくりに努めるとともに、土地所有者やNPOなどの発意による都市計画に関する提案制度に対して、適切に対応する。



官民協働による環境美化活動  
(いしかわ我がまちアドプト制度<金沢市、羽咋市>)

### ●地域主体のまちづくりを進める体制や仕組みの充実

住民や企業・NPOなどが、主体的・積極的にまちづくりに取り組むことができるよう、地域の特徴に応じた計画策定や各種支援制度の創設のほか、公共空間の利活用の促進などを図る。

県民からのまちづくりの発意や取り組みに応え、また市町が進める都市計画づくりに対し、「公益財団法人いしかわまちづくり技術センター」が中心となり、相談体制の充実や行政と住民の橋渡しを行うとともに、住民やNPOなどのまちづくりの担い手間の情報交換や交流を支援し、ネットワークの拡大を図る。

また、県民のまちづくりに対する意識啓発を図るためまちづくり活動の情報発信を行うとともに、将来のまちづくりを担う子供たちに対し、まちづくり学習やワークショップなどを通じて、まちづくりへの関心を高めるなど、人材育成を推進する。



まちづくり学習  
(わくらっこ応援団によるもてなし  
ベンチづくり<七尾市>)

### ●民間との連携、民間活力の導入

国、県、市町の連携に加え、NPOやまちづくり協議会などの民間のまちづくり活動との連携を進め、地域の創意と工夫を活かし、住民と行政とのパートナーシップに基づいた実効性のあるまちづくりを推進する。

民間と県や市町が協力し合うことにより、大きな効果が見込まれる事業については、PPP/PFI方式の導入検討など、民間との連携強化を図る。

また、地域における良好な環境や価値を維持・向上させるため、住民・事業主・地権者などが協働した持続的なエリアマネジメント活動を促進する。



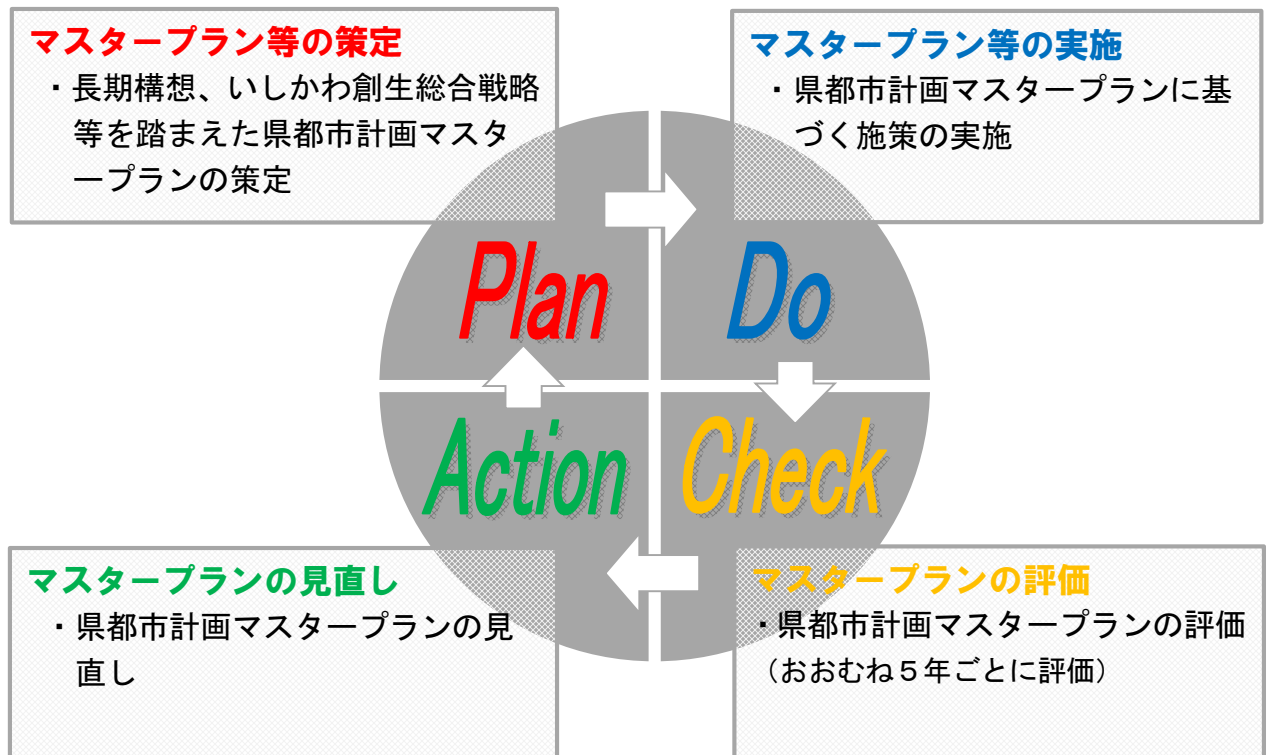
行政と市民との連携による街並み形成の創出  
(山中温泉ゆげ街道<加賀市>)

## 5. 計画のマネジメント

本計画の推進に当たっては、進捗を定期的に評価し、社会経済情勢や上位関連計画との整合性も図りながら、適宜見直しを行う。評価に当たっては、おおむね5年ごとに評価を行い、定期的かつ効率的に取り組みの推進を図る。

〔 マネジメント・サイクルを重視し、客観的なデータやその分析・評価に基づく状況の変化や今後の見通しに照らして、都市計画総体としての適切さを不断に追求していくことが望ましい。  
〔都市計画運用指針 III-2 5.マネジメント・サイクルを重視した都市計画〕 〕

### ■ 計画のマネジメントのイメージ ■





# 計画の体系

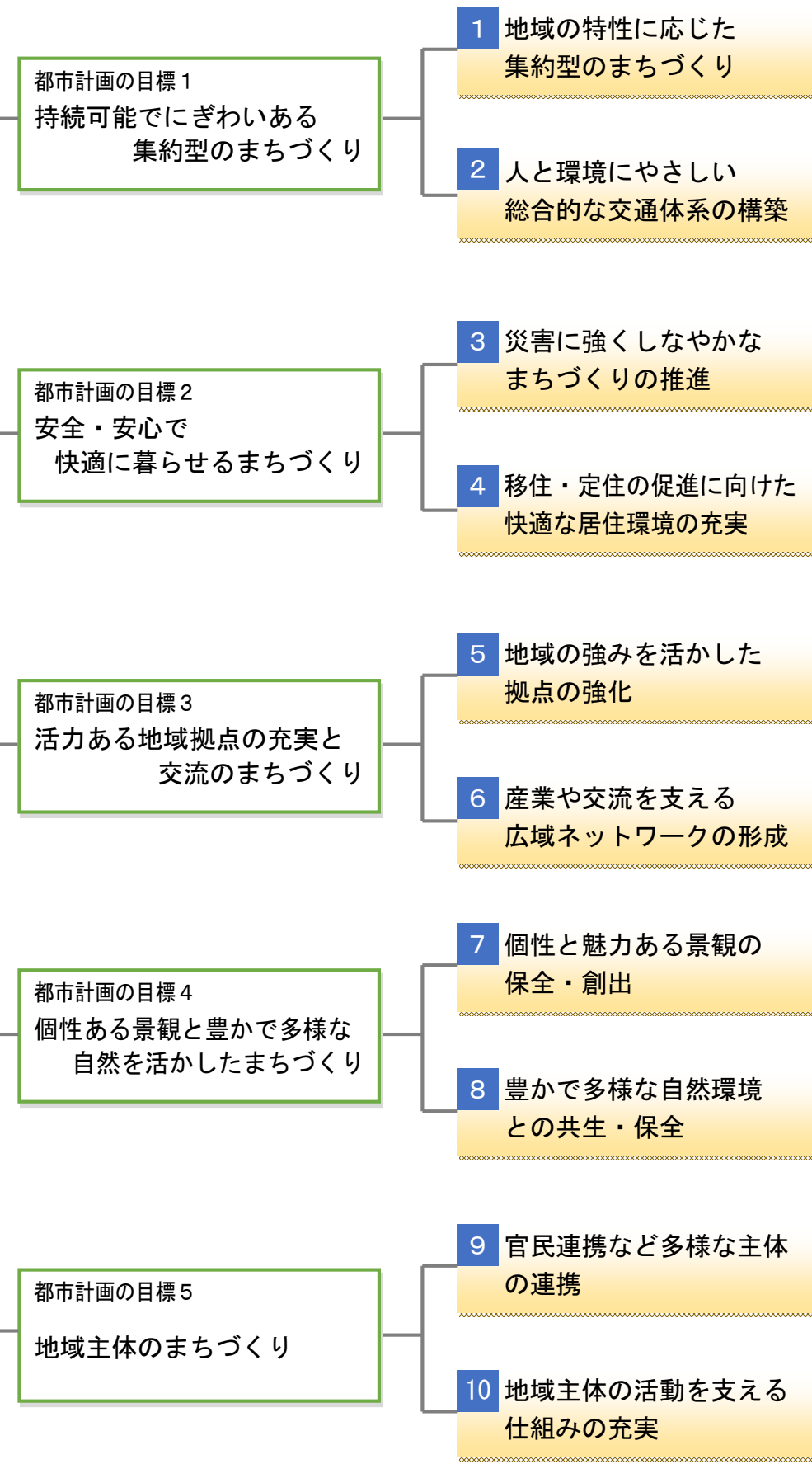
都市計画の理念

都市計画の目標

まちづくりの10の方策

主要な都市計画の方針

個性、交流、安心を実現する地域主体の持続可能なまちづくり



区分	主な方針	主な方針 (【 】内の番号は「まちづくりの10の方策」との対応を示す)
1) 土地利用	①主要用途の配置の方針	●商業・業務施設が多く立地する地域における商業地の配置【1】 ●工業・流通業務の集積する地域における工業地の配置【5】 ●良好な居住環境を形成する地域における住宅地の配置【4】【3】
	②市街地における建築物の密度の構成に関する方針	●中心市街地などの拠点性の向上【1】 ●地域特性に応じた適正な密度の市街地の整備【1】【4】
	③市街地における住宅整備の方針	●中心市街地におけるまちなか居住の推進【1】【4】 ●人口減少の進む地方部における地域振興と連動した住宅供給【4】 ●良好な街並み形成と環境にやさしい住宅の整備【4】【7】
	④市街地における居住環境の改善に関する方針	●地域特性に応じた用途の誘導【4】【5】 ●木造密集市街地などにおける居住環境の改善【3】【4】 ●良好な居住環境の維持・創出【1】【4】 ●市街地内の緑地・農地や風致の維持【8】 ●自然災害リスクを踏まえた安全な都市構造への転換【3】
	⑤市街化調整区域及び用途地域が定められていない地域の土地利用の方針	●良好な自然などの保全と災害の危険性の高い地域における市街化の抑制【3】【8】 ●既存集落の活力の維持【2】【4】 ●無秩序な開発の防止【1】【4】
2) 都市施設	①交通施設の方針	●利便性が高く代替性・多重性のある幹線交通網の形成【3】【6】 ●都市内交通の円滑化【2】 ●人と環境に優しい交通機関の充実と利用促進【2】 ●歩行者や自転車を主体とした道路・歩行空間の整備【2】 ●防災・減災対策による都市防災力の向上【3】 ●老朽化する社会資本ストックの長寿命化【3】
	②下水道及び河川の方針	●下水道の整備推進【3】【4】【8】 ●河川の整備推進【3】【8】
	③その他の都市施設の方針	●廃棄物処理施設の整備推進【8】 ●まちづくりと連携した公共施設整備の推進【1】【2】 ●情報化社会に対応した基盤整備の推進【3】
3) 市街地開発事業	①市街地開発事業などの主要な方針	●都市基盤や建物の再編などによるまちなかの更新【1】【3】 ●低・未利用地の活用や再整備による居住環境の充実【1】【4】 ●重要港湾の物流・交流拠点としての整備・充実【5】【6】 ●新たな拠点創出による産業の支援【5】
4) 自然的環境の整備又は保全	①環境保全に関する緑地の配置方針	●丘陵山間地や河川・海岸における連続した緑地・水辺の保全【8】 ●市街地内緑地の保全と優良農地の保全【8】
	②レクリエーションに関する緑地の配置方針	●都市公園の整備とネットワークの形成【8】 ●樹林地のレクリエーションの場としての活用【8】 ●歴史的・文化的遺産を継承する公園の整備・充実【7】【8】
	③防災に関する緑地の配置方針	●自然災害を軽減・防止する緑地の保全【3】【8】 ●避難地・避難路や連続した緩衝緑地の整備【3】
	④景観構成に関する緑地の配置方針	●自然公園などの景勝地や田園風景の保全【7】【8】 ●市街地内やその背景となる緑地の充実・保全【7】【8】
5) 景観形成	①景観形成の主要な方針	●多様な自然景観の保全と創出【7】【8】 ●歴史的・文化的な街並み景観や田園景観の保全と創出【7】【8】 ●日常生活空間における快適な景観づくり【4】【7】 ●未来に向けた新たな都市景観の創出【7】 ●広域的・連続的・拠点的な景観の保全・創出【7】
6) 地域主体まちづくり	①地域主体のまちづくりの主要な方針	●地域主体の自主的・自立的なまちづくりの推進【9】【10】 ●地域主体のまちづくりを進める体制や仕組みの充実【9】【10】 ●民間との連携、民間活力の導入【9】【10】

基本的な方針

B

# 広域都市圏 マスタープラン







# B 広域都市圏マスタープラン

## 序. 広域都市圏マスタープランについて

### 1) 広域都市圏マスタープランの位置付け

広域都市圏マスタープランは、全県にわたる広域的都市計画の基本的方針を明らかにする「A. 石川県の都市計画に関する基本的な方針」に基づき、県土の将来的な広域都市圏構造を視野に入れながら、交通体系、生活圏、行政機能が広域化している現状を踏まえつつ、それぞれの地域ごとに共有すべき都市づくりの考え方、地域の拠点とネットワーク等の都市構造を示すもので、おおむね20年後を目途とするものである。

### 2) 地域区分について

地域区分は、通勤状況や医療圏などの日常的なつながり、従来の広域行政組織としての枠組み及び上位関連計画の地域区分との整合を勘案して、奥能登、中能登、石川中央、南加賀の4地域とする。

### 3) 広域連携について

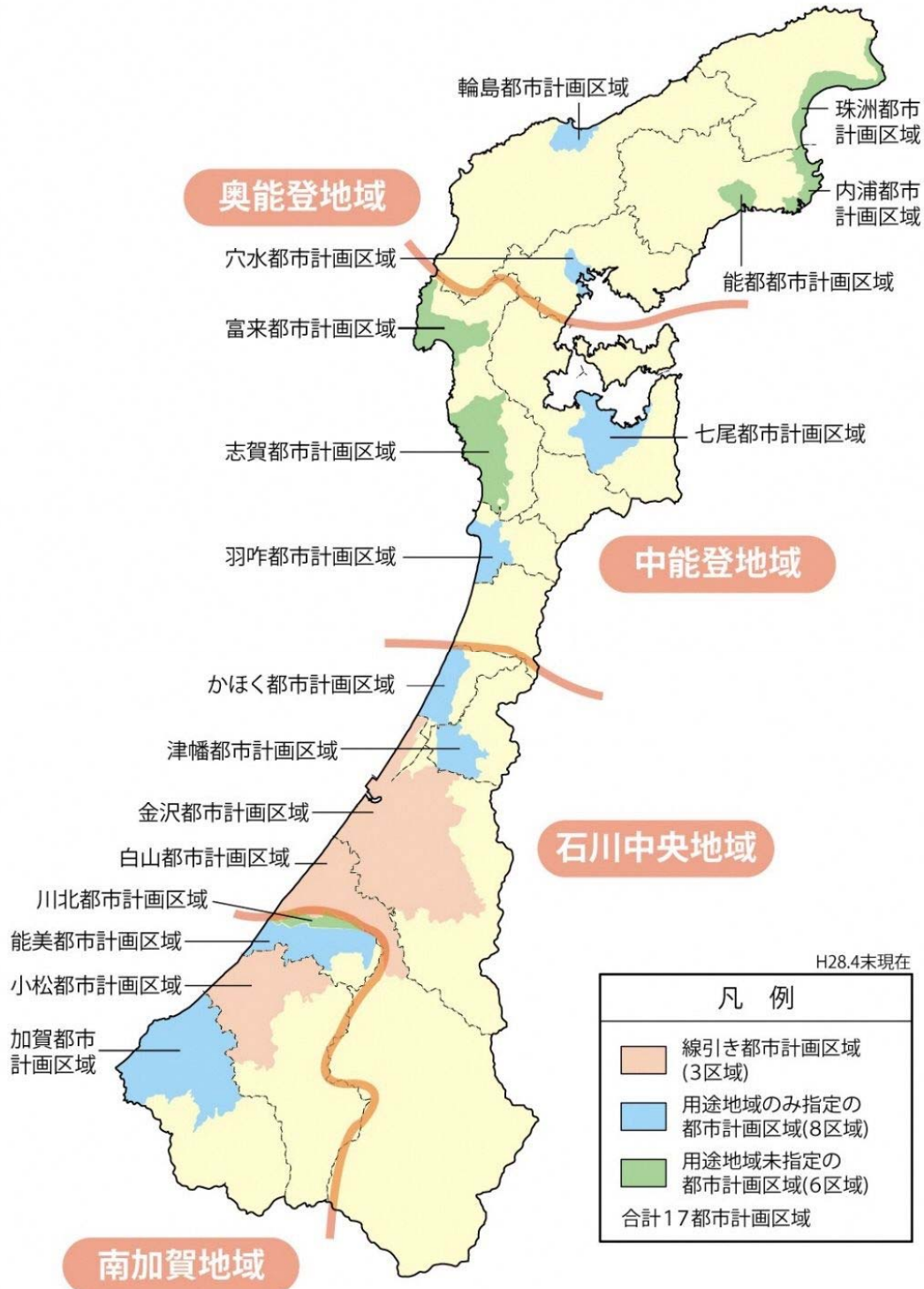
交通体系、生活圏、行政機能が広域化している状況を踏まえ、各市町の枠を越えた広域的な視点での連携や整合性を持った持続可能なまちづくりを展開する必要がある。

県として、各市町が都市計画を定めるにあたり、関係市町が意見交換・情報共有を行う場を設け、広域的な都市環境の整合を図ることにより、市町の連携強化を促す。

#### ■ 関係市町の意見交換・情報提供の場 イメージ ■



■ 広域都市圏マスタープランの地域区分 ■



# 1. 奥能登地域 広域都市圏マスタープラン

## 1) 地域の概況

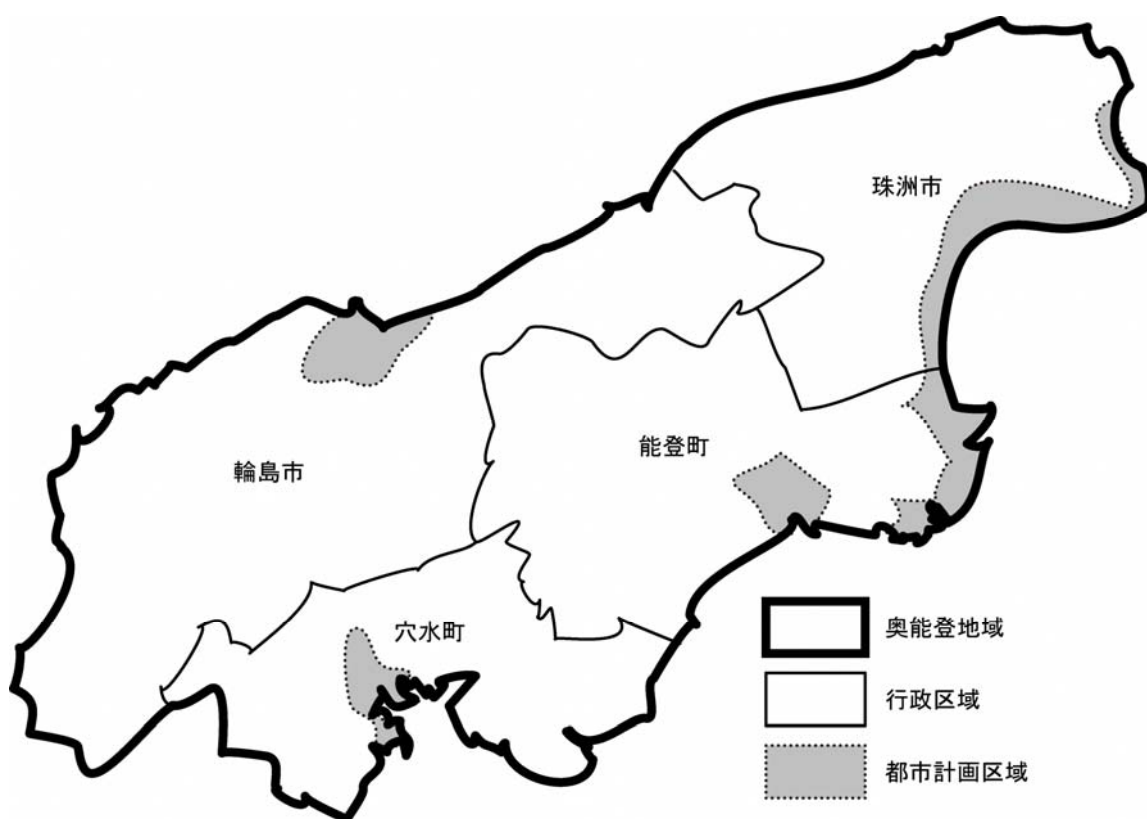
### (1) 地域の構成

奥能登地域は、輪島市、珠洲市、穴水町、能登町の2市2町で構成され、全市町で都市計画区域が指定されている。

内浦都市計画区域、能都都市計画区域については町村合併に伴い、今後は一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、一つの都市計画区域として取り扱う。

都市計画区域の範囲及び規模は、次の通りである。

都市計画区域名	市町名	範囲	面積
輪島都市計画区域	輪島市	行政区域の一部	1,376ha
珠洲都市計画区域	珠洲市	行政区域の一部	2,980ha
穴水都市計画区域	穴水町	行政区域の一部	1,080ha
内浦都市計画区域	能登町	行政区域の一部	1,948ha
能都都市計画区域			1,294ha



## (2) 地域の概況

本地域は、能登半島の北部に位置し、周囲を取り囲む美しい海岸線の多くは能登半島国立公園に指定され、世界農業遺産「能登の里山里海」にも認定されている。平坦地が少なく、約 75%が山地・丘陵地で構成されているが、古代より大陸文化交流の玄関口として栄え、海上輸送の寄港地となるなど重要な地域であり、豊かな自然景観や守り継がれた歴史・文化、豊富な食文化、輪島朝市、揚げ浜式の塩田などの地域固有の資源を有している。

また、本地域では県都金沢市と能登半島を結ぶのと里山海道や能越自動車道、珠洲道路の整備が進められており、のと里山空港との一体的な活用により、三大都市圏及び富山県、石川中央地域、中能登地域等との交流・連携の拡大と一層の地域振興が期待されている。

本地域の人口は、平成 27 年現在で 68,195 人であり、過去 20 年で 3 万人近い減少が見られる。また、65 歳以上人口は 44.8%を占め、県全体の 27.5%と比較しても高齢化の進展は著しいものとなっている。人口の流動は、山地・丘陵地が大半を占めることから、海岸線に沿った流動が中心となっており、日常圏は自市町内が中心となっている。なお、本地域の市町で奥能登広域圏事務組合を構成し、広域行政サービスや消防などの分野で広域行政として連携しており、日常的なつながりを強くしている。

## (3) 地域の主要課題

本地域は、恵まれた自然環境に加え、その立地条件から海路の拠点となる港を中心に市街化が進んできた。しかし、若者の流出と高齢化のさらなる進行、観光を含めた地域間交流の衰退、就労機会の不足といった問題が生じている。

このため、のと里山空港や北陸新幹線による大都市圏からの時間距離の短縮効果を背景として、地域連携のネットワーク基盤づくりや美しい里山里海景観、歴史・伝統・文化などといった地域の強みを活かした観光拠点の創出、就業の受け皿となる産業対策や就業環境の整備など、本地域の活性化に向けて地域全体の活力の維持・向上が求められている。

また、地域の経済・活力を維持・発展させるためには、U・I ターンや都市と地方での二地域居住の推進、安心して子供を産み育てられる社会環境の整備など、特に若年層を中心とする定住及び都市圏からの移住環境づくりが不可欠となっている。さらに、高齢社会に対応した、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、公共交通の確保・維持や歩行者・自転車にやさしいみちづくり、バリアフリーの環境整備等の充実が求められている。

そのため、これらの課題の解消にあたっては、多様な主体の連携・協働によるコミュニティの持続・再生などを併せて進めることにより、地域が主体となった総合的な生活環境の充実が求められている。

## 2) 地域づくりの基本理念

本地域は、海岸線の多くが能登半島国定公園に指定され、袖ヶ浜海岸や鉢ヶ崎海岸、九十九湾などに代表される良好な自然環境が連続している。また、日本海に面した急傾斜地に広がる白米千枚田をはじめ、ユネスコ無形文化遺産「あえのこと」、「青柏祭の曳山行事」や日本遺産「キリコ祭り」等の守り継がれた文化など、自然や歴史・文化に根付いた地域資源が数多く存在していることから、世界農業遺産「能登の里山里海」に認定されている。

これらの恵まれた地域資源やこれまでに整備された都市基盤等を最大限に活かすとともに、多様な主体の連携・協働により、次の基本理念に基づき「能登の里山里海など豊かな自然と歴史に育まれたゆとりと交流のあるまちづくり」を進め、石川県の北の玄関口として交流人口の拡大による地域の活性化を図る。

### (1) 里山里海の豊かで多様な資源の保全・活用による交流環境づくり

「能登の里山里海」が織りなす美しい景観や良好な自然環境、生物多様性、農林漁業、歴史、伝統工芸産業、文化などの地域資源を保全・活用する。

また、優れた地域資源を積極的に活用し、スロートゥリズム等の観光資源の発掘・磨き上げとともに、駅や空港などの交流拠点での情報発信や地域の人々との交流の場などの環境づくり、魅力ある風景を楽しむ「いしかわ風景街道」の整備やいしかわ景観総合計画による広域的・連続的な景観形成などを進め、交流人口の拡大と地域活力の維持増進を図る。

### (2) 交流と連携を支えるネットワークづくり

のと里山海道、能越自動車道（輪島道路、穴水道路）、珠洲道路（(一) 柏木穴水線、(主) 珠洲穴水線、(主) 内浦柳田線）、門前道路（(主) 穴水門前線）、輪島道路（(主) 七尾輪島線）、一般国道 249 号などの多重な道路網の整備・充実を図るとともに、北の玄関口であるのと里山空港の利用を促進しながら、半島地域全体の広域交流の促進や災害時の代替性・多重性の確保を図る。さらに、本地域の都市間の交流を強化するため、きめ細かい交通網の整備・充実とともに、観光に資する「寄り道パーキング」の整備や「道の駅」の活用を図る。

また、社会基盤の耐震化や適切な維持管理による長寿命化を図るとともに、地震・津波、風水害・雪害及び土砂災害等の自然災害並びに大規模火災及び原子力災害等に対し、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策の強化を図る。

### (3) 自然と調和した活力ある産業づくり

食・健康などと連携した農林漁業の活性化、輪島塗・珠洲焼などの伝統工芸の振興を図るとともに、農林業生産基盤とのバランスや景観・自然環境の保全に配慮しつつ、計画的な産業用地の確保を図る。

また、北陸新幹線や能越自動車道（輪島道路、穴水道路）、のと里山空港、輪島港などの陸・海・空の広域ネットワークの整備を活かし、地域全体の魅力を全国に発信し、観光産業の展開・振興を図る。

#### (4) 地域資源を活かした移住・定住環境づくり

地域に根づいた歴史や伝統・文化を活かしながら、文化の醸成空間としてまちなかの再生を図る。

また、生活に必要な都市機能をまちなかや地域の拠点に集約するとともに、日常生活を支える公共交通の確保・維持、空き家の適切な維持管理と活用等により既存の生活環境を改善しながら、U・Iターンや二地域居住の受け皿づくり、里山里海を活かしたグリーンツーリズムを進めるなど、魅力ある移住・定住環境を整備する。

#### (5) 豊かな自然を活かした地域主体のまちづくり

住民やボランティア、NPO等の多様な主体が一体となり、多様な地域資源を保全・活用しながら、郷土への愛着や誇りを育むとともに、コミュニティの持続・再生及び地域のつながりの形成を図る。これらを支えるために医療や介護、住まい、生活支援サービスが連携し、いつまでも安心して暮らせる環境づくりを進める。

### 3) 地域構造の基本方針

奥能登地域は、人口減少及び高齢化が顕著に進んでおり、本地域の活力を維持・向上するためには、里山里海の豊かな自然や地域に根ざした生活文化を保全・活用するとともに、輪島塗をはじめとした伝統工芸産業や農林水産業と連携した食・健康等をテーマとした観光振興を図る。

また、観光拠点の創出や「ダブルラダー輝きの美知(みち)」構想の着実な推進による交通基盤の機能維持・向上による時間距離の短縮を図り、定住促進や交流人口の拡大を進める。さらに、多様な地域資源や空き家等の既存ストックを活用した都市と農山漁村との交流の促進、魅力ある移住・定住環境を創出するとともに、コミュニティの持続・再生などにより、地域の活力を育む。

#### (1) 拠点となる都市

##### ① 輪島

輪島では、輪島塗などに代表される伝統工芸産業の振興を図るとともに、輪島らしさを代表する特徴的な街並み景観の向上、輪島港マリンタウンをはじめとする良好な居住環境を活かした新たな魅力を創出し、観光交流型の拠点形成を図る。

##### ② 珠洲

珠洲では、美しい海浜環境や豊かな自然環境、地域に根ざした生活文化等の地域資源や既存ストックを活かしながら、健康で歩いて暮らせるにぎわいのある拠点形成を図る。

##### ③ 能登

能登(内浦、宇出津、柳田)では、移住・定住の促進による人口の定着と交流人口の拡大に向けて、地域文化の継承・創造と合わせた生活関連施設の整備により、ふるさと交流拠点の形成を図る。

#### ④ 穴水

穴水では、豊かな自然環境に恵まれた奥能登地域のゲートウェイとして、広域的にも重要な役割を担う区域であり、交流人口及び定住人口の拡大に向け、地域文化の継承・創造と合わせた生活関連施設の整備により、ふるさと交流拠点の形成を図る。

### (2) 主に都市計画区域内における土地利用

#### ① 市街地ゾーン

農業的土地利用との調和を図りながら、健康・福祉・商業などの都市機能や居住を誘導し、適切な密度を維持することにより、高齢化が進む中においても安心して暮らせる市街地を形成する。

また、都市基盤の計画的な整備・改善及び適切な維持管理を進めるとともに、空き家・空き地等の低未利用地や既存ストックの有効活用を図りながら、住居、商業、工業、緑地等の土地利用を計画的に配置・誘導し、安全・安心な都市環境を形成する。

#### ② 農業ゾーン

市街地ゾーン周辺の田園地域では、都市と農地・山・海と一体となって形成される重要な田園景観や眺望景観の維持・保全を図る。また、既存集落では公共交通などにより市街地とのアクセスを確保し、集落の活力維持を図る。

#### ③ 自然保全ゾーン

能登半島国定公園に指定される沿岸部や地域の骨格を形成する山地・丘陵地などの自然環境を保全・活用するとともに、自然災害の防止や安全確保の機能を維持する。

### (3) 地域の拠点

#### ① 産業拠点

輪島市臨空産業団地では、のと里山空港に隣接する利便性を活かした環境整備により、企業誘致を推進する。

#### ② レクリエーション拠点

一本松総合運動公園やマリントウン、九里川尻湾総合運動公園、鉢ヶ崎総合公園、由比ヶ丘公園、遠島山公園など、地域住民の運動や休養等のレクリエーションの場である運動公園や総合公園等の公園緑地は、レクリエーション拠点に位置付け、地域住民の憩いの場、交流の場として整備・充実し、適切な維持管理に努めるとともに、防災拠点としての活用を図る。

### (4) 連携軸

#### ① 広域連携軸

のと里山海道、能越自動車道（輪島道路、穴水道路）、珠洲道路（(一)柏木穴水線、(主)珠洲穴水線、(主)内浦柳田線）等の利用により、三大都市圏及び富山県、石川中央地域、中能登地域等との広域的な連携を強化する。

のと里山空港は利用促進とともに、にぎわい創出による地域拠点としての活性化を図る。

## ② 都市連携軸

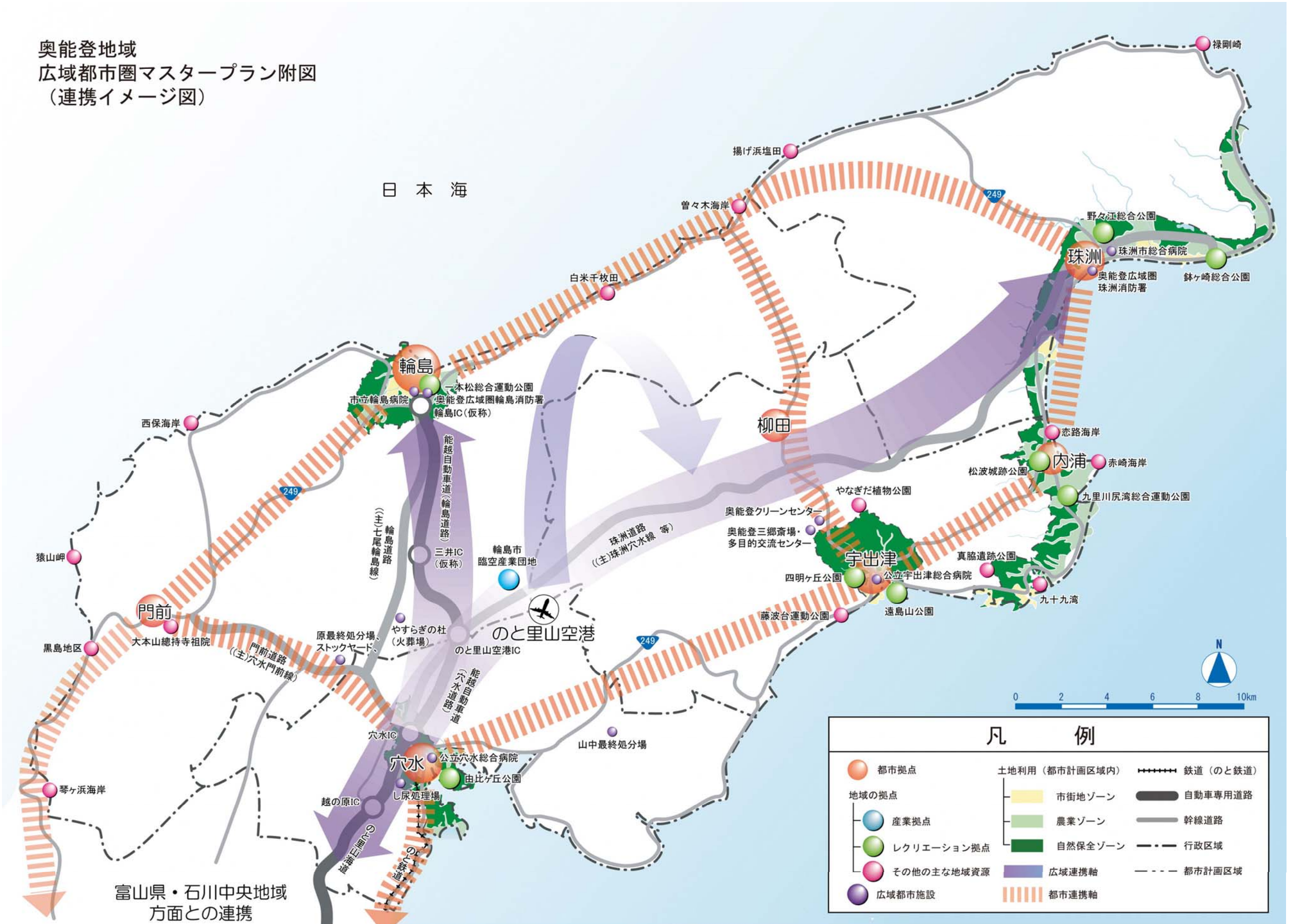
一般国道 249 号、門前道路（(主) 穴水門前線）、輪島道路（(主) 七尾輪島線）や奥能登横断道路（(主) 宇出津町野線）等の幹線道路の利用により、本地域内の各拠点間の交流・連携を強化し、地域の一体性を高めるとともに、隣接地域との連携を強化する。

## (5) 広域都市施設

ごみ処理施設やし尿処理施設、消防、病院などの広域的な都市施設は、自治体間の相互連携や適切な役割分担を図るとともに、施設の機能更新や維持管理により、地域住民の生活の安全性や快適性を確保する。



奥能登地域  
広域都市圏マスタープラン附図  
(連携イメージ図)



奥能登地域

## 2. 中能登地域 広域都市圏マスタープラン

### 1) 地域の概況

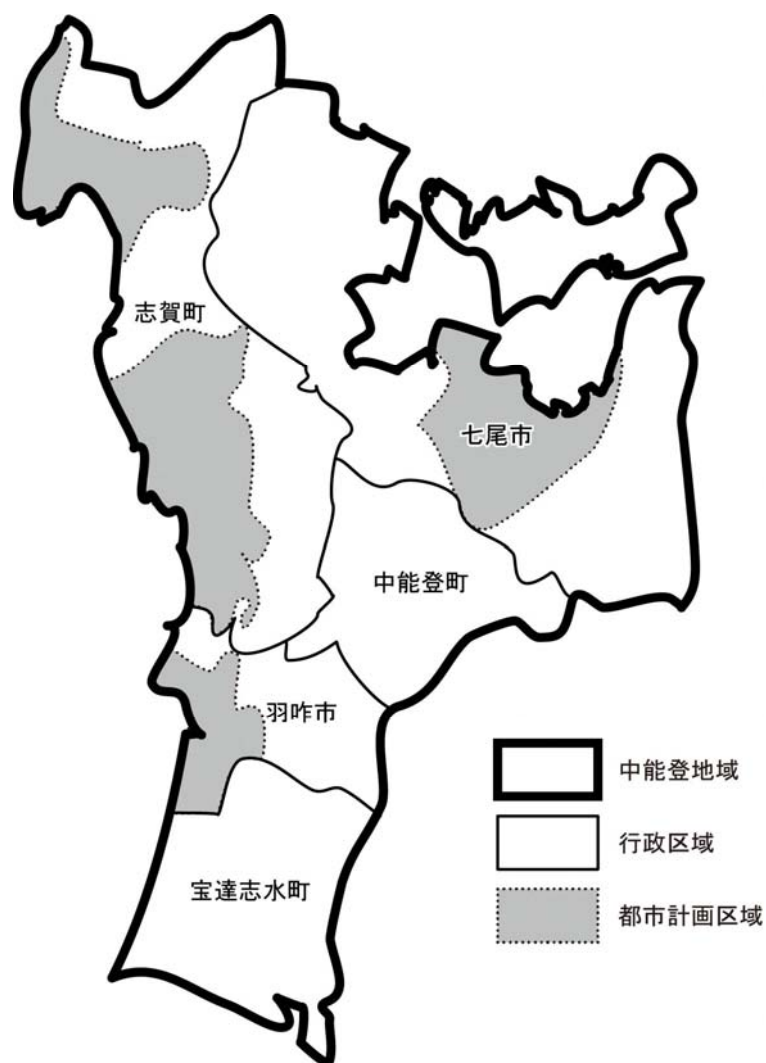
#### (1) 地域の構成

中能登地域は七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町の2市3町で構成され、このうち3市町で都市計画区域が指定されている。

富来都市計画区域、志賀都市計画区域については合併に伴い、今後は一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、一つの都市計画区域として取り扱う。

都市計画区域の範囲及び規模は、次の通りである。

都市計画区域名	市町名	範囲	面積
七尾都市計画区域	七尾市	行政区域の一部	4,933ha
羽咋都市計画区域	羽咋市	行政区域の一部	2,539ha
富来都市計画区域	志賀町	行政区域の一部	3,984ha
志賀都市計画区域			6,412ha



## (2) 地域の概況

本地域は、能登半島のほぼ中央に位置し、七尾港、和倉温泉といった産業・観光施設や気多大社・妙成寺などの歴史・文化施設といった観光資源を有しており、また景観豊かな千里浜から能登金剛、増穂浦に連なる海岸線、波静かな七尾湾は能登半島国定公園に指定されているほか、世界農業遺産「能登の里山里海」に認定されるなど、豊かな自然景観も有している。

また、本地域では県都金沢市と能登半島を結ぶのと里山海道・能越自動車道の整備が進められており、のと里山空港や北陸新幹線との一体的な活用により、三大都市圏及び富山県、石川中央地域、奥能登地域との交流・連携の拡大と一層の地域振興が期待されている。

本地域の人口は、平成27年現在で128,221人であり、過去20年で約3万人の減少がみられる。また、65歳以上人口は35.7%を占め、県全体の27.5%と比較しても高齢化の進展は著しいものとなっている。人口の流動は、七尾市、羽咋市を中心に大きな生活圏が構成されている。なお、羽咋市と志賀町及び宝達志水町では広域圏事務組合を構成し、医療施設や消防機関などが連携しており、七尾市と中能登町は広域事務についての連携が見られることから、地域の日常的なつながりが強いと言える。

## (3) 地域の主要課題

本地域は、恵まれた自然環境に加え、その立地条件から、海路の拠点となる港を中心に市街化が進んできた。しかし、若者の流出と高齢化の進行、観光入り込み客数の伸び悩み、就労機会の不足などの問題が生じている。

このため、北陸新幹線による大都市圏からの時間距離の短縮効果を背景として、地域連携のネットワーク整備、美しい里山里海景観や温泉街、歴史・伝統・文化などといった地域の強みを活かした観光拠点の創出、新しい就労環境の創出やさらなる産業集積の推進など、地域振興に向けた地域全体の活力の維持・向上が求められている。

また、地域の経済・活力を維持・発展させるためには、U・Iターンの受け皿づくりや安心して子供を産み育てられる社会環境の整備など、特に若年層を中心とする定住及び都市圏からの移住環境づくりが不可欠となっている。さらに、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、公共交通の確保・維持や歩行者・自転車にやさしいみちづくり、バリアフリーの環境整備等の充実が求められている。

そのため、これらの課題の解消にあたっては、NPOや民間事業者などの多様な主体の連携・協働によるコミュニティの持続・再生などを併せて進めることにより、地域が主体となった総合的な生活環境の充実が求められている。

## 2) 地域づくりの基本理念

本地域には、千里浜海岸、能登金剛、和倉温泉、気多大社・妙成寺等に代表される豊かな自然環境や地域資源が存在しており、能登半島国定公園に指定されているほか、世界農業遺産「能登の里山里海」に認定されている。

これらの恵まれた地域資源やのと里山海道、能越自動車道や北陸新幹線を最大限に活かすとともに、多様な主体の連携・協働により、次の基本理念に基づき「交流と産業の振興による地域主体の個性的なまちづくり」を進め、交流人口の拡大による地域の活性化を図る。

### (1) 成熟社会に対応した魅力ある移住・定住環境づくり

地域に根づいた歴史や伝統・文化を活かしながら、生活に必要な機能等の多様な都市機能をまちなかや地域の拠点へ集約し、まちなかの再生を図る。

また、既存の生活環境を改善しながらU・Iターンや都市と地方での二地域居住推進、空き家をはじめとした既存ストックや里山里海の豊かな自然を活かした田舎暮らし体験を進めるなど、魅力ある移住・定住環境を整備する。

### (2) 産業拠点の充実による魅力ある就労環境づくり

七尾港周辺では、能登地域の物流・エネルギー拠点化に向け、港湾施設の整備・充実を図るとともに、大規模災害時の防災機能等の増進や、うるおいとにぎわいのある親水空間の活用を進める。

また、広域交通網の整備を進め、繊維など地場産業の高度化、能登中核工業団地をはじめとする既存工業団地への企業誘致による産業の集積に努めるとともに、地域の特色ある農林水産物のブランド化等により、産業の振興と就労の場の確保を図る。

### (3) 里山里海の豊かな資源を活かした交流環境づくり

世界農業遺産「能登の里山里海」に代表される良好な景観や自然環境、日本遺産「キリコ祭り」等の守り継がれた歴史・文化、和倉温泉・千里浜・能登金剛などの地域資源を継承・発信するため、交流拠点の創出及び観光拠点における回遊性の向上、歩行者や自転車にやさしいみちづくりなどにより、地域の活力向上と交流人口の拡大に努める。

### (4) 交流と連携を強めるネットワークづくり

能越自動車道（田鶴浜七尾道路、七尾氷見道路）や一般国道159号七尾バイパス、中能登横断道路（(主)福浦港中島線）などの多重な道路網の整備・充実を促進するとともに、定住促進や交流人口の拡大に向けて、公共交通の充実や歩行者・自転車にやさしいみちづくりなど、総合的な交通環境の充実を図る。

また、社会基盤の耐震化や適切な維持管理による長寿命化を図るとともに、地震・津波、風水害・雪害及び土砂災害等の自然災害並びに大規模火災及び原子力災害等に対し、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策の強化を図る。

### (5) 地域主体の個性的なまちづくり

郷土への愛着や誇り、地域間コミュニティを育むとともに、住民やボランティア、NPO等の多様な主体が一体となり、空き家の活用やコミュニティの持続・再生などの地域の課題解決や活性化に向け、行政との連携や多面的できめ細やかな支援により、地域主体の個性的なまちづくりを進める。

### 3) 地域構造の基本方針

中能登地域は、人口減少や高齢化が進んでおり、本地域の活力を維持・向上するため、千里浜なぎさドライブウェイをはじめとした豊かな自然や和倉温泉、独自の文化を保存・活用した観光振興とともに、七尾港の交流機能の充実や「ダブルラダー輝きの美知(みち)」構想の推進による交通基盤の機能維持・向上による時間距離の短縮を図り、定住促進や交流人口の拡大を進める。

また、既存市街地等の拠点への居住や都市機能の誘導により集約型のまちづくりを図るとともに、地元のまちづくり活動と連携した道路の整備や地域資源を活かした都市と農山漁村との交流を促進し、魅力ある移住・定住環境を創出するとともに、コミュニティの持続・再生などにより、地域の活力を育む。

#### (1) 拠点となる都市

##### ① 七尾

七尾では、七尾駅周辺から七尾港周辺を商業・業務及び産業集積拠点に位置づけ、多様な都市機能の集積により、能登地域の中核都市にふさわしい拠点の形成を図る。

##### ② 羽咋

羽咋駅周辺一帯は、様々な都市機能の集積により、まちなか居住を進めるとともに、千里浜海岸周辺においては地域資源の再生・活用により観光の拠点化を図り、にぎわいあふれる交流拠点としての環境整備を進める。

##### ③ 志賀

志賀(富来、志賀)では、人口の定着と交流人口の拡大に向けて、地域文化の継承・創造と合わせた生活関連施設の整備により、ふるさと交流拠点の形成を図る。

#### (2) 主に都市計画区域内における土地利用

##### ① 市街地ゾーン

農業的土地利用との調和を図りながら、健康・福祉・商業などの都市機能や居住を誘導し、高齢化が進む中においても安心して暮らせる市街地を形成する。

また、都市基盤の計画的な整備・改善及び適切な維持管理を進めるとともに、空き家・空き地等の低未利用地や既存ストックの有効活用を図りながら、住居、商業、工業、緑地等の土地利用を計画的に配置・誘導し、安全・安心な都市環境を形成する。

##### ② 農業ゾーン

市街地ゾーン周辺の田園地域では、都市と農地・山・海が一带となって形成する重要な田園景観や眺望景観の維持・保全を図る。また、既存集落では生活に必要な都市機能の確保・維持のほか、公共交通により市街地とのアクセスを確保し、集落の維持・活性化を図る。

##### ③ 自然保全ゾーン

能登半島国定公園に指定されている沿岸部や碁石ヶ峰県立自然公園をはじめとした山地・丘陵地などの地域を代表する自然環境を保全・活用するとともに、自然災害の防止や安全確保の機能を維持する。

### (3) 地域の拠点

#### ① 産業拠点

能登中核工業団地をはじめとする工業集積地を産業拠点に位置づけ、アクセス環境の向上により、企業誘致を推進する。

#### ② レクリエーション拠点

能登歴史公園、眉丈台地自然緑地公園、柴木総合公園、西部丘陵総合公園など、地域住民の運動や休養等のレクリエーションの場である運動公園や総合公園、広域公園等をレクリエーション拠点に位置付け、地域住民の憩いの場、交流の場として整備・充実し、適切な維持管理に努めるほか、防災拠点としての活用を図る。

和倉温泉一帯は、広域観光交流の拠点として整備・育成を図る。

### (4) 連携軸

#### ① 広域連携軸

のと里山海道、能越自動車道（田鶴浜七尾道路、七尾氷見道路）等の利用により、三大都市圏及び富山県、石川中央地域、奥能登地域等との広域的な連携を強化する。

七尾港は、能登地域の物流拠点としての機能充実を進めるとともに、客船の入港への強化や交流機能の充実を図る。

#### ② 都市連携軸

一般国道 159 号、一般国道 249 号、一般国道 415 号、七尾外環状道路や中能登横断道路等の幹線道路の利用により、本地域内の各拠点間の交流・連携を強化し、地域の一体性を高めるとともに、隣接地域との連携を強化する。

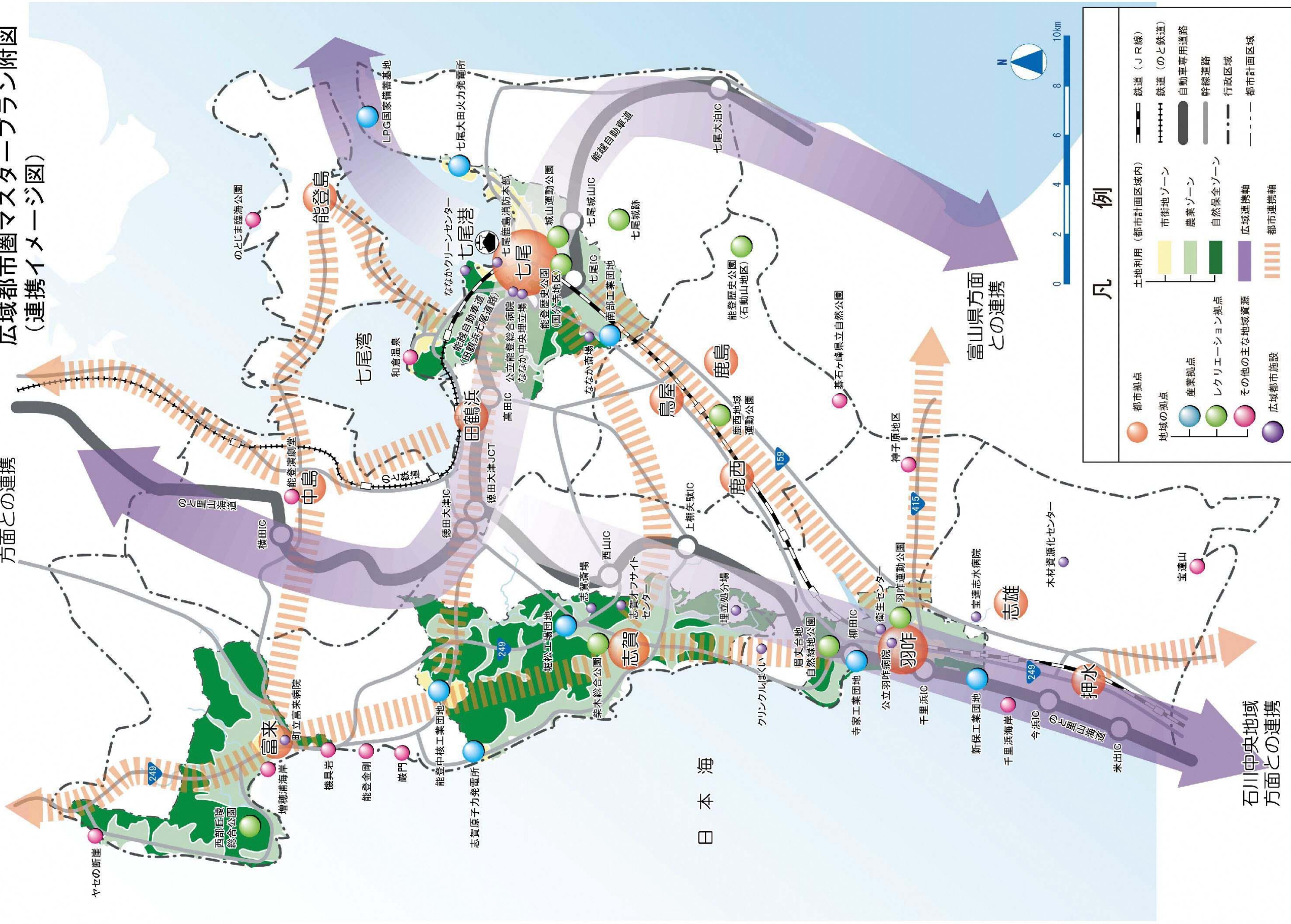
### (5) 広域都市施設

ごみ処理施設やし尿処理施設、消防、病院などの広域的な都市施設は、自治体間の相互連携や適切な役割分担を図るとともに、施設の機能更新や維持管理により、地域住民の生活の安全性や快適性を確保する。



# 中能登地域 広域都市圏マスタープラン附図 (連携イメージ図)

奥能登地域、のと里山空港  
方面との連携





### 3. 石川中央地域 広域都市圏マスタープラン

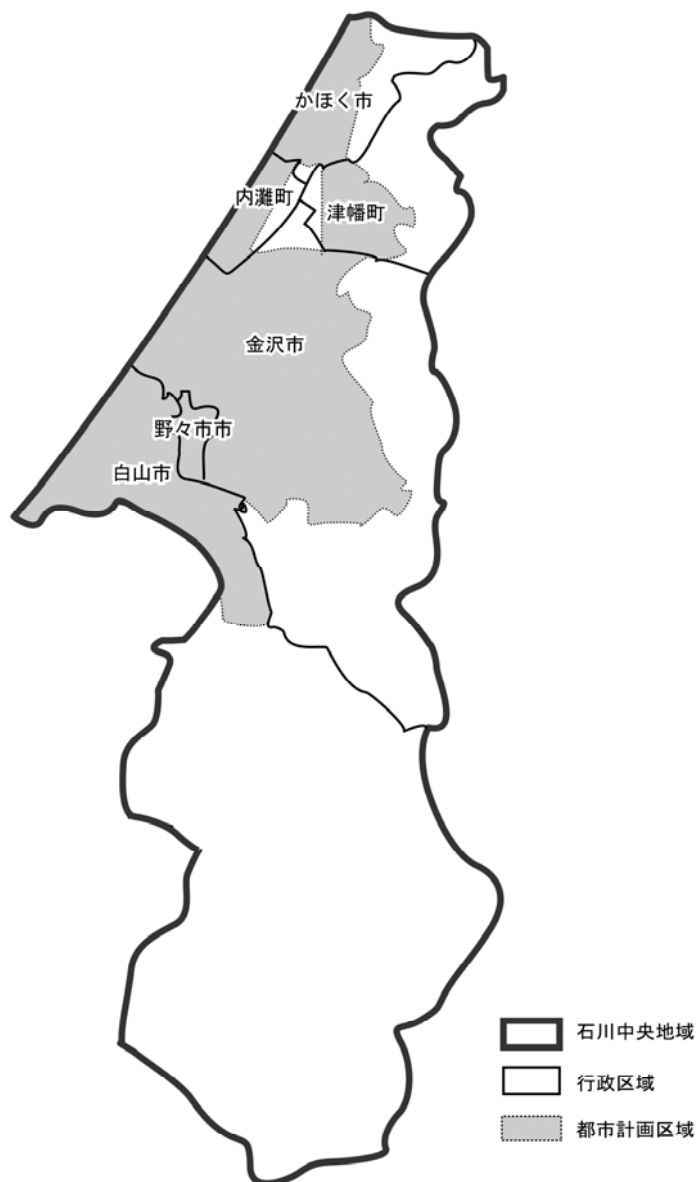
#### 1) 地域の概況

##### (1) 地域の構成

石川中央地域は、金沢市、かほく市、白山市、野々市市、津幡町、内灘町の4市2町で構成され、全市町で都市計画区域が指定されている。

都市計画区域の範囲及び規模は、次の通りである。

都市計画区域名	市町名	範囲	面積
金沢都市計画区域	金沢市	行政区域の一部	22,325ha
	野々市市	行政区域の全域	1,356ha
	内灘町	行政区域の一部	1,306ha
白山都市計画区域	白山市	行政区域の一部	10,469ha
かほく都市計画区域	かほく市	行政区域の一部	3,476ha
津幡都市計画区域	津幡町	行政区域の一部	2,998ha



## (2) 地域の概況

本地域は、石川県のほぼ中央に位置し、海岸線や白山、手取川をはじめとして優れた自然や豊かな資源に恵まれている。特に、白山ろくは白山国立公園や白山手取川ジオパークに指定されており、温泉郷・スキー場と併せて、本地域の観光・レクリエーション資源にもなっている。また、県都金沢市は加賀百万石の城下町であり、多くの観光客が訪れる観光都市であるとともに、歴史・伝統・文化の発信地として、また、北陸新幹線金沢開業に伴う様々な効果を今後も持続させ、石川県全域に波及させるための中心都市としての役割を担っている。

また、本地域では、北陸自動車道や金沢市と能登半島を結ぶのと里山海道が整備されているほか、北陸新幹線の整備により、三大都市圏や能登地域、富山県との交流・連携の拡大が期待されている。また、金沢外環状道路等の整備により、地域内交通のさらなる円滑化も期待されている。

本地域の人口は、平成27年現在で728,259人であり、過去20年間では人口が増加している。また、本地域は県内人口の約6割を占めており、65歳以上人口は24.2%と県全体の27.5%と比較すると高齢化の進展は低くなっている。なお、本都市圏を構成する4市2町において連携中枢都市圏を形成し、圏域としての課題や将来像の共有による一体的な地域の活性化を目指していることから、地域の結びつきはさらに強まっている。

## (3) 地域の主要課題

本地域は、恵まれた自然環境に加え、その歴史的経緯から、城下町金沢市を中心に市街化が進んできた。しかし、モータリゼーションの進展に伴って、金沢市近郊に宅地化が急速に進み、宅地のスプロール化等がみられるとともに、郊外型大型店舗の進出により、中心商店街の活力低下や中心市街地の空洞化がみられる。

このため、長期的な人口減少や高齢化を見据え、まちなかや地域の拠点をはじめ、広域交通ネットワークや交通結節点などといった都市基盤の計画的な整備とともに、無秩序な市街地拡大の抑制を図るなど、適切な土地利用コントロールを図る必要がある。これまで、区域区分や用途地域、地区計画等の都市計画制度の運用やまちづくり条例の制定などにより各種土地利用コントロールの取り組みが進められてきたが、今後は立地適正化計画等による居住や都市機能の誘導施策と公共交通の維持・充実による、地域の実情に応じた集約型のまちづくりが求められている。

また、まちなかでの再開発やまちづくり団体などの地域主体の活動などによる中心市街地の活性化、空き家の活用やまちなか定住促進に向けた各種施策が展開されており、今後とも個性的で魅力あるまちづくりの推進が求められている。

さらに、国内外からの観光客に対しては、わかりやすい案内サインの整備や公共交通の確保・維持、歩行者・自転車にやさしいみちづくりなどが必要であり、それらの整備とあわせて、バリアフリーの環境整備や地域での見守り体制の充実など、高齢社会においても住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、多様な主体の連携・協働による取り組みが求められている。

## 2) 地域づくりの基本理念

本地域には、城下町金沢に代表される歴史・伝統文化のほか、白山国立公園に指定されている白山ろくや手取川、美しい海岸線に代表される豊かな自然環境や観光資源が存在する。

今後は、それぞれの都市がこれら地域の特色を活かしつつ、連携中枢都市圏として広域的に連携しながら、北陸新幹線開業効果を持続・発展させ、住み良い魅力ある都市づくりを目指し、次の基本理念に基づき「交流と連携による歴史・文化・産業を活かした集約型のまちづくり」を進め、地域の活性化を図る。

### (1) にぎわいと魅力あふれる持続可能なまちづくり

石川県における中枢都市圏として、充実した都市基盤の整備や近代的な都市空間としての都心軸の形成など、高次都市機能のさらなる充実を図る。

また、地域に根付いた歴史と伝統・文化を活かした個性的なまちづくりを進めるとともに、中心市街地における民間活力を活かした老朽ビル等の既存ストックの更新・活用等によるまちなかの再生を進めるとともに、建築物・屋外広告物等の規制・誘導や無電柱化などによる景観の保全・創出、歩行者や自転車が安心して快適に回遊できる都市空間づくりを進める。

### (2) 広域交流を支える交通環境づくり

本地域は中能登地域、南加賀地域、富山県を結ぶ交通の結節点であり、北陸自動車道やのと里山海道の整備・充実をはじめ、北陸新幹線敦賀開業、金沢港の国際物流拠点化やクルーズ船の受け入れ強化などにより、広域交通体系の形成による広域交流を推進する。また、金沢外環状道路等の整備による都市間交流の促進に努めるとともに、鉄道・バスなどの公共交通の維持・充実や利便性の向上などにより、過度に自動車に頼らない円滑な交通環境の創出を図る。

また、社会基盤の耐震化や適切な維持管理による長寿命化を図るとともに、地震・津波、風水害・雪害、土砂災害及び火山災害等の自然災害並びに大規模火災及び原子力災害等に対し、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策の強化を図る。

### (3) 豊かな自然環境と地域の強みを活かした産業環境づくり

白山国立公園や白山手取川ジオパーク、手取川、海岸線等の豊かな自然環境や市街地周辺の緑地・農地等の保全及びレクリエーション等への活用、交流拠点づくりを推進するとともに、手取川扇状地、河北潟、砂丘地における農業振興を推進する。

また、充実した医療環境や交通環境、ものづくり産業の集積などの地域の強みを活かし、さらなる産業集積や地場産業の高度化を図るため、広域交通基盤の整備や産学官の連携を促進するとともに、金沢港の整備促進や周辺への企業誘致を進め、物流拠点および観光拠点としての魅力を高める。

#### (4) 成熟社会に対応した安全・安心で集約型のまちづくり

まちなかの都市機能の再生・充実、地域に根付いた歴史や伝統・文化を活かした魅力ある居住環境整備を進めるとともに、各種支援制度を整備し、空き家等の有効活用によるまちなか定住の促進を図る。

また、生活に必要な機能等の多様な都市機能をまちなかや地域の拠点に集約し、それらをバスなどの公共交通で結ぶとともに、密集市街地等については既存の生活環境を改善するなど、雪や災害に強く快適で魅力ある移住・定住環境を整備する。

#### (5) 多様な主体による地域主体のまちづくり

住民やボランティア、学生やNPO等の多様な主体が一体となり、郷土への愛着や誇りを育むとともに、空き家の活用やコミュニティの持続・再生などの地域の課題解決や価値向上に向け、行政との連携や多面的できめ細やかな支援により、地域主体のまちづくりを進める。

### 3) 地域構造の基本方針

石川中央地域は、兼六園、金沢城公園、伝統的な街並みや様々な伝統工芸などの藩政期以来の歴史・文化資源、白山などの豊かな自然の保存・継承及びさらなる活用により、本物を提供する質の高い観光地づくりを推進する。

また、金沢港の国際物流拠点化やクルーズ船の受け入れ強化、「ダブルラダー輝きの美知(みち)」構想の推進などによる交通基盤の機能強化により、交流人口の拡大及び産業の振興を図る。

#### (1) 拠点となる都市

##### ① 金沢

金沢では、石川県の中心都市として高次都市機能を備えた中核都市の形成を図る。

特に、金沢港から金沢駅を経て金沢市片町に至る一帯を本地域の都市機能集積ゾーンとして位置付け、再開発事業等の活用により空き家・空きビルといった既存ストックの利活用と都市機能の集積・高度化を図るとともに、中心市街地の活性化とまちなか定住の促進を図る。

##### ② 白山

白山（松任、鶴来、美川）では、金沢外環状道路海側幹線、加賀海浜産業道路などの利用により、既存工業団地周辺での産業集積を図り、本地域における産業の拠点を目指すとともに、都市機能の集積による中心市街地の活性化と良好な居住環境の形成を図る。

また、白山ろくは、豊かな自然や歴史・伝統・文化を活かした地域資源の保全・活用により交流拠点の形成を図る。

##### ③ 野々市

野々市では、今後も一定の人口増加が見込まれるため、受け皿整備を図るとともに、将来的な人口減少や高齢化を見据え、商業業務機能をはじめ、都市機能のまちなか集積による利便性の高い都市拠点の形成を図る。

#### ④ かほく

かほく（七塚、宇ノ気、高松）では、豊かな自然資源の活用を図りながら良好な住宅地を形成するとともに、日常生活に必要な都市機能の充実により、暮らしやすい居住環境の形成を図る。また、交流人口の拡大に向けて、地域文化の継承・創造と合わせたふるさと交流拠点の形成を図る。

#### ⑤ 津幡

津幡では、歴史や自然をはじめとした地域資源を活かし、良好な住宅地と日常生活に必要な都市機能の充実による定住促進を図るとともに、交流人口の拡大に向けて、地域資源を活かした快適なふるさと交流拠点の形成を図る。

#### ⑥ 内灘

内灘では、恵まれた地域資源と地理的な特性を活かし、良好な住宅地と日常生活に必要な都市機能の充実による定住促進を図るとともに、交流ネットワークの強化による交流拠点の形成を図る。

### (2) 主に都市計画区域内における土地利用

#### ① 市街地ゾーン

農業的土地利用との調和を図りながら、多様な都市機能や居住の誘導により適切な密度を維持することで、機能的かつ利便性が高く、誰もが安心して暮らせる市街地を形成する。

また、都市基盤の計画的な整備及び適切な維持管理を進めるとともに、空き地等の低未利用地や空き家・空きビル等の既存ストックの有効活用を図りながら、住居、商業、工業、緑地等の土地利用を騒音などに配慮しつつ計画的に配置・誘導し、良好な都市環境を形成する。

さらに、金沢駅をはじめとした鉄道駅の機能充実や交通結節点の機能強化を図り、交通の利便性の高い市街地を形成する。

#### ② 農業ゾーン

手取川扇状地や河北潟周辺の田園地域をはじめ、都市ゾーンにおける市街地周辺の田園地域では、重要な田園景観や眺望景観の維持・保全を図る。また、既存集落では日常生活に必要な都市機能の確保・維持のほか、公共交通などにより市街地とのアクセスを確保し、集落の維持・活性化を図る。

幹線道路の沿道においては、適切な土地利用コントロールにより、まちなかや地域の拠点への機能集積を推進する。

### ③ 自然保全ゾーン

白山国立公園や白山手取川ジオパーク、医王山県立自然公園、獅子吼・手取県立自然公園、一里野県立自然公園等に指定されている加越山地や津幡森本丘陵地、医王山山麓などの自然環境を保全・活用するとともに、自然災害の防止や安全確保の機能を維持する。

日本海に面する海岸線は、奥能登、中能登、南加賀地域を結んでいるほか、海岸線の保安林は防風・防潮機能と併せ、レクリエーションの場として活用されており、一体的な環境保全に努める。

## (3) 地域の拠点

### ① 産業拠点

北部工業団地などが立地する白山インターチェンジ周辺や金沢テクノパークなどが立地する金沢森本インターチェンジ周辺をはじめとする工業集積地を産業拠点に位置づけ、アクセス環境や周辺環境の整備・維持、企業誘致を推進する。

また、金沢港周辺は、国際競争力の向上や流通拠点基地としての充実及び企業誘致を推進するとともに、クルーズ船の受け入れに向けた港湾整備及び市街地とのアクセス環境の改善を進め、工業及び観光の両面から産業拠点として機能強化を図る。

### ② レクリエーション拠点

金沢城公園、西部緑地公園、奥卯辰山健民公園、手取公園、健民海浜公園、松任海浜公園、石川県森林公園等の公園緑地はレクリエーション拠点として位置付け、地域住民の憩いの場、交流の場として整備・充実し、適切な維持管理に努めるほか、防災拠点としての活用を図る。

## (4) 連携軸

### ① 広域連携軸

北陸自動車道やのと里山海道、金沢福光連絡道路、北陸新幹線等の利用により、三大都市圏及び富山県、奥能登、中能登、南加賀地域との広域的な連携を強化する。

### ② 都市連携軸

一般国道8号、一般国道157号、一般国道159号、一般国道359号、一般国道360号、一般国道471号、金沢外環状道路、加賀産業開発道路、加賀海浜産業道路等の幹線道路の利用により、本地域内の各拠点間の交流・連携を強化し、地域の一体性を高める。

また、地域間を結ぶ自転車道の整備・充実によりさらなる交流の拡大を図る。

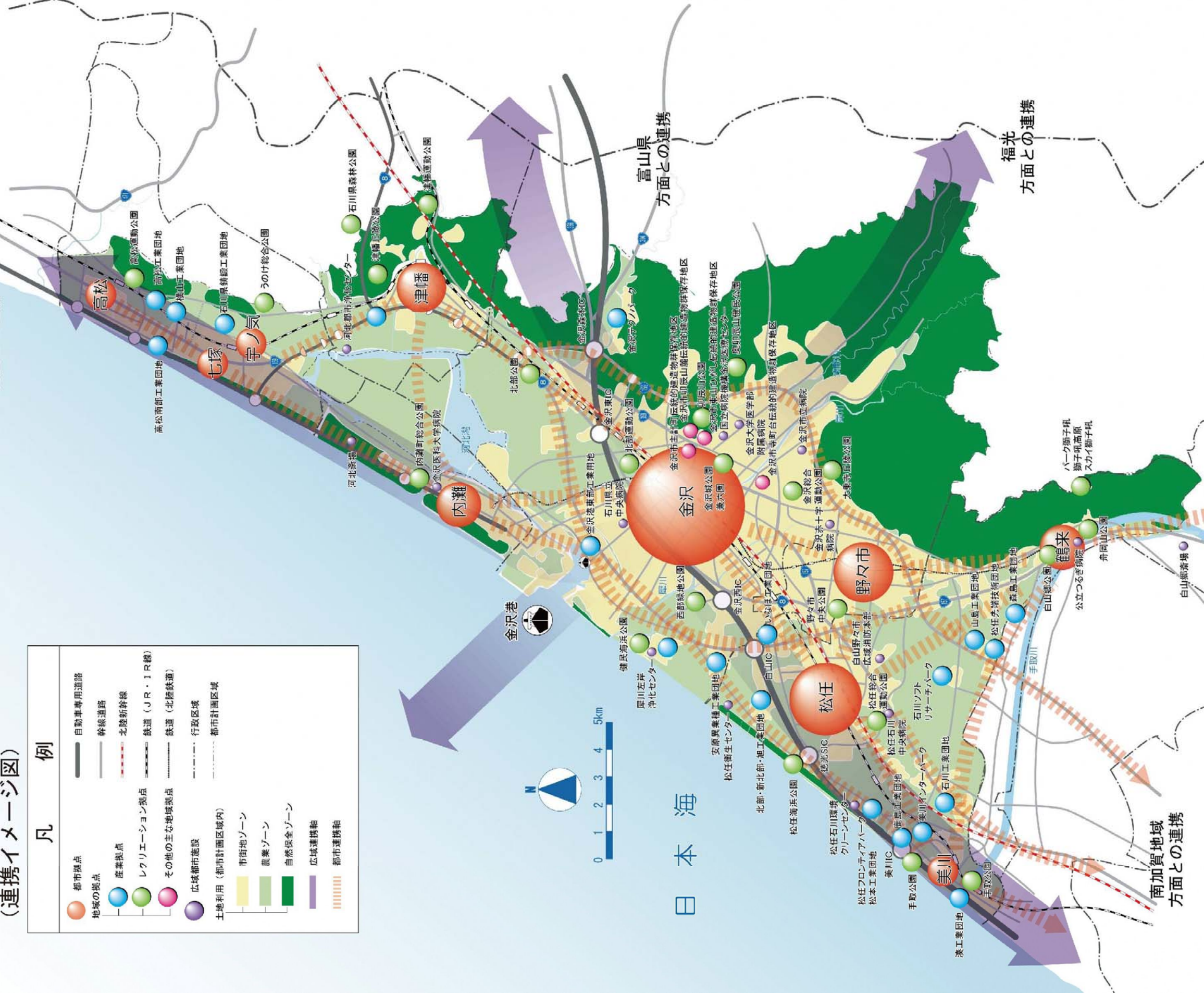
## (5) 広域都市施設

ごみ処理施設やし尿処理施設、消防、病院などの広域的な都市施設は、適切な配置を行い、連携中枢都市圏としての連携強化を図るとともに、施設の機能更新や維持管理により、地域住民の生活の安全性や快適性を確保する。

# 石川中央地域 広域都市圏マスタープラン附図 (連携イメージ図)

凡例	
● 都市拠点	— 自動車専用道路
● 地域の拠点	— 幹線道路
● 産業拠点	— 北陸新幹線
● レクリエーション拠点	— 鉄道 (JR・IR線)
● その他の主な地域拠点	— 鉄道 (北陸鉄道)
● 広域都市施設	— 行政区域
● 土地利用 (都市計画区域内)	— 都市計画区域
● 市街地ゾーン	— 都市連携軸
● 農業ゾーン	— 都市連携軸
● 自然保全ゾーン	— 都市連携軸
● 広域連携軸	
● 都市連携軸	

奥能登地域、中能登地域  
方面との連携



富山県  
方面との連携

福光  
方面との連携

南加賀地域  
方面との連携

## 4. 南加賀地域 広域都市圏マスタープラン

### 1) 地域の概況

#### (1) 地域の構成

南加賀地域は小松市、加賀市、能美市、川北町の3市1町で構成され、全市町で都市計画区域が指定されている。

都市計画区域の範囲及び規模は、次の通りである。

都市計画区域名	市町名	範囲	面積
小松都市計画区域	小松市	行政区域の一部	12,759ha
加賀都市計画区域	加賀市	行政区域の一部	14,619ha
能美都市計画区域	能美市	行政区域の一部	6,034ha
川北都市計画区域	川北町	行政区域の全域	1,464ha





## (2) 地域の概況

本地域は、石川県南部に位置し、越前加賀海岸国定公園をはじめとする白砂青松の海岸線と緑豊かな丘陵地、ユネスコの生物圏保護区に指定されている霊峰白山の眺望やラムサール条約登録湿地の片野鴨池、清流を湛える手取川などの自然や文化資源に恵まれ、観光・レクリエーションにおいては国内有数の加賀温泉郷や史跡、観光施設を有している。

本地域では、小松空港をはじめ、本県と福井県・富山県などを連携する北陸自動車道が整備されているほか、一般国道8号小松バイパスや南加賀道路、加賀海浜産業道路、能美東西連絡道路などの整備が進められており、県内外との交流・連携の拡大と一層の地域振興が期待されている。さらには北陸新幹線延伸に向けた拠点強化等により、三大都市圏などとの広域交流のさらなる拡大が期待されている。また、利便性の高い交通ネットワークを活かした産業集積や、北陸先端科学技術大学院大学を核とした「いしかわサイエンスパーク」において先端科学技術分野の産学官連携が進んでいる。

本地域の人口は、平成27年現在で229,333人であり、過去20年では地域全体で人口の大幅な増減はみられないが、小松市及び加賀市では減少傾向にあり、能美市及び川北町では増加傾向にある。また、65歳以上人口は28.1%を占め、県全体の27.5%とほぼ同様に高齢化が進行している。なお、本地域では、ごみ処理やし尿処理、医療などの分野で広域行政として連携しているほか、南加賀広域圏事務組合を構成するなど生活圏内の日常的なつながりを強くしている。

## (3) 地域の主要課題

本地域は、城下町として発展した小松市・加賀市を中心に市街化が進んできた。しかし、モータリゼーションの進展に伴って、都市機能の郊外化が進み、中心市街地の活力低下がみられる。また、少子高齢化の進行、観光入り込み客数の伸び悩みなどの問題が生じている。

このため、北陸新幹線延伸をはじめとした高速交通網の整備充実による大都市圏からの時間距離の短縮効果を背景として、新幹線駅周辺の拠点強化や地域連携のネットワーク基盤づくり及びさらなる産業集積の推進、美しい海岸景観・白山眺望、温泉街、歴史・伝統・文化を活かした観光地の創出など、地域振興に向けた地域全体のポテンシャルの向上が求められている。

また、人口減少社会においても地域の経済・活力を維持・発展させるため、区域区分制度や立地適正化計画制度等による居住や都市機能をまちなかや地域の拠点へ適切に誘導し、既成市街地の再整備などと合わせて集約型のまちづくりを進めることが求められている。

さらに、国内外からの観光客に対しては、わかりやすい案内サインの整備や公共交通の確保・維持、歩行者・自転車にやさしいみちづくりなどが必要であり、それらの整備とあわせて、バリアフリーの環境整備や地域での見守り体制の充実など、高齢化が進行する中においても住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、多様な主体の連携・協働による取り組みが求められている。

## 2) 地域づくりの基本理念

本地域は、豊かな自然と多様な歴史・文化、伝統工芸産業、加賀温泉郷などの観光資源をはじめ、小松空港などの高速交通体系に恵まれ、また、北陸先端科学技術大学院大学も立地している。

これらの優れた地域資源や都市基盤の整備効果を最大限に活かすとともに、多様な主体の連携・協働により、次の基本理念に基づき「北陸新幹線延伸による拠点の強化とさらなる産業の振興に向けた活力あるまちづくり」を進め、交流人口の拡大及び地域の活性化を図る。

### (1) 広域的な連携・交流を強化するネットワークづくり

小松空港の国際・国内線網を維持・拡充するとともに、北陸新幹線延伸による三大都市圏をはじめとしたさらなる広域的な交流の拡大を図る。また、一般国道8号（小松バイパス、加賀拡幅）や北陸自動車道、小松白川連絡道路などの多重な道路網や能美根上スマートICなどの整備・充実に合わせ、駅周辺や観光地の景観に配慮した拠点整備に加え、空港・駅・中心市街地・観光地などを結ぶネットワークの整備・充実などにより、本地域への交流人口の拡大を図る。

また、社会基盤の耐震化や適切な維持管理による長寿命化を図るとともに、地震・津波、風水害・雪害及び土砂災害等の自然災害並びに大規模火災等に対し、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策の強化を図る。

### (2) 活力ある産業拠点の創造と活力ある地域づくり

本地域はものづくり産業の集積が進められており、今後も北陸自動車道のインターチェンジ周辺や主要な幹線道路周辺など利便性の高い地域において、農業と調和した計画的な産業の集積を図る。

また、北陸先端科学技術大学院大学を核とした情報・通信関連企業などの立地や、医療・福祉・健康分野など新規産業の創造による産業基盤の強化を図るとともに、既存地場産業の高度化や商業・業務機能の集積に努める。

### (3) 歴史文化や自然環境を活かした広域的な交流拠点づくり

小松のものづくりのルーツであり日本遺産に認定された「石の文化」や九谷焼・山中漆器を中心とした伝統工芸産業を振興するとともに、隣県との広域連携を密にしながら、加賀温泉郷や歴史・文化施設などの整備・充実や周辺の歩行者・自転車にやさしいみちづくりとともに、良好な自然環境・眺望環境の保全・創出などにより、通年型・滞在型の観光・交流拠点づくりを進める。

### (4) 成熟社会に対応した安全・安心で集約型のまちづくり

人口減少や高齢化を見据え、区域区分制度や立地適正化計画制度などの活用により、生活に必要な機能等の多様な都市機能をまちなかや地域の拠点へ集約を図るとともに、災害に強い市街地整備や空き家等の有効活用など、個々の都市の特性に合った集約型のまちづくりを推進する。

また、民間活力を活かし、まちなかの商業機能の再生・充実や低未利用地の有効活用、歴史・文化的財産を活かした魅力あるまちづくりを推進する。

#### (5) 多様な主体による地域主体のまちづくり

住民やボランティア、NPO等の多様な主体が一体となり、郷土への愛着や誇りを育むとともに、空き家の活用やコミュニティの持続・再生などの地域の課題解決や価値向上に向け、行政との連携や多面的できめ細やかな支援により、地域主体のまちづくりを進める。

### 3) 地域構造の基本方針

南加賀地域は、越前加賀海岸国定公園や白山眺望などの豊かな自然、山中漆器や九谷焼などの伝統工芸産業、加賀橋立や加賀東谷の伝統的建造物群等を保存・継承するとともに、加賀温泉郷における温泉情緒のある街並み整備や個性ある温泉地づくりに取り組み、観光振興を図る。

また、小松空港の国際化や物流拠点化、北陸新幹線の整備ならびに「ダブルラダー輝きの美知(みち)」構想の着実な推進による交通基盤の機能維持・向上を図り、ものづくり企業のさらなる集積と交流人口の拡大を進める。

#### (1) 拠点となる都市

##### ① 小松

小松では、南加賀地域の中核都市として地域の一体的な発展を図るため、まちなかへの多様な都市機能や居住の誘導とともに、総合的な交通網の整備や歴史・文化的財産の活用などにより、個性と魅力あふれる拠点の形成に努める。

空港・高速道路・新幹線の高速度交通体系の結節機能を活かした産業集積や交流人口の拡大のほか、人と自然の共生による緑に包まれた定住環境の充実を図る。

##### ② 加賀

加賀(加賀、山中)では、緑豊かな自然や温泉資源などの地域資源を有効に活かすとともに、地域内及び他県との交流の促進にむけ、北陸新幹線駅周辺の拠点強化や公共交通、自転車等の利用環境の充実などにより、滞在型・回遊型の温泉観光地としてにぎわいと活力の創出を図る。

日常生活に必要な都市機能の充実とともに、自然環境や地域の歴史・文化と調和した定住環境の形成を図る。

##### ③ 能美

能美(根上、寺井、辰口)では、水と緑の豊かな自然環境を活かすとともに、各拠点への必要な都市機能の集約を図り、ゆとりとうるおいのある移住・定住空間の形成を図るほか、地域資源である歴史・文化を活かしたまちづくりを行う。

恵まれた環境を活かし、高付加価値商品の研究開発、先端企業などの立地促進を図り、職住近接型で利便性の高い創造的な生活と研究・生産の場の形成を図る。

##### ④ 川北

川北では、水と緑の豊かな自然環境を活かした定住促進を図るとともに、手取川周辺の工業団地の機能を拡充し、産業の集積を図る。

## (2) 土地利用の方針

### ① 市街地ゾーン

農業的土地利用との調和を図りながら、駅周辺など交通利便性が高い地域において多様な都市機能や居住を誘導し適切な密度を維持することで、機能的かつ利便性が高く、誰もが安心して暮らせる市街地を形成する。

また、都市基盤の計画的な整備及び適切な維持管理を進めるとともに、空き家・空き地等の低未利用地や既存ストックの有効活用を図りながら、住居、商業、工業、緑地等の土地利用を計画的に配置・誘導し、良好な都市環境を形成する。

さらに、北陸新幹線駅の機能充実や交通結節点の機能強化を図り、日常生活においても交通の利便性の高い市街地を形成する。

### ② 農業ゾーン

田園地域では、地域を代表する重要な田園景観や眺望景観の維持・保全を図る。また、既存集落では生活に必要な都市機能の確保・維持のほか、公共交通により市街地とのアクセスを確保し、集落の維持・活性化を図る。

幹線道路の沿道においては、適切な土地利用コントロールにより、まちなかや地域の拠点への機能集積を推進する。

### ③ 自然保全ゾーン

越前加賀海岸国定公園に指定される沿岸部や山中・大日山県立自然公園、ラムサール条約登録湿地の片野鴨池、地域の骨格を形成する能美江沼・加越山地などの自然環境を保全・活用するとともに、自然災害の防止や安全確保の機能を維持する。

## (3) 地域の拠点

### ① 産業拠点

北陸先端科学技術大学院大学を核としたいしかわサイエンスパークは、産学官連携による研究開発機能の集積と交流機能などの充実により、自然に恵まれた国際的な研究開発拠点として充実を図る。

小松市南部工業団地をはじめとする工業集積地においては、小松空港、北陸自動車道、JR北陸本線などの広域ネットワークを活かしさらなる集積を図るとともに、既存工業の高度化も促進し、ものづくりの拠点地区として充実を図る。

### ② レクリエーション拠点

小松運動公園、中央公園や辰口丘陵公園とそれに隣接するいしかわ動物園、広域公園である木場潟公園などの公園緑地はレクリエーション拠点として位置付け、地域住民の憩いの場、交流の場として整備充実、適切な維持管理に努めるとともに、防災拠点としての活用を図る。

加賀温泉郷（片山津、山代、山中、栗津温泉）は、我が国有数の観光・保養地として、総湯を核とし、宿泊施設や商店街及び住民と連携しながら地域の個性を活かした特色ある温泉保養機能と文化交流機能の充実を図る。

#### (4) 連携軸

##### ① 広域連携軸

小松空港や北陸自動車道、小松白川連絡道路、北陸新幹線などの利用により、三大都市圏及び福井県・岐阜県、石川中央地域等との広域的な連携を強化する。

##### ② 都市連携軸

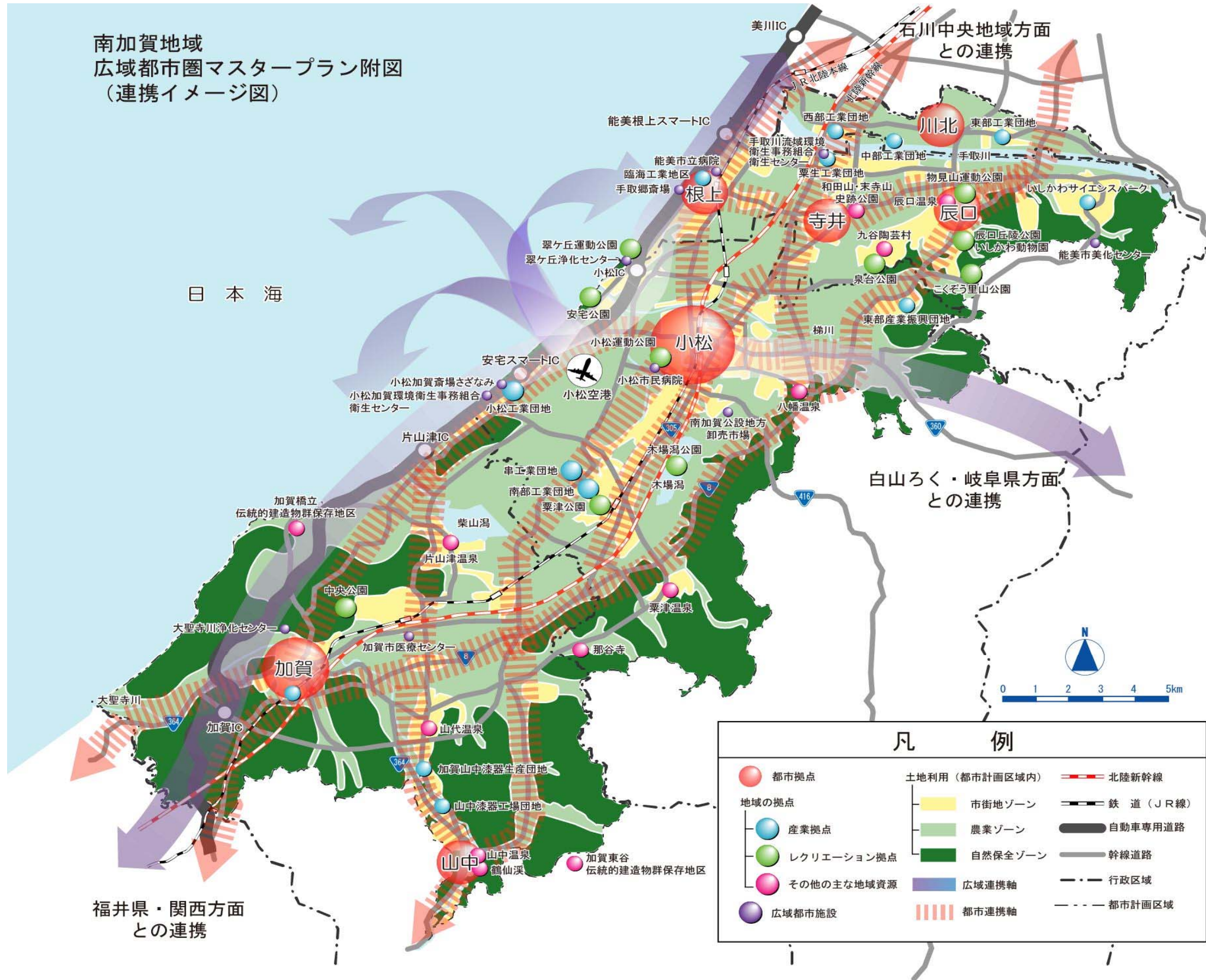
一般国道 8 号、一般国道 305 号、一般国道 360 号、一般国道 364 号、加賀海浜産業道路、加賀産業開発道路、加賀産業連絡道路、能美東西連絡道路、川北縦貫道路、南加賀道路などの幹線道路の利用や、北陸自動車道におけるスマート I C の整備により、地域内の各拠点間の交流・連携を強化し、地域の一体性を高める。

また、地域間を結ぶ自転車道の整備・充実によりさらなる交流の拡大を図る。

#### (5) 広域都市施設

ごみ処理施設やし尿処理施設、医療施設などの広域的な都市施設は、自治体間の相互連携を強化するとともに、適切な配置を行うことにより、地域住民の生活の安全性や快適性を確保する。

南加賀地域  
広域都市圏マスタープラン附図  
(連携イメージ図)



# 都市計画区域 マスタープラン

(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)







# C 都市計画区域マスタープラン

## 序. 都市計画区域マスタープランについて

### 1) 都市計画区域マスタープランの位置付け

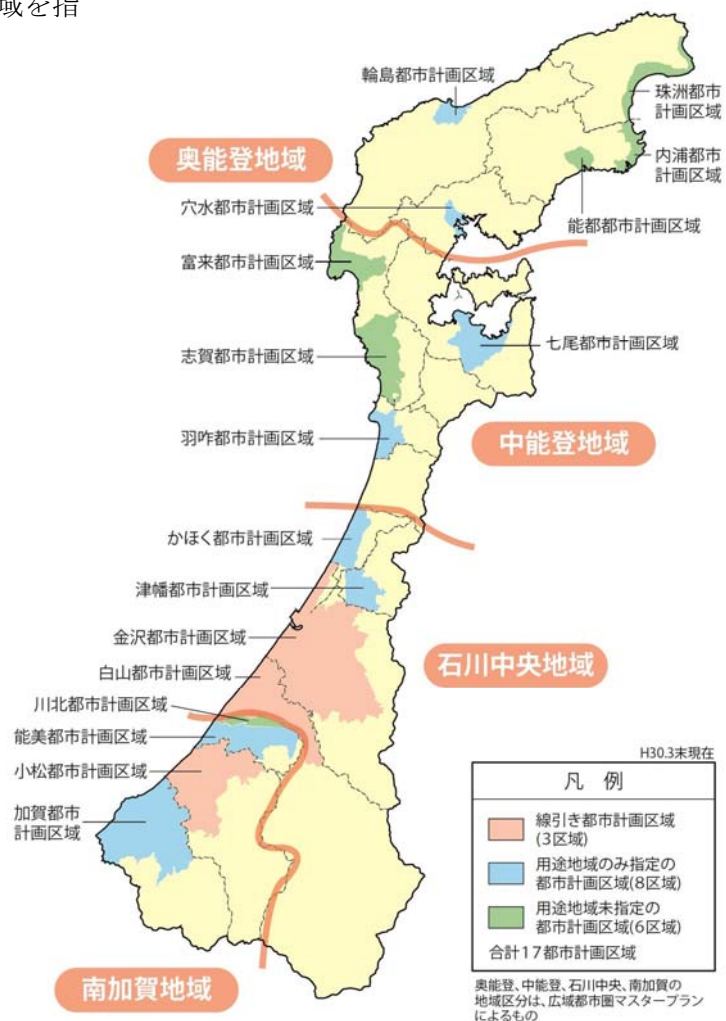
都市計画区域マスタープランは、「A. 石川県の都市計画に関する基本的な方針」、「B. 広域都市圏マスタープラン」に基づき、都市計画区域ごとに、おおむね20年後の都市の姿の基本的な方向を定めたものである。

なお、都市計画法上、都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）においては、以下の事項のうち、①は定めるもの、②と③は定めるよう努めるものとされている。

- ① 市街化区域及び市街化調整区域の区分（区域区分）の決定の有無及び区分を定めるときはその方針
- ② 都市計画の目標
- ③ 土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

### 2) 都市計画区域について

石川県では、17の都市計画区域を指定している。



都市計画区域  
マスタープラン



# 1. 珠洲都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

## (珠洲都市計画区域マスタープラン)

本方針は、珠洲都市計画区域におけるおおむね 20 年後の都市の姿の基本的な方向を定めたものである。

本都市計画区域の範囲及び規模は、次の通りである。

都市計画区域名	市町名	範囲	面積
珠洲都市計画区域	珠洲市	行政区域の一部	2,980ha

### 1) 都市計画の目標

#### (1) 都市づくりの基本理念

珠洲都市計画区域では、里山里海に代表される豊かで美しい自然や人情味溢れる伝統文化、生活環境など、地域が持つ特有の個性を磨き魅力を高めていくとともに、豊富な地域資源を活かして来訪者が滞在しながら珠洲の魅力を体験できる施設やメニューの充実を図り、住民と国内外からの来訪者との交流が盛んなまちを目指し、まちづくりの基本テーマを「魅力と活力のある 安心して暮らせるまち」とし、次の基本理念に基づき地域主体の持続可能なまちづくりを進める。

#### ① 便利で持続可能な集約型のまちづくり

今後もさらなる過疎化と少子高齢化が予想されていることから、既存の商業地や住宅地において、便利で持続可能な集約型のまちづくりを進める。特に、既存商店街は、地域住民の生活拠点としてこれまでのストックを活かしつつ、高齢社会に向けた施設の充実や回遊性の確保など面的な取り組みによる再興を目指す。また、高齢者などが拠点間を快適に移動できるよう、道路ネットワークや公共交通の充実を図る。

#### ② 人を守り続ける安全・安心なまちづくり

あらゆる自然災害を想定した、災害に強いまちづくりの推進とともに、子どもから高齢者まで誰もが気軽に集い憩える場所の確保や利用できる施設づくりなど、老若男女を問わずすべての人にやさしいバリアフリーなまちづくりを目指す。

#### ③ 豊かな自然や伝統文化に抱かれた、人をひきつける魅力あるまちづくり

豊富な自然や伝統・文化を有する本市の特性を活かした“住みたいまち”としての魅力向上を図り、若者層の定住促進やU I ターンの受け入れなどを進め、定住人口の確保を図る。また、既存ストックの有効活用の視点のもと、各種都市基盤の充実を図るとともに、特に公共交通の充実や交通ネットワークの確保、新たな移動手段の確保など、便利で快適なまちづくりを進め、暮らしやすい、これからも住み続けたいまちづくりを推進する。

#### ④ 豊かで美しい自然と共生するまちづくり

能登半島国定公園等の美しい日本海、宝立山などの緑豊かな丘陵山間地や、鶺鴒川・若山川・紀の川などの河川など、豊かで貴重な自然資源を積極的に保全し、次代へと継承する。また、「重要無形民俗文化財」に認定されている「揚げ浜式製塩」をはじめとした農業文化の保全・活用及び交流ツールとしての活用を図る。

環境負荷を軽減する生活環境の構築や再生可能エネルギーの導入をさらに進め、人や自然環境にやさしい、自然と共生できるまちづくりを目指す。

#### ⑤ 珠洲オリジナルの魅力を活かした訪れたいまちづくり

豊富な自然環境を保全するとともに、個性豊かな祭りの継承、本市の魅力を発信するプロジェクトの推進等により、市民・来訪者の交流活動の推進を図る。また、見付公園やりふれっしゅ村鉢ヶ崎などの観光レクリエーション施設においては、自然との触れ合いや、スポーツ大会の開催、通年型で長期滞在できる施設の充実や仕組みづくりなど、交流の受け皿となるまちづくりを推進する。

#### ⑥ 地域との連携・協働によるまちづくり

住民をはじめ様々なニーズに適合したまちづくりを進めていくために、住民や事業者、NPO等の多様な主体が自主的にまちづくり活動へ参加し、相互に助け合いながら、地域を誇りに思い来訪者に自慢できるまちづくりを目指す。

### (2) 地域毎の市街地像

珠州市庁舎周辺に配置する都市拠点を中心とした集約型の市街地の形成を図るとともに、都市拠点と輪島方面、のと里山空港・能登方面を連携する都市連携軸を位置づけ、広域連携によるまちづくりを推進する。

本都市計画区域におけるおおむね 20 年後の地域毎の市街地像は次に示す通りである。

#### ① 市街地ゾーン

生活機能が揃っている飯田と鶺鴒ならびに正院・蛸島の3地域において、居住や日常生活に必要な商業・医療・公共施設等を集積させるとともに、空き家などの既存ストックや多様な地域資源を活かし、人口減少・少子高齢化が進む中においても安心して暮らせる利便性の高い市街地の形成を図る。

農村集落では、公共交通や生活環境の充実を図るとともに、田園や自然環境との共生によるうるおいある地域づくりにより、多自然型居住地域づくりや都市と農村漁村の交流を推進する。

#### ② 農業ゾーン

農業ゾーンでは、企業参入等により優良農地の保全を図るとともに、圃場整備や大型機械化による省力化、遊休地のリース農園化、新たな品種の生産などを推進する。

### ③ 自然保全ゾーン

美しい海岸や見附島、市域の半分以上を占める森林などの貴重な自然環境の保全を図るとともに、健康づくりや癒しの場、新エネルギー開発等の場として有効活用を図る。

のと里山空港の活用のほか、北陸新幹線金沢開業を契機とした交流人口の増加等に対応するため、来訪者に珠洲の風土・文化に触れてもらい、住民と来訪者が交流する拠点として、りふれっしゅ村鉢ヶ崎などの充実を図る。

## 2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域には、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないこととした根拠は、以下の通りである。

本都市計画区域は、既成市街地が形成されているなど都市の成熟性はやや高いが、製造品出荷額等や商品販売額も減少している。

また、開発圧力も低く、今後も無秩序な開発が進行する可能性は低いほか、今後の人口増加も見込めないことから、立地適正化計画などの活用により集約型のまちづくりを目指し、これまで通り市街地内への誘導を図る。

### 3) 主要な都市計画の決定の方針

#### (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

本都市計画区域では、現在、用途地域を指定していないが、今後、以下の方針に基づき用途地域の指定を検討するとともに、立地適正化計画の策定も見据えた配置を行うことにより、良好な市街地環境の形成を目指す。

##### ① 主要用途の配置の方針

###### (商業・業務地)

飯田地区の珠洲市庁舎周辺は、医療・福祉や商業、行政サービスなど各種公共公益サービス機能が集積する利便性の高い地区として、住居や商店、公共施設等が適正に配置された市街地としての充実を図る。

子どもから高齢者まで様々な年齢層が集い、快適かつ安全に歩き、活動できるように、公共公益施設とその周辺における歩道を主としたバリアフリー化の充実や、公共交通の適正運行・充実を図る。

###### (工業地)

交通便利性の高い珠洲道路の沿道などにおいては、緑豊かな自然環境との共生に留意しつつ、条例等により企業・工場等を誘致する。

幹線道路沿道などで工場がまとまって立地している地区は、産業の集積地として、周辺の居住環境や自然環境に配慮の上で、産業の振興や就労環境の充実を図る。

###### (住宅地)

既存の住宅地内及びその周辺では、新たな工場などの立地を極力抑制し、周辺の田園や自然環境と調和のとれた、住み良い居住環境を維持する。幹線道路の沿道に位置する地区は、交通安全施設の充実などにより、安全な生活空間の確保に努める。

また、地域コミュニティの維持を図るため、空き家の改修費や家賃の補助、空き家バンク制度の充実などにより、利用者・居住者の確保を図り、安全で良好な居住空間を維持・形成する。

##### ② 土地利用の方針

###### ア) 居住環境の改善又は維持に関する方針

既成市街地においては、建物の耐震化や不燃化を推進するとともに、空き家の利活用や街並みの整備による生活環境の改善を図るとともに、アドプト制度などを積極的に活用することにより、地域が主体となった魅力あるまちづくりを進める。

郊外の集落では地域内において生活に必要な都市機能の確保・維持のほか、公共交通により市街地とのアクセスを確保し、集落の維持・活性化を図る。

###### イ) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

能登半島国定公園の緑剛崎、木ノ浦海岸、金剛崎、仁江海岸、見付海岸や宝立山など、个性的かつ貴重な自然景観や、伝統的な建築様式の建築物・屋敷林などは、都市の良好な景観として、今後とも保全に努める。また、アドプト制度の活用により、道路沿線や公園、河川などの身近な緑地等においても環境美化を図る。

**ウ) 優良な農地との健全な調和に関する方針**

一団の優良農地は、重要な生産の場として、基盤整備などによる農業振興を推進するとともに、都市と農村の交流の場としての保全・活用を図る。

**エ) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針**

地震・津波、風水害・雪害、土砂災害及び大規模火災等といった災害リスクの低減に向け、各種ハザードマップを活用しながら、災害リスクの低い地域への居住の誘導を進めるなど、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策の強化を図る。

**オ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針**

市街地や集落部に隣接する奥能登丘陵の斜面地については、無秩序な樹木の伐採などを控え、連続する斜面緑地として保全する。

また、連続する海岸景観の保全に努めるとともに、環境美化や自然と調和した海岸整備を推進する。

**カ) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針**

郊外の集落や田園地域など地域の特徴を考慮して建築物の適正規模への誘導を図る。



## (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### ① 交通施設

#### a 基本方針

##### 交通体系の整備の方針

本都市計画区域では、のと里山空港や能越自動車道の整備効果を最大限に活かし、交流促進に向けた基盤づくりを進め、一般国道 249 号、珠洲道路等によって構成される「ダブルラダー輝きの美知（みち）」構想の実現により、広域交通のネットワーク化を図る。

また、幹線道路網は、観光交通と住民の日常生活における生活交通としての2面性に配慮し、安全な生活環境の確保と円滑な交通体系の形成を目指して、市街地部を迂回する主要幹線道路の充実や丘陵山間部の道路改良を推進する。

さらに、公共交通の利用促進に向け、交通結節点機能の整備、改善、サービスの向上を図るとともに、歩行者・自転車に配慮した交通ネットワークを整備する。

#### b 主要な施設の配置の方針

##### (道路)

珠洲道路（飯田工区、正院～蛸島間）は、住民の通勤や広域観光ネットワークを支える道路として配置し、整備・充実を図る。

飯田地区の市街地においては、（都）駅前島田線や（都）春日通り線等を主要な生活道路として配置し、歩行者の安全性・利便性の向上に努めるとともに、鶴飼、正院・蛸島地区の市街地との連絡機能の維持に努める。

### ② 下水道及び河川

#### a 基本方針

##### ア) 下水道及び河川の整備の方針

##### (下水道)

公共下水道事業による整備は完了していることから、今後は合併処理浄化槽の普及促進を図るとともに、施設の耐震化やストックマネジメント計画の策定による効率的かつ適正な維持管理・更新を実施し、生活環境のより一層の向上と、河川等の水質保全に努める。

##### (河川)

河川の整備、保全の方針は、水害から地域の人々の生命及び財産を守るため、安全・安心な川づくりを推進するとともに、水と緑あふれる憩いの空間及び水辺空間の環境を保全・創出し、にぎわい・交流の場づくりを促進する。

## イ) 整備水準の目標

### (下水道)

公共下水道の整備は完了しており、適正な維持管理に努めるとともに、汚水処理施設の 2025 年度概成に向け、合併処理浄化槽の普及促進に努める。

## b 主要な施設の配置の方針

### (下水道)

公共下水道による整備区域は市街地を中心に配置しており、整備が完了している珠洲処理区（401ha）、宝立処理区（69ha）の適正な維持管理に努める。

## ③ その他の都市施設

### 基本方針

#### (廃棄物処理施設)

一般廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理施設を活用し、ごみの減量化・資源化推進による環境にやさしい循環型社会づくりを目指す。

#### (その他の都市施設)

供給処理、医療、教育等の都市施設については、市街地や地域の拠点といった公共交通の利便性が高い場所に誘導するなど周辺環境に配慮しつつ、広域的見地から適正な施設規模の検討と配置を行うものとする。

### (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定等の方針

#### 主要な市街地開発事業の決定等の方針

中心市街地では、民間の資金、技術、経験などを活かし、低未利用地への都市機能の誘導や商業・業務機能の充実、空き家対策の推進、建物の耐震化・不燃化による防災機能の向上、街路、公園等の公共施設の整備や公共施設の再編などにより、交流人口の拡大及び移住・定住環境の向上を図るとともに、地域資源を活かした魅力ある集約型のまちづくりを進める。

郊外部では、眺望が美しい丘陵部の自然環境や田園環境との調和のとれた住みよい居住環境の維持を図る。

#### (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

##### a 基本方針

###### 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

珠洲の暮らしは、里山里海の豊かな自然とともに培われてきており、今後もうるおいある自然を珠洲の共有の財産として保全に努める。特に、国内でも有数の透明度を誇る能登半島国定公園などの海岸線をはじめ、豊富な緑を有する丘陵地、倒さスギ・高倉彦神社社叢などの天然記念物、ならびに貴重な動植物の生息・生育地は、珠洲の自然を代表する良好な自然環境として大切に保全し、次世代へと継承するとともに、これら自然環境を活かした自然体験型の活動展開や環境教育を推進し、交流促進・交流人口の拡大を図る。

市街地では、各集落・コミュニティを単位として、日常的なレクリエーションの場や災害時における一時的な避難地となる広場・公園を確保していく。

##### b 主要な緑地の配置の方針

###### ア) 環境保全系統

連続する美しい海岸部は、都市の骨格となる緑地として保全するとともに、これら穏やかな海岸環境をふれあい体験・学習の場としての活用を検討する。

###### イ) レクリエーション系統

身近な公園の適正な配置を目指し、市街地・集落部における良好な緑の空間を確保していく。

野々江総合公園、鉢ヶ崎総合公園、および見付公園は、市民の広域的なレクリエーション拠点として、既存施設の適切な維持管理及び充実を図る。

身近に利用できる公園のない地域においては、既存の公共施設や神社・仏閣などにおいて公園緑地に代替する身近な広場、ポケットパーク等を配置し、地域住民の身近な憩いの場として補完していく。

###### ウ) 防災系統

市街地や集落部に隣接する奥能登丘陵の斜面地においては、無秩序な樹木の伐採などを控え、連続する斜面緑地として保全に努める。また、市街地・集落部にみられる急傾斜地の適切な維持管理を推進し、がけ崩れ等の災害の未然防止に努める。

## エ) 景観構成系統

世界農業遺産に認定されている「能登の里山里海」や「いしかわの自然百景」に選定されている能登半島国定公園の禄剛崎、木ノ浦海岸、金剛崎、仁江海岸、見付海岸や宝立山など、個性のかつ貴重な自然景観は「奥能登絶景街道」として、将来にわたって保全していくとともに、地域の宝として積極的に活用していく。

市街地においては、伝統的な建築様式を活かした落ち着きのある建築物の保全・誘導や屋敷林の保全、まちなかにおける生垣等の植栽を推進するとともに、屋外広告物のデザインの工夫などにより、住民が愛着を持てるまちなみ景観の形成を図る。特に景観に配慮すべきまちなかにおいては、景観に悪影響を与える可能性がある空き家や空き店舗の解消に努める。

珠洲都市計画  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 附図



## 2. 内浦及び能都都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(内浦都市計画区域マスタープラン、能都都市計画区域マスタープラン)

本方針は、内浦都市計画区域及び能都都市計画区域におけるおおむね 20 年後の都市の姿の基本的な方向を定めたものである。

本都市計画区域の範囲及び規模は、次の通りである。

都市計画区域名	市町名	範囲	面積
内浦都市計画区域	能登町	行政区域の一部	1,948ha
能都都市計画区域			1,294ha
合計	—	—	3,242ha

### 1) 都市計画の目標

#### (1) 都市づくりの基本理念

内浦都市計画区域及び能都都市計画区域は、住民が自信と誇りを持てる力強い町づくりを目指し、「人」と「地域」の絆を大切にしながら地域力の向上を通じた、地域社会を中心とした一体的なまちづくりを進め、また、様々な交通手段の広域化を活かし、地域内外の人を「つなぎ」、交流人口の拡大を進めることでにぎわいの創出を目指し、まちづくりの基本テーマを「人をつなぎ、地域をつなぎ、未来（あす）へつなぐまちづくり」とし、次の基本理念に基づき地域主体の持続可能なまちづくりを進める。

#### ① 自然環境との絆を大切にしまちづくり

世界農業遺産「能登の里山里海」を次世代へ継承するため積極的に保全するとともに、暮らしの一部としてふれあい、活かす共生のまちづくりを進め、豊かな自然を守り、育て、活かすまちづくりを進める。

#### ② 誰もが住みよと感じる地域が一体となったまちづくり

世界農業遺産「能登の里山里海」に認定された地域の魅力を活かし、優れた地域資源の保全・活用等により美しいまちづくりを目指すとともに、災害に強いまちづくりを進める。また、交通アクセスの利便性の変化に対応した道路ネットワークの充実、安全性や長寿命化に配慮した道路の整備を推進する。

#### ③ 地域の絆を深め、住み続けたいくなるまちづくり

定住の促進に向けた誰もが住み続けたいくなるまちを創造するため、公的分譲住宅地の充実をはじめ、増加する空き家対策の強化や古民家の活用、また、地域イベント等を支援することで住民間の連携・交流を強化するとともに、体験交流施設の機能充実や豊富な体験メニューを創出し、地域外との交流を活発に行うことにより交流による人づくりと多様な交流活動を推進する。

## (2) 地域毎の市街地像

松波市街地、小木市街地、宇出津市街地の中心部に配置する都市拠点を中心とした集約型の市街地の形成を図るとともに、都市拠点と輪島、珠洲、穴水方面を連携する都市連携軸を位置づけ、広域連携によるまちづくりを推進する。

本都市計画区域におけるおおむね 20 年後の地域毎の市街地像は次に示す通りである。

### ① 市街地ゾーン

宇出津地域では、既存の商業集積などを活かし、居住や日常生活に必要な都市機能を誘導しにぎわいのある魅力的な都市機能の集積を図るとともに、水産物の流通拠点としての機能充実などを図り、安全・安心で利便性が高く、本都市計画区域の中心部としての整備を促進する。

松波地域では、かつての城下町としての歴史・文化を、また、小木地域では、港町として栄えた港や九十九湾などの美しい海岸景観などを活かし、快適で豊かな生活環境の創造を図る。

### ② 農業ゾーン

市街地ゾーン周辺や沿岸部の農地は、貴重な生産基盤として、また、良好な景観資源として保全・活用を図る。

### ③ 自然保全ゾーン

森林地域においては、森林の保全を図るとともに、農山村と連携した観光やレクリエーション、憩いの場としての活用を図る。

海岸地域については、自然環境や良好な景観を地域の魅力として保全・活用するとともに、漁村と連携した観光やレクリエーション、憩いの場としての活用を図る。



## 2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域には、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないこととした根拠は、以下の通りである。

内浦都市計画区域及び能都都市計画区域では、製造品出荷額等や商品販売額の減少、過去 10 年間に世帯数が減少しているなど都市の成長性が低くなっている。また、開発圧力も低く、今後の人口や産業活動の増加も見込めないため、立地適正化計画などの活用により、集約型のまちづくりを目指す。

### 3) 主要な都市計画の決定の方針

#### (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

本都市計画区域では、現在、用途地域を指定していないが、今後、以下の方針に基づき用途地域の指定を検討するとともに、立地適正化計画の策定も見据えた配置を行うことにより、良好な市街地環境の形成を目指す。

##### ① 主要用途の配置の方針

###### (商業・業務地)

###### ア) 中心商業業務地

旧宇出津駅を含む宇出津市街地一帯を中心商業業務地として位置づけ、にぎわいや生活機能の中心性、歴史の継続性、文化・交流の多様性、まちなかの回遊性などを維持・再生し、中心部にふさわしい空間を形成する。

###### イ) 一般商業地

宇出津新港地区の一部、松波市街地及び小木市街地の中心部は、既存の商業集積や港、歴史・文化などを活かし、居住や日常生活に必要な都市機能を誘導し、にぎわいを再生する都市空間の整備を行う。

特に、小木地区においては、日本有数の水揚げ量を誇るイカを活用した観光交流拠点の整備を行う。

###### (工業地)

宇出津港に面し、造船所、漁網倉庫等が建ち並ぶ沿岸部では、周辺の住宅地との調和を図りつつ、生産環境の向上による産業の振興を図る。

###### (住宅地)

密度が高くまとまりのある市街地が形成されている宇出津市街地の住宅地では、今後の人口減少や少子高齢化の中において、安全・安心で利便性の高い都市空間が形成されるよう、空き家・空き地等の低未利用地の活用、道路・公園等の都市基盤の整備及び適切な維持管理・更新による生活環境の改善を図り、移住・定住の促進を図る。

海岸線に沿った松波、白丸、小木、姫の既成の住宅地では、土地の有効活用を図るとともに、安全・安心で住み良いまちづくりを推進する。

##### ② 土地利用の方針

###### ア) 居住環境の改善又は維持に関する方針

既存の密集市街地の居住環境を改善するため、道路・小広場などの整備を推進するとともに、市街地に点在している歴史的な地区については、その風情を残しながら空き家の利活用や適切な維持管理とともに、良好な街並み景観の創出や住民が主体となった魅力的なまちづくりを進める。

###### イ) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地や集落に近接する斜面林や市街地内に点在する寺社林は、市街地を彩る緑地として保全する。また、アドプト制度の活用により、道路沿線や公園、河川などの身近な緑地等においても環境美化を図る。

**ウ) 優良な農地との健全な調和に関する方針**

市街地を囲む農地・丘陵地は、背後の樹林地等と一体となって本都市計画区域の農村景観を形成しているため、都市的土地利用の進展を抑制するとともに、農村景観の保全・活用を図る。

**エ) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針**

地震・津波、風水害・雪害、土砂災害及び大規模火災等といった災害リスクの低減に向け、各種ハザードマップを活用しながら、災害リスクの低い地域への居住の誘導を進めるなど、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策の強化を図る。

**オ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針**

能登半島国定公園や各所に点在する歴史・名勝等の優れた自然景観をはじめ、河川の水辺景観、及び丘陵山間部の樹林地などを今後も保全・活用する。

**カ) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針**

農村集落や田園地域など地域の特徴を考慮して建築物の適正規模への誘導を図る。

## (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

## ① 交通施設

## a 基本方針

## 交通体系の整備の方針

本都市計画区域では、のと里山空港や能越自動車道の整備効果を最大限に活かし、交流促進に向けた基盤づくりを進め、一般国道 249 号、珠洲道路、奥能登横断道路等によって構成される「ダブルラダー輝きの美知（みち）」構想の実現により、広域交通のネットワーク化を図る。

また、市街地間の連携を図るとともに、市街地への通過交通を抑制し、利便性の高い生活交通網を確保する。

さらに、公共交通の利用促進に向け、交通結節点機能の整備、改善、サービスの向上を図るとともに、歩行者・自転車に配慮した交通ネットワークを整備する。

## b 主要な施設の配置の方針

## (道路)

一般国道 249 号（(都) 鍛冶町線）、主要地方道宇出津町野線（(都) 中央通り線）、主要地方道能都内浦線（(都) 小木中央線、(都) 田の浦線）など、市街地の骨格を形成する幹線道路については、円滑な市街地交通を支える道路網として配置し、整備促進を図る。

特に、(都) 駅山手線は、街路整備に合わせ、周辺に都市機能を集約した複合施設の整備などを一体的に整備することにより、安全で快適な歩行空間を確保するとともに回遊性の向上や交通の円滑化を図る。

## c 主要な施設の整備目標

本都市計画区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備（着手を含む）することを予定する主要な施設は次の通りである。

## ア) 能都都市計画区域

名	称	整備内容等
7・6・1	(都) 駅山手線	一部

## ② 下水道及び河川

### a 基本方針

#### ア) 下水道及び河川の整備の方針

##### (下水道)

公共下水道事業と農業集落排水事業などによる整備は完了していることから、今後は、合併処理浄化槽等の普及促進を図るとともに、施設の耐震化やストックマネジメント計画の策定による効率的かつ適正な維持管理・更新を実施し、生活環境のより一層の向上と、河川等の水質保全に努める。

##### (河川)

河川の整備、保全の方針は、水害から地域の人々の生命及び財産を守るため、安全・安心な川づくりを推進するとともに、水と緑あふれる憩いの空間及び水辺空間の環境を保全・創出し、にぎわい・交流の場づくりを促進する。

#### イ) 整備水準の目標

##### (下水道)

公共下水道などの整備は完了しており、適正な維持管理に努めるとともに、汚水処理施設の2025年度概成に向け、合併処理浄化槽の普及促進に努める。

### b 主要な施設の配置の方針

##### (下水道)

内浦都市計画区域及び能都都市計画区域における公共下水道、特定環境保全公共下水道の整備区域は市街地を中心に配置しており、整備が完了している松波処理区(53ha)、小木処理区(50ha)、恋路処理区(26ha)、宇出津処理区(194ha)の適正な維持管理に努める。

## ③ その他の都市施設

### 基本方針

#### (廃棄物処理施設)

一般廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理施設を活用し、ごみの減量化・資源化推進による環境にやさしい循環型社会づくりを目指す。

#### (その他の施設)

供給処理、医療、教育等の都市施設については、市街地や地域の拠点といった公共交通の利便性が高い場所に誘導するなど周辺環境に配慮しつつ、広域的見地から適正な施設規模の検討と配置を行うものとする。

### (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定等の方針

#### 主要な市街地開発事業の決定の方針

既存の住宅密集地における居住環境の改善を図るため、道路・公園などの基盤整備を進めるとともに、日常生活に必要な都市機能の誘導や空き家・空き地等の低未利用地の有効活用や適切な維持管理の促進、街並み景観や歩行空間の改善、建物の耐震化や不燃化による防災機能の向上等により、安全・安心で住み良いまちづくりを推進し、良質な生活空間を形成する。

#### (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

##### a 基本方針

###### 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本都市計画区域の沿岸部はすべて能登半島国定公園に指定され、特に、九十九湾、御船崎、赤崎、遠島山公園などは眺望景観に優れている。平坦部の背後には山地丘陵地の優良な緑が迫り出し、市街地の背景として良好な自然景観を形成している。

これらの美しい自然環境は貴重な観光資源ともなっているため、観光・交流の促進のためにも保全・活用を図る。

##### b 主要な緑地の配置の方針

###### ア) 環境保全系統

市街地背後の丘陵や沿岸部の森林は、動植物の生息・生育地や林業の生産基盤として保全・活用を図る。

また、海域公園に指定されている能登半島国定公園一帯については、特に優れた自然環境として良好に保全・活用する。

###### イ) レクリエーション系統

沿岸部の自然資源と一体となった九里川尻湾総合運動公園、市街地に近接する四明ヶ丘公園は、レクリエーションの拠点として位置づけ、機能の拡充を図る。

また、松波城址公園や真脇遺跡公園は、歴史的環境を活かしたレクリエーション拠点として配置し、未整備部分の整備を図る。

このほか、恋路海岸や九十九湾をはじめとする沿岸部の遊歩道は、沿岸部のレクリエーション施設や都市公園を有機的に結ぶネットワークとして位置づけ、その周辺の自然環境や景観を保全・整備する。

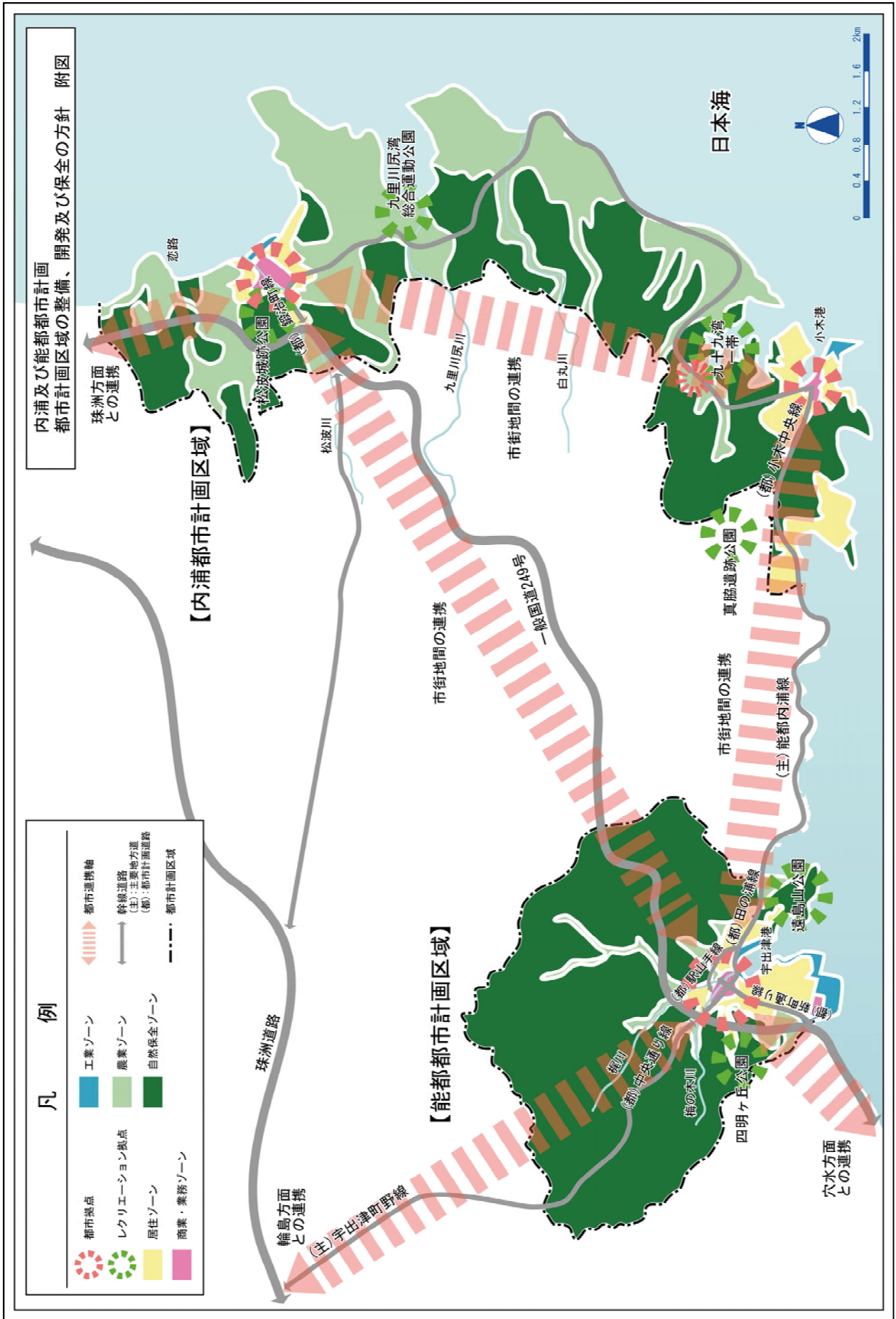
###### ウ) 防災系統

市街地においては、災害対策（避難路、避難場所の確保）と住環境の向上の点から、身近に利用できる街区公園や地区公園等の適正な配置とネットワーク化を図る。

###### エ) 景観構成系統

風致公園として整備された遠島山公園は、郷土館等と一体となって機能の充実を図りつつ、豊かな自然環境の保全・活用を進める。

また、景観を構成する能登半島国定公園や各所に点在する歴史・名勝等の優れた自然景観をはじめ、河川の水辺景観、丘陵山間部の樹林地、低地の田園景観等は、景観構成系統緑地として位置づけ、今後も保全・活用を図る。





### 3. 輪島都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(輪島都市計画区域マスタープラン)

本方針は、輪島都市計画区域におけるおおむね 20 年後の都市の姿の基本的な方向を定めたものであり、立地適正化計画と併せて、都市施設の集約や居住誘導を図り、持続可能な都市の形成を目指すものである。

本都市計画区域の範囲及び規模は、次の通りである。

都市計画区域名	市町名	範囲	面積
輪島都市計画区域	輪島市	行政区域の一部	1,376ha

#### 1) 都市計画の目標

##### (1) 都市づくりの基本理念

輪島都市計画区域は、里山里海に代表される豊かな自然や先人が創り上げてきた文化と伝統、歴史的な街並みなどを活かしつつ、住民が郷土への愛着と生きがいを持ち、安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを目指す。

また、多様な地域資源を保全・活用し、ひと・ものの交流が活性化する都市を目指し、まちづくりの基本テーマを「住民がつくる“あい”のまち輪島」とし、次の基本理念に基づき地域主体の持続可能なまちづくりを進める。

##### ① 郷土への愛着と生きがいを持ち、安全・安心で快適に暮らせる集約型のまちづくり

今後の人口減少や少子高齢化が進む社会においても、住民が地域への愛着を持ち、子どもから高齢者まで誰もが生きがいをもって暮らせるように、快適で集約型のまちづくりを進めるとともに、地震・火災、風水害・雪害等に対するハード・ソフト両面での防災・減災対策の強化とともに、高齢者などの生活を支える公共交通の維持・充実などにより、地域住民が相互に支え合う安全・安心なまちづくりを推進する。

##### ② 多様な地域資源の保全・活用による個性と活力あふれるまちづくり

世界農業遺産「能登の里山里海」の豊かな自然環境、伝統文化、歴史的街並み及び伝統産業などを保全・育成し、個性と活力にあふれる都市を形成するとともに、のと里山空港・能越自動車道などの交通ネットワークを強化し、輪島港マリンタウン等といった拠点の維持・充実により広域的な連携、交流を推進する。

##### ③ 豊かな自然を活かした連携と交流による地域主体のまちづくり

地域住民や事業者、NPO、行政等の多様な主体が連携・協働し、豊かな自然を活かした観光の振興や空き家等の既存ストックを活かした移住・定住の促進のほか、コミュニティの持続・再生及び地域のつながりの形成により、いつまでも安心して暮らせる地域主体のまちづくりを推進する。

## (2) 地域毎の市街地像

河井町一帯に配置する都市拠点を中心とした集約型の市街地の形成を図るとともに、都市拠点と珠洲方面、志賀方面、のと里山空港・穴水・金沢方面を連携する都市連携軸を位置づけ、広域連携によるまちづくりを推進する。

本都市計画区域におけるおおむね 20 年後の地域毎の市街地像は次に示す通りである。

### ① 市街地ゾーン

古くから開けた輪島の中心に位置する既成市街地は、輪島らしさを代表する生活や生業の場を現代的に継承していく居住ゾーンとする。

既成市街地の中心部は、都市拠点として居住や日常生活に必要な都市機能を誘導するとともに、各種のまちづくり制度やまちづくり条例の活用、まちづくりに対する意識啓発などにより、中心市街地の再生を行うとともに、輪島らしい魅力ある街並みの創出を行い、快適なまちづくり、周遊したくなるまちづくりを進める。

広域交流拠点となるマリンタウンについては、海や港を親しむことのできる空間や市街地の回遊を促進する拠点、新たな憩いや安らぎの場のほか、防災拠点としての整備により、安全で安心して暮らせる住環境の確保を図る。

### ② 農業ゾーン

市街地の周辺部は、農業ゾーンとして農村集落における快適な居住環境を保持するとともに、優良農地を保全・活用することにより、良好な景観を形成する。

### ③ 自然保全ゾーン

市街地に近接する森林は、市街地の眺望や住民の憩いの場として保全・活用し、市街地の領域を形成していく自然保全ゾーンとする。

袖ヶ浜海岸や鴨ヶ浦を含む輪島崎一帯は、輪島を代表する自然の水辺空間であり、今後とも保全・活用を図る。

## 2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域には、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないこととした根拠は、以下の通りである。

本都市計画区域は、既成市街地が形成されているなど都市の成熟性が高いが、過去 10 年間において人口・世帯数が減少するなど、都市の成長性は低い。

また、本都市計画区域では、これまでも市街地内での積極的な基盤整備の実施により、開発圧力を適正に市街地に誘導してきており、今後は立地適正化計画などの活用により集約型のまちづくりを目指すことから、無秩序な開発が進行する可能性は低い。なお、世帯分離等による宅地需要についても、これまで通り市街地内への誘導が可能である。

### 3) 主要な都市計画の決定の方針

#### (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

本都市計画区域では、これまで用途地域を指定しており、今後も用途地域の指定を継続しつつ、立地適正化計画にて用途地域を中心としたエリアを中心拠点として位置付け、都市施設を集約するとともに、居住誘導を図り、現行の都市サービス水準を維持した良好な市街地環境の形成を目指す。

#### ① 主要用途の配置の方針

##### (商業・業務地)

##### ア) 中心商業地

既成市街地の河井町一帯を中心に広く中心商業業務地を配置し、漁業・漆器業・商業業務・観光関連業等の産業活動と住宅が共存する職住近接の環境を活かして、交流環境の維持・充実や中心市街地の街並みの保全・再生を図る。

##### イ) 一般商業地

一般商業地は、既成市街地に隣接する宅田地区の（都）本町宅田線沿道に配置し、沿道サービス型施設を適正に誘導することにより、快適で魅力ある生活環境の創出を図る。

##### (工業地)

既成市街地内で工業施設が点在する地域は、環境悪化の恐れが低い地場産業などの工場等と住宅との共存により、地域活力を維持するとともに、輪島にあった産業の促進を図る。

##### (住宅地)

##### ア) 既成の住宅地

既成市街地については、伝統的な住商共存の居住様式を活かした適切な密度の住宅地とし、地区に密着した産業や歴史・文化の環境を活かしつつ、空き家・空き地等の低未利用地の活用、道路・公園等の都市基盤の整備及び適切な維持管理・更新による居住環境の改善を図り、集約型のまちづくりを進めることにより移住・定住の促進を図る。

##### イ) 新たに開発すべき住宅地

マリンタウン住宅用地は、輪島市マリンタウン街並み景観形成基準を尊重し、ゆとりある区画形状と良好な居住空間を有する美しい街並みづくりを推進する。

#### ② 土地利用の方針

##### ア) 主要用途の配置の方針

既成市街地内でみられる輪島塗の職と住が共存した地区では、古くから輪島の特徴的な景観を構成しており、特別用途地区を指定するなど、今後とも職住が近接した地区として保全と伝統産業の育成を図る。

#### イ) 居住環境の改善又は維持に関する方針

既成市街地内の住宅地においては、建物の耐震化や不燃化を推進するとともに、空き家の利活用による生活環境の改善を図り、また一団のエリア毎に、景観条例やまちづくり協定書等によりきめ細かなルールを定め、アドプト制度などを積極的に活用することにより、住民が主体となった魅力あるまちづくりを進める。

農村集落では地域内において生活に必要な都市機能の確保・維持のほか、公共交通により市街地とのアクセスを確保し、集落の維持・活性化を図る。

#### ウ) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

輪島崎一带や史跡と一体となった緑地、社寺境内の樹林地は、風土を継承する緑地として保全を図る。また、アドプト制度の活用により、道路沿線や公園、河川などの身近な緑地等においても環境美化を図る。

#### エ) 優良な農地との健全な調和に関する方針

既成市街地から南部・東部に細長く伸びる平坦部の水田や畑地は、農業生産の基盤となる優良農地であり、周辺の樹林地等と一体となって本都市計画区域の田園景観を形成しているため、適正な住宅立地や産業立地のコントロールにより無秩序な市街化を抑制するとともに、田園景観の保全・活用を図る。

#### オ) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

地震・津波、風水害・雪害及び土砂災害等の自然災害並びに大規模火災及び原子力災害等のさらなる災害リスクの低減に向け、各種ハザードマップを活用しながら、災害リスクの低い地域への居住の誘導を進めるなど、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策の強化を図る。

#### カ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

市街地周辺の丘陵地や樹林地は、自然と共生するエリアとして、自然環境の保全に努める。

#### キ) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

農村集落や田園地域など地域の特徴を考慮して、建築物の適正規模への誘導を図る。

## (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### ① 交通施設

#### a 基本方針

##### 交通体系の整備の方針

本都市計画区域では、のと里山空港や能越自動車道の整備効果を最大限に活かし、交流促進に向けた基盤づくりを進め、一般国道 249 号、輪島道路等によって構成される「ダブルラダー輝きの美知（みち）」構想の実現により、広域交通のネットワーク化を図る。

また、輪島バイパス等により市街地の環状道路を形成し、市街地と周辺地域との連携の強化、バスなどの公共交通の維持・充実を図るとともに中心市街地においては無電柱化などにより歩行者・自転車に配慮した交通ネットワークを整備する。

さらに、旧輪島駅を利用した道の駅「輪島ふらっと訪夢」については、今後とも交通ターミナルとしての機能充実と交流拠点としての活用を図る。

#### b 主要な施設の配置の方針

##### (道路)

能越自動車道（(都) 能越自動車道線）、一般国道 249 号（(都) 稲屋稲舟線）を県内の都市を連絡する広域幹線道路として配置し、整備促進を図る。

また、市街地周辺に配置される一般国道 249 号（(都) 釜屋谷塚田線）や主要地方道輪島浦上線（(都) 小伊勢袖ヶ浜線）、(都) 本町宅田線等の幹線道路については、円滑な市街地交通を支える道路網として配置する。

特に、主要地方道七尾輪島線（(都) 河井町横地線）については、地域固有の文化、観光資源を活かした街路整備と沿道の街並み整備を一体的に進めることで歩行者の回遊性を高め、沿道商店街の新たなにぎわい創出を図る。

c 主要な施設の整備目標

本都市計画区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備（着手を含む）することを予定する主要な施設は次の通りである。

	名 称	整備内容等
1・3・1	能越自動車道線 (能越自動車道)	一部
3・3・1	本町宅田線	一部
3・4・4	稲屋稲舟線 (輪島バイパス) (一般国道 249 号)	一部
3・4・6	河井町横地線 (主要地方道七尾輪島線)	一部

② 下水道及び河川

a 基本方針

ア) 下水道及び河川の整備の方針

(下水道)

公共下水道事業による整備はおおむね完了していることから、今後は合併処理浄化槽の普及促進を図るとともに、施設の耐震化やストックマネジメント計画の策定による効率的かつ適正な維持管理・更新を実施し、生活環境のより一層の向上と、河川等の水質保全に努める。

(河川)

河川の整備、保全の方針は、水害から地域の人々の生命及び財産を守るため、安全・安心な川づくりを推進するとともに、水と緑あふれる憩いの空間及び水辺空間の環境を保全・創出し、にぎわい・交流の場づくりを促進する。

イ) 整備水準の目標

(下水道)

公共下水道の整備はおおむね完了しており、適正な維持管理に努めるとともに、汚水処理施設の 2025 年度概成に向け、合併処理浄化槽の普及促進に努める。

b 主要な施設の配置の方針

(下水道)

公共下水道による整備区域は市街地及び周辺の集落地に配置しており、整備がおおむね完了している輪島処理区 (387ha) の適正な維持管理に努める。

### ③ その他の都市施設

#### 基本方針

##### (廃棄物処理施設)

一般廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理施設を活用し、ごみの減量化・資源化推進による環境にやさしい循環型社会づくりを目指す。

##### (その他の都市施設)

供給処理、医療、教育等の都市施設については、市街地や地域の拠点といった公共交通の利便性が高い場所に誘導するなど周辺環境に配慮しつつ、広域的見地から適正な施設規模の検討と配置を行うものとする。



### (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定等の方針

#### 主要な市街地開発事業の決定の方針

奥能登地域の交通拠点にふさわしい、魅力ある快適な都市空間を形成するため、計画的な市街地の整備と中心拠点の整備を推進する。特に中心市街地では、地区特性を考慮しつつ、民間の資金、技術、経験などを活かし、低未利用地への都市機能の誘導や商業・業務機能の充実、建物の耐震化や不燃化による防災機能の向上、街路、公園等の公共施設の整備や公共施設の再編などにより、交流人口の拡大及び移住・定住環境の向上を図るとともに、地域資源を活かした魅力ある集約型のまちづくりを進める。

再生が必要な既成市街地においては、地域の特性を活かした輪島らしいまちなか居住を推進するとともに、安全、安心で活力ある集約型の市街地の再生・再構築を推進し、快適で良好な居住環境の形成を図る。

#### (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

##### a 基本方針

###### 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

市街地を囲む山林は、輪島の市街地の領域構造を明確にし、まちの生活や空間に安定感を与えている貴重な自然環境となっている。市街地の周辺では、これら山林や田園風景の保全を図るとともに、散策路の整備など市民が自然とふれあえる場として活用する。市街地では、街路樹による特徴ある緑豊かな街路空間の形成や公共施設の緑化を進めるとともに、寺社地内の緑や住宅地の緑化など、宅地内の緑を積極的に保全、創出する。

また、里山里海を守り、次世代に継承していくため、貴重な自然資源である森林、海岸、河川、農地等について、環境に配慮した河川整備、優良農地の保全等により、良好な自然環境の保全を図る。

##### b 主要な緑地の配置の方針

###### ア) 環境保全系統

市街地周辺の丘陵地や段丘の樹林地は、自然と共生するエリアとして二次林の維持管理、自然林の保護などにより保全を図る。また、市街地周辺に広がる田園は、都市的土地利用との混在を防ぎ、計画的な土地利用を行うとともに、農用地については良好な状態の維持を図る。

貴重な生物が生息・生育する河川については、都市にうるおいを与える親水空間として活用するとともに、水辺環境の維持、整備に努める。

このほか、輪島崎一带や鳳来山公園、史跡と一体となった緑地、社寺境内の樹林地は、風土を継承する緑地として保全を図る。

###### イ) レクリエーション系統

市街地では、将来の都市発展に応じて身近に利用できる街区公園や地区公園等を適正に配置する。また、多様なレクリエーション拠点の充実を図るため、マリントウンや一本松総合運動公園の整備を推進する。

このほか、河川沿いや市街地では、歴史や文化を活かして歩道や散策路、ポケットパーク等の整備を図る。

###### ウ) 防災系統

市街地周辺の丘陵地や段丘の斜面の樹林地は、自然災害の防止を図る緑地として、その周辺も含めて樹林地の保全や緑化を図る。また、幹線道路沿道や河川沿いでは、避難路の確保のため歩道や街路樹の整備、沿線宅地の緑化に努める。

既成市街地では、市街地周辺部に避難地、災害復旧、救援の拠点となる公園・緑地の配置を図る。

## エ) 景観構成系統

本市全域を対象として景観計画が策定されており、それを踏まえた景観形成を推進する。段丘や丘陵の樹林地は、里山の自然景観として保全を図り、輪島崎一帯の袖ヶ浜海岸では、里海的环境美化を図る。また、市街地周辺では、田園と集落及びその背景となっている丘陵地の樹林と一体となった景観の形成を図る。

中心市街地では、漁業・漆器業・商業業務・観光関連業等の産業活動と住宅が共存する輪島らしい交流環境や街並みの美観向上に資する緑地を配置する。

また、幹線道路や主要河川は、景観軸として周辺の景観との調和のとれた街路樹や河川環境の保全、整備に努める。



## 4. 穴水都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

### (穴水都市計画区域マスタープラン)

本方針は、穴水都市計画区域におけるおおむね 20 年後の都市の姿の基本的な方向を定めたものである。

本都市計画区域の範囲及び規模は、次の通りである。

都市計画区域名	市町名	範囲	面積
穴水都市計画区域	穴水町	行政区域の一部	1,080ha

### 1) 都市計画の目標

#### (1) 都市づくりの基本理念

穴水都市計画区域は、歴史的な環境と里山里海に代表される豊かな自然環境に恵まれた奥能登地区のゲートウェイとして、広域的にも重要な役割を担う区域であり、のと里山空港や能越自動車道などの交通体系の整備、のと里山海道の無料化により、ポテンシャルの高まりを見せている。このため、美しく魅力あふれる都市環境を醸成し、安全・安心で住民の活力ある日常生活を演出する都市の形成を目指すため、まちづくりの基本テーマを「美しい『海』がいざなうふれあいのまち」とし、次の基本理念に基づき地域主体の持続可能なまちづくりを進める。

#### ① 自然と人が共生するまちづくり

穴水湾の美しい海と能登半島の丘陵地帯に囲まれた美しい星空の町を将来にわたって継承するため、本都市計画区域の自然環境を活かし、自然の恵みによって与えられた文化がまちの個性となるよう、今後も自然との共存をテーマとした都市環境づくりを進める。

#### ② 人々が集い交流するまちづくり

豊かな自然環境と歴史・伝統・文化によって育まれてきた個性を活かし、新たな産業の育成と快適な移住・定住環境を創造するとともに、多様な地域との広域交流を拡大するため、高速交通体系をはじめ奥能登地域を結ぶ交通網の整備を促進し、人々が集い交流するまちづくりを進める。

#### ③ 住民が安心して暮らすことのできる成熟した社会環境の整ったまちづくり

人口減少や少子高齢化が進む社会においても、子どもや高齢者、身障者など誰もが安心して暮らすことのできる環境づくりに向け、保健・医療・福祉等の公共施設の充実やユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進めるとともに、空き地・空き家等を活用した都市機能の充実や市街地における都市防災環境の整備に努め、安全で快適なまちづくりを進める。

#### ④ 多様な主体の連携・協働によるまちづくり

郷土への愛着や誇りを育むとともに、地域での支え合いや地域コミュニティの維持・再生を図り、地域住民や事業者、NPO、行政等の多様な主体が自発的に連携・協働し、地域の魅力を活かしたまちづくりを進める。

### (2) 地域毎の市街地像

交通結節点である穴水駅周辺に配置する都市拠点を中心とした集約型の市街地の形成を図るとともに、都市拠点と輪島方面、珠洲方面、能登方面、七尾方面を連携する都市連携軸を位置づけ、広域連携によるまちづくりを推進する。

本都市計画区域におけるおおむね 20 年後の地域毎の市街地像は次に示す通りである。

#### ① 市街地ゾーン

市街地中心部における既存商店街については、住民や観光客に対して質の高い商業サービスを提供する場として位置づけるとともに、居住や日常生活に必要な都市機能の誘導により、魅力ある市街地の再生を図る。

市街地西部域は、新市街地形成エリアとして既存工業の集積にも考慮した流通・工業の拠点化を図り、交通利便性を活かした土地利用を図る。

#### ② 農業ゾーン

市街地周辺の農地は、貴重な農業生産の場として、また、市街地ゾーンと自然保全ゾーンとの緩衝機能として、今後とも保全を図る。

#### ③ 自然保全ゾーン

穴水湾一帯の能登半島国定公園では、美しい海岸線を維持するとともに、市街地背後の丘陵地における森林環境の維持保全を図る。

由比ヶ丘は、文教・レクリエーション拠点として位置づけ、公園機能を中心に保養・文教機能の拡充による交流の促進を図る。

## 2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域には、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないこととした根拠は、以下の通りである。

本都市計画区域は、過去 10 年間に於いて人口・世帯数が減少しており、都市の成長性は極めて低い。

また、今後も無秩序な開発が進行する可能性は低いほか、今後の人口増加も見込めないと想定されることから、世帯分離等による宅地需要は、立地適正化計画などの活用により集約型のまちづくりを目指し、これまで通り市街地内への誘導が可能である。

### 3) 主要な都市計画の決定の方針

#### (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

本都市計画区域では、これまで用途地域を指定しており、今後は立地適正化計画の策定を見据えた配置を行うことで良好な市街地環境の形成を目指す。

##### ① 主要用途の配置の方針

###### (商業・業務地)

###### ア) 中心商業業務地

穴水駅から川島南地区にかけての中心商業業務地では、既存商業の活性化に向けて地区の特性を活かした商業環境の再生を図るとともに、住民だけでなく、来訪者も楽しめる、快適でにぎわいのある高い土地利用を図る。

###### イ) 一般商業地

此木地区に形成されている一団の商業地では、中心商業業務地との役割分担を図りつつ、良好な商業環境の形成を図る。

###### (工業地)

穴水湾沿岸の工業地においては、環境形成、景観形成上の整備課題を検討しながら、快適なウォーターフロントエリアとして、工業系土地利用を誘導する。

駅西地区は、既存工業の集積を図る工業地として位置づけ、快適で魅力ある工業系の土地利用を推進する。

###### (住宅地)

###### ア) 既成の住宅地

既成市街地を中心に形成された住宅地では、住商工混在の居住様式を活かし、空き家・空き地等の低未利用地の活用、道路・公園等の都市基盤の整備及び適切な維持管理・更新による居住環境の改善を図り、個性豊かで利便性の高い集約型の市街地環境を形成し、移住・定住の促進を図る。また、都市基盤が整備された住宅地では、快適な住環境の形成を図り、適切な密度の住宅地の誘導を図る。

###### イ) 新たに開発すべき住宅地

土地区画整理事業が行われた西川島地区等では、利便性の高い立地環境を活かした良好な住宅地の形成を図る。



## ② 土地利用の方針

### ア) 主要用途の配置の方針

住工混在型市街地では、地区の特性を維持しつつ、住環境の向上を図る。

### イ) 居住環境の改善又は維持に関する方針

木造密集市街地などの地区においては、建物の耐震化や不燃化の推進、空き家の利活用による生活環境の改善を図り、居住環境の向上と災害に強いまちづくりを推進するとともに、アドプト制度などを積極的に活用することにより、住民が主体となった魅力あるまちづくりを進める。

農村集落では地域内において生活に必要な都市機能の確保・維持のほか、公共交通により市街地とのアクセスを確保し、集落の維持・活性化を図る。

### ウ) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地や集落に近接する斜面林や市街地内に点在する寺社林は、市街地を彩る緑地として保全する。また、アドプト制度の活用により、道路沿線や公園、河川などの身近な緑地等においても環境美化を図る。

### エ) 優良な農地との健全な調和に関する方針

市街地周辺の農地は、貴重な農業生産の場として、また、市街地と背後の樹林地との緩衝機能として保全・活用を図る。

### オ) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

地震・津波、風水害・雪害及び土砂災害等の自然災害並びに大規模火災及び原子力災害等のさらなる災害リスクの低減に向け、各種ハザードマップを活用しながら、災害リスクの低い地域への居住の誘導を進めるなど、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策の強化を図る。

### カ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

穴水湾一体の自然公園区域では、美しい海岸線を維持保全するとともに、自然学習・レクリエーション等の資源として積極的に活用を図る。

### キ) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

用途地域が定められていない区域においては、農村集落や田園地域など地域の特徴を考慮して建築物の適正規模への誘導を図る。

## (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### ① 交通施設

#### a 基本方針

##### 交通体系の整備の方針

本都市計画区域は、のと里山海道や能越自動車道が通過し、穴水インターチェンジが設置されているとともに、能登半島を周遊する一般国道 249 号が整備されているほか、穴水町と輪島市、能登町にまたがりのと里山空港が立地していることから、奥能登地域における広域交通の結節点となっている。

今後、のと里山空港や能越自動車道の整備効果を最大限に活かし、交流促進に向けた基盤づくりを進め、一般国道 249 号、輪島道路等によって構成される「ダブルラダー輝きの美知（みち）」構想の実現により、広域交通のネットワーク化を図る。

また、公共交通の利用促進に向け、交通結節点機能の整備、改善、サービスの向上を図るとともに、歩行者・自転車に配慮した交通ネットワークを整備する。

#### b 主要な施設の配置の方針

##### (道路)

能越自動車道（(都) 能越自動車道線）は、県内外の都市を連絡する広域幹線道路として配置する。

また、一般国道 249 号、主要地方道七尾輪島線（(都) 中央線、(都) 本町線）を配置し、輪島・珠洲方面との円滑な接続を図る。

特に、主要地方道七尾輪島線（(都) 本町線）については、地域固有の文化、観光資源を活かした街路整備と沿道の街並み整備を一体的に進めて沿道商店街の新たなにぎわい創出を図る。

#### c 主要な施設の整備目標

本都市計画区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備（着手を含む）することを予定する主要な施設は次の通りである。

	名 称	整備内容等
7・6・1	本町線 (主要地方道七尾輪島線)	一部

## ② 下水道及び河川

### a 基本方針

#### ア) 下水道及び河川の整備の方針

##### (下水道)

公共下水道事業と林業集落排水事業などによる整備は完了していることから、今後は、合併処理浄化槽等の普及促進を図るとともに、施設の耐震化やストックマネジメント計画の策定による効率的かつ適正な維持管理・更新を実施し、生活環境のより一層の向上と、河川等の水質保全に努める。

##### (河川)

河川の整備、保全の方針は、水害から地域の人々の生命及び財産を守るため、安全・安心な川づくりを推進するとともに、水と緑あふれる憩いの空間及び水辺空間の環境を保全・創出し、にぎわい・交流の場づくりを促進する。

#### イ) 整備水準の目標

##### (下水道)

公共下水道などの整備は完了しており、適切な維持管理に努めるとともに、汚水処理施設の2025年度概成に向け、合併処理浄化槽の普及促進に努める。

### b 主要な施設の配置の方針

##### (下水道)

公共下水道による整備区域は、市街地を中心に配置しており、整備が完了している穴水処理区(146ha)の適切な維持管理を実施する。

## ③ その他の都市施設

### 基本方針

#### (廃棄物処理施設)

一般廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理施設を活用し、ごみの減量化・資源化推進による環境にやさしい循環型社会づくりを目指す。

#### (その他の都市施設)

供給処理、医療、教育等の都市施設については、市街地や地域の拠点といった公共交通の利便性が高い場所に誘導するなど周辺環境に配慮しつつ、広域的見地から適正な施設規模の検討と配置を行うものとする。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定等の方針

主要な市街地開発事業の決定の方針

中心市街地では、多用途混在型のコミュニティを活かし、空き地等の利活用を図るほか、ポケットパーク整備や道路のバリアフリー化など部分的な改変や更新活動を図る。

また、今後の宅地需要に適正に対応するため、西川島地区等の新市街地において良好な市街地環境を形成する。

#### (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

##### a 基本方針

###### 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本都市計画区域は、穴水湾一帯が能登半島国定公園に指定されているほか、世界農業遺産「能登の里山里海」に認定されており、これら豊かな自然環境の保全を前提としつつ、自然とのふれあいの場としての活用に努める。

また、市街地を中心として身近に利用できる公園・緑地を適切に配置し、潤いのある空間形成を図る。

##### b 主要な緑地の配置の方針

###### ア) 環境保全系統

穴水湾沿岸の緑地や市街地周辺の自然環境、小又川、山王川を中心とする河川環境の保全を図る。

###### イ) レクリエーション系統

由比ヶ丘公園は、優れた自然環境を活かしたレクリエーション拠点として位置づけ、維持・充実を図る。また、市街地内では、身近に利用できる街区公園や地区公園等の配置・整備を図る。

###### ウ) 防災系統

海岸部の樹林地帯は、地すべり等の自然災害を防止するため、防災系統緑地として位置づけ、保全を図る。

また、市街地内では、防災機能を持つ公園緑地の配置・整備を図る。










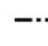


###### エ) 景観構成系統

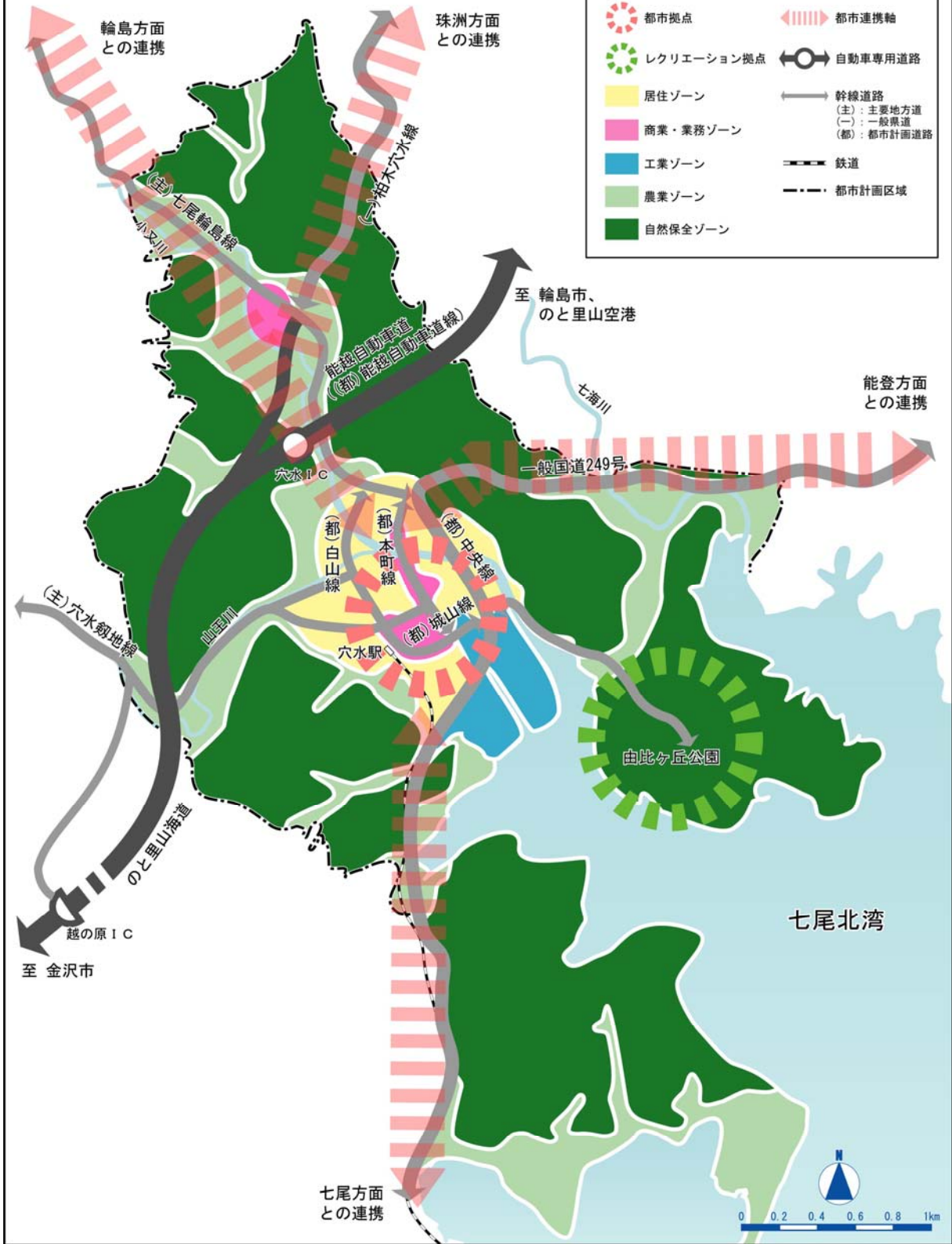
穴水湾沿岸の緑地は、良好な自然景観の構成要素として位置づけ、整備・保全を図る。

また、穴水駅前や穴水インターチェンジなど、町の玄関口となる地区への緑地の配置を図るとともに、道路緑化や鉄道軌道脇の緑地帯の形成など、連続性のある緑地を形成する。

穴水都市計画  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 附図

凡 例

- |  |   |
|--|---|
|  都市拠点       |  都市連携軸                                       |
|  レクリエーション拠点 |  自動車専用道路                                     |
|  居住ゾーン      |  幹線道路<br>(主)：主要地方道<br>(一)：一般県道<br>(都)：都市計画道路 |
|  商業・業務ゾーン   |  鉄道  |
|  工業ゾーン      |  都市計画区域                                      |
|  農業ゾーン      |   |
|  自然保全ゾーン    |   |



## 5. 富来及び志賀都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(富来都市計画区域マスタープラン、志賀都市計画区域マスタープラン)

本方針は、富来都市計画区域及び志賀都市計画区域におけるおおむね 20 年後の都市の姿の基本的な方向を定めたものである。

本都市計画区域の範囲及び規模は、次の通りである。

都市計画区域名	市町名	範囲	面積
富来都市計画区域	志賀町	行政区域の一部	3,984ha
志賀都市計画区域			6,412ha

### 1) 都市計画の目標

#### (1) 都市づくりの基本理念

富来都市計画区域及び志賀都市計画区域は、住民や企業、NPO、行政等の多様な主体の協働によるまちづくりを推進することにより、安心して住み続けられる魅力的で、笑顔があふれるまちづくりを目指すため、まちづくりの基本テーマを「住民がまとまり、住民の絆によって築かれる笑顔あふれる能登ふれあいの郷づくり」とし、次の基本理念に基づき地域主体の持続可能なまちづくりを進める。

#### ① 安全・安心に暮らせる集約型のまちづくり

今後の人口減少や少子高齢化が進む社会においても、住民が地域への愛着を持ち、子どもから高齢者まで誰もが生きがいをもって暮らせるように、空き家などの既存ストックを活かし、快適で安心して住み続けられる集約型のまちづくりを推進するとともに、のと里山海道、一般国道 249 号などの幹線道路による交通ネットワークを強化し、都市間の広域連携や地域間の連携、災害時におけるネットワークの形成を推進する。

#### ② 地域産業を活かした活気あふれるまちづくり

里山里海に代表される豊かな自然環境や海岸線の自然景観を活かした観光産業の振興、魅力ある商店街の形成などにより、地域産業の活性化と人々が交流できる場の創出を図る。

#### ③ 郷土の自然と人々の営みが調和したまちづくり

世界農業遺産「能登の里山里海」や歴史的資源などの地域資源の保全・継承・活用を図るとともに、多様な主体の連携・協働により、人々との交流を深めることで、地域コミュニティの持続・再生及び地域のつながりの形成により、地域への愛着が育つまちづくりを推進する。

## (2) 地域毎の市街地像

中心市街地を都市拠点とした集約型の市街地の形成を図るとともに、都市拠点と輪島方面、七尾方面、羽咋方面を連携する都市連携軸を位置づけ、広域連携によるまちづくりを推進する。

本都市計画区域におけるおおむね 20 年後の地域毎の市街地像は次に示す通りである。

### ① 市街地ゾーン

#### a 居住ゾーン

中心市街地における都市基盤の整備をはじめ、居住や日常生活に必要な都市機能の集積により、快適な都市環境を創出するとともに、建築物や屋外広告物の規制・誘導などにより、良好な町並みの形成を図る。

#### b 工業ゾーン

能登中核工業団地や堀松工場団地については、今後も工業専用地として育成を図る。

### ② 農業ゾーン

市街地周辺で一団の農地が存在している地域を農業ゾーンとして位置づけ、優良農地の保全や田園景観の維持に努めるとともに、集落の適正な土地利用の誘導を図る。

### ③ 自然保全ゾーン

緑豊かな山林を適切に管理するとともに、山林と農村集落が調和した里山環境の保全を図る。

能登半島国定公園に指定される能登金剛などの地域資源の保全に努めるとともに、漁業・漁場と集落地が調和した里海の環境保全・活用を図る。



## 2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域には、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないこととした根拠は、以下の通りである。

富来都市計画区域及び志賀都市計画区域では、過去 10 年間に世帯数が減少するなど都市の成長性が低く、今後の人口や産業活動に著しい拡大は予測されないため、無秩序な開発が進行する可能性は少ない。

また、市街地内に低密度利用地が存在しているため、世帯分離等による宅地需要は、立地適正化計画などを活用し、集約型のまちづくりを目指す。

### 3) 主要な都市計画の決定の方針

#### (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

本都市計画区域では、現在、用途地域を指定していないが、今後、以下の方針に基づき用途地域の指定を検討するとともに、立地適正化計画の策定も見据えた配置を行うことにより、良好な市街地環境の形成を目指す。

##### ① 主要用途の配置の方針

###### (商業・業務地)

###### ア) 中心商業業務地

主要地方道道富来中島線（(都)地頭町線）沿道及び一般国道249号（(都)甘田直海線）沿道の商業施設が集積している地域は、景観に配慮した魅力ある商業空間の形成の推進により、商店街の活性化を図る。

###### イ) 一般商業地

商業・業務施設が立地する一般国道249号沿道は、中心商業業務地とのにぎわいの連続性に配慮するとともに、景観に配慮した沿道型の商業・業務地の形成を図る。

###### (工業地)

能登中核工業団地や堀松工場団地を工業専用地として位置づけ、積極的な企業誘致と併せ、施設の整備・充実を図り、工業の活性化や就業の場の創出を図る。

###### (住宅地)

市街地の住宅地については、商業・業務機能との近接性を活かした利便性の高い住宅地として、バリアフリーに配慮した施設整備や高齢者などにやさしい住環境の形成を推進する。また、空き家・空き地等の低未利用地については、若年層の定住人口の確保と人口流出の防止に向けた宅地化を図るなど、有効利用を促進する。

##### ② 土地利用の方針

###### ア) 居住環境の改善又は維持に関する方針

住民が地域社会の中で快適に暮らせるように、既存ストックを活かした住宅の整備や移住・定住の増加に向けた住宅の確保を進めるとともに、地域主体のまちづくり活動の活性化により魅力的な生活環境を創出する。

密集住宅地では、狭あい道路の解消や公園などの整備とともに、建物の不燃化や耐震化を進め、防災性の強化を推進する。

###### イ) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地や集落に近接する斜面林や市街地内の河川空間・寺社林は、市街地を彩る緑地として保全・活用するとともに、日本海に臨む美しい海辺環境についても維持保全を図る。

###### ウ) 優良な農地との健全な調和に関する方針

市街地周辺の優良農地は、農業生産基盤として維持・保全を図るとともに、既存の集落は、居住環境の改善・充実を目指した集落整備を推進し、周囲の田園景観と調和した集落環境の充実を図る。

**エ) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針**

地震・津波、風水害・雪害及び土砂災害等の自然災害並びに大規模火災及び原子力災害等のさらなる災害リスクの低減に向け、各種ハザードマップを活用しながら、災害リスクの低い地域への居住の誘導を進めるなど、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策の強化を図る。

**オ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針**

能登金剛と呼ばれる海岸線や各所に点在する歴史・名勝等の優れた自然景観をはじめ、河川の水辺景観及び丘陵山間部の樹林地など、里山里海の美しい自然環境を保全するとともに、地域資源として積極的に活用を図る。

**カ) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針**

農村集落や田園地域など地域の特徴を考慮して建築物の適正規模への誘導を図る。

## (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### ① 交通施設

#### a 基本方針

##### 交通体系の整備の方針

県都金沢市やのと里山空港へのアクセス性の向上、広域的な交流の促進に向けて、のと里山海道への連絡道路や周辺市町と連絡する広域幹線道路の整備を推進することにより、「ダブルラダー輝きの美知（みち）」構想の実現を図り、広域交通のネットワーク化を図る。

また、市街地においては、住民がより充実した生活を送れるよう、歩行者・自転車に配慮した幹線道路及び生活道路のネットワークを形成する。

公共交通については、コミュニティバス等により、市街地内及び市街地内外を結ぶ移動環境の維持・向上を図る。

#### b 主要な施設の配置の方針

##### (道路)

のと里山海道、一般国道 249 号は、金沢方面との連携や能登地域のネットワークを担う道路であるとともに、本都市計画区域内の各拠点を連絡する重要な路線として配置し、ネットワーク機能の充実を図る。

また、主要地方道志賀田鶴浜線（(都)上棚上野線）などは、一般国道 249 号とのと里山海道を連絡する道路として配置し、適切な維持管理や機能充実を図る。

特に、一般国道 249 号（(都)甘田直海線）については、地域の各拠点を連絡する重要な道路とし、ネットワーク機能の充実を図るとともに、中心市街地の商業・業務地の賑わい創出、観光・産業・経済のさらなる活性化に寄与する道路の整備促進を図る。

#### c 主要な施設の整備目標

本都市計画区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備（着手を含む）することを予定する主要な施設は次の通りである。

##### ア) 志賀都市計画

	名 称	整備内容等
3・5・1	甘田直海線 (一般国道 249 号)	一部

### ② 下水道及び河川

#### a 基本方針

##### ア) 下水道及び河川の整備の方針

##### (下水道)

公共下水道事業と農業集落排水事業などによる整備は完了していることから、今後は、合併処理浄化槽等の普及促進を図るとともに、施設の耐震化やストックマネジメント計画の策定による効率的かつ適正な維持管理・更新を実施し、生活環境のより一層の向上と、河川等の水質保全に努める。

### (河川)

河川の整備、保全の方針は、水害から地域の人々の生命財産を守るため、安全・安心な川づくりを推進するとともに、水と緑あふれる憩いの空間及び水辺空間の環境を保全・創出し、にぎわい・交流の場づくりを促進する。

### イ) 整備水準の目標

#### (下水道)

公共下水道などの整備は完了しており、適正な維持管理に努めるとともに、汚水処理施設の2025年度概成に向け、合併処理浄化槽の普及促進に努める。

### b 主要な施設の配置の方針

#### (下水道)

富来都市計画区域及び志賀都市計画区域における公共下水道の整備区域は、市街地を中心に配置しており、整備が完了している富来处理区(160ha)、中央処理区(381ha)の適正な維持管理に努める。

## ③ その他の都市施設

### 基本方針

#### (廃棄物処理施設)

一般廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理施設を活用し、ごみの減量化・資源化推進による環境にやさしい循環型社会づくりを目指す。

#### (その他の都市施設)

供給処理、医療、教育等の都市施設については、市街地や地域の拠点といった公共交通の利便性が高い場所に誘導するなど周辺環境に配慮しつつ、広域的見地から適正な施設規模の検討と配置を行うものとする。

### (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定等の方針

#### 主要な市街地開発事業の決定の方針

中心市街地では、人々が集い活動を行うために、空き家等の既存ストックを活用して医療・福祉・商業などの都市機能を誘導するとともに、住民の生活様式に適合した都市基盤の整備や生活利便施設の拡充、既存商店街の活性化に資する整備を進める。特に、密集市街地においては、建物の耐震化や不燃化による防災機能の向上、街路、公園等の整備、災害時における避難場所の確保や避難地のネットワーク化を図り、災害に強いまちづくりを目指す。

また、中心市街地の周辺部においては、豊かな自然や低未利用地をまちづくりに活用し、人々が自然とふれあい憩える空間の整備を推進するとともに、安全・安心な住環境整備を進め、魅力的でうるおいのある生活環境づくりを進める。

### (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

#### a 基本方針

##### 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本都市計画区域の海岸線の多くは「能登金剛」と呼ばれ、険しい断崖と荒々しい白波の迫力が多くの人々を引きつけている。また、東部のなだらかな丘陵地帯や酒見川河口一帯の増穂浦から内陸部への砂丘地、観光資源ともなっている海岸線など、変化に富んだ自然環境を有するほか、「能登富士」と崇められる高爪山は、荘厳な雰囲気を漂わせている。これらに代表される豊かな自然環境は、今後とも保全・活用していく。

また、公園・緑地は、人々の健康や体力づくり、コミュニケーション等の日常生活における重要な空間として位置づけられることから、市街地における良好な居住環境の創出のためにも適正な公園・緑地の整備を図る。

#### b 主要な緑地の配置の方針

##### ア) 環境保全系統

能登半島国定公園に指定されている海岸沿いの保安林等は、良好な環境保全系統緑地として位置づけ、防風や飛砂防止のために保全・維持管理を適切に行うとともに、快適な海岸空間の維持に努める。

都市を取り巻く山地・丘陵地については、森林保全対策、野生動植物の生態系の維持などにより、森林環境を保全する。

河川においては、周辺の自然環境との調和を図りながら、住民に親しまれる水辺空間の創出に努める。

## イ) レクリエーション系統

柴木総合公園は、レクリエーション機能を持つ総合公園として機能強化を推進する。

志賀の郷運動公園、せせらぎ自然公園は、スポーツやレクリエーションの拠点として、機能強化を推進するとともに、適切な維持管理を行う。西部丘陵総合公園については、周辺の自然環境を活用した整備を図る。

市街地では、子どもから高齢者まで誰もが安全で気軽に憩い、集える公園づくりに努める。

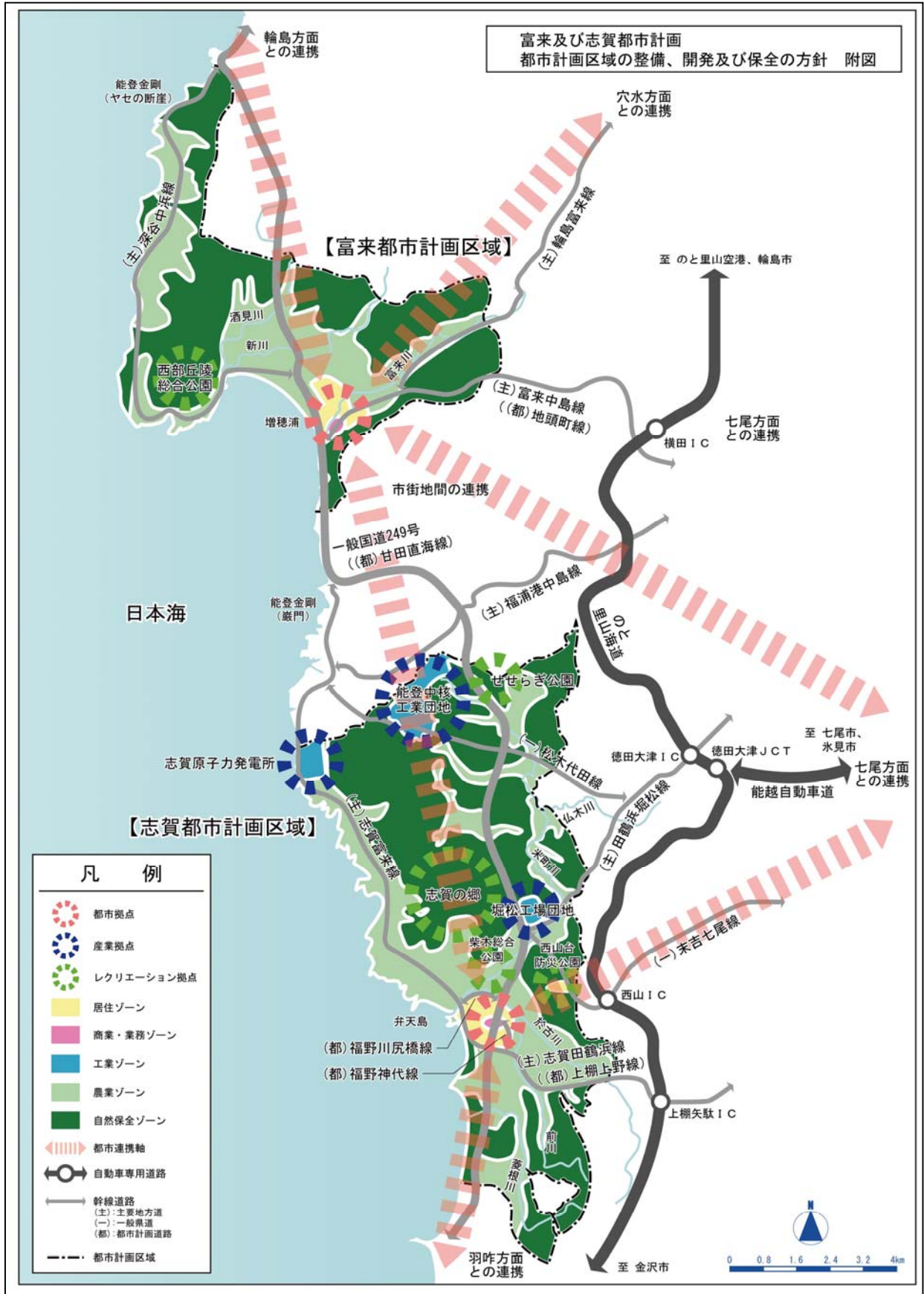
## ウ) 防災系統

西山台防災公園や柴木総合公園については、災害発生時の避難地として、防災機能の充実を図る。

市街地においては、災害対策（避難路、避難場所の確保）と住環境の向上に向け、街区公園や地区公園等の適正な配置とネットワーク化を図る。

## エ) 景観構成系統

能登金剛と呼ばれる海岸線や各所に点在する歴史・名称等の優れた地域資源をはじめ、河川の水辺景観、丘陵山間部の樹林地、低地の田園景観は、今後も保全・活用に努める。





## 6. 七尾都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

### (七尾都市計画区域マスタープラン)

本方針は、七尾都市計画区域におけるおおむね 20 年後の都市の姿の基本的な方向を定めたものである。

本都市計画区域の範囲及び規模は、次の通りである。

都市計画区域名	市町名	範囲	面積
七尾都市計画区域	七尾市	行政区域の一部	4,933ha

### 1) 都市計画の目標

#### (1) 都市づくりの基本理念

七尾都市計画区域は、豊かな自然や歴史的価値の高い貴重な文化財などの地域資源を活かし、住民や企業、NPO、行政の多様な主体が一体となって生活しやすい環境を整えるとともに、来訪者が何度でも訪れたいくなる魅力的なまちを目指し、まちづくりの基本テーマを、「地域の宝を市民が育む 住み続けたい・訪れたいまち」とし、次の基本理念に基づき地域主体の持続可能なまちづくりを進める。

#### ① 既存ストックを活かした集約型のまちづくり

能登の中核都市として、地域全体が繁栄していくことができる魅力的なまちを目指し、既存ストックや恵まれた自然環境を活かした地域活力の創出により、持続可能な集約型のまちづくりを進める。

#### ② 誰もが暮らしやすく、多様なライフスタイルを楽しめるまちづくり

充実した医療・福祉環境や様々な都市機能の集積を活かしながら、安全・安心なまちづくり、景観形成や緑化などによる個性あるまちなみを形成するとともに、美しい自然環境や固有の歴史・文化等に囲まれた癒しのある空間の提供により、多様なライフスタイルを楽しめるまちを目指す。

#### ③ 地域の宝を活かした観光交流型のまちづくり

良好な自然景観や七尾港、和倉温泉、能登歴史公園、七尾城跡などの各地域が有する自然・歴史・文化資源を保全・継承するとともに、和倉温泉を中心とした資源間の回遊性の向上を図り、活力とにぎわいのあるまちづくりを進める。

#### ④ 交流・連携軸の強化による地域の強みを活かし弱みを補うまちづくり

広域交流軸である能越自動車道の整備促進や各拠点の交流・連携を支える道路網の確立とともに、歩行者・自転車にやさしいみちづくりや公共交通網の強化・充実および相互の連携向上を図り、快適な移動を誘発するネットワークづくりを進める。

#### ⑤ 地域主体の誇りと愛着を育むまちづくり

住民をはじめ、企業やNPO等の多様な主体の連携・協働により、地域への誇りと愛着を育むとともに、コミュニティの維持・再生及び地域のつながりの形成などにより、いつまでも安心して暮らせるまちづくりを進める。

## (2) 地域毎の市街地像

七尾駅周辺部に配置する都市拠点を中心とした集約型の市街地の形成を図るとともに、都市拠点とのと里山空港・輪島方面、羽咋・金沢方面、富山県方面を連携する都市連携軸を位置づけ、広域連携によるまちづくりを推進する。

本都市計画区域におけるおおむね 20 年後の地域毎の市街地像は次に示す通りである。

### ① 市街地ゾーン

#### a 商業・業務ゾーン

七尾駅周辺から七尾港周辺は、中能登地域の中心都市として商業・業務、サービス機能等の多様な都市機能の集積を図る。

能登食祭市場や七尾マリナーパーク周辺は、広域的な交流拠点として、みなと文化の感じられるにぎわいのある魅力的な空間の形成を図る。

和倉温泉地区では、情緒ある温泉街の形成に向けて、観光の振興、温泉街のにぎわいの再生とともに、回遊路や散策路の整備などにより、歩いて楽しめる魅力的な温泉街としてのイメージアップを図る。

#### b 居住ゾーン

商業・業務ゾーン周辺では、既存の住宅と歴史・文化が感じられる商店街や事業所が共存し、利便性が高くにぎわいのある土地利用を図る。

七尾市街地の縁辺部では、緑豊かでゆとりある住宅地の形成を図る。

和倉地区の旧市街地では、温泉街と一体となった安全・快適に住み続けられる住宅地として居住環境の改善を図る。

#### c 工業ゾーン

臨港地区に指定されている七尾港に面する工業地は、周辺環境への影響に配慮しつつ、木材物流の総合拠点化に向けた機能の維持・増進を図る。

### ② 農業ゾーン

市街地周辺の農業ゾーンは、集落や里山と一体となって良好な田園環境を形成しているため、今後とも適切な土地利用の誘導による保全を基本とする。

市街地近郊やインターチェンジ周辺等の開発圧力の高い地区では、先導的かつ計画的な土地利用の規制・誘導を図る。

既存の集落では、周辺の良好な田園環境に配慮しつつ、今後とも地域の歴史性や文化性を活かした、快適でゆとりある居住環境の保全を図る。

### ③ 自然保全ゾーン

市街地を取り囲む山地・丘陵地は、水源涵養や自然環境の保全、市街地からの景観要素など、森林の持つ多面的な機能を保全し、豊かな歴史・自然環境資源として活用を図る。

能登半島国定公園に指定されている海岸線は、自然の生態系を育む貴重な財産として自然環境を保全するとともに、海洋性の観光・レクリエーション地としての活用を図る。

## 2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域には、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないこととした根拠は、以下の通りである。

本都市計画区域は、既成市街地を形成しているなど都市の成熟性が高いものの、過去10年間において人口・世帯数が減少するなど、都市の成長性は低い。

また、本都市計画区域では、これまでも市街地内での積極的な基盤整備の実施により、開発圧力を適正に市街地に誘導してきており、今後は立地適正化計画などの活用等により集約型のまちづくりを目指すことから、無秩序な開発が進行する可能性は低い。なお、世帯分離等による宅地需要についても、これまで通り市街地内への誘導が可能である。

### 3) 主要な都市計画の決定の方針

#### (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

本都市計画区域では、これまで用途地域を指定しており、今後は立地適正化計画の策定を見据えた配置を行うことで良好な市街地環境の形成を目指す。

#### ① 主要用途の配置の方針

##### (商業・業務地)

##### ア) 中心商業業務地

「みなと」と「えき」を結ぶシンボル軸となる御祓川大通りを中心とする七尾駅周辺から七尾港周辺にかけては、七尾市民及び中能登地域の住民を対象とした商業・業務、サービス機能などの都市サービス機能を提供する商業業務地を配置する。

また、七尾港矢田新地区・府中地区周辺は交流拠点として、みなと文化の感じられるにぎわいのある魅力的な空間の形成を図る。

##### イ) 一般商業地

一般国道 159 号 ((都) 七尾金沢線) や七尾外環状道路 ((都) 外環状線) 等の幹線道路沿道では、郊外型の商業地を配置し、幹線道路としての交通利便性を活かした施設の立地を誘導するとともに、良好な沿道景観の形成を図る。

##### ウ) 温泉地

和倉温泉地区は、情緒ある温泉街の形成に向けて、回遊路や散策路の整備などにより、歩いて楽しめる魅力的な温泉街としてのイメージアップを図る。

##### (工業地)

臨港地区に指定されている七尾湾に面する一帯は、周辺環境への影響に配慮しつつ、生産物流関連、エネルギー関連など、それぞれの有する機能の維持・増進を図る。

市街地内の住工混在地区については、地域の実情に応じ、工場の移転誘導などにより適正な土地利用を図る。

##### (住宅地)

##### ア) 既成の住宅地

商業・業務地の周辺では、戸建て住宅に加えて、共同住宅、歴史・文化を感じられる商店街や事務所が共存した土地利用を図る。

##### イ) 新たに開発すべき住宅地

農地が多く残存している市街地縁辺部は、戸建て住宅を中心として、緑豊かでゆとりある住宅地の形成を図る。

土地区画整理事業により計画的に整備された万行地区では、計画的な宅地供給を図る。

#### ② 土地利用の方針

##### ア) 土地の高度利用に関する方針

七尾駅周辺地区では、民間の資金、技術、経験などを活かし、多様な都市機能の集約化に向けた誘導を進め、土地の高度利用を推進する。

#### イ) 居住環境の改善又は維持に関する方針

既成市街地内の住宅地においては、建物の耐震化などの防災性の向上を推進するとともに、生活道路の改善や下水道等の都市基盤整備及び適切な維持管理・更新を進め、生活環境の向上を図る。

また、御祓・袖ヶ江地区などの密集市街地においては、空き家・空き地等の低未利用地をまちなか居住として活用し、集約化により狭隘道路の解消を図りながら、地域主体の魅力あるまちづくりを進めるなど、地域の特性に応じた良好な居住環境の向上に努める。

#### ウ) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

都市内の緑地については、近隣住民の憩いの場や災害時の避難地として配置するとともに、維持・保全を図る。

また、花や緑で彩られた美しい市街地の形成を図るため、にぎわいと魅力のある都市空間や親水空間の緑化を推進するとともに、住宅地等における緑化協定の締結なども促進する。

#### エ) 優良な農地との健全な調和に関する方針

市街地の後背地となる平坦部の水田や畑地は、農業生産の基盤となる優良農地であり、周辺の樹林地等と一体となって本都市計画区域の田園景観を形成しているため、計画的な土地利用に基づき、適切に保全する。

特に、市街地周辺部においては、無秩序な市街化を抑制し、田園景観との調和を図る。

#### オ) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

地震・津波、風水害・雪害及び土砂災害等の自然災害並びに大規模火災及び原子力災害等のさらなる災害リスクの低減に向け、各種ハザードマップを活用しながら、災害リスクの低い地域への居住の誘導を進めるなど、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策の強化を図る。

#### カ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

海岸、森林、田園等から形成されている自然環境は、生態系の維持、大気の浄化や水源の涵養、緑地空間として、また、七尾の原風景として保全し、整備・開発は必要最小限に抑え十分な配慮を図る。

#### キ) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

用途地域が定められている地区においては、周辺の土地利用との調和を図りつつ、適正な土地利用を図る。

また、用途地域が定められていない区域においては、農村集落や田園地域など地域の特徴を考慮して建築物の適正規模への誘導を図る。

## (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### ① 交通施設

#### a 基本方針

##### 交通体系の整備の方針

本都市計画区域は、一般国道 159 号、一般国道 160 号、一般国道 249 号などによって都市間や地域間などの広域的な連絡を行う道路網が形成されている。しかし、能登半島の玄関口としての通過交通や、中能登地域の中心都市としての発生・集中交通も多く、田鶴浜七尾道路をはじめとする能越自動車道の整備に伴い、物や人の流れがさらに活性化するものと見込まれる。

このため、広域的な観光・交流の促進や住民の利便性向上に向けて、「ダブルラダー輝きの美知（みち）」構想の実現による広域交通のネットワーク化を図るとともに、重要港湾である「七尾港」の物流拠点としての機能充実を促進し、クルーズ船の受け入れ強化や交流機能の充実を図る。また、都市機能が集積する市街地と周辺地区の日常的な連携の強化及び歩行者・自転車に配慮した交通ネットワークを整備する。

さらに、駅周辺の交通の円滑化など、交通結節機能の整備・改善、サービス水準の向上を図るとともに、バス交通を含めた公共交通全体の利便性の向上による利用促進を図る。

#### b 主要な施設の配置の方針

##### (道路)

能越自動車道（(都) 能越自動車道線）、一般国道 159 号（(都) 七尾金沢線）、一般国道 160 号（(都) 大田川原線）、一般国道 249 号については、県内外の都市を連絡する広域幹線道路として、また、七尾外環状道路（(都) 外環状線）を市街地の外周部を取り巻く骨格機能を有する幹線道路として配置し、整備促進を図る。

一般県道七尾港線（(都) 府中七尾駅線）や（都）臨港線、主要地方道七尾輪島線（(都) 川原松百線）、主要地方道七尾羽咋線（(都) 西街道線）等の幹線道路については、円滑な市街地交通を支える道路網として配置する。

和倉温泉地区については、一般県道和倉和倉停車場線（(都) 湯元和倉温泉駅線）などの幹線道路を配置し、回遊性の高い歩いて楽しめる道路空間としての整備促進を図る。

### c 主要な施設の整備目標

本都市計画区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備（着手を含む）することを予定する主要な施設は次の通りである。

	名 称	整備内容等
1・3・1	能越自動車道線 (能越自動車道)	一部
3・4・18	外環状線 (一般県道百海七尾線 他)	一部
3・3・1	七尾金沢線 (一般国道 159 号)	一部
3・4・1	湯元和倉温泉駅線 (一般県道和倉和倉停車場線)	一部

## ② 下水道及び河川

### a 基本方針

#### ア) 下水道及び河川の整備の方針

##### (下水道)

閉鎖性水域である七尾湾や御祓川等の河川の水質浄化に向け、各々の地域特性を考慮に入れた公共下水道事業、合併処理浄化槽等の普及促進を図るとともに、施設の耐震化やストックマネジメント計画の策定による効率的かつ適正な維持管理・更新を実施し、生活環境のより一層の向上と、河川等の水質保全に努める。

##### (河川)

河川の整備、保全の方針は、水害から地域の人々の生命及び財産を守るため、安全・安心な川づくりを推進するとともに、水と緑あふれる憩いの空間及び水辺空間の環境を保全・創出し、にぎわい・交流の場づくりを促進する。

#### イ) 整備水準の目標

##### (下水道)

公共下水道の整備は、おおむね 10 年以内に汚水処理施設の概成に向け、下水道の整備促進と合併処理浄化槽の普及促進に努める。

### b 主要な施設の配置の方針

##### (下水道)

公共下水道の整備区域は市街地を中心に配置しており、現在整備を進めている和倉処理区 (271ha)、七尾処理区 (1,086ha) の整備促進を図る。

c 主要な施設の整備目標

本都市計画区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備（着手を含む）することを予定する施設は次の通りである。

種 別	名 称
下水道	和倉処理区（単独公共下水道） 七尾処理区（単独公共下水道）

③ その他の都市施設

基本方針

（廃棄物処理施設）

一般廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理施設を活用し、ごみの減量化・資源化推進による環境にやさしい循環型社会づくりを目指す。

（その他の都市施設）

供給処理、医療、教育等の都市施設については、市街地や地域の拠点といった公共交通の利便性が高い場所に誘導を図り、広域的見地から適正な施設規模の検討と配置を行うものとする。



### (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定等の方針

#### ① 主要な市街地開発事業の決定の方針

中心市街地では、社会情勢の変化に対応した快適で住み良い都市環境づくりに向け、民間の資金、技術、経験などを活かし、多様な都市機能を誘導するとともに、歩行者・自転車を含め安全かつ快適に移動ができる道路、交流拠点の場としての公園および郊外との交流基盤としての広域アクセス道路や駐車場等の整備を行い、人の集まりやすい都市環境づくりを進めるほか、引き続き万行地区の良好な住宅地整備を進める。

和倉温泉地区では、地域の特性と歴史資源を活かし、そぞろ歩きができるまちなみ空間の創出を図るとともに、総湯を中心とした魅力的なまちづくりに取り組む。

#### (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

##### a 基本方針

###### 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

自然と共生したうるおいのあるまちづくりを推進するため、山地・丘陵地の豊かな森林や美しい海岸線、豊かな水をたたえる河川などの自然環境を保全・活用する。

また、やすらぎのある都市空間を形成するため、高齢者や子どもの利用に配慮した緑豊かな公園・緑地の整備を進めるとともに、市街地の緑化を推進する。

##### b 主要な緑地の配置の方針

###### ア) 環境保全系統

崎山半島から石動山系の比較的低い城山や赤蔵山、別所岳などの山並み及び能登半島国定公園に指定されている七尾湾の美しい海岸線を優れた自然環境として保全する。また、まちに潤いを与える御祓川、熊木川、二宮川などの河川及び大津潟や赤浦潟を身近な親水空間として保全する。市街地を取り囲む田園環境は、地域のランドマークとなる緑として保全・育成を図る。

さらに、七尾城跡をはじめとする歴史的な景観資源や市街地内の貴重な緑地であり風致地区に指定されている山寺寺院群などの寺社林等は、地域の個性を形成する緑地として保全する。

###### イ) レクリエーション系統

城山運動公園や能登歴史公園（国分寺地区）、希望の丘公園等をレクリエーション拠点と位置付け、機能の充実や適切な維持管理を図る。

また、市民の総合的なレクリエーション活動の場として、周辺都市の住民の利用にも対応できる公園を配置し、地域の特色を活かしながら整備・充実を図る。

###### ウ) 防災系統

市街地に近接する斜面・丘陵地の樹林地は、自然災害を防止する緑地として、適切な維持管理により保全を図る。

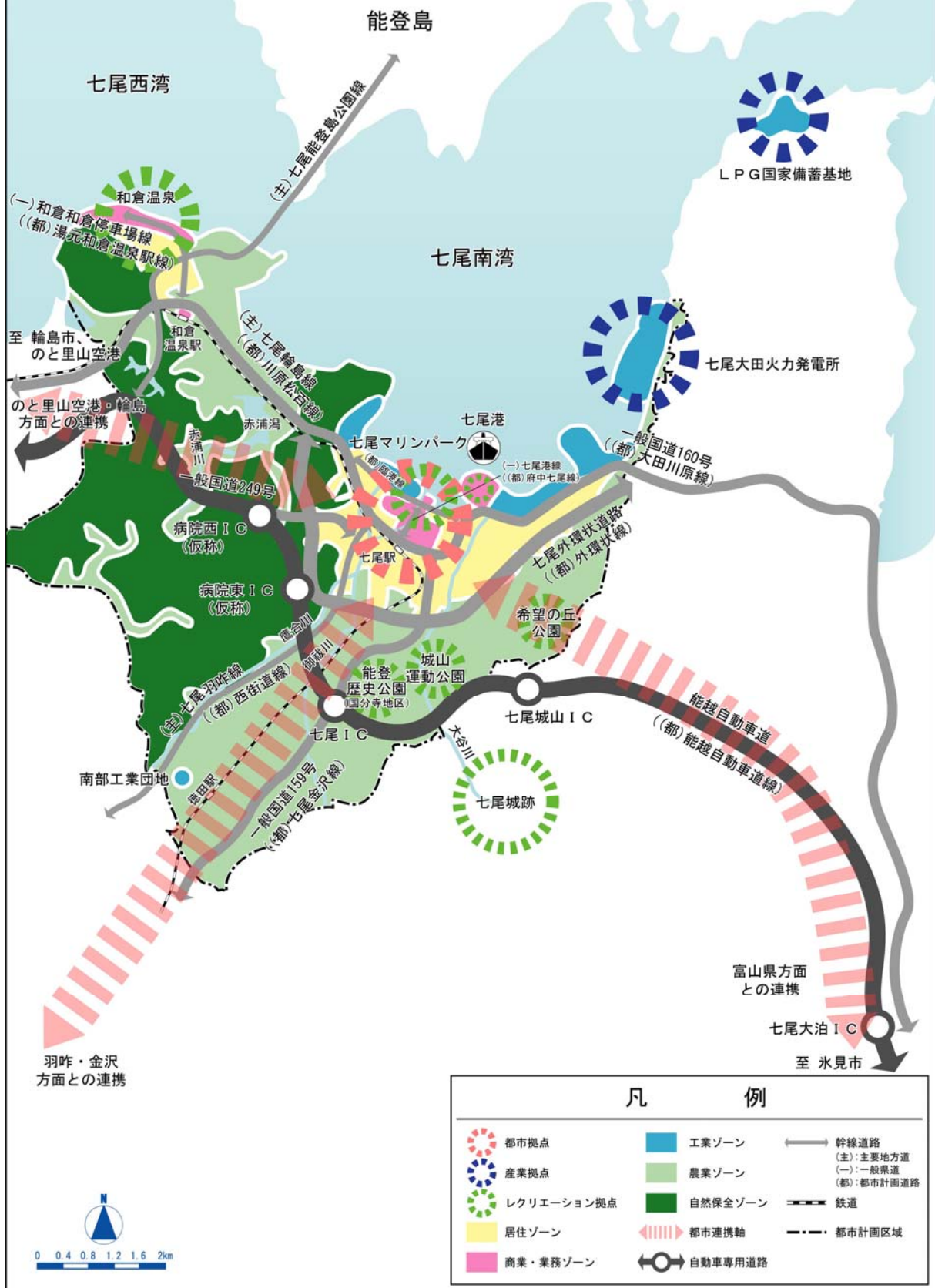
市街地においては、住民の身近なレクリエーションや憩いの場であるとともに、延焼防止や避難地など防災機能を持つ住区基幹公園の配置を図る。

また、大規模な地震の頻発に鑑み、能登歴史公園（国分寺地区）や七尾港（矢田新地区）については、防災拠点機能を有する公園・緑地として整備・充実を図る。

###### エ) 景観構成系統

本市全域を対象として景観計画が策定されており、それを踏まえた景観形成を推進する。沿岸部や山地・丘陵地、田園の緑は、七尾をとりまく豊かな自然景観として保全・活用する。

七尾都市計画  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 附図



七尾



## 7. 羽咋都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(羽咋都市計画区域マスタープラン)

本方針は、羽咋都市計画区域におけるおおむね 20 年後の都市の姿の基本的な方向を定めたものである。

本都市計画区域の範囲及び規模は、次の通りである。

都市計画区域名	市町名	範囲	面積
羽咋都市計画区域	羽咋市	行政区域の一部	2,539ha

### 1) 都市計画の目標

#### (1) 都市づくりの基本理念

羽咋都市計画区域は、住民や企業、NPO、行政等の多様な主体が互いに連携し、豊かな自然環境を次世代に継承するとともに、将来を担う人びとを大切に育てることを目指し、まちづくりの基本テーマを「自然と共生したにぎわいあふれ、住みよいまち はくいの創造」とし、次の基本理念に基づき地域主体の持続可能なまちづくりを進める。

#### ① にぎわいあふれるまちづくり

のと里山空港や能越自動車道の整備、北陸新幹線金沢開業など交通利便性の向上を踏まえ、自然、歴史・文化などの地域特性を活かした多様な人々が交流する場の創出、個性あるまちづくりを推進する。

#### ② 全ての住民が住みよいまちづくり

人口減少や少子高齢化が進む社会においても、住民が地域への愛着を持ち、子どもから高齢者まで誰もが生きがいをもって暮らせるように、地域資源や空き家・空き地等の既存ストックの有効活用とともに、防災・減災対策の強化などにより、住民が安全・安心で快適に暮らせる自然と調和した魅力ある集約型のまちづくりを推進する。

#### ③ 里山里海と共生したまちづくり

幹線道路をはじめとする都市基盤や多様な交通手段の整備及び適切な維持管理などにより、住民の生活利便性の向上に寄与するとともに、世界農業遺産「能登の里山里海」の良好な自然環境を保全し、移住・定住を促進するとともに、住民や来訪者が交流できる環境づくりを推進する。

#### ④ 市民・事業者・行政の協働によるまちづくり

多様な主体の連携・協働ができる体制を構築することにより、コミュニティの持続・再生及び地域のつながりの形成により、いつまでも安心して暮らせる地域主体のまちづくりを推進する。

## (2) 地域毎の市街地像

羽咋駅や羽咋市庁舎周辺に配置する都市拠点を中心とした集約型の市街地の形成を図るとともに、都市拠点と輪島・志賀方面、七尾方面、富山県方面、金沢方面を連携する都市連携軸を位置づけ、広域連携によるまちづくりを推進する。

本都市計画区域におけるおおむね 20 年後の地域毎の市街地像は次に示す通りである。

### ① 市街地ゾーン

#### a 商業・業務ゾーン

J R 羽咋駅や商店街周辺は、住民や観光客などが交流する本都市計画区域の顔として、空き店舗や空き家などの既存ストックの活用により商業・業務施設の集積を図り、魅力ある都市空間の創出を図る。

#### b 居住ゾーン

商業・業務ゾーン周辺の市街地一帯では、居住や日常生活に必要な都市機能の集積により、快適で安心して暮らせる居住空間を創出するとともに、周辺の農地と調和した市街地の形成を図る。

#### c 工業ゾーン

市街地内に点在する既存の工業地は、周辺環境との調和を図りつつ、その機能を維持する。また、寺家工業団地及び新保工業団地は、交通の利便性を活かし、工業施設の集積を図る。

### ② 農業ゾーン

市街地周辺における優良農地の保全を図るとともに、これらの農地と調和した集落環境の維持を図る。また、農地や集落環境を保全・維持するため、適正な土地利用を誘導するとともに、集落における生活サービスの拠点の形成を図る。

### ③ 自然保全ゾーン

北部の眉丈山系や東部の宝達山系の丘陵地帯や森林地帯は、水源の涵養や大気浄化、住民の保養の場などの多面的な役割を果たしており、今後も引き続き貴重な自然環境の保全に努めるとともに、自然を活かした憩いの場などとして、人と自然の共生を基本に地域資源の活用を進める。

千里浜海岸などの海岸沿いの松林や丘陵地の緑地は、風光明媚な景観を演出するとともに、防風や飛砂防備の機能を有するなど、多様な役割を果たしており、今後も、貴重な自然緑地空間として保全と育成に努めるとともに、周辺地域との調和を図りながら、レクリエーションや観光の資源のほか、さまざまな活用を積極的に進める。

## 2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域には、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないこととした根拠は、以下の通りである。

本都市計画区域は、既成市街地が形成されているなど都市の成熟性が高いが、過去 10 年間に人口が減少するなど都市の成長性は低い。

また、今後の人口や産業活動に拡大は予測されず、市街地内に低未利用地が存在しているため、今後は立地適正化計画などの活用により集約型のまちづくりを目指すことから、世帯分離等による宅地需要は、これまで通り市街地内への誘導が可能である。

### 3) 主要な都市計画の決定等の方針

#### (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定等の方針

本都市計画区域では、これまで用途地域を指定しており、今後は立地適正化計画の策定を見据えた配置を行うことで良好な市街地環境の形成を目指す。

##### ① 主要用途の配置の方針

###### (商業・業務地)

###### ア) 中心商業業務地

商業・業務・行政機能が集積する羽咋駅から一般国道 249 号 ((都) 西街道線) 間を本都市計画区域の中心拠点として配置し、日常生活に必要な都市機能等の誘導や都市整備を進め、より一層の機能集積を図る。

###### イ) 一般商業地

一般国道 249 号 ((都) 西街道線) 及び (都) 川原飯山線沿道などには一般商業地を配置し、恵まれた道路環境を活かして、良好な沿道型商業地・業務地等の形成を図る。

また交通利便性が高い I C 周辺に設けた道の駅「のと千里浜」にて、自然や景観などの資源を活用し、市民や観光客が交流できる拠点の形成を図る。

###### (工業地)

寺家工業団地、新保工業団地及び一般国道 159 号羽咋道路 ((都) 東街道線) 沿道の工業地では、周辺地区に配慮しながら、その機能充実を図る。

###### (住宅地)

###### ア) 既成の住宅地

良好な住環境を形成している千里ヶ丘団地、大川町北新地区及び御坊山団地などは、低層住宅地として今後ともゆとりある住環境の保護・育成に努める。

中層の住宅団地や中層住宅と低層住宅が混在しながら良好な住環境を形成している松ヶ下町及び島出町の区域については、今後とも住環境の保護・育成に努める。

その他の住宅地は、住環境に配慮した一定規模の店舗、事務所等の立地を許容し、利便性の高い住環境の向上を推進する。

###### イ) 新たに開発すべき住宅地

新たに開発する住宅地については、市街地内未利用地等の状況を勘案しつつ、既成市街地の周辺に配置し、良好な市街地整備を図る。

##### ② 土地利用の方針

###### ア) 主要用途の配置の方針

市街地内の既存工業地において、地域の実情に応じて適切な土地利用を図り、良好な居住環境を保全・形成していく。

###### イ) 居住環境の改善又は維持に関する方針

既成市街地では、建物の耐震化や不燃化、空き家の利活用による生活環境の改善を図るとともに、道路や公園などの生活に密着した都市基盤の強化により、高齢者をはじめ誰もが安心して暮らせる住みよい居住環境の向上を図る。また、アドプト



制度などを積極的に活用することにより、住民が主体となった魅力あるまちづくりを進める。

**ウ) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針**

文化財や社寺と一体となった樹林地、鎮守の森及び動植物の生息地を形成する樹林地、水辺地等の保全・活用を図る。

**エ) 優良な農地との健全な調和に関する方針**

邑知潟を中心とした周りの平野部で行われている水稻栽培を中心とした農地は、良好な生産の場として維持・保全する。

**オ) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針**

地震・津波、風水害・雪害及び土砂災害等の自然災害並びに大規模火災及び原子力災害等のさらなる災害リスクの低減に向け、各種ハザードマップを活用しながら、災害リスクの低い地域への居住の誘導を進めるなど、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策の強化を図る。

**カ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針**

千里浜海岸及び邑知潟とそれから流れる羽咋川及び眉丈台地については、自然と人との共生する場であり、うるおいとやすらぎを与える場として保全・活用を図る。

**キ) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針**

一般国道 159 号羽咋道路（(都) 東街道線）や（都）的場飯山線沿線においては、周辺の農業環境との調和を図りつつ、立地条件を活かした秩序ある土地利用の誘導を図る。

また、用途地域が定められていない区域においては、農村集落や田園地域など地域の特徴を考慮して建築物の適正規模への誘導を図る。

## (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### ① 交通施設

#### a 基本方針

##### 交通体系の整備の方針

のと里山海道を骨格とし、奥能登地域や石川中央地域、富山県を連絡する一般国道 159 号や一般国道 415 号の広域幹線道路及び関連する道路の整備を一体的に推進することで「ダブルラダー輝きの美知（みち）」構想の実現による広域交通のネットワーク化を図る。

また、歩行者・自転車を含めた安全で快適な交通環境を確保するため、日常生活に密着した生活道路のきめ細かい整備を進める。

さらに、駅周辺の交通の円滑化など、交通結節機能の整備・改善、サービス水準の向上を図るとともに、バス交通を含めた公共交通全体の利便性の向上による利用促進を図る。

#### b 主要な施設の配置の方針

##### (道路)

のと里山海道や一般国道 159 号羽咋道路（(都) 東街道線）、一般国道 415 号羽咋バイパス（(都) 千里浜インター中川線）については、奥能登地域や石川中央地域、富山県を連絡する広域幹線道路として配置し、本都市計画区域の活力を維持・創出する道路として整備促進を図る。

また、一般県道若部千里浜インター線（(都) 的場飯山線）等の幹線道路については、円滑な市街地交通を支える道路網として整備充実を図る。

#### c 主要な施設の整備目標

本都市計画区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備（着手を含む）することを予定する主要な施設は次の通りである。

	名 称	整備内容等
3・3・18	東街道線 (一般国道 159 号)	一部
3・4・12	的場飯山線 (一般県道若部千里浜インター線)	一部

## ② 下水道及び河川

### a 基本方針

#### ア) 下水道及び河川の整備の方針

##### (下水道)

生活排水等による河川や海岸の水質汚濁を防止するため、公共下水道事業や農業集落排水事業による整備や合併処理浄化槽の普及促進を図るとともに、施設の耐震化やストックマネジメント計画の策定による効率的かつ適正な維持管理・更新を実施し、生活環境のより一層の向上と、河川等の水質保全に努める。

##### (河川)

河川の整備、保全の方針は、水害から地域の人々の生命及び財産を守るため、安全・安心な川づくりを推進するとともに、水と緑あふれる憩いの空間及び水辺空間の環境を保全・創出し、にぎわい・交流の場づくりを促進する。

#### イ) 整備水準の目標

##### (下水道)

公共下水道の整備は、おおむね 10 年以内に普及率 100%を目標とし、汚水処理施設の 2025 年度概成に向け、合併処理浄化槽の普及促進に努める。

### b 主要な施設の配置の方針

##### (下水道)

公共下水道の整備区域は市街地を中心に配置しており、現在整備を進めている羽咋処理区（701ha）の整備の促進を図る。

### c 主要な施設の整備目標

本都市計画区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備（着手を含む）することを予定する施設は次の通りである。

種別	名称
下水道	羽咋処理区（単独公共下水道）

## ③ その他の都市施設

### 基本方針

#### (廃棄物処理施設)

一般廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理施設を活用し、ごみの減量化・資源化推進による環境にやさしい循環型社会づくりを目指す。

#### (その他の都市施設)

供給処理、医療、教育等の都市施設については、市街地や地域の拠点といった公共交通の利便性が高い場所に誘導するなど周辺環境に配慮しつつ、広域的見地から適正な施設規模の検討と配置を行うものとする。

### (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定等の方針

#### 主要な市街地開発事業の決定等の方針

既成市街地の住宅地では、空き家・空き地の有効活用や都市基盤の強化による居住環境の向上を図る。商業地では、日常生活に必要な都市機能を誘導するとともに、街並み景観の創出など魅力ある商業空間の形成など、地域の特性を活かし、商業地として活性化を図る。

また、羽咋駅周辺では、既存ストックの有効活用も含めた基盤整備により、居住や都市機能の誘導を図る。

#### (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定等の方針

##### a 基本方針

###### 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

恵まれた自然と歴史に親しみ、快適な生活空間を創造し、心豊かな地域社会の形成を目指したまちづくりを念頭に、里山里海の豊かな自然環境の保全、住民の生活にとけ込んだ緑地の整備、大規模な施設緑地を拠点とした緑地軸（緑のネットワーク）等の形成を中心に、緑の持つ多様な機能の充実・保全を図る。

##### b 主要な緑地の配置の方針

###### ア) 環境保全系統

眉丈山丘陵の樹林地、邑知潟周辺や千里浜海岸の植生は、良好な環境保全系統緑地として保全を図る。

また、羽咋川及び子浦川等、市街地に隣接した河川を基軸とした河川環境の保全を図る。

市街地内では、羽咋神社、気多大社の寺社林等を環境保全系緑地として位置づけ、保全・活用を図る。

###### イ) レクリエーション系統

邑知潟は、学習・観察活動等のレクリエーション系統の緑地として整備・活用を図るほか、眉丈台地一帯では、自然と親しむ緑地環境の形成に努める。

また、千里浜海岸は、海浜レジャー活動の場として、休暇村等の優れたレクリエーション資源と自転車道、歩行者緑道等を結ぶなど、拡充を図る。

さらに、羽咋運動公園は、市民健康スポーツゾーンとして地域スポーツの振興に資する緑地として充実を図る。

市街地内では、街区公園や地区公園等を適正に配置し、中心市街地を中心にその整備の充実及び適切な維持管理を図る。

###### ウ) 防災系統

緑のネットワークに囲まれた市街地には、地区の性格等を配慮して防災公園を配置するとともに、誰もが利用しやすいよう、バリアフリー化を推進する。

また、比較的規模の大きい公園は避難地として配置し、公園までの避難路となる道路の緑化を促進するほか、羽咋川、子浦川の河川区域は、防火帯等の機能を備えた緑地として配置する。

このほか、住宅地に隣接する工業地域では、工場場周辺に緩衝緑地を配置する。

###### エ) 景観構成系統

千里浜海岸は、良好な海岸景観を保全するため、千里浜再生プロジェクトなどにより、海岸や防風防砂林の保全を推進し、眉丈山系・石動山系である山地・丘陵地については、豊かな緑を保全・育成する。

また、気多大社や妙成寺は、歴史的資源を尊重した景観づくりを推進し、集落地については、地域らしさや自然環境、地形などの豊かな景観資源を保全する。

このほか、景観重点地区に指定された神子原地区においては、建築物及び工作

物の規制により、山間に広がる棚田と伝統的家屋から形成された美しい里山景観を保全・活用する。



羽  
咋





## 8. かほく都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

### (かほく都市計画区域マスタープラン)

本方針は、かほく都市計画区域における、おおむね20年後の都市の姿の基本的な方向を定めたものである。

本都市計画区域の範囲及び規模は、次の通りである。

都市計画区域名	市町名	範囲	面積
かほく都市計画区域	かほく市	行政区域の一部	3,476ha

### 1) 都市計画の目標

#### (1) 都市づくりの基本理念

かほく都市計画区域は、金沢都市圏に隣接するとともに、能登地域への玄関口に位置し、砂丘や丘陵地に囲まれたまちである。次の都市づくりの基本方向に基づき、「豊かな人・自然・文化が織りなす、“活力・魅力・やすらぎ”のあふれるまち」づくりを進める。

#### ① 健やかに、安心して暮らせる、協働によるまちづくり

子どもから高齢者までが健康で、快適に暮らせるバリアフリーのまちづくり、地震等災害に強いまちづくり、環境への負荷の低減と低炭素社会の実現にも寄与するまちづくりを、計画段階からの住民参加を求めながら、行政と住民が協働して推進する。

#### ② 豊かな地域資源を活かした個性と魅力あるまちづくり

豊かな自然・歴史・文化等の地域資源を保全、活用しながら、農商工それぞれの活発な産業活動が可能な、魅力あるまちづくりを推進する。

#### ③ 連携と交流による一体的なまちづくり

恵まれた立地条件を活かし、金沢市などの周辺市町との広域的な連携・交流を推進するとともに、無秩序な都市の拡大を抑制し、コンパクトな市街地の形成を目指し、一体感のあるまちづくりを推進する。

#### (2) 地域毎の市街地像

JR七尾線宇野気駅から市役所本庁舎、七塚庁舎、高松駅から高松庁舎及び県立看護大学を核とした都市拠点を中心としたコンパクトな市街地の形成を図るとともに、都市拠点と羽咋・能登方面、金沢・津幡方面及び金沢・加賀方面を連携する都市連携軸と位置付け、広域連携によるまちづくりを推進する。

本区域におけるおおむね20年後の地域毎の市街地像は、次に示す通りである。

#### ① 市街地ゾーン

##### a 商業・業務ゾーン

宇野気駅、高松駅前等の中心商店街は、「まちの顔」として地域社会のにぎわいの創出の重要な機能を有しており、魅力ある商業空間とする。

また、内日角の大規模商業地区を広域商業ゾーン、国道159号、主要地方道七塚宇ノ気線（（都）白尾内日角線）等沿線を沿道サービス型の利便性の高い商業ゾーンとして位置づける。

なお、河北縦断道路沿線は、周辺の居住環境や自然環境等に配慮しつつ、沿道サービス施設の立地誘導を図り、魅力ある沿道空間とする。

市役所本庁舎、七塚庁舎等の周辺には、業務施設の集積を図る。

#### **b 居住ゾーン**

南部では宇ノ気川以西一帯、北部では国道159号以西一帯及びJR高松駅周辺の既成市街地は、主要地方道高松津幡線、（都）大崎横山線及び一般県道高松内灘線を主要生活軸として、良好な環境を有する居住ゾーンとする。住宅、商店、繊維工場等が混在している地区については、今後は生活道路の整備による居住環境の改善等により、地域特性を活かした職住共存のまちづくりを進める。

また、県立看護大学周辺や南部の大崎地区等においては、新たに住宅地として整備を図る。

さらに、密集市街地等においては、狭あい道路の解消、通り抜け道路の確保、オープンスペースの確保、緑化の推進など居住環境の改善により、防災機能の向上を推進する。

#### **c 工業ゾーン**

石川県鋳鍛工業団地、横山工業団地、高松工業団地及び高松南部工業団地は、交通便利性を活かし、また、周辺環境との調和を図るため緑化等に配慮した工業地とする。

また、必要に応じて、繊維産業などの既存工業施設の移転受け皿や新たな工業施設の立地用地として、既成市街地の縁辺部や既存工業団地周辺を中心として、公害の防止など周辺の環境に配慮しつつ、工業地の拡大を図る。

### **② 農業ゾーン**

河北潟干拓地や区域内の田園地域、砂丘地に広がる優良農地は貴重な農地として保全を図る。

河北縦断道路以東の集落地では、無秩序な開発を抑制し、生活環境の保全を図る。

### **③ 自然保全ゾーン**

海岸沿いの砂丘地や区域東部の丘陵地については、区域の貴重な自然が残る自然保全ゾーンとして位置付け、自然環境の保全に努めるとともに、レクリエーション空間としての活用を図る。

河川水域は潤いの空間として保全する。また、管理については、地域住民の自然保全意識の高揚を図るため官民一体となっていく。

## 2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域には、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めないこととした根拠は、以下の通りである。

本区域は、これまで計画的な住宅団地整備により、無秩序な開発を抑制してきた。

将来的に人口の増加はほとんど見込まれないが、地域地区を適切に指定し、宅地開発を誘導するため、無秩序な開発が進展する可能性は低い。

### 3) 主要な都市計画の決定等の方針

#### (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定等の方針

本都市計画区域では、現在、用途地域は指定していないが、今後以下の配置方針に基づき、用途地域等の地域地区を指定し、良好な市街地環境の形成を目指す。

##### ① 主要用途の配置の方針

###### (商業・業務地)

既存の宇野気駅、高松駅前等の中心商店街、内日角の大規模商業地区は中心的な商業機能を集積する地域とし、国道159号、主要地方道七塚宇ノ気線（(都)白尾内日角線）等は沿線サービス施設の立地誘導地域とする。

市役所本庁舎、七塚庁舎等の周辺には、業務施設などが立地する地域とする。

なお、河北縦断道路沿線は、周辺の住環境や自然環境等に配慮しながら、沿道サービス施設の立地を認める地域とする。

###### (工業地)

石川県鑄鍛工業団地は、操業環境の維持、向上を図り、横山工業団地及び高松工業団地は、河北縦断道路等による良好な広域アクセス性と、緑豊かな環境を提供する工業地として一体的に整備し、高松南部工業団地は、インターチェンジも近接している立地条件を活かし、それぞれ特徴のある工業地として企業の立地を誘導する。

###### (住宅地)

住宅地は、南部では宇ノ気川以西に、北部では河北縦断道路以西に配置し、良好な環境を有する居住環境の形成を図る。

高松地区、木津地区、遠塚地区、浜北地区、外日角地区、白尾地区など旧宿場町や伝統的な漁村の形態を残す地域では、地域の生業（なりわい）や伝統的なまちなみを継承し、職住が共存できる魅力、活気のある市街地形成を図る。

##### ② 土地利用の方針

###### ア) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

本区域は、古くから繊維産業を中心とした家内工業が行われており、職住一体となった土地利用が図られてきていることから、地域の活力維持と居住環境の保全に留意して複合的な土地利用を図るため、特別用途地区の指定を検討する。

###### イ) 居住環境の改善又は維持に関する方針

既存市街地内の住宅地においては、地区計画などの導入により、良好な景観や居住環境の形成を図る。

密集住宅市街地では、建築更新の誘導などによる建物の耐震化や不燃化を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

###### ウ) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

公共の公園や緑地に加え、民有地の緑化や住民主体の景観形成、まちなみづくり

の普及・啓発を図り、良好なまちなみを形成する。

これにより、伝統的な漁村、宿場町の面影を残す旧能登街道沿いの町家など、歴史や文化を感じさせる資源の保全と活用を図るとともに、これらと調和した風情のあるまちなみを創出する。

#### エ) 優良な農地との健全な調和に関する方針

集落地を囲む農地・丘陵地は、背後の樹林地等と一体となって本区域の農村景観を形成しているため、都市的土地利用の進展を抑制するとともに、農村景観の維持・保全を図る。

また、農用区域においては、無秩序な開発を防止し、優良農地としての保全を図る。

#### オ) 災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針

東部丘陵地では、急傾斜地や崩壊危険区域に指定されている地域の安全性を確認し、市街化の抑制を図る。

また、河川からの溢水、内水湛水、がけ崩れその他の災害の危険性が高い地域においては、市街化を抑制するとともに、流域の保水・貯水機能を確保する。

#### カ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

海岸砂丘や東部の丘陵地の樹林については、重要な自然資源として今後も保全を図る。

#### キ) 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

用途地域を指定する予定の既成市街地及び新たに住宅地として整備を図る県立看護大学周辺や南部の大崎地区等においては、地区計画の導入を図るなど計画的な土地利用を進める。

また、用途地域を指定しない区域においては、集落地、田園地域など各地域の特徴を考慮し、特定用途制限地域の指定や地区計画の導入により建築物の適正規模への誘導を図る。

### (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定等の方針

#### ① 交通施設

##### a 基本方針

##### 交通体系の整備の方針

能登有料道路、国道 159 号、河北縦断道路などの広域幹線道路の整備により、広域間、都市内の連携・交流を強化し、体系的な道路ネットワークの向上を図る。

さらに、公共交通体系として、JR七尾線高松駅、横山駅、宇野気駅をその中心とし、福祉巡回バスの導入や公共交通機関同士の連携強化を進め、高齢者や障害者など誰もが地域活動に参画できる、より充実したネットワークの構築を図る。

なお、道路の整備にあたっては、自動車交通騒音への対策など、周辺環境への

配慮を行う。

## b 主要な施設の配置方針

### (道路)

本区域の主要幹線道路として、本市の南北方向に走る能登有料道路、国道 159 号（（都）七尾金沢線、（都）内日角木津線、（都）津幡宇ノ気線）、河北縦断道路（主要地方道高松津幡線）を広域間の連携・交流を強化する道路として位置づける。能登有料道路については、県立看護大インターチェンジをフル化するとともに、無料化に伴うアクセス向上のため（仮）松浜インターチェンジの整備について検討する。

幹線道路として、能登有料道路の各インターチェンジと河北縦断道路を結ぶ（都）高松インター通り線、（都）横山松浜線（東西幹線道路）などを東西方向に配置し、主要幹線道路への連絡路とするほか、都市内の連携・交流を強化する路線として位置づける。

なお、県立看護大インターチェンジへのアクセス道路となる（都）看護大通り線については、広域交通アクセスの向上と地域の活性化の観点から河北縦断道路までの延伸を検討する。

そのほか、都市内を走る主要地方道高松津幡線、（都）内日角横山線、（都）宇野気ふれあい通り線（一般県道宇ノ気停車場線）など主要な道路は、主要幹線道路や幹線道路を有機的に連絡するほか、市民の日常生活にも密着した道路である。

これら主要幹線、幹線等が市全体でラダー状道路網を構築し、広域的な連携・交流を全市的に促す。

なお、長期にわたって未整備となっている路線については、その実現性、必要性等について検討を行い、適宜見直しを行う。

## c 主要な施設の整備目標

本区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備（着手を含む）することを予定する主要な施設は次の通りである。

	名 称	整備内容等
3・3・1	内日角木津線 (国道 159 号)	一部
3・4・4	内日角横山線	一部
3・4・9	高松インター通り線 (一般県道高松内灘線)	全部
3・5・1	宇野気ふれあい通り線 (一般県道宇ノ気停車場線)	全部
3・6・1	横山松浜線 (東西幹線道路)	一部

## ② 下水道及び河川

### a 基本方針

#### ア) 下水道及び河川の整備の方針

##### (下水道)

未整備区域の下水道整備を進めるとともに、地球温暖化防止対策等の地域・地球環境にやさしい下水道システムの導入を促進する。また、浸水対策として雨水排除施設や雨水貯留浸透施設の整備など、都市の治水機能の向上を図るとともに、地震等災害に強い下水道システムを構築する。

##### (河川)

宇ノ気川、大海川等の整備、保全の方針は、水害から地域の人々の生命財産を守るため、安全・安心な川づくりを推進するとともに水と緑あふれる憩いの空間及び水辺空間の環境を保全・創出する。

#### イ) 整備水準の目標

##### (下水道)

公共下水道の整備は、おおむね 10 年後において進捗率 100%を目標として整備を図る。

### b 主要な施設の配置方針

##### (下水道)

市街地部を中心に公共下水道を配置し、現在整備を進めている北部処理区(376ha)、南部処理区(1,095ha)の整備の促進を図る。

### c 主要な施設の整備目標

本区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備（着手を含む）することを予定する主要な施設は次の通りである。

種 別	名 称
下水道	北部処理区（単独公共下水道） 南部処理区（単独公共下水道）

## ③ その他の都市施設

### 基本方針

#### (廃棄物処理施設)

石川北部RDFセンターの活用により、一般廃棄物全般の適正処理を進める。

#### (その他の都市施設)

供給、医療、教育等の都市施設については、必要に応じて都市計画に定め、周辺環境に配慮しつつ、広域的見地から適正な施設規模の検討と配置を行うものとする。

### (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定等の方針

#### 主要な市街地開発事業の決定等の方針

国道 159 号沿道や J R 七尾線の駅周辺のまとまった未利用地においては、都市基盤の効率的整備や商業地活性化を図るとともに、新たな住宅地を形成する場合は、地区計画、土地区画整理事業等により計画的な市街地形成を努める。

また、既存住宅地内の一団の空閑地等において計画的な宅地開発の促進を図り、スプロール化を防止する。



#### (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定等の方針

##### a 基本方針

###### ア) 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

県土の海岸景観として位置づけられている海岸部の砂丘や市街地東部の斜面樹林地については、貴重な自然資源として保全活用を図る。

また、公園については、地域における憩いの場として、また、レクリエーションの場、及び防災避難地としての機能を考慮し、体系的に整備を促進する。

###### イ) 緑地の確保目標水準

(緑地の確保目標水準)

	緑地の確保目標量 (平成27年)	都市計画区域 に対する割合
緑地の確保目標水準	1,625ha	約47%

(都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標値)

年次	平成17年	平成27年
都市計画区域人口 一人当りの目標水準	29 m <sup>2</sup> /人	31 m <sup>2</sup> /人

(「高松町緑の基本計画」、「七塚町緑の基本計画」、「宇ノ気町緑の基本計画」より)

##### b 主要な緑地の配置の方針

###### ア) 環境保全システムの配置方針

海岸線の保安林やハマナスをはじめとする海浜植物を保全するとともに、身近な生物の生息空間である丘陵地、大海川、宇ノ気川等の河川敷及び良好な田園環境を構成する集落内の寺社境内林や一団の農地、里山等も貴重な緑として保全を図る。

また、これら砂丘地、河川、丘陵地や田園環境により市内の緑のネットワーク化を図る。

###### イ) レクリエーションシステムの配置方針

自然と文化のふれあうレクリエーションの場として、海岸沿いの緑や、河川、丘陵地等の整備充実を図る。

また、高松運動公園、七塚中央公園及びうのけ総合公園の整備拡充を図るとともに、街区公園等の適正配置に努め、これらの公園のネットワーク化を図る。

###### ウ) 防災システムの配置方針

公共施設が集積する地区及び住宅密集地区等において、一次避難場所としての都市公園等の整備・充実を図る。また、主要な避難路において、沿道の緑化等を推進する。

また、地すべり、崩壊等の危険性の大きい地域については、防災に資する緑地として、丘陵地や山間地の森林を位置づけ保全を図る。

さらに、防風・飛砂防備林としての保安林の保全や適正な管理を図る。

## エ) 景観構成システムの配置方針

砂丘、豊かな緑が残る丘陵地との自然景観を守るとともに、市街地部においては、地区計画など各種事業制度の導入を図りながら周囲の環境との調和や緑化にも配慮した魅力ある市街地景観づくりを推進する。

景観法に基づく石川県景観計画において景観形成重要地域に指定されている能登有料道路沿線においては、良好な沿道景観の保全に努める。

宿場町として発展し、旧能登街道の面影を残す高松地区、漁村集落として栄え、黒瓦の家並みが残されている木津地区など伝統的な景観を形成している地区については、歴史的資源としてふさわしい景観整備を図る。また、七塚八景等の個性豊かな景観形成を図る。

## c 実現のための具体の都市計画制度の方針

### 公園緑地等の配置方針

公園緑地等の種別		配置方針
住区基幹 公園	街区公園	街区や近隣、徒歩圏内に居住する人が容易に利用することができるように配置する。
	近隣公園	
	地区公園	
都市基幹 公園	運動公園	高松運動公園やうのけ総合公園等の広域的なレクリエーション拠点について、利用者が容易に利用できるよう配置する。
	総合公園	
その他の 公園緑地等	その他の公園	自然的、歴史的特性を考慮し、河川緑地、緑道等を配置する。
	緑地等	
	公共施設緑地等	





## 9. 津幡都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(津幡都市計画区域マスタープラン)

本方針は、津幡都市計画区域におけるおおむね 20 年後の都市の姿の基本的な方向を定めたものである。

本都市計画区域の範囲及び規模は、次の通りである。

都市計画区域名	市町名	範囲	面積
津幡都市計画区域	津幡町	行政区域の一部	2,998ha

### 1) 都市計画の目標

#### (1) 都市づくりの基本理念

津幡都市計画区域は、古くから交通利便性の高い地域として栄え、豊かな自然環境に恵まれた都市である。こうした歴史や自然をはじめとする魅力的な地域資源を活かしながら、快適かつ便利で、心豊かに暮らせるまちを目指して、まちづくりの基本テーマを「住んでみたい、ずっと住みたい ふるさと つばた」とし、次の基本理念に基づき地域主体のまちづくりを進める。

#### ① 快適生活都市 ～生活者が主役のまちづくり～

うるおい豊かな住宅地、充実した教育や福祉、利便性の高い交通など、快適に生活していくための身近な都市基盤の整備・充実を図る。

また、地震・火災・水害・雪害等に対するハード・ソフト両面での防災・減災対策の強化とともに、高齢者の生活を支える公共交通の維持・充実、空き家等の既存ストックの活用など、誰もが安全・安心して暮らせる環境を創出し、移住・定住の促進を図る。

#### ② 快適交流都市 ～便利なまちづくり～

昔から交通の要衝として栄え、現在でも能登方面、富山方面、金沢方面を結びつける重要な結節点であるという恵まれた立地条件を活かし、内外への積極的な情報発信により、周辺地域からの認知度を高め、交流の盛んなまちづくりを目指す。

また、石川県森林公園や河北潟等、広域的なレクリエーション拠点も多く分布していることから、これらの魅力をさらに高めるとともに、金沢駅からの二次交通の充実など周辺地域との連携を強化し、広域交流の拠点となるまちづくりを目指す。

#### ③ 快適産業都市 ～バランスのよいまちづくり～

恵まれた高い交通環境を活かした工業系の企業誘致や産業基盤の充実等に併せ、生活と歩調を合わせたサービス型産業の育成や活性化を行うことで、バランスのとれたまちづくりを目指す。

#### ④ 住民参画都市 ～参加と協働のまちづくり～

住民や企業・NPO・行政等の多様な主体の連携と協働により、地域主体の自主的・自立的なまちづくりを多面的に支援し、地域コミュニティの維持・充実や住民相互の支え合いまちづくりを目指す。

## (2) 地域毎の市街地像

(都) 住ノ江北中条線周辺一帯に配置する都市拠点を中心とした集約型の市街地の形成を図るとともに、都市拠点と富山県方面、かほく・能登方面、金沢方面を連携する都市連携軸を位置付け、広域連携によるまちづくりを推進する。

本都市計画区域におけるおおむね 20 年後の地域毎の市街地像は次に示す通りである。

### ① 市街地ゾーン

#### a 商業・業務ゾーン

津幡駅、本津幡駅、中津幡駅周辺、中心商店街を商業・業務ゾーンとして位置付け、居住や日常生活に必要な都市機能を誘導するとともに、にぎわいと楽しみの拠点づくりを進める。

一般国道 159 号津幡バイパスと一般国道 8 号津幡北バイパスの結節点である舟橋ジャンクション周辺を複合機能開発ゾーンとして位置付け、流通や商業の集積立地を進める。

(都) 住ノ江北中条線を本区域の都心軸として位置付け、周辺一帯を都市拠点とし、津幡駅と中心商店街を結ぶ新しいにぎわいと楽しみの創出できる区域として整備を進める。

#### b 居住ゾーン

既成市街地内の既存の住宅地や役場周辺の新たな住宅地において、快適で安心して暮らせる居住環境整備を進める。

#### c 工業ゾーン

一般県道森本津幡線沿道を工業ゾーンとして位置付け、石川工業高等専門学校等との連携を推進し、情報関連産業や次世代産業など多様な企業集積を図る。

### ② 農業ゾーン

市街地西部の農地については、洪水時における遊水機能を有した貴重な農地として、また、優良農地及び市街地背後の良好な田園景観として保全を図る。

### ③ 自然保全ゾーン

津幡川や河北潟の環境保全に努めるとともに、地域住民のための親水空間と水辺景観の整備に努める。

本区域北部の森林一帯を森林保全ゾーンとして位置付け、貴重な緑の保全に努めるとともに、石川県森林公園を中心として地域住民が自然に触れ合うことのできる場として有効活用を図る。

## 2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域には、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は、以下の通りである。

本区域は、これまで計画的な住宅団地整備により、無秩序な開発を抑制してきた。今後は人口減少が見込まれ、無秩序な開発が進展する可能性が低い。

なお、今後は立地適正化計画などの活用により集約型のまちづくりを目指すことから、世帯分離等による宅地需要については、これまで通り市街地内への誘導を図るほか、開発コントロール施策の検討を進める。

### 3) 主要な都市計画の決定等の方針

#### (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定等の方針

本都市計画区域では、これまで用途地域を指定しており、今後は立地適正化計画の策定を見据えた配置を行うことで良好な市街地環境の形成を目指す。

##### ① 主要用途の配置の方針

###### (商業地・業務地)

商業、業務、サービス機能などの高水準な都市サービス機能を提供する商業・業務地は、津幡駅周辺、本津幡駅・中津幡駅から中心商店街周辺、津幡町庁舎周辺に配置する。

津幡町庁舎の南側に位置する北中条地区については、(都)住ノ江北中条線を新たな都心軸と位置付け、沿道に商業・業務系施設を配置する。

一般国道 159 号津幡バイパスと一般国道 8 号津幡北バイパスの結節点である舟橋ジャンクション周辺については、交通の利便性を活かし、物流や商業施設等の集積を図る。

###### (工業地)

市街地内の既存工業地については、周辺住宅地との調和を図りながら、機能の向上を図るとともに、一般県道森本津幡線沿道では新たな工業用地を確保し、企業集積を図る。

###### (住宅地)

既成市街地内の商業・業務地周辺においては、適正な密度の住宅地を配置し、地区に密着した歴史や文化の環境を活かしつつ、空き家・空き地等の低未利用地の活用や道路・公園等の基盤整備及び適切な維持管理・更新による居住環境の改善とともに、防災面での安全確保を推進する。

市街地周辺及び西部の住宅地については、専用住宅地として周辺の環境と調和した住宅地を形成する。

##### ② 土地利用の方針

###### ア) 居住環境の改善又は維持に関する方針

既成市街地内の住宅地においては、建築協定や地区計画などのほか、アドプト制度などを積極的に活用することにより、住民が主体となった魅力あるまちづくりを進める。

また、密集住宅市街地などにおいては、建物の耐震化や不燃化を推進するとともに、空き家の利活用や狭あい道路の拡幅、小公園やオープンスペースの整備を推進し、居住環境の向上と災害に強いまちづくりを推進する。

###### イ) 優良な農地との健全な調和に関する方針

河北潟干拓地を含む市街地西部の田園地域一帯は、農業生産基盤となる優良農地であり、本区域を特色付ける田園景観・水郷景観を創出しているため、無秩序な市街化を抑制するとともに、貴重な景観の保全・活用を図る。



**ウ) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針**

地震・津波、風水害・雪害、土砂災害及び大規模火災等といった災害リスクの低減に向け、各種ハザードマップを活用しながら、災害リスクの低い地域への居住の誘導を進めるなど、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策の強化を図る。

**エ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針**

北部の丘陵地一帯の森林は区域の骨格を構成する緑地であり、貴重な自然資源であることから、石川県森林公園と一体となった保全・活用を図る。

**オ) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針**

本都市計画区域の人口増加は落ち着く傾向がみられるものの、宅地需要は依然として見込まれることから、市街地の拡大に際しては、土地需要を勘案し、地区計画の導入を図るなど計画的な土地利用を進める。

また、用途地域が定められていない区域においては、農村集落や田園地域など地域の特徴を考慮して建築物の適正規模への誘導を図る。

## (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定等の方針

### ① 交通施設

#### a 基本方針

##### 交通体系の整備の方針

本都市計画区域は金沢都市圏と能登地域及び富山県とを結ぶ結節点であり、一般国道 8 号津幡北バイパスや一般国道 159 号津幡バイパスによって構成される「ダブルラダー輝きの美知（みち）」構想の実現により、広域交通のネットワーク化を図る。

また、幹線及び準幹線の町道の計画的な整備推進により、集落と市街地の連絡を円滑にするとともに、歩行者・自転車が安全に移動できる環境の確保を図る。

公共交通については、各交通機関の連携強化及び利便性の向上を図るとともに、利用促進に努める。

#### b 主要な施設の配置の方針

##### (道路)

一般国道 8 号津幡北バイパス（（都）金沢津幡線）、一般国道 159 号津幡バイパス（（都）津幡宇ノ気線）を県内市町及び富山県を連絡する広域幹線道路として配置する。

また、（都）本津幡横浜線や（都）舟橋南中条線、（都）清水中須加線等を幹線道路として配置し、円滑な市街地交通を支える道路網として整備促進を図る。

#### c 主要な施設の整備目標

本都市計画区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備（着手を含む）することを予定する主要な施設は次の通りである。

	名 称	整備内容等
3・5・1	本津幡横浜線	一部
3・5・2	舟橋南中条線	一部
3・5・5	清水中須加線	一部

### ② 下水道及び河川

#### a 基本方針

##### ア) 下水道及び河川の整備の方針

##### (下水道)

生活排水等による河川や海岸の水質汚濁を防止するため、公共下水道事業や農業集落排水事業による整備や合併処理浄化槽の普及促進を図るとともに、施設の耐震化やストックマネジメント計画の策定による効率的かつ適正な維持管理・更新を実施し、生活環境のより一層の向上と、河川等の水質保全に努める。

## (河川)

河川の整備、保全の方針は、水害から地域の人々の生命及び財産を守るため、安全・安心な川づくりを推進するとともに、水と緑あふれる憩いの空間及び水辺空間の環境を保全・創出し、にぎわい・交流の場づくりを促進する。

## イ) 整備水準の目標

### (下水道)

公共下水道の整備は、おおむね 10 年以内に普及率約 100%を目標とし、汚水処理施設の 2025 年度概成に向け、下水道の整備促進と合併処理浄化槽の普及促進に努める。

## b 主要な施設の配置の方針

### (下水道)

公共下水道の整備区域は、西部の農地を除く市街地を中心に配置し、現在整備を進めている津幡処理区 (1,085ha) の整備促進を図る。

## c 主要な施設の整備目標

本都市計画区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備（着手を含む）することを予定する主要な施設は次の通りである。

種 別	名 称
下水道	津幡処理区 (単独公共下水道)

## ③ その他の都市施設

### 基本方針

#### (廃棄物処理施設)

一般廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理施設を活用し、ごみの減量化・資源化推進による環境にやさしい循環型社会づくりを目指す。

#### (その他の都市施設)

供給処理、医療、教育等の都市施設については、市街地や地域の拠点といった公共交通の利便性が高い場所に誘導するなど周辺環境に配慮しつつ、広域的見地から適正な施設規模の検討と配置を行うものとする。

### (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定等の方針

#### 主要な市街地開発事業の決定等の方針

将来的な人口減少を見据え、既存住宅地内の一団の空き地や既成市街地での計画的な宅地開発の促進を図り、無秩序な市街地の拡大を防止するとともに、空き家等の低未利用地への都市機能の誘導や都市基盤の整備・充実に努める。

また、既存住宅地の中でも住宅が密集した市街地については防災面での安全性の確保のため、不燃化・耐震化の促進を図る。

#### (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定等の方針

##### a 基本方針

###### ア) 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本都市計画区域は、津幡川や河北潟、三国山や石川県森林公園、倶利伽羅山にかけての緑豊かな山間丘陵地を有しており、地域の開発と自然環境の調和を図りながらこれらの良好な景観を守り育てるとともに、恵まれた自然と親しめるふれあいの場の整備・充実を図る。

##### b 主要な緑地の配置の方針

###### ア) 環境保全系統

河北潟周辺の植生や津幡川及び能瀬川等市街地に隣接した河川を基軸とした河川環境の保全を図る。

また、寺社林等は環境保全機能を有する緑地として位置付け、保全を図る。

竹橋地区は、街並み景観整備に合わせた緑地環境を整備し、歴史的な街並みと調和した周辺環境づくりに努める。

###### イ) レクリエーション系統

石川県森林公園、津幡丘陵公園、津幡運動公園は、都市計画区域内の住区基幹公園との連携を図りつつ、都市文化活動の場として、複合的なレクリエーション機能を備えた施設整備を促進する。

河北潟は環境保全機能をも有するレクリエーションの場として、バードサンクチュアリーや観察小屋などのレクリエーション活動（学習・観察活動）に資する整備により活用を図る。

###### ウ) 防災系統

中心市街地には防災公園を確保するとともに、規模の大きな公園は避難地として整備し、公園までの避難路となる道路の緑化を促進する。

また、用途地域における工業地域は、工場地周辺に緩衝緑地の配置を推進する。津幡川、能瀬川は、延焼遮断機能を備えた緑地として配置する。

###### エ) 景観構成系統

市街地における景観構成系統緑地の東西軸として、津幡川河川緑地の整備を図る。

河北潟及びその周辺は、眺望が広がる景観として重要な地区であることから、これらの環境を踏まえた計画的な緑化の促進を図る。

また、周辺に広がる丘陵斜面は、都市化の進行を包み、自然的土地利用域と都市的土地利用域の緩衝帯であり、都市の景観上重要な要素となることからその保全を図る。

津幡都市計画  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 附図



津幡

## 10. 都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

### (金沢都市計画区域マスタープラン)

本方針は、金沢都市計画区域におけるおおむね 20 年後の都市の姿の基本的な方向を定めたものである。

本都市計画区域の範囲及び規模は、次の通りである。

都市計画区域名	市町村名	範囲	面積
金沢都市計画区域	金沢市	行政区域の一部	22,325ha
	内灘町	同上	1,306ha
	野々市町	行政区域の全域	1,356ha
合計	—	—	24,987ha

### 1) 都市計画の目標

#### (1) 都市づくりの基本理念

金沢都市計画区域は、日本海沿岸域における中枢基幹都市圏として将来の大きな可能性に対応するために、さまざまな都市機能をさらに強化・充実するとともに、歴史的遺産や伝統文化の魅力を積極的に保存・再生していくことが重要である。

このため、「風格と賑わいのある学術文化都市圏」を目指し、以下の基本理念に基づき都市づくりを進める。

#### ① 自然と歴史に根差した個性あるまちづくり

誇るべき貴重な自然資源や歴史・文化資源を保全・活用し、個性ある都市景観の創出を図り、学術文化都市としてふさわしいまちづくりを目指す。

特に、金沢市においては、世界文化遺産登録を視野に入れ、歴史的景観の形成を図る。

#### ② 自然と調和したコンパクトなまちづくり

適正な市街地規模の形成・誘導による効率的な都市施設の配置や都市機能の中心部への集約化、計画的な市街地整備により無秩序な市街地の拡大を抑制し、コンパクトな都市の形成とともに、市街地の緑化や市街地縁辺部における優良農地の保全による自然と調和したまちづくりを目指し、環境への負荷の低減と低炭素社会の実現を図る。

#### ③ 賑わいと活力に満ちたまちづくり

県都金沢に集積する商業機能や歴史・文化資源を活かし、また、医療福祉、コミュニティ施設など様々な機能が立地する魅力ある中心市街地の再生・創造とまちなか定住の促進を図るとともに、金沢港周辺や工業団地等産業拠点の充足・活用に努め、活力あるまちづくりを目指す。

④ 災害に強い快適なまちづくり

能登半島地震など大きな震災をもたらす地震の頻発に鑑み、木造密集市街地の面的な整備や延焼遮断空間の整備、避難路や防災公園、防災拠点の整備等を進め、安全で安心して生活できる災害に強いまちづくりと、機能的でゆとりある都市基盤の整備による快適な都市空間づくりを目指す。

⑤ 広域都市間交流のまちづくり

北陸自動車道や東海北陸自動車道、能登有料道路、金沢外環状道路、北陸新幹線等広域都市間ネットワークの形成を目指すとともに、都市間連携に基づいた交通需要マネジメント(TDM)施策や、新しい交通システムの導入の検討等、環境に配慮しつつ都市交通の円滑化の推進により、広域交流のまちづくりを目指す。

⑥ 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり

超高齢化の進展等に鑑み、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進するとともに、歴史文化等地域の個性を活かしつつ、無電柱化などにより歩行空間を整備し、また、公共交通機関の活用を促進し、積極的に社会参画できるまちづくりを推進する。

⑦ 参加と協働のまちづくり

まちづくり計画の早期段階での住民参加により積極的に住民意見を計画に反映し、行政と住民が一体となったまちづくりを目指す。



## (2) 地域毎の市街地像

金沢市の都心軸一帯に配置する都市拠点を中心としたまとまりのある市街地の形成を図るとともに、都市拠点と能登方面、富山県・岐阜県方面、白山麓方面、白山（松任）・小松・加賀方面を連携する都市連携軸を位置付け、広域連携によるまちづくりを推進する。

本区域におけるおおむね 20 年後の地域毎の市街地像は次に示す通りである。

### ① 市街地ゾーン

#### a 商業・業務ゾーン

片町・香林坊から武蔵ヶ辻、さらには金沢駅を経て金沢港に至る、国道 157 号～（都）金沢駅通り線～（都）金沢駅港線を中心市街地と副都心を結ぶ動脈として「都心軸」と位置付け、その周辺を含め都市拠点とする。

都心軸には、新しい交通システムの導入について検討を行う他、高度情報化システムの整備、さらに市街地再開発事業等による都市基盤の整備を積極的に図る。

都心軸のうち、駅東地区（片町・香林坊～駅東広場）は商業並びに業務機能中心、駅西地区（駅西広場～金沢港）は業務機能中心の市街地として特徴あるまちづくりを進める。

野々市町、内灘町の庁舎周辺については、地域中心拠点として位置付け、業務・サービス機能の集積を図る。

都心軸を取り巻く一般商業地は、施設の共同建替、駐車場の適正配置、歩行環境整備により活性化を図り、地域毎の生活拠点としての商業地の形成を図る。

国道 8 号や国道 157 号、国道 159 号、国道 359 号、（都）専光寺野田線、（都）東山内灘線及び金沢外環状道路沿道の商業地については、沿道サービス型施設の立地を図るとともに、新たな商業地については、適正な規模の配置に努める。

#### b 居住ゾーン

既存市街地においては、定住促進策を推進するとともに、住工混在地区については、地区に応じた市街地整備手法について検討し、居住環境の向上を基本とした土地利用を図る。

老朽木造密集地区など防災上問題のある地区については、市街地再整備の制度や防災都市整備条例等を活用し、防災機能の向上を図る。

基盤未整備な住宅地は、地区計画や道路改良事業等により、基盤施設の整備を図り、居住環境の改善を図る。

大規模な未利用地については、土地区画整理事業等の地区に応じた市街地整備手法の検討を行い、居住環境の改善や土地の有効利用に努める。

また、住宅地の拡大は、宅地需要に応じた面積を市街地周辺部に確保し、無秩序なスプロール化を防止する。

土地区画整理事業等により整備された良好な住宅地は、用途地域や地区計画等の活用により、居住環境の保全を図る。

### c. 工業ゾーン

工業地は、既存工業地を含めて、先端技術振興地区、物流・生産複合地区、企業立地再編成地区、都市型産業集積地区の4つの地区に分け、地区別に特徴ある市街地整備を図る。

先端技術振興地区：金沢テクノパークを環境・景観面の配慮を優先させた先進的な工業団地として整備する。

大学等研究機関周辺においては、研究開発型企业等が立地する産・学・官の連携による新産業の創出の拠点としての土地利用を図る。

物流・生産複合地区：金沢港周辺などにおいては、計画的に整備され、また周辺に県の地場産業振興センターや工業試験場などの集積があり、同時に金沢外環状道路海側幹線の整備で交通利便性が飛躍的に向上する地区であるため、現況工場の近代化を図るとともに、物流・生産複合地区として周辺農地との調和に配慮して用地の拡大を図る。

流通業務用地は、北陸自動車道インターチェンジ及び金沢外環状道路周辺等利便性の高い交通結節点に位置付け、流通業務機能の整備集積を図る。

企業立地再編成地区：専光寺・安原地区などについては、現在は市街地内にあるが、郊外立地のほうが適切な工場や用地拡大等で郊外へ移転を希望する企業の受け皿として整備する工業ゾーンで、用地規模や周辺環境等立地企業にあったきめ細かい整備を行う。

都市型産業集積地区：金沢外環状道路より内側にある犀川右岸地区など既に一定の企業立地の進む地区は、市街地内にあっても周辺に環境悪化を及ぼさない都市型産業の集積地区として位置付け、住環境との調和が可能な企業の立地及び市街地の再編を推進する。

## ② 農業ゾーン

河北潟周辺地区及び安原・五郎島地区、野々市西南部地区の優良な農地は、今後とも農用地として整備保全を図る。

## ③ 自然保全ゾーン

自然保全ゾーンは、景観的保全地区と自然環境共生地区に区分し、それぞれの特性に応じた保全を図る。

景観的保全地区：斜面緑地や卯辰山丘陵地など、市街地の背景としての緑地空間を形成し、市民に潤いとやすらぎを与える貴重な景観的要素として保全する。

自然環境共生地区：自然保護、都市防災、水源保全等を図るため、自然との共生の中で集落機能の維持や活性化に配慮しつつ、山間部の森林や内灘砂丘など海岸線に連なる保安林等の自然環境を保全する。

## 2) 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### (1) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域では、今後とも引き続き市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定める。なお、区域区分を定めるとした根拠は、以下の通りである。

本区域は、D I D（人口集中地区）を有する。

過去 10 年間の人口は横ばいであり、今後、北陸新幹線の開業による一定の人口増は見込まれるものの、都市計画区域全体としての人口は減少していくことが予測されるが、近年の核家族化、世帯分離による市街地の人口密度が低下しており、一定の郊外部への市街地開発圧力は依然、存在するものと考えられる。

また、広域交通機能の拡充は交流人口を誘引し、特に中心市街地等への都市機能の集積が見込まれる。

産業については、機械等輸出産業が好調であること、広域交通機能の拡充、国際交流拠点としての金沢港周辺の整備等により、また、企業立地促進法に基づく基本計画により積極的に企業誘致を推進していることから、新たな用地需要が見込まれている。

これを受けて、本区域ではこれまで区域区分を定めており、今後も、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、これまで通り区域区分を定める。

### (2) 区域区分の方針

#### ① おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次の通り想定する。

	平成 17 年	平成 27 年
都市計画区域人口	526 千人	519 千人
市街化区域内人口	486 千人	480 千人

注) 市街化区域内人口は、保留された人口を含むものとする。

#### ② 産業の規模

本区域の将来におけるおおむねの産業の規模を次の通り想定する。

年 次		平成 17 年	平成 27 年
生産規模	工業出荷額	約 5,993 億円	約 6,841 億円
	卸小売販売額	約 31,962 億円	約 32,712 億円
就業者数	第 1 次産業	約 4.1 千人	約 4.0 千人
	第 2 次産業	約 61.8 千人	約 58.9 千人
	第 3 次産業	約 198.1 千人	約 207.4 千人
	計	約 264.0 千人	約 270.3 千人

注) 卸小売販売額の平成 17 年値は、平成 16 年の値。

③ 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、現在市街化している区域及び当該区域に隣接し、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次の通り想定する。

年 次	平成 27 年 (基準年の 10 年後)
市街化区域面積	約 9,980ha

ただし、市街化区域面積は、人口の保留フレームに対応する市街化区域面積を含まないものとする。

### 3) 主要な都市計画の決定等の方針

#### (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定等の方針

##### ① 主要用途の配置の方針

###### (業務地)

北陸地方の中心都市としての都市機能の充実、更新を図るため、都心軸(駅東地区)に商業並びに業務機能を配置し高度利用を図るとともに、都心軸(駅西地区)に業務機能を中心とした機能集積を図る。また、国道8号沿道に広域交通機能を活用した、沿道利用型の業務地を配置する。

野々市町、内灘町の庁舎周辺においては、地域に密着した業務・サービス機能を配置する。

###### (商業地)

###### ア) 中心商業地

都心軸(駅東地区)は、賑わいの創出と商業機能の中心的役割を担うため、中心商業地として位置づけ、その機能をさらに高めるよう都市環境の整備と土地の高度利用に努め、防災機能を備えた金沢らしい近代的都市環境の創出に努める。

###### イ) 一般商業地

金沢市金石地区、野々市町本町地区、北陸鉄道内灘駅周辺地区等に配置し、地域の拠点として商業機能の充実に努める。また、今後開発整備される新規の住宅地においては、日常生活の中心となる商業地を計画的に配置する。

また、主要幹線沿道で既に商業機能の集積の多い地区や鉄道主要駅の森本駅、東金沢駅、西金沢駅、野々市駅の周辺についても商業地としての整備を進める。

###### (工業地)

###### ア) 既存の工業地

国道8号沿道、北陸自動車道金沢東・西等のインターチェンジ周辺、北陸本線貨物基地及び金沢港に近接した交通上利便な地域に工業地を配置するほか、近年計画的に整備を図った専光寺・安原地区及び示野地区へ既成市街地内の工場の移転を促進するとともに、その周辺地区の整備を図るものとする。また、金沢テクノパークは先端産業の受け皿として、工場の誘致を図る。

###### イ) 新工業地

金沢港周辺の工業地については、引き続き整備を促進するとともに、産業構造の高度化に対応するため森本地区の丘陵地帯に先端産業の受け皿として産業基地を配置する。

また、隣接する示野工業団地と一体的に整備する二ツ寺地区については、新たな工業地を配置する。

石川県立大学周辺においては、金沢外環状道路の利便性を活かし、研究開発型企业及びその関連企業を誘致し、また、それらを支援する機能を配置し、用途配置について農業との調整を図りながら、産・学・官の連携による新産業の創出を図る複合拠点とする。

###### (流通業務地)

交通結節点である北陸自動車道金沢東・西等のインターチェンジ周辺や、都市間

主要幹線である国道8号沿道及び金沢外環状道路海側幹線周辺について、内陸輸送拠点として流通業務地を配置し流通関連施設の立地を図る。

さらに、海上輸送拠点として金沢港周辺に流通業務地を配置する。

## (住宅地)

### ア) 既成の住宅地

既成の住宅地においては、定住促進策を推進するとともに、密集市街地で土地利用が混在し、生活環境が悪化している地域については、今後とも居住環境の整備、保全に努めるほか、計画的に開発整備された住宅地については、地区計画制度等の活用により、空地の有効利用を図りつつ良好な住宅地としての環境維持に努める。

また、歴史的、伝統的な市街地景観の残されている金沢市の寺町地区、長町地区、長土堀地区、小立野地区及び東山地区等については、地区計画、伝統的建造物群保存地区等の導入により、その環境保全に努める。

さらに、老朽木造密集地区など防災上問題のある地区については、市街地再整備の制度や防災都市整備条例等を活用し、防災機能の向上を図る。

### イ) 新たに開発すべき住宅地

市街化区域に囲まれた市街化調整区域となっている地区をはじめ、既成市街地縁辺部においては、今後、宅地需要を勘案しつつ、保留フレームの範囲内で農林漁業との調整を図り、土地区画整理事業等により良好な環境の住宅地を開発する。

## ② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

### (商業業務地)

都心軸沿道の中心商業地及び業務地は、高密度地区として土地の高度利用を図る。

### (住宅地)

郊外部の住宅地においては、良好な居住環境を確保するため、基本的に低層低密な独立住宅を配置する。また、公営住宅等集合住宅の立地を図るべき一部住宅地及び伝統環境を保存すべき地区を除く既成市街地に近接する交通至便な一部の地区については、中高層住宅を配置し、都市景観に配慮しつつ適切な土地の高度利用を図る。

### (工業地)

金沢港周辺の工業地、安原工業団地等の計画的な開発地については、周辺の緑化、環境等に配慮した低密度の工業地として維持形成に努める。

### (流通業務地)

金沢市の問屋団地、卸売市場は、今後とも機能の充実と高度利用を進める。

また、北陸自動車道金沢東・西等のインターチェンジ周辺は、流通拠点としてトラックターミナル、倉庫等を必要に応じた適切な密度で配置する。

## ③ 市街地における住宅建設の方針

中心市街地においては、都心居住を支援するため、既存の町家や中古住宅ストックの流通促進、良質なファミリー向け賃貸住宅や多様な機能を備えた高齢者向け住宅の供給を進めるとともに、景観条例等を活用しつつ、地域の特性を継承するため、街並み景観形成に配慮した住宅の整備を推進する。

郊外部においては、良好な居住環境を確保するため、低層低密な戸建住宅の供給を推進する。

また、既存住宅については、耐震性や耐久性の向上、バリアフリー化、緑化などを推進し、住みよいまちづくりを推進する。

## ④ 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

### ア) 土地の高度利用に関する方針

都心軸においては、効率的な交通体系の形成に応じて土地利用を進め、市街地再開発事業等により一体的な高度利用を図り、都市機能の向上に努める。

### イ) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

市街地の発展に伴う土地利用の変化に対応するため、密集市街地においては、周辺環境や土地利用動向等について考慮しながら用途の転換及び基盤整備を図るとともに、新市街地や低密度住宅地については用途の純化を図る。

また、市街地に点在する周辺の環境と調和しない工場については、計画的に開発された地区に集約化を図る。

### ウ) 居住環境の改善又は維持に関する方針

金沢市の市街化区域のうち、建築物の高さの制限がない住居系用途地域約 819ha



について、あらかじめ建築物の高さに関する制限を設けることで、良好な居住環境を保全していく他、商業系及び工業系の用途地域についても高さ制限を設け、良好な都市環境の形成を図る。

既成市街地に点在する、老朽住宅や狭小住宅が立地する過密住宅地区については、建替更新を促進し、居住環境の改善が行われるよう努める。

金沢市の安原工業団地等、計画的な開発については専用化を図り、環境の維持改善に努めるとともに、住宅地区に近接した工業地については、周辺の土地利用と整合を図りながら緑化の推進等良好な環境形成に努める。

## エ) 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

金沢中心市街地を取り囲む丘陵地（寺町台地、大乘寺丘陵地、小立野台地、卯辰山丘陵地）及び2つの河川（犀川・浅野川）が生み出す緑や、金沢城・兼六園・寺社などの歴史的由来をもつ緑については風致地区に指定されており、今後も都市の重要な景観として風致の維持を図る。また、北東部の丘陵地（森本地区）も同様に、環境保全及び景観構成等にとって重要であるため、風致地区の指定を検討する。

丘陵地の緑以外に、日本海、河北潟、寺社の緑、堀・用水の緑などについても、風致地区や特別緑地保全地区など各種制度を積極的に導入し、緑豊かな潤いのある環境づくりを推進していく。

## ⑤ 市街化調整区域の土地利用の方針

市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であり、土地利用については、次の方針に基づいて行う。

### ア) 優良な農地との健全な調和に関する方針

河北潟周辺、安原・五郎島地区、野々市町西南部地域の優良な農地は、今後とも農用地として整備保全を図る。

### イ) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

東部及び南部の丘陵地や急傾斜地などは、緑化を図り保全に努める。

また、河川からの溢水、内水湛水、がけ崩れその他の災害の危険性が高い地域においては、市街化を抑制するとともに、流域における保水・貯水機能を確保した都市づくりに努める。

### ウ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

金沢市の東部丘陵地、卯辰山周辺の自然地及び南部丘陵地における都市環境、都市景観上重要な樹林地については、全体的な開発計画との調整を図りつつ保全を図る。

また、金沢市及び内灘町の海岸沿いの保安林等については、防風、防砂機能のみならず風致保全上も重要であり、今後とも保全に努める。

## エ) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

金沢市の南新保地区並びに藤江地区の市街化区域に囲まれた市街化調整区域となっている地区、東部丘陵地の上辰巳地区については、土地区画整理事業等により、住宅地として整備推進を行う予定であるが、面整備の実施が確実となった段階で市街化区域に編入する。

さらに、石川県立大学周辺地区及び野々市町西部地区等の計画的な市街地整備の必要のある区域については、土地区画整理事業等の計画的市街地整備の実施が確実に進んだ段階で、農林漁業等との必要な調整を行い、保留フレームの範囲内において市街化区域への編入を検討する。

また、既存集落の活力の維持のため、住居系建築物の立地を許容する区域を地区計画制度等を活用すると共に、集落地、田園地域など地域の特徴を考慮して建築物の適正規模への誘導を図る。

## (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定等の方針

### ① 交通施設

#### a 基本方針

##### 交通体系の整備の方針

本都市計画区域においては、都心から外へ向かういわゆる「拡散型放射状」に都市の拡大が図られてきている。この放射状道路に北陸自動車道の整備等の広域的な交通網の強化、及び都市活動の活性化に伴って交通量が増加している。

このような交通環境の中で、広域的な交通のネットワークについては、「ダブルラダー結いの道」整備構想の基に金沢都市圏を中心とした災害時にも強く代替性のある幹線道路ネットワークの形成を進めるとともに、金沢外環状道路等の環状幹線道路網による有機的な連結を図り、「環状型交通網」へ誘導することにより都心部通過交通の分散を図る。

また、北陸新幹線金沢開業に向け、金沢駅西口広場の拡張など、駅を中心とした交通環境の整備を進め、公共交通主体の交通体系の構築を図る。

さらに、良好な都市景観と歩行者・自転車空間の創出や冬期のバリアフリー環境に留意し、安全で快適な交通流動の確保に努めるほか、公共交通の利用促進、交通需要マネジメント（TDM）施策の推進や新しい交通システムの導入の検討等を多面的、総合的に展開することにより、環境負荷を低減する低炭素社会の実現に向けたコンパクトな都市形成と歩けるまちづくりを支援する。

#### b 主要な施設の配置の方針

##### (道路)

北陸自動車道や能登有料道路、国道8号((都)森本野々市線)、国道157号((都)鳴和三日市線)、国道159号((都)武蔵橋場線、(都)寺町今町線)、国道359号((都)寺町今町線)、金沢外環状道路(国道159号金沢東部環状道路((都)今町鈴見線)、(都)森本松任線、(都)福久福増線、(都)金沢鶴来線、(都)鈴見新庄線)を金沢都市圏と周辺都市を連絡する広域幹線道路として配置し、機能的かつ系統的な広域交通ネットワークの形成を図る。能登有料道路については、アクセス向上のため(仮)白帆台インターチェンジの整備について検討する。

広域幹線道路へのアクセス道路や市街地の外郭を構成する内・中・外環状道路、そしてこれらの環状道路と市街地を結ぶ放射道路や都市内の市街地間を連絡する道路((都)北安江出雲線、(都)東山内灘線、(都)専光寺野田線、(都)向粟崎放水路線、(都)諸江向粟崎線、(都)疋田上荒屋線、(都)千木神谷内線、(都)鳴和三日市線、(都)泉野々市線、(都)小立野古府線、(都)観音堂上辰巳線、(都)松島西金沢線、(都)金石街道線、(都)小立野線等)を、都市の骨格を形成する幹線道路として配置し、沿道環境に配慮しつつ整備を進め、都市内交通の円滑化を図る。

また、片町・香林坊から武蔵ヶ辻、金沢駅を経て金沢港に至る都心軸((都)金沢駅通り線)の整備は、北陸地方の中心市街地としてふさわしい近代的都市景観の創出に配慮しながら交通施設等の整備を進める。

さらに、鉄道駅へのアクセス道路として、(都)西金沢駅通り線等を配置し、整備を推進する。

なお、長期に未整備となっている路線については、その実現性、必要性等について検討を行い、適宜見直しを行う。

### (都市高速鉄道等)

金沢駅付近以外の西金沢1丁目から乙丸町間の北陸本線の連続立体交差事業による踏切の除去に伴う交通渋滞・踏切事故の解消、及び鉄道により分断されている東西市街地の交通の円滑化について検討する。

J R北陸本線の金沢駅をはじめ、野々市駅、西金沢駅及び森本駅の交通結節点としての基盤整備を進める。

一方、近年の都市部での公共交通の機能低下を補完し、都心軸の利便性の向上と交通緩和を図るため、都心軸に周辺から円滑にアクセス可能な新しい交通システムの導入について検討する。さらに、北陸鉄道石川線とJ R北陸本線の乗り継ぎ機能の向上やパーク&ライドの推進、公共交通機関のネットワークの向上等を図る。

### (駐車場)

駐車場は、公共交通機関との連携や駐車場の効率的活用に配慮して適正な配置となることを推進する。さらに、都心部に関しては過度な自動車の流入により歩行者の安全と円滑な自動車交通が阻害されないよう、また、住宅地における小規模な駐車場の増加により居住環境が悪化しないように、無秩序な駐車場の増大の抑制を図る。

### (自動車ターミナル)

物流の拠点としてのトラックターミナルは、北陸自動車道金沢西インターチェンジ周辺に配置し機能の向上を図っているが、今後流通業務地として土地利用を行う日本貨物鉄道金沢駅周辺、金沢港、北陸自動車道金沢東・森本インターチェンジ周辺にも配置し、集配拠点として整備の推進を図ることにより、都市内物流の効率化・合理化に努め、都市内交通の緩和を図る。また、交通の要衝にバスターミナルを整備し、公共交通機関の円滑な連携を図る。

### (歩道・自転車道他)

超高齢化の進行に伴い、コンパクトシティの形成、さらに都心の魅力向上のため、回遊性に配慮した歩行環境の向上に努める。

また、地球温暖化対策として、自転車利用の推進や、そのための空間整備を図る。

さらに、無電柱化の推進により、街並み景観の向上や、歩行者や自転車の安全・快適な環境整備を進める。

### (交通管理)

適正な交通規制により、交通安全の推進を進め、良好な交通環境の形成を図る。

c 主要な施設の整備目標

本区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備(着手を含む)することを予定する主要な施設は次の通りである。

	名 称	整備内容等
1・2・1	森本松任線 (金沢外環状道路)	一部
3・1・1	森本野々市線(国道8号)	一部
3・2・1	金沢駅通り線	一部
3・2・33	金沢鶴来線 (金沢外環状道路)	一部
3・3・3	福久福増線 (主要地方道松任宇ノ気線)	一部
3・3・4	北安江出雲線	一部
3・3・5	森山有松線(国道157号)	一部
3・3・8	東山内灘線 (一般県道八田金沢線)	一部
3・3・11	専光寺野田線 (主要地方道金沢美川小松線、一般 県道別所野町線)	一部
3・3・15	今町鈴見線 (国道159号金沢東部環状道路)	一部
3・3・16	千木神谷内線	一部
3・4・5	諸江向栗崎線	一部
3・4・10	疋田上荒屋線	一部
3・4・12	鳴和三日市線 (国道157号、一般県道金沢停車場 北線)	一部
3・4・18	寺町今町線(国道159号)	一部
3・4・21	西金沢駅通り線 (一般県道野々市西金沢停車場線)	一部
3・4・22	泉野々市線 (一般県道倉部金沢線)	一部
3・4・32	松島西金沢線	一部
3・4・46	観音堂上辰巳線	一部
3・4・70	金石街道線 (主要地方道金沢停車場線)	一部
3・5・5	小立野線 (主要地方道金沢湯涌福光線)	一部

## ② 下水道及び河川

### a 基本方針

#### ア) 下水道及び河川の整備の方針

##### (下水道)

社会的基盤としての下水処理システムの基本的役割であった生活環境の改善、浸水の防除、公共用水域の保全のうち、生活環境の改善はほぼ見通しが立てられる現状となった。今後は未整備区域の下水道整備を進めるとともに、地球温暖化防止対策等の地域・地球環境にやさしい下水道システムの導入を促進する。また、浸水対策として雨水排除施設や雨水貯留浸透施設の整備など、都市の治水機能の向上を図るとともに、地震等災害に強い下水道システムを構築する。

##### (河川)

犀川、浅野川等については、平成 20 年夏に発生した浅野川水害を教訓に、水害から地域の人々の生命財産を守るため安全・安心な河川の改修を推進するとともに、水と緑あふれる憩いの空間及び水辺空間の環境を保全・創出する。

#### イ) 整備水準の目標

##### (下水道)

公共下水道の整備は、おおむね 10 年後において進捗率約 100%を目標とする。

##### (河川)

犀川水系の河川においては、概ね 30 年の間に、犀川本川は概ね 100 年に 1 回程度、安原川は概ね 50 年に 1 回程度、木曳川、高橋川は概ね 10 年に 1 回程度、木呂川は概ね 5 年に 1 回程度発生する規模の降雨による洪水に対して安全に流下させることを目標とする。

### b 主要な施設の配置の方針

##### (下水道)

流域関連公共下水道による整備区域は、犀川左岸地域に犀川左岸処理区（金沢市 1,235ha、野々市町 1,087ha）を配置し、公共下水道は、犀川右岸の市街地と内灘町の市街地を中心に浅野処理区（3,063ha）、西部処理区（2,277ha）、臨海処理区（2,737ha）、湯涌処理区（25ha）、内灘処理区（498ha）を配置し、未整備区域の整備を促進する。

### c 主要な施設の整備目標

本区域において、優先的におおむね10年以内に整備(着手を含む)することを予定する主要な施設は次の通りである。

種別	名称
下水道	犀川左岸処理区(犀川左岸流域関連公共下水道) 浅野処理区(単独公共下水道) 西部処理区(単独公共下水道) 臨海処理区(単独公共下水道) 湯涌処理区(特定環境保全公共下水道) 内灘処理区(単独公共下水道)

### ③ その他の都市施設

#### 基本方針

##### (廃棄物処理施設)

廃棄物処理施設については、増大するごみ需要に対応して、廃棄物処理計画に基づき、計画的にごみ焼却施設やごみ埋立場の整備拡充を図る。また、廃棄物処理施設のうち、減量化・資源化に寄与するリサイクル施設の整備を推進する。

##### (その他の都市施設)

供給、医療福祉、教育等の都市施設については、必要に応じて都市計画に定め、周辺環境に配慮しつつ、広域的見地から適正な施設規模の検討と配置を行うものとする。

特に医療福祉、教育施設等については、超高齢社会の進展に鑑み既成市街地の立地を誘導するものとする。

### (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定等の方針

#### ① 主要な市街地開発事業の決定等の方針

自然と調和したコンパクトな市街地の形成とまちなかの再生を目指し、市街化区域内農地等の未利用地については、地区計画等により無秩序な市街地の形成を防止する。

また、都心軸の駅東地区においては、市街地再開発事業等の積極的な活用により、土地の合理的かつ健全な高度利用を促進し、北陸地方の中心商業・業務地として整備を行うとともに、金沢にふさわしい近代的都市景観の創出を図る。

密集住宅市街地については、都市の防災機能向上のため、換地手法や、地区計画等各種制度を活用し、建物の不燃化、防災広場、防災施設等の計画整備を進める。

また、低層住宅を中心とした既存住宅地では、金沢らしい住宅地の基本構造等を守りつつ、防災、居住環境の向上が図られるよう努める。

既成市街地の外縁部で市街化の進行しつつある地区は、土地区画整理事業による面的整備とともに、地区計画等の策定を促進し、土地利用の合理化に努める。

新市街地を形成する場合には、土地区画整理事業等による計画的開発を進め、良好な市街地形成を図る。特に、住民が主体となって開発する地区は、地区計画制度の活用により良好な居住環境整備に努める。

#### ② 市街地整備の目標

本区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備(着手を含む)することを予定する主要な市街地開発事業は次の通りである。

整備手法	地 区 名	
市街地再開発事業	金沢市	金沢駅武蔵地区第三工区
土地区画整理事業	金沢市	福増・中屋地区
	〃	安原中央地区
	〃	田上本町地区
	〃	戸板第二地区
	〃	金沢副都心北部直江地区
	〃	〃 大友地区
	〃	〃 大河端地区
	野々市町	北西部地区
〃	西南部地区の一部	



#### (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定等の方針

##### a 基本方針

##### ア) 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本区域における特徴的な自然軸は、海岸、河川と河岸段丘並びに市街地を取り巻く里山丘陵地である。この豊かな自然環境と貴重な歴史・文化が織り合って、都市を形づくってきた。

この美しい緑と水に文化の香りが調和した森の都を守り育てるため、自然環境を保全し、公共空地の整備を推進する。

また、既成市街地については、伝統文化と調和した自然環境を保全し、緑地の整備に努める。新市街地については、快適な都市環境を形成するため、緑地空間の計画的確保に努める。

さらに、災害時の避難地の機能を果たす公園広場の充実を図り、都市全体の防災機能の向上を図る。

一方、里山については、美しい都市景観を保全するとともに、レクリエーションのための活用を促進する。

##### イ) 緑地の確保目標水準

##### ①緑地の確保目標水準

	緑地の確保目標量 (平成 27 年)	市街化区域 における目標割合	都市計画区域 に対する割合
緑地の 確保目標水準	3,715ha	約 28%	約 15%

##### ②都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年 次	平成 22 年	平成 27 年
都市計画区域人口 1人当りの目標水準	20 m <sup>2</sup> /人	22 m <sup>2</sup> /人

(「金沢市緑の基本計画」、「内灘町緑の基本計画」、「野々市町緑の基本計画」より)

## **b 主要な緑地の配置の方針**

### **ア) 環境保全システムの配置方針**

親水空間として犀川、浅野川等の河川の保全・整備や河北潟の水質浄化、市街地内の用水網の保全・整備を図るとともに、市街地内の河岸段丘の緑地の保全及びシンボルゾーンである兼六園周辺一帯の緑地の保全・育成を図る。

また、東部から卯辰山及び南部にかけての丘陵地や、その他市街地周辺の自然環境を保全し、快適な都市環境の維持に努める。

### **イ) レクリエーションシステムの配置方針**

市街地背後の里山等のレクリエーションゾーンにおいて、自然条件を活かした公園を整備拡充する。市街地内においては、金沢城公園や奥卯辰山健民公園、大乘寺丘陵公園、野々市中央公園、内灘町総合公園等の都市基幹公園の整備充実を図るとともに、住区基幹公園について、住民が容易に利用できるよう適正な配置・整備に努める。

また、河川・用水による公園緑地のネットワークの形成に努めるほか、地域の歴史や自然環境を活かした特殊公園等の整備・充実を図る。

### **ウ) 防災システムの配置方針**

市街地の防火帯としての丘陵地や河岸段丘の緑地及び海浜地における風害・塩害防止帯としての海岸部の樹林地帯や海岸保安林等をそれぞれ適正に配置する。

また、防災拠点として避難地の機能を果たす公園緑地の整備充実を併せ、災害時の避難路としてのネットワークを形成する道路、緑道の整備を行ない、広域的な防災機能の向上と適正な配置に努める。

### **エ) 景観構成システムの配置方針**

「いしかわ景観総合条例」などに基づき、都市の主要な景観要素である丘陵地、河川、用水網、河岸段丘及び歴史的建造物群等を保全し、伝統的都市景観の保全に努める。

また、都心軸においては、緑地・緑道等の整備を推進し、近代的都市景観の創出に努める。

### **オ) 総合的な緑地の配置方針**

里山丘陵地や海岸保安林等市街地を取り巻く緑地、及び河川緑地や段丘崖緑地等、軸線を構成する緑地を適正に配置し、都市の骨格形成に努める。

また、市街地では歴史・文化と一体となった緑地を、新市街地では住区構成に応じた緑地を適正に配置し、個性ある緑豊かな都市環境の形成に努める。

c 実現のための具体の都市計画制度の方針

ア) 公園緑地等の配置方針

都市公園事業及び土地区画整理事業等により、住区基幹公園及び都市基幹公園を中心に緑地の整備に努める。

公園の緑地別		配置方針
住区基幹公園	街区公園	街区や近隣、徒歩圏内に居住する人が容易に利用することができるように配置する。
	近隣公園	
	地区公園	
都市基幹公園	総合公園	金沢城公園、奥卯辰山健民公園、大乘寺丘陵公園、卯辰山公園、野々市中央公園、内灘町総合公園等の整備、拡張を図る。
	運動公園	北部運動公園等の拡張を図る。
その他の公園緑地等	その他の公園	本多の森公園、権現森公園、内川墓地公園、内灘町霊園等の整備、拡張を図る。 犀川、浅野川をはじめとする河川敷、西部緑道をはじめ、緑地の整備に努める。
	緑地等	
	公共施設緑地等	

イ) 特別緑地保全地区等の指定目標及び指定方針

「いしかわ景観総合条例」などにより、都市の骨格を構成する緑地の保全に努める。また、歴史・文化と一体となった伝統環境の保全と創出に努める。

地区の種類	指定方針の概要	指定目標
特別緑地保全地区	犀川・浅野川沿いに形成されている4本の河岸段丘斜面緑地においては、「斜面緑地保全条例」に基づく保全区域の指定を行っており、その中で特に良好な自然が維持され保全が必要な区域においては、順次特別緑地保全地区の指定を図る。	約50ha
風致地区	環境保全及び景観形成等にとって重要である北東部の丘陵地において指定を図る。	約2,550ha
その他	「いしかわ景観総合条例」などにより、日本海沿いを带状に連なる保安林と砂丘の自然の保全と活用を図る。 田園地帯(農用地)を保全し、遊休農地等の有効活用を図る。 「景観条例」「こまちなみ保存条例」「用水保全条例」「緑のまちづくり条例」「寺社風景保全条例」等に基づいて歴史が伝える緑の保全と活用を図る。	

d 主要な緑地の確保目標

ア) おおむね 10 年以内に整備(着手を含む)予定の主要な公園等の公共空地

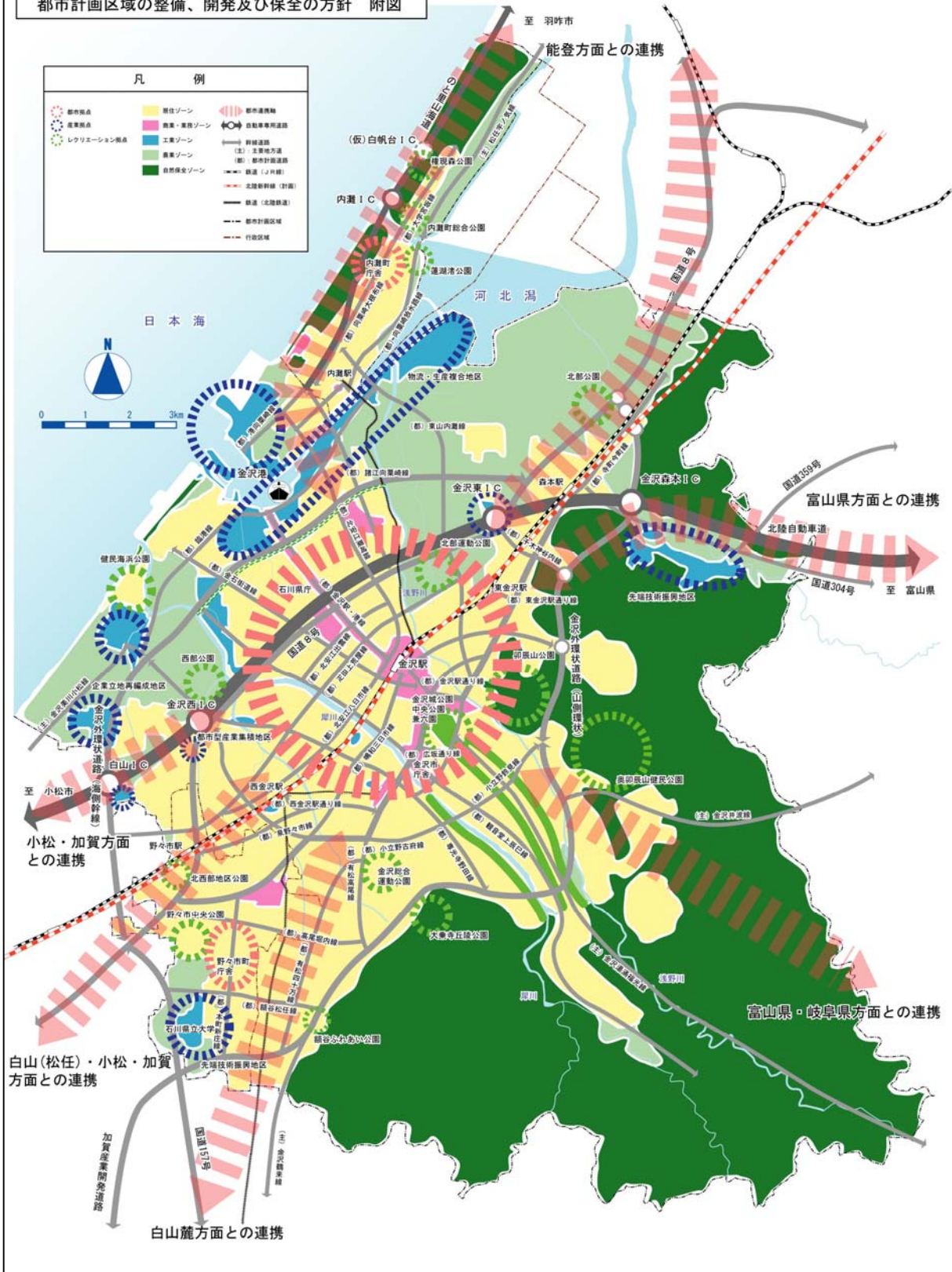
種 別	名 称
近 隣 公 園	四十万公園
総 合 公 園	金沢城公園
総 合 公 園	卯辰山公園
総 合 公 園	奥卯辰山健民公園
総 合 公 園	大乘寺丘陵公園
総 合 公 園	野々市中央公園
総 合 公 園	内灘町総合公園
風 致 公 園	本多の森公園

イ) おおむね 10 年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区

種 別	名 称
風 致 地 区	北東部丘陵地
特 別 緑 地 保 全 地 区	犀川沿い河岸段丘斜面緑地の一部

金沢都市計画  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 附图

凡 例	
	都市拠点
	産業拠点
	レクリエーション拠点
	居住ゾーン
	商業・業務ゾーン
	工業ゾーン
	農業ゾーン
	自然保全ゾーン
	都市連携軸
	自動車専用道路
	(注) 主要地方道
	(部) 都市計画道路
	道路 (J内線)
	北陸新幹線 (計画)
	鉄道 (北陸鉄道)
	都市計画区域
	行政区域



金  
沢



## 11. 白山都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

### (白山都市計画区域マスタープラン)

本方針は、白山都市計画区域におけるおおむね 20 年後の都市の姿の基本的な方向を定めたものである。

本都市計画区域の範囲及び規模は、次のとおりである。

都市計画区域名	市町名	範囲	面積
白山都市計画区域	白山市	行政区域の一部	10,469ha

### 1) 都市計画の目標

#### (1) 都市づくりの基本理念

白山都市計画区域は、広域的な視点に立ち、地域住民の参画を得て、自立した都市の創造と地域特性を生かした個性あふれ魅力ある地域の実現のために、次の四つの基本方針のもと、「豊かな自然と共生する自立と循環の都市」を目指す。

#### ① だれもが快適で、持続可能なまちづくり

##### 《快適な環境》

誰もが住みよいと感じることができるように、自然環境との共生に配慮して、住民の快適な生活を支える上下水道などのライフラインや生活関連道路・公園などの都市基盤の計画的な整備・管理、施設・道路などのバリアフリー化・機能充実、災害に強い環境づくりを推進する。

地域間のバランスのとれた発展、広域幹線道路の整備促進や渋滞緩和策などの推進、駅などの交通結節点や商業地へのバス路線網などの公共交通サービスのさらなる充実と利用促進を図る。

都市の魅力が集約された秩序あるまちづくりのために、計画的な住宅市街地の整備を検討するとともに、地域特性を踏まえ、都市環境に配慮した機能的で秩序ある適正な土地利用・宅地開発の誘導と都市計画制度を活用したスプロール化の抑制を図る。

##### 《効率的な環境》

地域特性を十分に考慮した既存ストックの有効活用、まちなか居住の推進など、全域的にコンパクトな都市構造を目指すことで、都市活動に必要な施設が凝縮された効率的なまちづくりを推進する。

#### ② 活力あふれる、躍動するまちづくり

##### 《躍動する環境》

工業に関しては、周辺環境に配慮し、魅力ある企業の積極的な誘致による地元雇用の創出・拡大、将来需要に対応した利便性の高い工業用地の整備を図る。

商業に関しては、既存商店街を始めとした各地域のまちなか拠点の充実と活性化を図り、訪れやすい環境の整備を行うとともに、他産業との連携による振興、広域交流拠点の立地推進、地域の需要等を考慮した商業地の設定を行う。

農林水産業に関しては、自然環境に配慮し、経営基盤の強化や担い手の育成支援に努めるとともに、優良農地の保全や、森林管理・漁港管理対策を推進する。

### ③ 人をつくり、人にやさしいまちづくり

#### 《学ぶ環境》

次代を担う子どもや若者たちが、地域を愛し、人間性豊かな自立した人として成長できる基盤づくりとして、地域の状況などを踏まえた施設の充実と適正な配置を検討する。

#### 《交わる環境》

住民・事業者がまちづくりの主役であることを基本に、人のぬくもりを感じられる自立した地域社会づくりを推進するとともに、計画段階から住民・事業者と行政の協働によるまちづくりを目指す。

#### 《健やかな環境》

どの地域に住んでいても、住民が生きがいと誇りを持って安心して暮らせるように、高齢者や交通弱者に配慮した適正な施設配置や交通ネットワーク・公共交通の充実などに努め、誰もが住みよいまちづくりを目指す。

#### 《安心できる環境》

豪雨や豪雪、土石流、地すべり、がけ崩れ、津波、洪水、雪崩といった災害、また、地震による家屋倒壊や火災による延焼などから、住民の生命と財産を守るために、住民の防災意識向上に呼応し、さらなる防災対策の強化を図るとともに、防災対策を講ずることが難しい箇所での新たな開発は極力避けるものとする。



#### ④ 豊かな自然と共生し、地球環境にやさしいまちづくり

##### 《美しい環境》

「石川県生物多様性戦略ビジョン」に掲げる多様な生き物が生息・生育する豊かな自然環境を後世に引き継ぐため、森林や里山、水辺などに対する理解と関心を深め、自然環境の保全と森林の整備・再生に努める。

一方で、本都市計画区域に有する豊富な地域資源を魅力ある観光資源として活用し、国内外へのPR・誘致を行うことで、観光基盤の充実と広域的な交流人口の増加を目指す。

地球規模で環境問題が問われている中、地球温暖化の防止やゴミ問題の解消、クリーンエネルギーの利用や資源リサイクルの推進などにより、地球環境にやさしい環境共生型・循環型社会の構築を目指す。

## (2) 地域ごとの市街地像

豊かな自然環境との調和を重視し、これまでに培われてきた各地域の歴史・文化・経済などの特性を生かしながら、快適な生活環境の整備と均衡のとれた発展を目指して、少子高齢社会に対応した計画的で秩序ある土地利用の推進と連携の向上に努める。

本区域におけるおおむね 20 年後の地域ごとの市街地像は、次に示すとおりである。

### ① 市街地ゾーン

#### a 商業・業務ゾーン

主要な駅周辺のまちなかを『商業・業務ゾーン』として、位置付け、人・もの・情報が集まるにぎわいのあるまちづくりに努める。

本ゾーンでは、多様な都市機能の再生・高度化とまちなか居住の推進により、にぎわいのあるまちづくりを目指すこととし、行政、商業、文化施設などの中心的な機能の集積を生かしながら、快適で活力のある魅力的な都市空間の充実に努める。

また、広域的な交通利便性が高い地区については、商業及び広域交流の拠点形成を推進し、都市全域において活力あふれるまちづくりに努める。

#### b 居住ゾーン

商業・業務ゾーンの周辺などに形成されている住宅地や商業地などを『居住ゾーン』として位置付け、職住が調和し、生き生きとした生活が営めるまちづくりに努める。

本ゾーンでは、良好な居住環境の充実や土地利用の適正な誘導と潤いのあるまちなみの形成を始め、商店街や地場産業の活性化支援などを推進する。

また、公共交通の利便性が高い地区を中心に人口動態に応じた宅地の充実や生活環境の保全を図るほか、郊外部の既成住宅地においては、車を運転しない高齢者などが不自由なく買い物や日常生活が送れるよう地域交通の充実・維持を図り、安心して生活できる環境づくりに努める。

#### c 工業ゾーン

交通の便が良い工業地を『工業ゾーン』として位置付け、工場や研究施設などが集積する、本都市計画区域の活力を支える場としての環境整備に努める。

本ゾーンでは、インターチェンジ周辺並びに国道及び主要な幹線道路沿線などの既存工業団地への企業の誘致を行い、さらに、将来において工業用地の不足が予想される箇所においては、工業団地の整備を促進することで、本都市計画区域の活力を支える場として充実に努める。

## ② 農業ゾーン

手取川扇状地に広がる田園穀倉地帯を『農業ゾーン』として位置付け、営農基盤や居住環境が充実した潤いのある環境づくりに努める。

本ゾーンでは、生産性の高い営農基盤のさらなる充実による農業の振興を図るとともに、白山を源とする手取川の恵みに彩られた田園景観の保全と本ゾーン内を網目状に流れる用水などを生かした、自然の潤いが身近に感じられる環境づくりを目指す。

また、周辺環境に調和した適正な建築・開発行為の誘導を図ることで、活力のある地域の維持・発展に努める。

## ③ 自然保全ゾーン

日本海の海岸線や手取川などの水辺空間及び里山林を『自然保全ゾーン』として位置付け、生物の多様性や貴重な自然環境の保全と快適な利用の両立に努める。

また、自然とのふれあいの場としての環境を整備し、豊かな自然や薫り高い歴史・伝統・文化を生かした観光資源の活用により、四季を通じて住民や来訪者が交流できる場の充実を図る。

日本海や手取川などの水辺では、レジャー・レクリエーション活動を満喫できる親水環境の充実を図る一方、安全対策などに努める。また、里山林においては、これらの保全・整備を図るとともに、地場産業などと連携した体験型観光の発展に努める。

## 2) 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### (1) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域では、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めるものとする。なお、区域区分を定めることとした根拠は、以下のとおりである。

本区域は、D I D（人口集中地区）を有し、過去10年間に人口・世帯数が増加しているなど都市の成熟性・成長性が高く、計画的な住宅地の配置が必要であると考えられる。

産業については、土地区画整理事業等により企業誘致を推進していることから、新たな用地需要が見込まれている。

これを受けて、本区域ではこれまで区域区分を定めており、今後も、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、これまでどおり区域区分を定める。

### (2) 区域区分の方針

基準年を平成22年とし、目標年は10年後の平成32年とする。

#### ① おおむねの人口

本都市計画区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

年次	平成17年※1	平成32年
都市計画区域人口	102千人	105千人
市街化区域内人口	40千人※2	82千人※3

※1：国勢調査の確定値である平成17年値を採用した。

※2：旧松任都市計画の市街化区域内人口値である。

※3：保留された人口を含むものとする。

#### ② 産業の規模

本都市計画区域の将来におけるおおむねの産業の規模を次のとおり想定する。

年次		平成17年※4	平成32年
生産規模	工業出荷額	約4,888億円	約5,562億円
	卸小売販売額	約2,530億円	約3,369億円
就業者数	第1次産業	1,980人	900人
	第2次産業	19,571人	19,200人
	第3次産業	36,248人	37,700人
	計	57,799人	57,800人

※4：卸小売販売額の平成17年値は、平成19年の値である。

### ③ 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本都市計画区域における産業の見通しに基づき、かつ、市街化の現況及び動向を勘案し、現在市街化している区域及び当該区域に隣接し、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年次	平成 32 年 (基準年の 10 年後)
市街化区域面積	約 2,543ha

ただし、市街化区域面積は、人口の保留フレームに対応する市街化区域面積を含まないものとする。

### 3) 主要な都市計画の決定等の方針

#### (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定等の方針

##### ① 主要用途の配置の方針

###### (業務地)

J R松任駅前周辺は、各種の公共公益施設や業務地が立地しているため、引き続き業務地を配置し、機能の充実も含め、にぎわいのある複合施設を整備するとともに、松任城址公園を中心とした緑あふれる風格ある都心づくりを図る。

また、(都)松任金剣通り線と(都)末松徳光線の沿道の倉光地区においては、白山市庁舎と公立松任石川中央病院を含めた一帯を広域行政地区と位置付け、広域的な行政、保健、医療機能などの充実を図る。

###### (商業地)

###### ア) 中心商業地

J R松任駅周辺を始め千代尼通りや中央通り、J R美川駅周辺の本町通りや大正通り、北陸鉄道鶴来駅周辺の鶴来本町通りなどの既存の商店街とその周辺においては、にぎわいや活力ある市街地の拠点として位置付け、商業・業務施設を中心とした複合的な土地利用や商店街での共同駐車場の確保、無電柱化を核とした修景整備、空き店舗の活用、店舗の誘致などにより活性化を図る。また、歴史・文化資源や観光拠点の来訪者をまちなかへ誘導するためのハード・ソフト両面からの取組により、にぎわいの向上を図る。さらに、中心商業地に隣接した住宅地の居住環境充実を図り、まちなかにおける定住人口を確保する。

###### イ) 一般商業地

一般国道8号((都)松任小松線)沿いに立地する大型商業施設に関しては、広域的な郊外型商業施設として今後も機能の維持・充実を図る。

また、一般国道8号や一般国道157号、金沢外環状道路(海側幹線)、(都)末松徳光線などの主要な幹線道路の沿道においては、都市全体や地域のニーズを十分に考慮し、商業施設等の配置を検討する。

加えて、北陸自動車道白山インターチェンジや金沢外環状道路(海側幹線)等に近接した地区においては、位置の特性を踏まえて、都市全体の魅力向上や交流人口拡大を図るため、広域交流拠点となる集客施設を配置する。

なお、大型商業施設の立地に際しては、都市に与える影響が大きいことから、地域社会への貢献、防災協定等の締結、長期的な土地利用方針等について、事業者と十分な協議を行うこととする。

###### (工業地)

###### ア) 既存の工業地

既存の集積度が比較的高い幹線道路沿線の工業地や点在する大規模既存工

場などについては、周辺環境への影響を考慮しつつ、今後とも工業地として一層の充実を図る。

#### イ) 新工業地

インターチェンジ周辺や幹線道路沿道などの居住環境への影響が少ない地区において、新たな団地整備により、積極的な企業誘致に努める。

加賀産業開発道路沿線の松任先端技術団地に隣接する山島地区、白山インターチェンジや石川県鉄工団地に近接する横江地区においては、土地区画整理事業により良好な工業団地を整備する。

### (住宅地)

#### ア) 既成の住宅地

既成の住宅地については、今後も地域住民が快適に住み続けることができるように、居住環境の保全・向上、各種融資・助成制度の周知による既存住宅のバリアフリー化・耐震化の促進、未利用地の有効活用によるまちなか居住の促進を図る。

住宅専用地区を除く住宅地においては、日照や景観などに配慮しつつ、必要に応じて集合住宅の整備を促進する。

千代野ニュータウン・山島台ニュータウン・ボストンガーデン美川や郊外の住宅団地などの戸建住宅を中心とした良好な居住環境を有する住宅地では、今後とも暮らしやすく、ゆとりのある住宅地として、他の用途の混在を抑制し、居住環境の保全・向上に努める。

#### イ) 新たに開発すべき住宅地

増加する人口を適正に収容するため、駅周辺や幹線道路沿線に位置する曾谷地区、三浦・幸明地区、相木第二地区、北安田南部地区などにおいて計画的な面整備を検討し、公共交通への利便性の高い良好な住宅地の形成に努める。

北陸新幹線沿線は、新幹線の騒音・振動等の影響を考慮し、適切な用途地域を設定する。

## ② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

### (商業業務地)

J R松任駅周辺地区及び(都)千代尼線沿道は、商業業務施設の集積を図る。

### (住宅地)

住宅地は、良好な居住環境を図るため低層低密な独立住宅を配置することを基本として良好な住宅地の形成に努める。

### (工業地)

既存工業団地や山島地区、横江地区等の計画的な工業地については、周辺の緑化、環境等に配慮した低密度の工業地として維持形成に努める。

## ③ 市街地における住宅建設の方針

### a 良好な居住環境の整備

#### 公共賃貸住宅の整備

入居者がバリアフリー化など、快適で住みやすく高度情報化に対応した住宅の供給に努める。

### b 良質で暮らしやすい住宅づくり

#### 住宅の改善促進

要介護高齢者や重度障害者が家の中で安全に過ごせるように、トイレ、浴室等の改造費の一部を助成する住宅リフォーム制度など、各種融資や助成制度の周知に努め、既存住宅の改善を促進する。

## ④ 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

### a 居住環境の改善又は維持に関する方針

既成市街地内で土地利用が混在し、生活環境が悪化するおそれのある住宅地にあつては、建物の共同化及び中高層化を促進し、居住環境の向上に努める。

既成市街地内の住宅地においては、地区計画制度の導入や景観まちづくり協定等の締結の促進により、快適で良好な居住環境の創出及び維持を図っていく。

特に密集住宅市街地においては、市街地の改造又は建築更新の誘導などによる建物の耐震化や不燃化、居住環境の向上と災害に強いまちづくりを推進する。



## ⑤ 市街化調整区域の土地利用の方針

市街化調整区域は原則として市街化を抑制すべき区域であり、土地利用については、次の方針に基づいて行う。

### a 優良な農地との健全な調和に関する方針

本市街化調整区域では、集团的優良農地の大半は既に圃場整備事業を実施しており、これらの大型圃場については、引き続き優良農地として維持保全とともに、農村景観や集落・住宅団地の維持に努める。

### b 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

河川からの溢水や内水湛水、津波、土石流、地すべり、がけ崩れその他の災害の危険性が高い地域においては、市街化を抑制するとともに、流域における保水・貯水機能を確保した土地利用を進める。

### c 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

手取川、獅子吼高原、斜面緑地、海岸部の保安林や海浜樹林、優良農地などは、都市の景観を特徴づけているとともに、生活環境の保持、潤いを与えており、今後も積極的な保全と良好な都市景観の形成を図るとともに、地域住民の憩いの場として活用を図る。

### d 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

計画的な市街地整備の必要がある区域については、土地区画整理事業等の市街地整備の実施が確実に進んだ段階で、農林漁業等との必要な調整を行い、保留フレームの範囲内において市街化区域への編入を検討し、農業振興地域整備計画等との調整を図りながら、市街地の外縁部における住宅団地等の整備を検討する。

### e 既存集落等の土地利用の方針

市街化調整区域の既存集落においては、集落地、田園地域など地域の特徴を考慮した土地利用の誘導を図る。特に、コミュニティ維持が必要となる集落地については、必要に応じて白山市開発許可等の基準に関する条例に基づき、住民と共に土地利用計画の策定等を行い、持続可能なまちづくりを進める。

## (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定等の方針

### ① 交通施設

#### a 基本方針

##### 交通体系の整備の方針

交通ネットワークは、安定した物流確保や交流促進など様々な都市活動の基盤となるが、過度に自動車に依存した交通体系では、交通事故の増加や慢性的な渋滞による二酸化炭素排出量の増加など、都市環境の悪化につながるものが想定される。さらに、高齢化の進行により移動手段が制約される交通弱者の増加が想定される。

このため、雪や災害に強い道路ネットワークを充実するとともに、歩行者に配慮した道路環境づくりや交通機関相互の連携による利便性向上、公共交通機関などのさらなる充実によるマイカーからの転換を促進することで、住民の移動手段の確保や環境にやさしい交通体系の確立を図る。さらに、ユニバーサルデザインを積極的に導入し、誰もが安心して利用できる交通環境の実現を目指す。

また、北陸新幹線の金沢開業や今後の金沢・敦賀間開業の効果を都市全体に波及させる観点から、J R北陸本線や北陸鉄道石川線などの交通ネットワークのさらなる充実を図る。

#### b 主要な施設の配置の方針

##### (道路)

金沢外環状道路((都)金沢鶴来線)、一般国道157号((都)金沢鶴来線)、一般国道8号((都)松任小松線)、加賀産業開発道路、加賀海浜産業道路などについては、県内市町を連絡する広域幹線道路として位置付け、整備の促進や機能維持を図る。

主要地方道金沢美川小松線((都)横江松本線)、主要地方道鶴来美川インター線、主要地方道金沢鶴来線などは、市街地の外周部を取り巻く骨格及び本都市計画区域内の市街地を連携する主要幹線道路として位置付け、今後の交通需要の増大に対応した整備の促進や機能維持を図る。

また、(都)宮永北安田線、一般県道松任美川線((都)福正寺竹松線)、(都)五歩市成線、一般県道三日市松任線((都)金沢小松線)及び一般県道矢作松任線((都)千代尼線)などの幹線道路については、隣接市町への連絡強化や市街地内の交通を円滑にするため整備の促進や機能維持を図る。

特に白山インターチェンジや美川インターチェンジ、徳光スマートインターチェンジは、北陸自動車道を利用し白山市と全国を結ぶ重要な交通結節点であり、これらのインターチェンジへとアクセスする道路の充実を図る。

また、白山眺望などの優れた景観を活かし、魅力的な風景が広がる沿道に道の駅や寄り道パーキングの整備を推進する。

**(都市高速鉄道等)**

J R北陸本線は、北陸新幹線との連携を担うとともに、地域の生活に直結した交通手段であり、通勤・通学の足として大きな役割を担っているため、J R北陸本線の新駅整備やバリアフリー化などを促進し、利便性向上に努める。

また、北陸鉄道石川線は、鶴来地域や白山麓地域の住民の生活密着路線であり、今後とも利便性の向上により利用促進を図る。

さらに、新駅周辺においては、駅を核としたコンパクト+ネットワークの新たなまちづくりを行う。

**(駐車場)**

中心市街地における駐車場施設は、郊外からの来訪者の受け皿として、施設の維持に努め、ニーズに合わせた整備により、自動車による来訪者の利便性を確保する。

また、主要な交通結節点においては、パーク・アンド・ライド駐車場を確保し、公共交通利用者の利便性向上と自動車からの利用転換を促進する。

自転車利用者の利便性向上のために、既存自転車駐車場の維持に努めるとともに、自転車利用者の多い駅周辺などにおいて、新たな整備を検討する。

**c 主要な施設の整備目標**

本区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備(着手を含む)することを予定する主要な施設は次のとおりである。

	名 称	整備内容等
3・2・2	金沢鶴来線	一部
3・3・3	横江松本線（主要地方道金沢美川小松線）	一部
3・4・6	宮永北安田線	一部
3・4・7	福正寺竹松線（一般県道松任美川線）	一部
3・4・9	五歩市成線	一部
3・5・27	金沢小松線（一般県道三日市松任線）	一部
3・5・28	千代尼線（一般県道矢作松任線）	一部
3・5・38	曾谷線	全線
3・5・39	新庄道法寺線	全線
3・5・40	四十万安養寺線	全線
3・5・43	鶴来本町通り線（一般県道野々市鶴来線）	一部

## ② 下水道及び河川

## a 基本方針

## ア) 下水道及び河川の整備の方針

## (下水道)

公衆衛生の保持、浸水の防止、生活様式の改善等本都市計画区域の生活環境の向上を図り、併せて水資源の確保、自然環境の保全等広域的な公共用水域の水質を保全するため、公共下水道や農業集落排水施設等の整備に努める。

## (河川)

手取川や高橋川、安原川等の河川については、水害から地域の人々の生命財産を守るため安全・安心な川づくりを推進するとともに、水と緑あふれる憩いの空間及び水辺空間の環境を保全・創出する。

## イ) 整備水準の目標

## (下水道)

公共下水道の整備は、おおむね 10 年後においては進捗率約 95%、20 年後においては進捗率 100%を目標として整備を図る。

## b 主要な施設の配置の方針

## (下水道)

公共下水道については、市街地部を中心に配置し、現在整備を進めている松任中央処理区（約 1,349ha）、千代野処理区（約 148ha）、松任南部処理区（約 286ha）、松任西南部処理区（約 413ha）及び鶴来処理区（約 374ha）の整備を推進する。

さらに、流域関連公共下水道として梯川処理区（約 429ha）及び犀川左岸処理区（約 376ha）を配置し、それぞれ整備事業を推進する。

## c 主要な施設の整備目標

本区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備(着手を含む。)する予定の主要な施設は、次のとおりである。

種 別	名 称
下水道	松任中央処理区（単独公共下水道）
	千代野処理区（単独公共下水道）
	松任南部処理区（単独公共下水道）
	松任西南部処理区（単独公共下水道）
	梯川処理区（加賀沿岸流域関連公共下水道）
	犀川左岸処理区（犀川左岸流域関連公共下水道）
	鶴来処理区（単独公共下水道）

### ③ その他の都市施設

#### 基本方針

##### (廃棄物処理施設)

廃棄物処理施設については、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、計画的な施設の整備充実に努める。

##### (その他の都市施設)

医療、教育、供給等の都市施設については、必要に応じて都市計画に定め、周辺環境に配慮しつつ、広域的見地から適正な施設規模の検討と配置を行うものとする。

### (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定等の方針

#### ① 主要な市街地開発事業の決定等の方針

自然と調和したコンパクトなまちづくりを目指し、計画的な都市基盤の整備を行い、無秩序な市街化を防止するとともに、快適な居住環境を醸成するため、魅力ある都市景観の創出に配慮し、良好な市街地の形成を図る。また、市街地開発事業の実施にあたっては、中心市街地との連携を十分図ることとする。

市街化進行地域については、既成市街地周辺の市街化区域内農地において、土地地区画整理事業等の面的な整備に努め、根幹的な都市施設の整備や、地区計画の導入等による都市環境の保全を図る。

本都市計画区域の工業団地は、工業需要に応じて新たな工業用地の確保が必要である。既存工業団地に隣接した地区、既存の工業の集積度が比較的高い地区、インターチェンジ周辺や幹線道路沿道などの交通アクセスの優れた居住環境への影響が少ない地区においては、土地地区画整理事業等により新たな工業団地を整備し、積極的な企業誘致に努める。

#### ② 市街地整備の目標

本都市計画区域において、優先的におおむね10年以内に整備（着手を含む。）することを予定する市街地開発事業は、次のとおりである。

整備手法	地区名
土地地区画整理事業	曾谷地区 三浦・幸明地区 相木第二地区 北安田南部地区 山島地区新工業団地 横江地区

#### (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定等の方針

##### a 基本方針

###### ア) 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

白山から流れる清らかな手取川及び加賀平野を潤す豊かな水を育んできた森や緑は、本都市計画区域の貴重な財産であり、これらを住民共有の財産として次代に継承していくことを当該区域の緑のまちづくりの基本とする。

また、心にやすらぎやゆとりを与え、まちに潤いをもたらす緑の重要性を改めて認識し、生活の中に緑を感じ、緑との共生を通じて、住民一人ひとりが真に豊かさを実感するまちづくりが必要である。

白山市緑の基本計画に基づき、豊かな自然との共生を図るとともに、地域の歴史・文化等の多様性を生かしながら、住民参加により生活空間の充実を図るなど「豊かな自然と共生する庭園都市」を基本理念とし、計画の推進を図る。

##### 〈緑地保全の方針〉

###### ① 生活に潤いと安心をもたらす緑の創出～緑の創出～

白山から手取川扇状地を経て日本海に至る、多様で美しい自然景観を始め、地域の特色ある良好な景観を創出するとともに、四季折々の変化や山・川・海と共に生きる快適な生活環境が実感できる緑のまちづくりを進める。

さらに、住民の憩いと潤いの場として、また、住民の交流の場としての公園・緑地の整備を進める。さらに、スポーツ・レクリエーション活動を楽しむことのできるような余暇空間の充実に努め、みんなが親しめる緑のまちづくりを進める。

###### ② 豊かな自然と共生した緑の保全～緑の保全～

豊かで多様な自然環境を有する本都市計画区域の特性を踏まえ、里山や県内多数の水源かん養機能を有する森林などの保全と適切な人工林の維持管理に努め、人と自然とが共生する緑地の保全・確保を図る。

さらに、災害時における避難地・避難路の確保の観点から、本都市計画区域内の公園緑地における防災機能の強化を図る。

また、延焼防止や防風、土砂災害など防災面での緑の役割は重要であり、緑化保全による安全・安心のまちづくりを進める。

###### ③ 住民参加による緑と花のまちづくり～緑を通じた交流・人づくり～緑の育成～

地域の緑化を始め、公園や道路・河川などの緑化を住民参加により推進する。

また、住民に対する緑の効用の理解と緑化意識の高揚を図るため、緑化イベントなどを通じた交流・連携による緑化の普及・啓発を図るとともに、緑を通じた人材育成を進める。

## イ) 緑地の確保目標水準

## ① 緑地の確保目標水準

	緑地の確保目標量 (平成 32 年)	市街化区域 に対する割合	都市計画区域 に対する割合
緑地の 確保目標水準	337ha	約 13.2%	約 3.2%

## ② 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標量

年次	平成 21 年	平成 32 年
都市計画区域人口 1人当りの目標水準	10.6 m <sup>2</sup> /人	11.9 m <sup>2</sup> /人

(「白山市緑の基本計画」より)

## b 主要な緑地の配置の方針

## ア) 環境保全システムの配置方針

市街地内の寺社林、用水など現存緑地を保全し、都市緑地の骨格を形成させる。

また、市街地周辺地域における海浜樹林地や手取川等の緑地の配置とともに、優良農地と集落内の寺社林等の積極的な保全を図り、市街地及び周辺地域双方の調和がとれた都市環境の形成に努める。

## イ) レクリエーションシステムの配置方針

住民のスポーツ、レクリエーション活動の拠点として、松任総合運動公園や松任海浜公園、手取公園、白山市立多目的広場及び舟岡山公園など、利用者の多様化するニーズに対応できるよう利用価値の高い特色のある公園緑地等の整備を図る。

また、自然と触れ合うことができるレクリエーション施設として、海浜地域から市街地・山裾を結ぶサイクリングロードの機能維持、活用に努める。

さらに、広域レクリエーション拠点として、白山麓の自然環境を活用した白山ろくテーマパークの整備を推進する。

## ウ) 防災システムの配置方針

幹線道路やコミュニティ道路等については、市街地における延焼防止及び避難路としての適正な配置に努めるとともに、案内機能を強化する。

洪水・土砂災害などのハザードマップ等の周知を図るとともに、津波ハザードマップの検討・策定に併せて避難地の見直しを検討する。

また、市街地内のオープンスペースを避難地とするとともに、河川緑地、遊歩道及び街路樹のある歩道の適正な配置により、市街地における延焼防止



及び避難路の確保を図る。

さらに、防災機能を備えた横江荘史跡公園や白山市立多目的広場の整備を推進する。

#### エ) 景観構成システムの配置方針

いしかわ景観総合計画等に基づき、都市の主要な景観要素である白山、日本海及び手取川に代表される自然景観や、市街地内における魅力的な街並みの保全・創出を図る。

#### オ) 総合的な緑地の配置方針

海岸地域の自然緑地及び市街地を取り巻く田園緑地を保全し、環境保全と景観形成を図るとともに、市街化区域及びその周辺部に都市公園等を機能的に配置する。

c. 実現のための具体の都市計画制度の方針

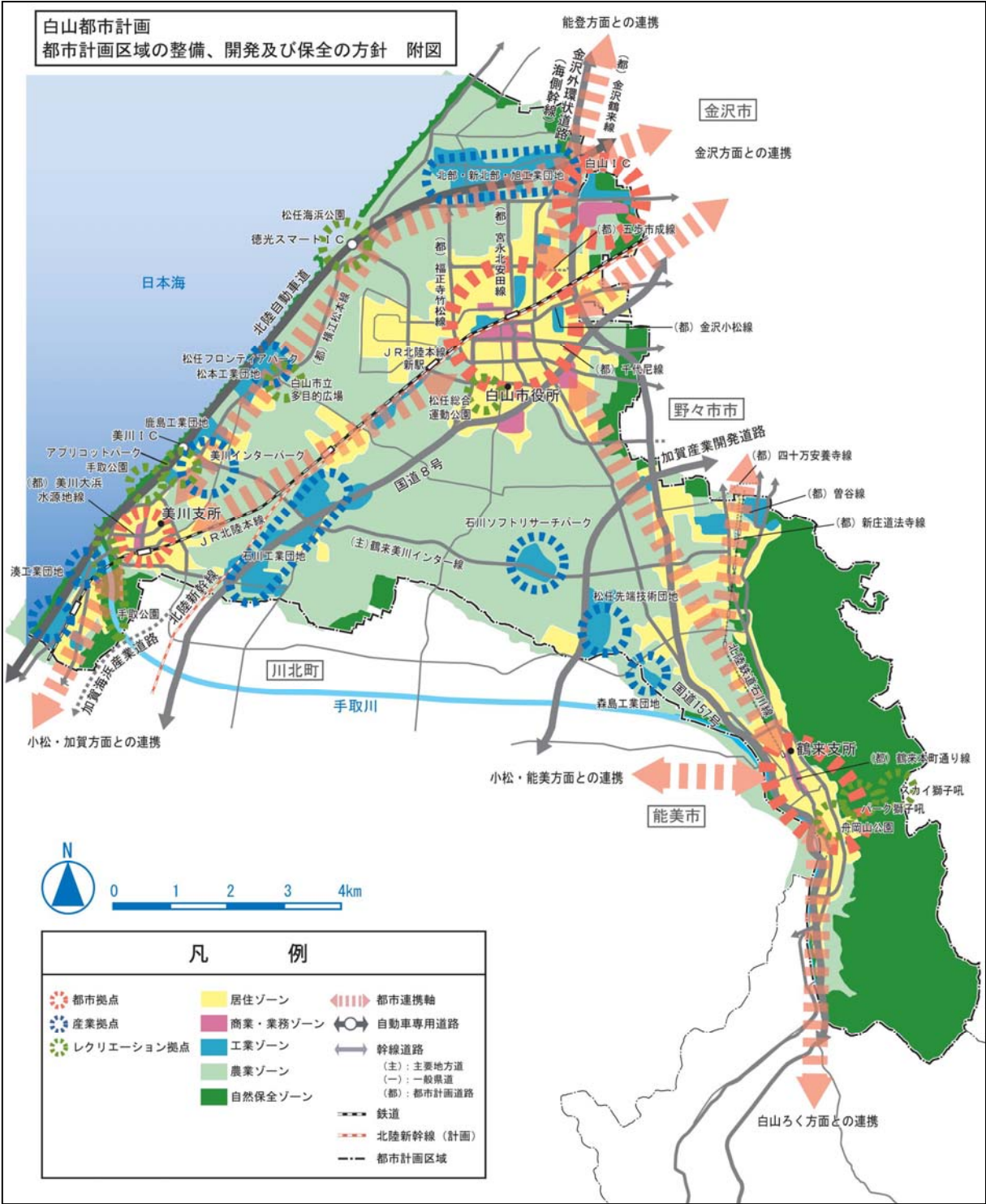
ア) 公園緑地等の配置方針

公園緑地等の種類		配置方針
住区基幹公園	街区公園	街区や近隣、徒歩圏内に居住する人が容易に利用することができるように配置する。
	近隣公園	
	地区公園	
都市基幹公園	総合公園	松任総合運動公園や海浜公園について、広域的なレクリエーション拠点として、利用者が容易に利用できるよう機能充実に努める。
	運動公園	
大規模公園	広域公園	また、白山ろくテーマパークについて、白山麓の自然環境を活かしたレクリエーション拠点として配置する。
	レクリエーション都市	
その他の公園緑地等	その他の公園	舟岡山公園や横江荘史跡公園は史跡の保全と活用を図る歴史公園として配置する。 白山市立多目的広場等は防災活動拠点の機能を備えた公共空地として配置する。 市街地内の社寺境内寺社林は、住民にとっての郷土景観として、地域のランドマークとして、都市環境・景観形成のうえで重要である。これらについて保存樹林に指定し、保全を図る。 また、自然的、歴史的特性を考慮し、河川緑地、緑道等を配置する。
	緑地等	
	公共施設緑地等	

d. 主要な緑地の確保目標

ア) おおむね 10 年以内に整備(着手を含む。)予定の主要な公園等の公共空地

種別	名称
広域公園	白山ろくテーマパーク
歴史公園	舟岡山公園
	横江荘史跡公園
その他の公共空地	白山市立多目的広場





## 12. 川北都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

### (川北都市計画区域マスタープラン)

本方針は、川北都市計画区域におけるおおむね 20 年後の都市の姿の基本的な方向を定めたものである。

本都市計画区域の範囲及び規模は、次の通りである。

都市計画区域名	市町名	範囲	面積
川北都市計画区域	川北町	行政区域の全域	1,464ha

### 1) 都市計画の目標

#### (1) 都市づくりの基本理念

川北都市計画区域は、自然や歴史をはじめとする魅力的な地域資源を活かしながら、自然と共生し、活力があふれ、快適に暮らせるまちを目指して、まちづくりの基本テーマを「活力に満ちた人と自然の調和した豊かな町」とし、次の基本理念に基づき地域主体の持続可能なまちづくりを進める。

#### ① 自然環境と町民の共生による、安全・安心なまちづくり

地域の魅力である美しい田園景観を保全・活用し、また地域コミュニティの意識向上によって地域の絆を高め、安全・安心なまちづくりを進める。

#### ② 赤ちゃんから高齢者まで一緒に暮らせる、健康なまちづくり

高齢社会を見据え、高齢者の社会参加やボランティア活動の促進、地域コミュニティの活性化により誰もが健康に暮らせるまちづくりを進める。

#### ③ 農・工・商のバランスのとれた、産業の振興と交流を促進するまちづくり

各種研究機関との連携や異業種間の交流等により、既存企業の競争力の向上を図る。また北陸新幹線開業効果を活かし、企業誘致を図る。

#### ④ 住みやすさが実感できる住環境等が整った、快適なまちづくり

農村集落が有する景観の保全や緑化の推進により、居住環境の質的な向上を図る。また空き家の利活用を促進し、快適なまちづくりを目指す。

## (2) 地域毎の市街地像

役場一帯に配置する都市拠点を中心とした集約型の市街地の形成を図るとともに、都市拠点と能美方面をはじめ各方面と連携する都市連携軸を位置付け、広域連携によるまちづくりを推進する。

本都市計画区域におけるおおむね 20 年後の地域毎の市街地像は次に示す通りである。

### ① 市街地ゾーン

#### a 商業・業務ゾーン

交通量の多い一般国道 8 号や一般県道草深木呂場美川線などの幹線道路の沿道においては、交通利便性を活かした沿道サービス型施設を配置する。

#### b 工業ゾーン

一般県道草深木呂場美川線、鶴来水島美川線沿道の企業集積地域では、周辺の田園環境に配慮しつつ、工業団地としてさらなる施設立地を促進する。

### ② 農業ゾーン

今後とも、水田を中心とした安定した農地利用をより一層促進する。

農業体験施設や農産品加工施設をはじめ、高付加価値型農業団地、分家住宅用地など、地域活性化や集落環境整備のため、必要な用地を計画的に創出していく。

農村集落においては、無秩序な開発を防止しつつ、周囲の田園や丘陵地と共存した住環境の形成に努める。

### ③ 自然保全ゾーン

町のシンボルである手取川は、住民の身近な存在として再構築を図るため、手取川の河川敷の活用や各集落内の各所に親水、遊水機能整備のための施設、広場を整備する。

## 2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域には、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は、以下の通りである。

本都市計画区域は、既成集落周辺に宅地需要を適正に誘導することにより、無秩序な開発を抑制してきた。今後も立地適正化計画などを活用し、適正な宅地開発などを誘導することにより、無秩序な開発が進行する可能性は低い。

### 3) 主要な都市計画の決定の方針

#### (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

本都市計画区域では、現在、用途地域を指定していないが、今後、以下の方針に基づき用途地域の指定を検討するとともに、立地適正化計画の策定も見据えた配置を行うことにより、良好な市街地環境の形成を目指す。

##### ① 主要用途の配置の方針

###### (商業地)

一般国道8号や一般県道草深木呂場美川線などの幹線道路の沿道においては、周辺環境や景観との調和を図りながら、沿道サービス型施設を適正に誘導する。

###### (工業地)

一般県道草深木呂場美川線、鶴来水島美川線沿道の大規模な企業がまとまって立地している地域では、本都市計画区域における重要な産業拠点として、施設周辺の緑化に努めるなど周囲の田園環境との調和に留意しながら、今後も工業の利便を維持・増進する。

##### ② 土地利用の方針

###### ア) 居住環境の改善又は維持に関する方針

集落空間の快適性を高めるために、集落用地の計画的な創出やシンボル空間の整備をはじめ、農地の適切な管理、公共交通の充実、道路・水辺空間のアメニティ整備及び適切な維持管理により、集落の維持・活性化を図る。

###### イ) 優良な農地との健全な調和に関する方針

本都市計画区域では、集団的優良農地の大半は既に圃場整備事業を実施しており、これらの大型圃場については、計画的な開発以外は原則として開発を抑制し、引き続き優良農地として維持・保全に努める。

###### ウ) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

地震・津波、風水害・雪害、土砂災害及び大規模火災等といった災害リスクの低減に向け、各種ハザードマップを活用しながら、災害リスクの低い地域への居住の誘導を進めるなど、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策の強化を図る。

###### エ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

良好な田園景観や眺望景観の保全に努めるとともに、貴重な水辺空間の保全・活用を図る。

###### オ) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

農村集落や田園地域など地域の特徴を考慮して建築物の適正規模への誘導を図る。



## (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### ① 交通施設

#### a 基本方針

##### 交通体系の整備の方針

「ダブルラダー輝きの美知（みち）」構想の実現により、金沢市及び小松市との連絡性を高めるとともに、隣接する都市との連絡の強化、区域内における各地区間を連絡する利便性の高い道路ネットワークを構築する。

#### b 主要な施設の配置の方針

##### (道路)

災害に強く代替性のある幹線道路網を構築して、安全で円滑な地域間交流が図られるように、一般国道8号、主要地方道金沢小松線、一般県道松任寺井線の適切な維持管理に努める。

また、加賀海浜産業道路は、都市を連絡する広域幹線道路として配置し、整備促進を図る。

一般県道草深木呂場美川線や一般県道鶴来水島美川線は、本都市計画区域の生活幹線道路であり、車道の拡幅や歩行者・自転車に配慮した整備を進めるとともに、公共交通の整備・充実を図る。

### ② 下水道及び河川

#### 基本方針

##### 下水道及び河川の整備の方針

##### (下水道)

農業集落排水事業と合併処理浄化槽などによる整備は完了していることから、今後は、施設の耐震化やストックマネジメント計画の策定による効率的かつ適正な維持管理・更新を実施し、生活環境のより一層の向上と、河川等の水質保全に努める。

##### (河川)

河川の整備、保全の方針は、水害から地域の人々の生命及び財産を守るため、安全・安心な川づくりを推進するとともに、水と緑あふれる憩いの空間及び水辺空間の環境を保全・創出し、にぎわい・交流の場づくりを促進する。

### ③ その他の都市施設

#### 基本方針

##### (廃棄物処理施設)

最終処分量を削減するために、廃棄物の減量化、再使用、再生利用を推進する。

##### (その他の都市施設)

供給処理、医療、教育等の都市施設については、市街地や地域の拠点といった公共交通の利便性が高い場所に誘導するなど周辺環境に配慮しつつ、広域的見地から適正な施設規模の検討と配置を行うものとする。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定等の方針

主要な市街地開発事業の決定等の方針

市街地開発事業を行う場合には、自然環境との調和を図りながら良好な市街地環境の整備に努める。

#### (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

##### a 基本方針

###### 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

自然の生態系を尊重し、すべての住民が花や木に親しみ、町全体に花や木があふれたまちづくりを目指す。また、緑の保全と回復のため、多様な主体が協力して緑を守り、育てていく。

##### b 主要な緑地の配置の方針

###### ア) 環境保全系統

生産基盤である田畑・果樹園等は、豊かな自然環境を担う緑地として保全し、スプロール化の防止を図る。

河川・用水等の現存緑地は、地球温暖化への対応や身近な動植物の生息・生育地として、緑地の連続性に留意した保全に努めるとともに、従来の人工的な護岸から多自然型工法などにより、自然にやさしい整備に努める。

###### イ) レクリエーション系統

利用者の多様化するニーズに対応できるよう、コミュニティ&スポーツ公園をはじめとする各種公園等の機能充実や適切な維持管理に努めるほか、手取川を活かし自然と触れ合うことができるようなレクリエーション施設や手取キャニオンロードの充実に努める。

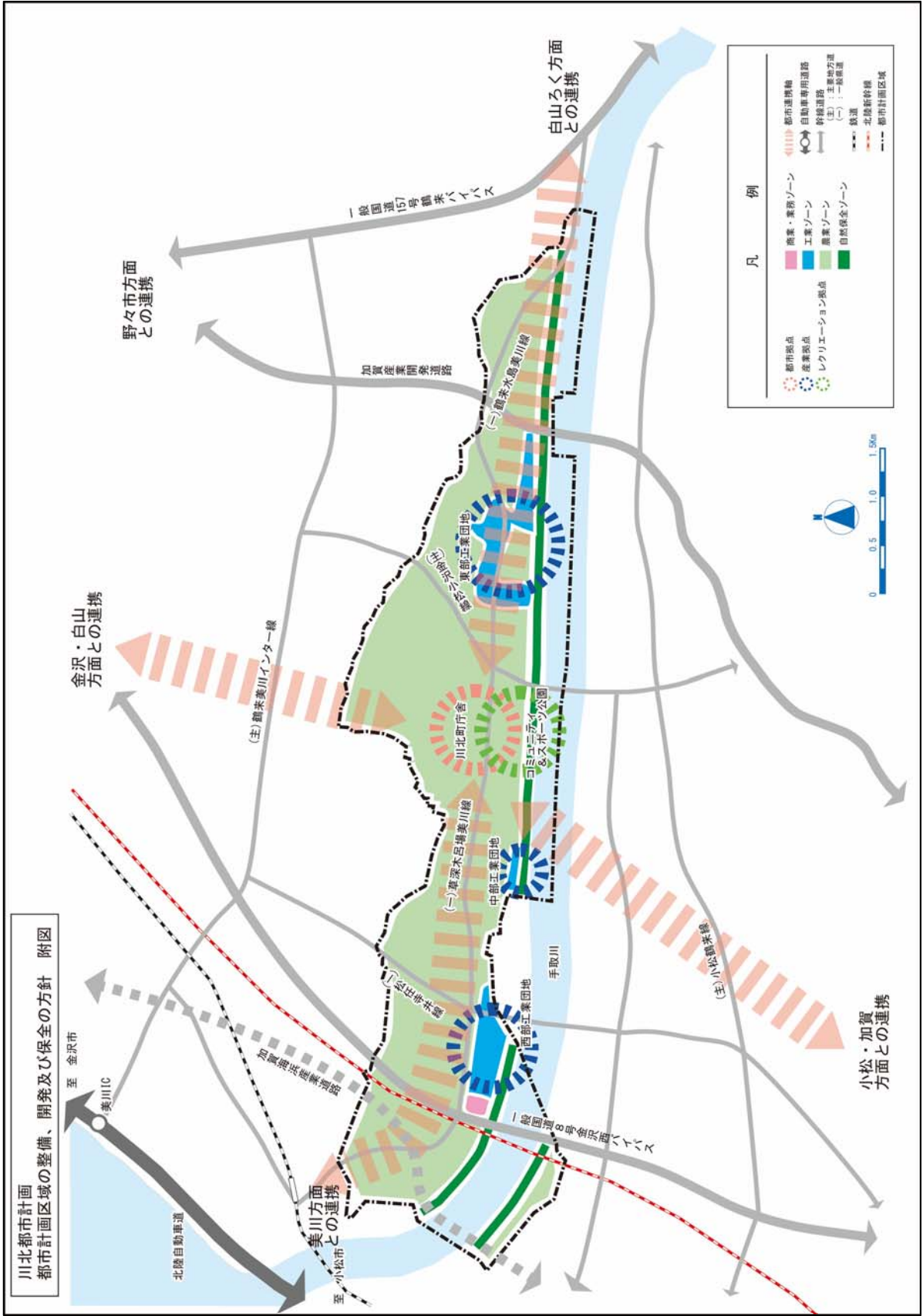
###### ウ) 防災系統

地震や火災時の一時避難地となる身近な公園・緑地の適正な維持管理、屋敷林や生垣の保全・整備を促進する。

###### エ) 景観構成系統

神社・寺社の緑は、区域内で最も大きなまとまりを持つ緑であり、ふるさと景観を支える重要な役割を果たしていることから引き続き保全する。

集落のいたる所で、わずかな空間に日陰をつくる樹木を植えたり、色あざやかな草花を植えたりして、人々の心を和ませる町角広場を整備する。



## 13. 能美都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(能美都市計画区域マスタープラン)

本方針は、能美都市計画区域におけるおおむね 20 年後の都市の姿の基本的な方向を定めたものである。

本都市計画区域の範囲及び規模は、次の通りである。

都市計画区域名	市町村	範囲	面積
能美都市計画区域	能美市	行政区域の一部	6,034ha

### 1) 都市計画の目標

#### (1) 都市づくりの基本理念

能美都市計画区域は、海岸や河川、丘陵地などの豊かな自然環境に囲まれ、学術研究機関や産業集積を活かした活力ある地域づくり、歴史・伝統や観光資源を活かした賑わいづくり、快適でうるおいある都市づくりにより、「豊かな自然に抱かれ、個性が輝く快適居住都市・能美」を目指す。

#### ① コンパクトな市街地形成と快適でゆとりある市街地整備

既存市街地の集積を活かした市街地誘導及び歩いて暮らせるまちづくりを目指し、快適でゆとりある市街地整備と田園集落の活力維持を図る。

#### ② 格子状交通ネットワークの構築と公共交通の充実による地域・広域連携の強化

広域交流軸としての南北軸に加え、市内連携軸としての東西軸の強化により、格子状の都市軸を整備し、各地域を相互に連携するとともに、公共交通や広域連携の強化に努める。

#### ③ 地域の個性を支え、快適な居住環境を実現する効率的な都市施設の充実

快適な居住環境を実現するため、生活基盤である公園や下水道などの都市施設の効率的な整備を図る。

#### ④ 産業集積を活かし、拡充するための適正な産業基盤の整備

既存の工業地などの産業集積を活かし、基盤整備によりさらに集積を図る。

#### ⑤ 都市と自然・田園が調和したうるおいある都市景観の形成

都市を囲む海岸や河川、丘陵地の豊かな自然、美しい田園、市街地内の緑地の保全や集落の維持保全により自然・田園が調和したうるおいある都市景観の形成に努める。  
また、丘陵地については、自然体験やレクリエーション活動を通じた緑の保全を図る。

#### ⑥ 自然環境の適正な管理・保全と計画的な市街地による安全・安心な都市の形成

急傾斜地や保安林などの適正な管理・保全、適切な河川改修や建築物の耐震化などにより、自然災害に強い都市づくりを進めるほか、避難地・オープンスペースや避難路の確保・充実などによる安全・安心な都市環境の形成を図る。

## (2) 地域毎の市街地像

旧3町時代に培われてきた3つの市街地を都市拠点とした、まとまりのある市街地の形成を図るとともに、都市拠点と金沢・白山方面、小松・加賀方面を連携する都市連携軸を位置づけ、広域連携によるまちづくりを推進する。

本区域におけるおおむね20年後の地域毎の市街地像は次に示す通りである。

### ① 市街地ゾーン

#### a 商業・業務ゾーン

市役所本庁舎等の行政施設については、公共サービス拠点として、多様な行政・公益ニーズに効率的に応えうる拠点整備を目指すとともに、魅力的な誘客空間の形成と新たな情報・文化などの集積を図る。

寺井地区の行政施設周辺は、既存商店街等が多く集中する文化・福祉・生活の拠点であり、今後これらの中核施設の充実や生活利便性の向上を図る。

寺井駅周辺は、地域住民に密着した商店街であるとともに、人々が集い交流するポケットパークや快適な歩行者空間などの整備を図り、地域の賑わいと活力の形成を図る。

辰口温泉等においては、伝統的な歴史・文化特性を継承し、魅力ある観光資源を集積した交流拠点の整備を図る。

幹線道路の沿道は、施設集積や景観的な配慮、周囲の住環境との調和を図るとともに、安全性を確保する。

#### b 居住ゾーン

既成市街地における住工混在地区については、ある程度の用途混在を許容しながら、コミュニティなどを重視し、地域特性を活かした住宅・住環境整備等を促進する。

土地区画整理事業等により整備された住宅地では、地区計画等の活用により、良好な居住環境の維持・向上に努める。

#### c 工業ゾーン

手取川に沿った工業団地や海岸部に位置する臨海工業地、いしかわサイエンスパークなど工業団地の立地促進を図るとともに、公害の防止や地区計画などによる緑化の推進などにより、周辺の居住環境との調和を図る。

### ② 農業ゾーン

生産性の高い優良農地、自然環境・防災上重要な農地については、都市的開発を抑制して積極的に保全するとともに、点在する集落地においては、住環境整備による活性化を図り、魅力ある農村集落の維持・形成を目指す。

### ③ 自然保全ゾーン

海岸部の樹林地や区域東部一帯の丘陵部は、緑豊かでアメニティの高い空間であり、特徴的な景観資源である日本海や手取川等との一体的な景観形成に努めるとともに、里山や生物多様性の保全に努める。

## 2) 区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針

### (1) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域には、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下の通りである。

本都市計画区域は、計画的な住宅団地開発などによって宅地需要に対応し、無秩序な開発を抑制してきた。将来的には人口・産業の伸びが微増傾向にあるが、都市として成熟しており著しい成長は見込まれず、また今後とも適正な宅地開発などを未利用地に誘導するため、無秩序な開発が進行する可能性は低い。

なお、無秩序な市街地の拡大によるスプロール化の抑制、都市近郊の優良な農地との健全な調和、自然環境の保全など、地域の実情に即した土地利用を目指し、本都市計画区域では、用途地域が指定される地域を除き、特定用途制限地域及び開発行為と建築物の立地を規制する制度を導入し、これにより自然的土地利用については宅地化を規制することで適正な土地利用のコントロールを図る。

### 3) 主要な都市計画の決定などの方針

#### (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

本都市計画区域では、これまで区域の一部で用途地域を指定しており、今後も用途地域の指定を継続・拡大し、また用途地域が指定される地域を除き、特定用途制限地域及び開発行為を規制する制度を導入し、良好な市街地環境の形成を目指す。

#### ① 主要用途の配置の方針

##### (商業・業務地)

根上地区の寺井駅周辺部、寺井地区の中心部及び辰口地区の温泉部等では、既存の立地条件を活かしながら、賑わいの創出や活性化を図る。

特に、寺井駅周辺は、駅舎及び駅前広場の整備に加え、交通結節点の機能の充実を図るものとする。

また、根上・寺井地区や辰口地区の加賀産業開発道路沿線の既存商業集積地では、周辺住宅地との調和に配慮しつつ、適切な土地利用の誘導を図る。

幹線道路である北陸自動車道、一般国道8号、加賀産業開発道路等の南北軸や、主要地方道小松鶴来線、現在計画中の能美市東西連絡道路等の東西軸や行政施設周辺に業務地を配置する。

##### (工業地)

能美工業団地や粟生工業団地、及び北陸先端科学技術大学院大学を中心としたいしかわサイエンスパークとこれらの周辺に工業地を配置し、基盤整備と施設誘致を図る。

また、職・住近接地区である山口地区や佐野地区、吉光地区については、既に立地する地場産業の育成を図りつつ、混在する住宅への影響を考慮しながら、工業地としての維持を図る。

また、手取川沿岸部について、先端産業の事業拡張および地場産業の振興のため、工業地として整備を図り、交通の便利な一般国道8号など幹線道路に面し、既存の工業地に隣接した地区についても、整備拡充を図る。

##### (住宅地)

既成市街地では、職・住近接型の住環境の整備、保全に努めるほか、福島町や泉台町、緑が丘などの計画的に開発整備された住宅団地などについては、良好な住宅地としての環境の維持に努める。

また、能美平野中央部にある和田山・末寺山古墳や秋常山古墳、根上松周辺など史跡地区および旧北国街道沿いの歴史的街並みが残る地区については、保全を図りつつ、必要に応じて居住環境の改善と景観形成に努める。

また、中心市街地の活性化、土地の有効利用の観点から、用途地域内の未利用地において小規模の店舗、事務所および九谷焼の絵付け作業などの地場産業の立地を許容する住宅地の整備を図る。



## ② 土地利用の方針

### ア) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

既存住宅地とその他の用途が混在されている地区に関しては、その建物用途に合わせて用途転換を検討する。

### イ) 居住環境の改善又は維持に関する方針

木造老朽家屋が密集して防災上危険な地域については、細分化された土地利用の統合、建物の耐震化などによる市街地の防災構造化、道路・広場・公園などの公共施設の整備などを総合的に推進し、災害に強く安全で快適な都市環境を創出する。

### ウ) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地周辺の良い環境保全を図るため、海岸部の樹林地や丘陵地の無秩序な開発を防止する一方で、身近な自然として有効利用を図る。

## ③ 用途地域以外の地域における土地利用の方針

用途地域以外の地域において、特定用途制限地域を指定することにより用途を制限し、更に開発規制区域を設定することにより開発を許容する区域を限定することとし、土地利用について、次の方針に基づいて行う。

### ア) 優良な農地との健全な調和に関する方針

集落地を囲む農地・丘陵地は、背後の樹林地等と一体となって本区域の農村景観を形成しているため、都市的土地利用の進展を抑制するとともに、農村景観の維持・保全を図る。

また、農用地区域については、無秩序な開発を抑制し、優良農地としての保全を図る。

### イ) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

河川からの溢水、内水湛水、津波、地すべりやがけ崩れなどの土砂災害その他の災害の危険性が高い地域においては、市街化を抑制するとともに、流域における保水・貯水機能を確保した土地利用を図る。

### ウ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

海岸線に存する樹林地は、保安林として今後とも保全に努め、古墳群および丘陵地は、都市の景観を特徴づけているとともに、重要な自然資源として今後も保全を図る。

### エ) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

基幹的な広域幹線道路周辺については、周辺環境や景観との調和を図りながらモータリゼーションに対応し、必要に応じた道路沿道型の土地利用を許容する。

用途地域が定められていない集落地およびその周辺部は、田園地域としての地域特性を考慮するとともに、併せて開発行為と建築物の用途及び立地を規制する制度を導入することにより、既存集落の活力維持を図りつつ、集落および田園環境の保全を図る。

## (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定などの方針

## ① 交通施設

## a 基本方針

## 交通体系の整備の方針

本区域を縦断する一般国道 8 号や加賀産業開発道路等の南北軸に加え、区域の一体化、東西の交流を強化する道路を整備し、格子状の都市軸である幹線道路の充実を図る。

また、補助幹線道路の整備により、まちなかにおける安全性と利便性を確保するとともに、良好な都市景観と自動車・歩行者空間の創出に努める。

そして、東西に長い本区域の特徴を鑑み、旧町の中心部である 3 つの拠点地区を連携・強化するためのコミュニティバスの充実など、公共交通機関の総合的な機能向上を柔軟に進める。

## b 主要な施設の配置の方針

## (道路)

能美市東西連絡道路（(都) 高堂泉台線）の整備促進により、地域間の東西交流を強化する。

本区域の工場が集積する北部及び西部地区と連絡する北陸自動車道（仮称）能美根上スマートインターチェンジの設置促進を目指す。

一般県道根上寺井線（(都) 大成末寺線）およびこれに接続する主要地方道小松鶴来線は、寺井駅と寺井地区中央部を結ぶ幹線道路であること、並びにコミュニティバスの連携路線であることから、整備促進により、交通ネットワークを強化する。

主要地方道金沢美川小松線（(都) 根上小松線）は、本区域の西部地域を南北に縦貫し小松市および白山市と連携する広域幹線道路であり、整備により、南北軸の更なる充実を図る。

## c 主要な施設の整備目標

本区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備（着手を含む）することを予定する主要な施設は次の通りである。

	名 称	整備内容等
3・4・5	根上小松線 (主要地方道金沢美川小松線)	一部
3・5・9	大成末寺線 (一般県道根上寺井線)	一部
	能美市東西連絡道路 (3・5・19号高堂泉台線ほか)	一部

## ② 下水道および河川

### a 基本方針

#### ア) 下水道および河川の整備の方針

##### (下水道)

公共下水道事業や農業集落排水事業などによる整備がほぼ完了しており、今後は公衆衛生の保持、浸水の防止、生活様式の改善等、本都市計画区域の生活環境の向上を図り、併せて自然環境の保全や、広域的な公共用水域の水質保全を図るため、接続率の向上に努める。

##### (河川)

手取川の整備、保全の方針は、水害から地域の人々の生命財産を守るため安全・安心な川づくりを推進するとともに、水と緑あふれる憩いの空間および水辺空間の環境を保全・創出する。

#### イ) 整備水準の目標

##### (下水道)

公共下水道の整備進捗率は現在約 99.7%であり、おおむね 10 年後において進捗率 100%を目標とする。

### b 主要な施設の配置の方針

##### (下水道)

本区域の公共下水道については、加賀沿岸流域関連公共下水道として梯川処理区 (1,766ha) を配置し、整備を促進する。

### c 主要な施設の整備目標

本区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備 (着手を含む) することを予定する主要な施設は次の通りである。

種 別	名 称
下水道	梯川処理区 (加賀沿岸流域関連公共下水道)

## ③ その他の都市施設

### 基本方針

#### (廃棄物処理施設)

廃棄物の適正な処理に加え、最終処分量を削減するために、施設の適正な維持管理や廃棄物の減量化、再使用、再生利用を促進する。

#### (その他の都市施設)

供給処理、医療、教育などの都市施設については、必要に応じて都市計画に定め、周辺環境に配慮しつつ、広域的見地から適正な施設規模の検討と配置を行うものとする。

### (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定等の方針

#### ① 主要な市街地開発事業の決定などの方針

自然と調和したコンパクトなまちづくりを目指し、用途地域内農地など未利用地のうち、工業系の地区にあるものは企業の誘致を積極的に行い、住宅系の地区にあるものは、土地区画整理事業などによる面整備を促進するなど、土地の有効利用を図るとともに、地域特性に応じた機能的かつ効率的な市街地整備やまちなか定住の促進に努め、市街地の無秩序な拡大を抑制する。

いしかわサイエンスパークでは企業などの立地誘導を行い、商業・業務の中心である3つの地区においては、土地の有効利用を図るとともに、交通体系や商業・業務の核となる施設整備や地域拠点にふさわしい中心商業地の形成を図る。

#### ② 市街地整備の目標

本区域において、優先的におおむね10年以内に整備（着手を含む）することを予定する市街地開発事業は次の通りである。

整備手法	地区名
土地区画整理事業	いしかわサイエンスパーク地区

#### (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定などの方針

##### a 基本方針

###### ア) 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本都市計画区域は、加賀平野のほぼ中央に位置し、東は緑豊かな丘陵地、西は日本海、北は手取川に面している。

###### (水と緑のネットワークの形成)

手取川をはじめとする豊富な水空間、並びに東部丘陵、海浜地帯の樹林地に代表される快適な都市環境を保つため、これらオープンスペースの水と緑のネットワーク形成に努めるとともに、良好な自然環境が保全されるように官民一体となった美化運動を推進する。

###### (里山の保全と活用)

東部丘陵地の緑は、市街地の「ふちどり」を象徴する里山となっており、無秩序な開発を抑制するとともに、里山機能の保全再生に努める。また、丘陵地のレクリエーション地としての活用や都市的開発にあたっては、周辺環境との調和を図るとともに、市街地などからの眺望にも配慮する。

##### b 主要な緑地の配置の方針

###### ア) 環境保全系統の配置方針

樹林を活かした高坂公園、社寺林や用水などの貴重な現存緑地などの保全に努める。また、都市の外郭を構成している東部丘陵地、海浜樹林地および河川緑地などをもって、調和のとれた都市環境の保全に努める。

さらに、歴史公園である和田山・末寺山史跡公園、秋常山史跡公園、こくぞう里山公園などについては、地域資源として有効に活用する。

###### イ) レクリエーション系統の配置方針

東部丘陵地と日本海の沿岸により構成される緑の骨格を活かした根上翠ヶ丘運動公園、物見山運動公園、泉台公園などの都市基幹公園およびその他公園として辰口丘陵公園、いしかわ動物園などが整備されており、都市の総合レクリエーションの充足および利用増進に努める。

また、河川、用水、道路を活用した緑地・緑道の整備を積極的に進め、「水と緑のネットワーク」の形成に努める。

###### ウ) 防災系統の配置方針

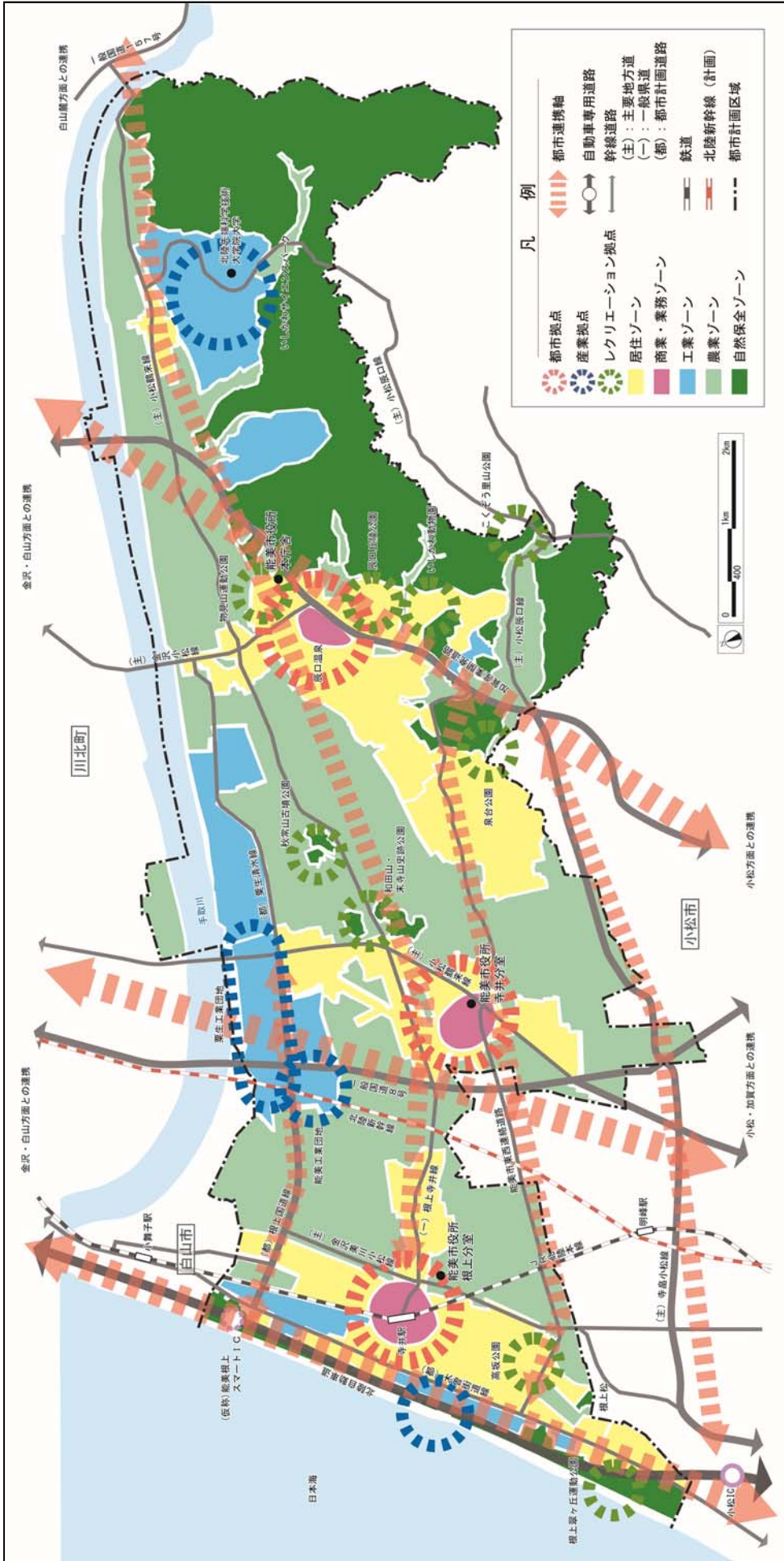
市街地の防火帯としての河川緑地、風害・塩害防止帯としての海浜樹林地をそれぞれ保全・活用し、都市防災に努める。また、災害時の避難地、避難路として、公園・緑地の適正な配置に努める。

###### エ) 景観構成系統の配置方針

都市の輪郭を形成する海浜樹林地、東部丘陵地の樹林地、および手取川沿岸は、貴重な郷土景観であるので、これを保全する。また、社寺林や広がりのある農地、用水沿いの緑地についても保全し、景観の向上に努める。

c 実現のための具体の都市計画制度の方針  
公園緑地等の配置（整備）方針

公園緑地などの種別		配置（整備）方針
住区基幹公園	街区公園	一次避難地としてのさらなる整備・充実を図り、バリアフリーへの配慮と地域の個性を活かし、住民参加の公園づくりと地域住民の主体的な維持管理活動を促進する。
	近隣公園	
	地区公園	
都市基幹公園	総合公園	維持管理と機能強化を推進する。海岸部においてはシンボリック整備を促進する。
	運動公園	
その他の公園緑地等	その他の公園	歴史公園は地域資源として有効活用を促進する。
	緑地等	辰口丘陵公園やいしかわ動物園の利用促進を図る。
	公共施設緑地等	コミュニティ広場を一次避難地として検討する。







## 14. 小松都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

### (小松都市計画区域マスタープラン)

本方針は、小松都市計画区域におけるおおむね 20 年後の都市の姿の基本的な方向を定めたものである。

本都市計画区域の範囲及び規模は、次の通りである。

都市計画区域名	市町村名	範囲	面積
小松都市計画区域	小松市	行政区域の一部	12,759ha

### 1) 都市計画の目標

#### (1) 都市づくりの基本理念

小松都市計画区域は、「水と緑豊かな環境に囲まれ、伝統文化に彩られた、質の高い居住環境を創出するものづくりのまち・こまつ」の実現に向けて、次の基本理念に基づき、住民と行政が一体となり、世界とつながり、未来へ新たな展望をもって成長する都市づくりを行う。

#### ① コンパクトな都市づくりとネットワークの形成

中心市街地への都市機能の集積と市街地近郊等での計画的な市街地整備により、活力ある地域づくりと優良農地の保全とのバランスのとれた、効率的な都市づくりを進める。

県内の各都市をはじめ、本都市計画区域内の産業拠点、交通結節拠点である小松空港、小松駅、栗津駅を結び、地域間交流を支援する交通ネットワークを形成する。

#### ② 中心市街地の再整備による都市全体の活性化

都市全体における活性化の起爆剤的な役割を担うために中心市街地の機能の充実強化を図るとともに、商業機能や歴史・文化的財産を活かした都市の顔としての拠点性を高める。

地域コミュニティの再構築とともに、住民が安心して社会生活を営むことができるように防犯・防災対策やバリアフリー等に対応したまちなか居住基盤の再構築を図る。

#### ③ 豊かな産業を背景に活力と躍動感にあふれる都市

小松市の持つ地理的な優位性を最大限に活用し、温泉地、工業団地等の産業拠点の整備、充実を図り、活力と躍動感にあふれる都市づくりを展開する。

また、新たな産業づくりとして、農林水産物の生産から加工・販売まで一体的に取り組む第 6 次産業の取組みを積極的に支援する。

#### ④ 心あたたまる福祉や生活環境が整った快適で安全な都市

生涯にわたる医療、福祉、教育、健康づくりを通じた、豊かな心や暮らしが広がる

地域社会の創造、総合的な雨水排水対策の強化、避難地・避難路の確保や建築物の耐震化促進、市街地の再編などによる防災性の向上に努め、住民が安心して暮らせる快適で安全な都市づくりを目指す。

#### ⑤ 水や緑に恵まれた自然環境と歴史文化を活用した個性ある景観の創出

城下町等に残る歴史的なまちなみや、水と緑の豊かな自然環境とその景観の保全、活用、市民共有の資産である白山眺望景観の保全を市民協働で行うことにより、自然と歴史と人に美しさが磨かれる都市づくりを展開する。

また、ごみの減量化やリサイクルの推進、クリーンエネルギーの導入促進などにより、環境にやさしい循環型都市づくりを推進する。

#### ⑥ 参加と協働によるまちづくり

住民と行政が協働できる体制づくりの確立により、住民主体の活気ある都市づくりを推進する。

### (2) 地域毎の市街地像

小松駅一帯に配置する都市拠点を中心としたまとまりのある市街地の形成を図るとともに、都市拠点と金沢・白山方面、能美・野々市方面、白山麓・岐阜県方面、加賀・福井県方面を連携する都市連携軸を位置付け、広域連携によるまちづくりを推進する。

本都市計画区域におけるおおむね 20 年後の地域毎の市街地像は次に示す通りである。

#### ① 市街地ゾーン

##### a 商業・業務ゾーン

小松駅周辺及び中環状道路沿線は、南加賀地域の都市的機能集積の中核と位置付け、商業・業務拠点としての個性的な誘客空間の形成と新たな情報・文化・交流等の発信機能の創生を目指す。

また、栗津駅周辺は、周辺市街地の中心として、近隣商業地として位置づけ、地域の生活拠点として、商店舗の集積や生活サービス機能の充実を図る。

小松市役所周辺は、公共サービス拠点として、多様な行政・公益ニーズに効率的に応えうる拠点整備を目指す。

栗津温泉等においては、伝統的な歴史・文化特性を継承し、魅力ある観光資源を集積した交流拠点の整備を推進する。

幹線道路の沿道は、今後も商業施設の進出が続くと想定される地区であり、沿道型の商業サービス施設の集積や景観的な配慮、周囲の住環境との調和を図るとともに安全性を確保する。

##### b 居住ゾーン

既存市街地における住・工混在地区については、ある程度の用途混在を許容しながら、コミュニティ等を重視し、地域特性を活かした住環境整備等を促進する。

土地区画整理事業等により整備された良好な住宅地では、地区計画等の活用により、今後ともうるおいに満ちた建物用途の混在のない良好な居住環境の維持・向上に努める。

### c 工業ゾーン

小松工業団地や南部工業団地、東部産業振興団地及びその周辺に工業地を配置し、周辺環境に十分配慮しつつ、基盤整備と施設誘致に努め、工業ゾーンとしての環境形成を図る。その他の既存の工業地については、地場産業の育成を図りつつ、混在する住宅への影響を考慮しながら、工業地としての維持を図る。

その他新たな工業地については、既存工業団地周辺及び工業団地と連携を図れる幹線道路沿線での確保を検討し、本都市計画区域の活力を支える場として充実に努める。

### ② 農業ゾーン

生産性の高い優良農地、自然環境・防災上重要な農地は、都市的開発を抑制して積極的に保全するとともに、点在する集落地において住環境整備を行い、魅力ある農村集落の形成を図る。

### ③ 自然保全ゾーン

海岸部の樹林地や都市計画区域東側一帯の丘陵部は、緑豊かな空間であり、特徴的な景観資源である日本海や梯川、木場潟や白山等との一体的な景観形成に努めるとともに、里山や生物多様性の保全を図る。

## 2) 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### (1) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域では、今後とも引き続き市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定める。なお、区域区分を定めるとした根拠は以下の通りである。

本区域は、D I D（人口集中地区）を有し、過去10年間の人口は横ばいであり、今後、定住促進施策による一定の人口増は見込まれるものの、都市計画区域全体としての人口はゆるやかに減少していくことが予測されるが、近年の核家族化、世帯分離による世帯数の増加等により、一定の郊外部への市街地開発圧力は依然、存在し、計画的な住宅地の配置が必要であると考えられる。

産業について、工業出荷額・小売販売額は一定の増加が見込まれ、工業・商業ともに土地区画整理事業等による企業誘致を推進していることから、計画的な産業基盤の配置が必要であると考えられる。

これを受けて、本区域ではこれまで区域区分を定めており、今後も、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、これまでどおり区域区分を定める。

### (2) 区域区分の方針

#### ① おおむねの人口

本都市計画区域の将来におけるおおむねの人口を次の通り想定する。

年次	平成17年	平成32年
都市計画区域人口	104千人	103千人
市街化区域内人口	70千人	68千人

注1) 市街化区域内人口は、保留された人口を含むものとする。

#### ② 産業の規模

本都市計画区域の将来におけるおおむねの産業の規模を次の通り想定する。

年次		平成17年	平成32年
生産規模	工業出荷額	約4,777億円	約6,818億円
	卸小売販売額	約2,472億円	約2,120億円
	うち小売販売額	約1,196億円	約1,304億円
就業者数	第1次産業	約1.4千人	約1.4千人
	第2次産業	約21.9千人	約19.8千人
	第3次産業	約33.5千人	約36.3千人
	計	約56.8千人	約57.5千人

注1) 工業出荷額の平成17年値は、平成22年の値

注2) 卸小売販売額、小売販売額の平成17年値は、平成19年の値

### ③ 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本都市計画区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、現在市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね10年以内に優先的かつ計画的市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次の通り想定する。

年次	平成32年 (基準年の10年後)
市街化区域面積	約 2,229ha

ただし、市街化区域は、人口の保留フレームに対応する市街化区域面積を含まないものとする。

### 3) 主要な都市計画の決定等の方針

#### (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### ① 主要用途の配置の方針

###### (業務地)

南加賀地域の中心都市としての都市機能の充実強化を図るため、小松市役所周辺地区、ならびに本区域の玄関口となる小松駅周辺を業務地として位置づけ、業務機能の充実を図る。

###### (商業地)

###### ア) 中心商業地

小松駅を中心とした中環状道路周辺一帯を中心商業地として位置づけている。このため、旧来からの中心市街地に加え、小松駅周辺、中環状道路沿線の新しい市街地それぞれの特性を活かし公共交通の充実による相互連携を図り、商業機能の集積を図る。中でも旧来からの中心市街地は、高齢社会の進展に伴う交通弱者の増加を見据え、ハード・ソフト両面からの商業環境の魅力向上により、まちなかの賑わい再生を図る。

###### イ) 一般商業地

小松市の中心商店街外縁部から続く地域を一般商業地として配置し、固有の文化や歴史的景観に配慮した魅力ある商店街の整備を図り、粟津駅東周辺等の商業地は、地域商業機能の充実・強化を図る。

一般国道 305 号（(都) 国道線）沿い、主要地方道金沢美川小松線（(都) 高坂城南線）と一般国道 360 号（(都) 空港軽海線）、主要地方道寺畠小松線（(都) 小松インター八里線）の沿線をはじめとする幹線道路沿線については、周辺住宅地との調和に配慮しつつ、交通利便性を活かした、沿道サービス施設等を中心とした計画的な土地利用を推進し、平面町周辺地区においては生活利便性の向上に資する商業地として商業機能の充実に努める。

一般国道 8 号の主要なインターチェンジ付近については、周辺環境や景観との調和を図りながら、モータリゼーションに対応した必要最小限の土地利用を許容する。

###### ウ) 観光交流地

粟津温泉や安宅地区は、歴史・文化特性を継承しつつ、観光交流の拠点としての顔づくりや街並み修景、歩行環境の整備充実を図る。

また、小松運動公園、スカイパーク、木場潟周辺、及び八幡温泉周辺は、スポーツ・レジャー・健康増進地区として、周辺の自然環境を活かした施設の整備・充実を図る。

## (工業地)

### ア) 既存の工業地

小松工業団地、南部工業団地及び東部産業振興団地、近年整備した串工業団地、矢田野工業団地とこれらの周辺に工業地を配置し、基盤整備と施設誘致に努める。

また、須天・串茶屋・今江地区、下粟津地区、島地区、島田町、園町、八幡町については、既に立地する地場産業の育成を図りつつ、混在する住宅への影響を考慮しながら工業地として維持を図る。

### イ) 新工業地

既存工業団地周辺及び工業団地と連携を図る幹線道路沿線については、先端産業の事業拡張及び地場産業の振興のため、工業地として整備拡充を図る。

## (流通業務地)

小松空港及び小松インターチェンジの周辺に流通業務地を配置し、北陸自動車道小松インターチェンジ及び安宅スマートインターチェンジの広域交通機能を活用し、流通業務機能の拡充を図る。

## (住宅地)

### ア) 既成の住宅地

既成の住宅地については、今後も地域住民が快適に住み続けることができるように、住居環境の保全・向上、各種融資・助成制度の周知などにより未利用地を有効に活用し、まちなか居住の促進を図る。

小松駅の中心部周辺や粟津駅周辺の既成市街地の住宅地は、職・住近接型の住環境の整備、保全に努めるほか、計画的に開発整備された住宅地や土地区画整理事業の面整備によって良好な居住環境を形成している地区については、良好な住宅地の形成を図るものとし、緑化の推進や敷地の細分化を防止し、ゆとりある歩行者空間の確保等により、良好な環境の維持に努める。

また、既成市街地の中心部及び安宅町等の歴史的街並みが残る地区については、都市防災に配慮しつつ居住環境の改善と景観形成に努める。

北陸新幹線沿線は、新幹線の騒音・振動等の環境状態を把握し、必要に応じて適切な環境保全対策を講じるものとする。

### イ) 新たに開発すべき住宅地

市街化区域に囲まれた市街化調整区域となっている地区や既成市街地縁辺部においては、今後の宅地需要を勘案しつつ、土地区画整理事業等により良好な環境の住宅地を整備する。

なお、小松空港周辺地区及び北陸新幹線沿線は、航空機や新幹線の騒音、飛行の安全等を考慮し、基本的には、市街化を抑制し保全するものとする。

## ② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

**(商業業務地)**

当該都市の中心核として育成を図る中心商業地及び業務地は、高密度地区として、土地の高度利用を図る。

**(住宅地)**

住宅地は、良好な居住環境を図るため、低層低密な独立住宅を配置することを基本とするが、小松駅に近接する交通の利便性の高い地区については、中高層住宅を配置し土地の高度利用を図る。

また、市街地内の未利用地の積極的な活用や空地、空家の有効利用を図る。

**③ 市街地における住宅建設の方針**

都市の中心部においては、公共施設が整備されているという中心市街地の利便性を活かした住宅建設や定住支援制度によって定住人口を確保し、まちなか居住の推進を図る。

また、小松らしい歴史的街並みの維持保全や継承、近代的な景観の創出のため、景観条例に基づく良好な街並みの形成を推進する。

**④ 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針****a 土地の高度利用に関する方針**

小松駅周辺では、歴史・文化の香り高い都心交流地としての整備や、大交流時代に対応した南加賀地域の拠点性を高めるための施設整備を図るなど、土地の高度・有効利用を促進し、賑わい交流空間の創出に努める。

**b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針**

住宅地と工業地が混在している準工業地域については、用途混在をできるだけ解消し、道路・公園・下水道等の基盤整備の充実に努め住環境の向上に努める。

**c 居住環境の改善又は維持に関する方針**

木造老朽家屋が密集して防災上危険な地域については、細分化された土地利用の統合、建物の耐震化や不燃化等による市街地の防災構造化、道路・広場・公園などの円滑な避難を支える公共施設の整備などを総合的に行い、災害に強く安全で快適な都市環境を創出する。

**d 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針**

市街地周辺の良好な環境保全を図るため、丘陵や樹林地の無秩序な開発を防止する一方で、身近な自然として有効利用を行う。

**⑤ 市街化調整区域の土地利用の方針**

市街化調整区域は原則として市街化を抑制すべき区域であり、土地利用については、次の方針に基づいて行う。

**a 優良な農地との健全な調和に関する方針**



市街化調整区域では、集团的優良農地の大半は既に圃場整備事業を実施しており、これらの大型圃場については、今後とも農用地として整備保全を図る。

#### b 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

河川からの溢水、内水湛水、津波、がけ崩れなどの土砂災害その他の災害の危険性が高い地域においては、市街化を抑制するとともに、流域における保水・貯水機能を確保した都市づくりに努める。

#### c 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

海岸線に存する良好な樹林地は、保安林として今後とも保全に努めるほか、東部から南部に広がる丘陵地は、都市環境、都市景観上重要な自然地であり、全体的な開発計画との調整を図りつつ原則として保全を図る。

なお、小松空港周辺地区は、航空機の騒音、飛行の安全等を考慮し、基本的には、市街化を抑制し保全するものとする。また、北陸新幹線沿線は、新幹線の騒音・振動等の環境の状態を把握し、必要に応じて適切な環境保全対策を講じるものとする。

#### d 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

集落地、田園地域など地域の特徴を考慮して建築物の適正規模への誘導を図る。

計画的な市街地整備の必要のある区域については、土地区画整理事業等の計画的市街地整備の実施が確実にした段階で、農林漁業等との必要な調整を行い、保留フレームの範囲内において市街化区域への編入を検討する。

基幹的な広域幹線道路周辺については、周辺環境や景観との調和を図りながらモータリゼーションに対応した郊外型の土地利用を許容する。

既存集落の活力向上やコミュニティ維持を図る観点から、市街化区域縁辺部や幹線道路沿線及び既存集落の周辺の市街化調整区域において、市街化調整区域の性格を変えない範囲で、地区計画や条例により住宅等一定の建築物の立地を許容する。

### (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

#### ① 交通施設

##### a 基本方針

##### 交通体系の整備の方針

全国との玄関口となる小松空港、小松駅、北陸自動車道小松インターチェンジ、安宅スマートインターチェンジといった広域交通結節拠点の充実を図ることで、鉄道、航空機、バスなどの公共交通機関の総合的な機能向上を積極的に進める。

北陸新幹線開業に備え小松駅のターミナル機能を強化するとともに、鉄道・空港の連携や二次交通との利便性の向上を図る。

東海北陸自動車道への連絡道路となる地域高規格道路の小松白川連絡道路をはじめ、交通結節拠点と各市町を連絡する幹線道路、市街地における通過交通の流入抑制と交通の円滑化を図る環状幹線道路など、本都市計画区域の骨格を成す幹線道路の充実を図る。

補助幹線道路等によるネットワークを確立して、まちなかにおける安全性と利便性を確保するとともに、良好な都市景観と自動車・歩行者空間の創出に努める。

## b 主要な施設の配置の方針

### (道路)

一般国道8号((都)寺井加賀線)、一般国道305号((都)国道線)、主要地方道金沢美川小松線((都)高坂城南線)、加賀産業開発道路(主要地方道金沢小松線)を広域幹線道路として配置し、これらを南北軸として整備の促進や機能維持を図る。

小松空港、小松駅、小松インターチェンジ等の交通結節点や広域幹線道路に至る幹線道路として、一般国道360号((都)空港軽海線)、主要地方道金沢小松線・小松鶴来線((都)空港東山線)を広域幹線道路として配置し、これらを東西軸として機能維持を図る。

また、市街地の通過交通を分散させ、市街地周辺交通の円滑化を図るため、外環状道路や中環状道路を配置するほか、小松インターチェンジと粟津温泉を連絡する南加賀道路、中環状道路と一般国道8号を連絡する(都)幸八幡線、(都)根上小松線の整備を推進し、交通ネットワークの強化を図る。

まちなかにおいては、(都)小松駅前線、(都)粟津街なか線のように街路整備と合わせて沿道のまちなみを一体的に整備することにより、歩行者等の回遊性を高め、沿道商店街の賑わいの創出を図る。

### (駐車場)

駐車場整備計画の策定を図り、駅など交通結節点周辺での必要な駐車場整備に努める。

また、駅前周辺での放置自転車をなくすため、自転車駐車場の効率的配置等自転車放置対策を進める。

### (空港)

小松空港の国際化を促進し、日本海側の拠点空港としての輸送量増加に対処するため、空港機能の充実を図る。

### c 主要な施設の整備目標

本区域において、優先的に基準年の平成 22 年からおおむね 10 年以内に整備（着手を含む）することを予定する主要な施設は次の通りである。

	名 称	整備内容等
3・3・2	寺井加賀線 (一般国道 8 号)	全部
3・4・5	根上小松線 (一般県道小松根上線)	一部
3・4・25	幸八幡線	一部
7・7・1	栗津街なか線	全部

## ② 下水道及び河川

### a 基本方針

#### ア) 下水道及び河川の整備の方針

##### (下水道)

公衆衛生の保持、浸水の防止、生活様式の改善等、本都市計画区域の生活環境の向上を図り、併せて水資源の確保、自然環境の保全等、広域的な公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道事業や特定環境保全公共下水道事業による整備を行う。

公共下水道事業以外の区域では、農業集落排水事業等による整備と合併処理浄化槽等の普及に努める。

##### (河川)

梯川等の整備、保全の方針は、水害から地域の人々の生命財産を守るため安全・安心な川づくりを推進するとともに、水と緑あふれる憩いの空間及び水辺空間の環境を保全・創出する。

また、河川等の整備状況との整合を図りながら、速やかに内水を排除するためのポンプ増強や水路を改修し、雨水排水対策を推進する。

#### イ) 整備水準の目標

##### (下水道)

公共下水道の整備は、基準年の平成 22 年からおおむね 10 年後において進捗率約 80%を目標とする。また、20 年後には進捗率 100%を目標とする。

### b 主要な施設の配置の方針

##### (下水道)

加賀沿岸流域下水道については、梯川右岸地区に配置し、梯川処理区(約 819ha)における広域的な下水道整備を推進する。小松市公共下水道は、梯川左岸地区に

配置し、現在整備を進めている中央処理区（約 2,615ha）の整備を促進する。

**c 主要な施設の整備目標**

本都市計画区域において、優先的に基準年の平成 22 年からおおむね 10 年以内に整備（着手を含む）することを予定する施設は、次の通りである。

種 別	名 称
下水道	梯川処理区（加賀沿岸流域下水道） 中央処理区（小松市公共下水道）

**③ その他の都市施設**

**基本方針**

**（廃棄物処理施設）**

最終処分量を削減するために、施設の適正な維持管理や廃棄物の減量化、再使用、再生利用を促進する。

**（その他の都市施設）**

供給処理、医療福祉、教育等の都市施設については、必要に応じて都市計画に定め、周辺環境に配慮しつつ、広域的見地から適正な施設規模の検討と配置を行うものとする。

### (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定等の方針

#### ① 主要な市街地開発事業の決定等の方針

自然と調和したコンパクトなまちづくりを目指し、市街化区域の農地など未利用地のうち、工業・商業系にあるものは企業の誘致を積極的に行い、土地の有効利用を図るとともに、住宅系にあるものは土地区画整理事業等による面整備を促進するなど、地域特性に応じた機能的かつ効率的な市街地整備やまちなか定住の促進に努める。

なお、既成市街地では、空家の有効活用を図りながら、誰もが安全で安心して暮らせる生活空間の整備を図り、市街地の無秩序な拡大を抑制する。

また、土地区画整理事業等により整備が実施されている沖周辺地区は、広域商業機能の立地促進と住宅地を整備し、市全体の活力増進と賑わいの創出を目指し南加賀地域の拠点にふさわしい商業地の形成を図る。

さらに、栗津駅西地区においては、土地区画整理事業により、計画的な市街地整備を図り、公共交通の利便性の高い良好な住環境整備を図る。

#### ② 市街地整備の目標

本都市計画区域において、優先的に基準年の平成 22 年からおおむね 10 年以内に整備（着手を含む）することを予定する市街地開発事業は次の通りである。

整備手法	地区名
土地区画整理事業	沖周辺地区 栗津駅西地区

#### (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定等の方針

##### a 基本方針

###### ア) 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本都市計画区域は、加賀平野のほぼ中央に位置し、東は緑豊かな丘陵地、西は日本海、中央には梯川が流れている。

###### (水と緑のネットワークの形成)

梯川や前川、木場潟をはじめとする豊富な水空間、並びに東部丘陵、海浜地帯の樹林地に代表される快適な都市環境を保つため、これらオープンスペースの水と緑のネットワーク形成に努めるとともに、良好な自然環境が保全されるように官民一体となった美化運動を推進する。

###### (里山の保全と活用)

東部丘陵地の緑は、市街地の「ふちどり」を象徴する里山となっており、無秩序な開発を抑制するとともに里山機能の保全再生に努める。また、里山等のレクリエーション地としての活用や都市的開発にあたっては、周辺環境との調和を図るとともに、市街地等からの眺望にも配慮する。

###### イ) 緑地の確保目標水準

###### (緑地の確保目標水準)

	緑地の確保目標量 (平成 32 年)	市街化区域 に対する割合	都市計画区域 に対する割合
緑地の 確保目標水準	4,286ha	約 9%	約 34%

###### (都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標量)

年 次	平成 22 年	平成 32 年
都市計画区域人口 1 人当りの目標水準	12.6㎡/人	20㎡/人

(「小松市緑の基本計画」より)

##### b 主要な緑地の配置の方針

###### ア) 環境保全システムの配置方針

海岸線沿い一体の保安林や市街地内の社寺林・用水などの貴重な現存緑地などは、身近な動植物の生息地としての保全に努める。

市街化調整区域においては、都市の外郭を構成している東部丘陵地、海浜樹林地及び河川緑地をもって、都市の骨格を形成させ、調和のとれた都市環境の保全に努める。

###### イ) レクリエーションシステムの配置方針

東部丘陵地と梯川・前川、木場潟、日本海の沿岸により構成される緑の骨格を活かして、小松運動公園、木場潟公園、スカイパーク、安宅公園などの都市基幹公園等を計画的に配置し、都市の総合レクリエーションの充足に努める。

また、海岸、河川緑地、道路を活用した緑地・緑道の整備を積極的に進め、「水と緑のネットワーク」の形成に努める。

#### ウ) 防災システムの配置方針

市街地の防火帯としての河川緑地、小松空港周辺の緩衝樹林地である小松空港周辺緑地、並びに風害・塩害防止帯としての海浜樹林地をそれぞれ適正に配置し、都市防災に努める。

洪水・土砂災害などのハザードマップ等の周知を図るとともに、津波ハザードマップの検討・策定に併せて避難地の見直しを検討する。

また、災害時の避難地、避難路として、公園・緑地の適正な配置に努める。

#### エ) 景観構成システムの配置方針

都市の輪郭を形成する海浜樹林地、東部丘陵地の樹林地、及び自然のままの姿で残る木場潟は、郷土景観を構成する貴重な緑地空間であることから、積極的に保全する。

自然景観の眺望として、木場潟から望む美しい白山眺望景観を積極的に保全する。

また、社寺林や広がりのある農地、河川沿いの緑地についても保全し、うるおいのある景観づくりに努める。

市街地では、公園・緑地の整備をはじめ、街路樹等による道路緑化や植栽や前庭緑化等による公共施設、民有地の緑化等により、緑豊かな市街地景観の形成に努める。

c 実現のための具体の都市計画制度の方針

公園緑地等の配置方針

公園緑地等の種別		配置方針
住区基幹公園	街区公園	街区や近隣、徒歩圏内に居住する人が容易に利用することができる公園を配置して整備・拡充を図る。
	近隣公園	
都市基幹公園	総合公園	歴史資源を活かした芦城公園や小松運動公園の整備・拡充を図るとともに、利用者が容易に利用できるように配置する。
	運動公園	
その他の公園緑地等	その他の公園	木場潟の自然環境を活かしたレクリエーション拠点としての木場潟公園の整備・拡充を図る。 また、歴史文化を活かした安宅公園や市街地に潤いを与える末広緑地等について、利用者が容易に利用できるように機能充実を図る。
	緑地等	
	公共施設緑地等	

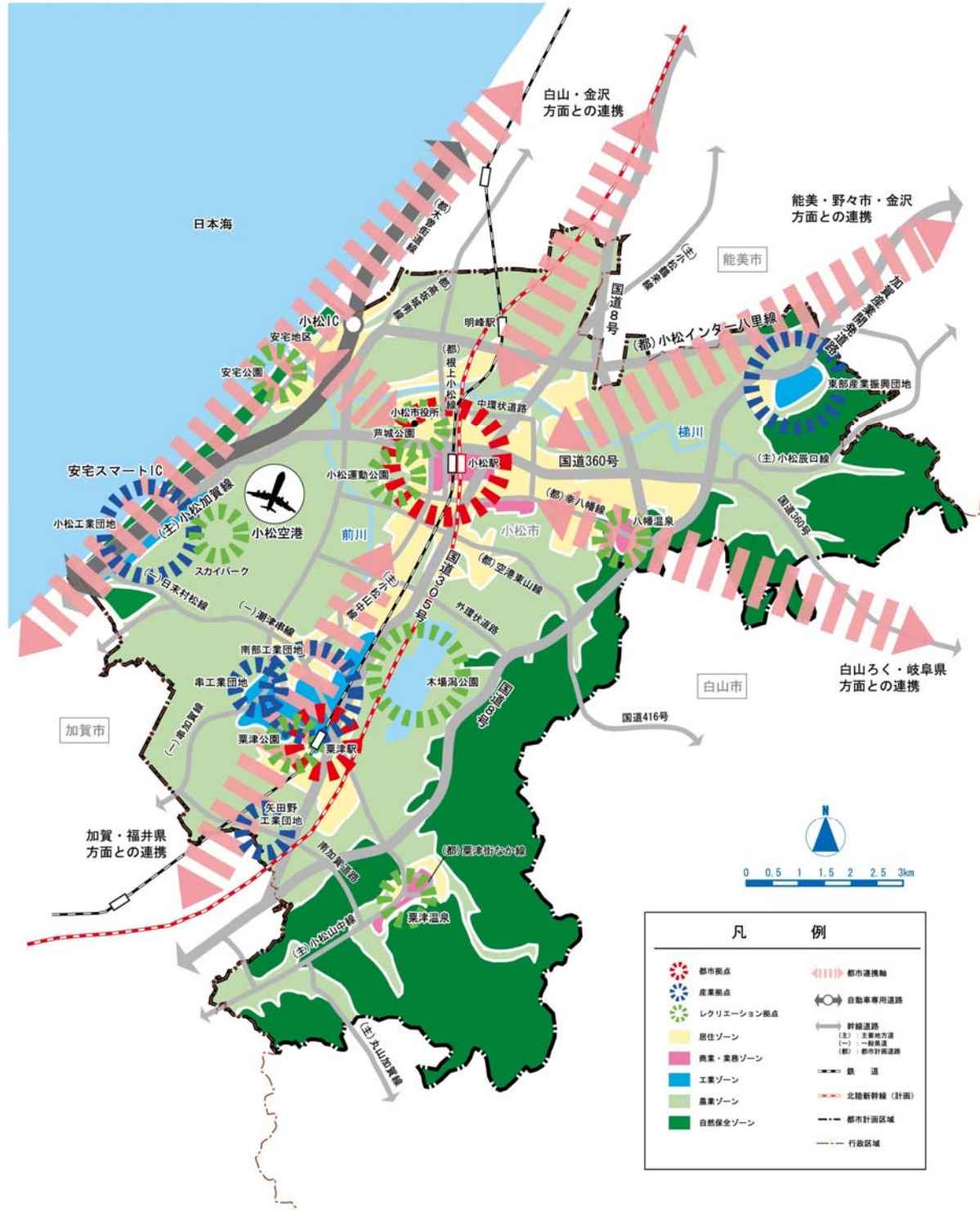
d 主要な緑地の確保目標

基準年の平成 22 年からおおむね 10 年以内に整備（着手を含む）予定の主要な公園等の公共空地

種別	名称
運動公園	小松運動公園
広域公園	木場潟公園



小松都市計画  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 附図



小松



## 15. 加賀都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(加賀都市計画区域マスタープラン)

本方針は、加賀都市計画区域におけるおおむね20年後の都市の姿の基本的な方向を定めたものである。

本都市計画区域の範囲及び規模は、次のとおりである。

都市計画区域名	市町村名	範囲	面積
加賀都市計画区域	加賀市	行政区域の一部	14,619ha

### 1) 都市計画の目標

#### (1) 都市づくりの基本理念

加賀都市計画区域では、幸せな暮らしを実感できるまちづくりをめざし、新しい地域づくりに取り組むため、大聖寺川と動橋川が結ぶ「流域の中でともに生き、豊かな自然を守るまち」、九谷焼や山中漆器など「地域固有の文化を磨き、継承・創造するまち」、自然と文化に彩られ、郷土を愛し「地域の未来をともに考え、支えあって生きるまち」を目指し、『温泉・自然・歴史文化を活かし、協働で歩む安心して暮らせるまちづくり』をテーマに、次の基本理念に基づき、住民・事業者・行政のパートナーシップによる個性的できめ細やかなまちづくりを進めていく。

#### ① 流域の恵みを感じる自然と共生したまちづくり

大聖寺川と動橋川が結ぶ流域に育まれた緑地や水辺環境、自然生態系の保全を図るとともに、自然を活かしたゆとりと豊かさを実感できる、環境にやさしく、自然と共生した循環型まちづくりを目指す。

#### ② 景観と人にやさしい安全で快適なまちづくり

それぞれの市街地や集落がもつ美しい景観を活かすとともに、「まち」のもつ機能を互いに補完できるよう、各地域を結ぶ交通体系や情報通信網など、各種ネットワークの強化に努める。

さらに、幹線道路や生活道路、上下水道、公園などの基盤整備を推進するとともに、各種施設のバリアフリー化や防災対策の強化、既存公共施設の有効活用など、人にやさしく安全で快適に暮らし続けることができる生活環境づくりを目指す。

#### ③ ともに支えあう健康で心豊かなまちづくり

保健・医療・福祉の連携や介護、子育て支援など、地域社会との協働のもとに総合的な少子高齢社会対策を推進し、住民が自立した生活が送れるよう、健やかで安心できるまちづくりを推進する。

#### ④ 地場産業が息づく活力と賑わいのまちづくり

九谷焼・山中漆器に代表される伝統・地場産業、魚介類・果樹・茶などに代表される農林水産業など、多様な地域産業の振興を図る。また、全国有数の温泉郷や独自の伝統文化をはじめ、自然や街並み、農山漁村が醸し出す風景などの豊かな地域資源を活用するとともに、優れたものづくり企業の集積地としての基盤強化などにより、活力と賑わいに満ちたまちを目指す。

#### ⑤ 地域に学び未来への創造力を育むまちづくり

歴史的資源の整備や各種文化施設の充実を進めるとともに、ふるさとの伝統文化にふれあう歴史教育の推進などを通じて郷土への愛着・誇りを醸成し、歴史や伝統を未来へと継承・創造できるまちを目指す。

#### ⑥ 住民自治に基づく協働・交流型のまちづくり

住民が積極的に地域を運営し、多様なまちづくり分野を担い、行政が支援していく協働型のまちづくりを目指す。また、複数の地域拠点を有する都市構造の中で、地域相互の連携・交流の推進と、さらなる広域的な交流を促進するなど、交流型のまちづくりを進める。

### (2) 地域毎の市街地像

人口が集積する市街地である「大聖寺／山代／片山津／動橋／作見／橋立／山中」の7つを地域拠点に位置付ける。

これらの地域拠点は、周辺地区に不足する商業・医療・福祉などの都市機能の集積を図るとともに、周辺地区との連携を強化する基盤整備を進めるものとする。また、金沢や福井方面との広域連携によるまちづくりを推進する。

本都市計画区域におけるおおむね20年後の地域毎の市街地像は次に示す通りである。

#### ① 市街地ゾーン

##### a 商業・業務ゾーン

既存商店街においては、地元住民が主体となり、個性と自主性を活かした、統一された景観や回遊性の高い賑わいのある商店街を形成する。また、北陸新幹線金沢敦賀間開業を見据えて、加賀温泉郷の玄関口に相応しい加賀温泉駅及び周辺の整備を推進する。

山代・山中・片山津温泉は、宿泊施設や商店街及び住民が連携し、総湯を核とした温泉文化を継承しながら、自然の恵みである温泉資源を活かし、回遊性のある滞在型の温泉郷を目指す。

##### b 居住ゾーン

住宅を中心とした既成市街地内では、良好な住環境の充実を図る。

既成市街地周辺における豊かな自然を有する住宅地では、周囲の自然環境と調和した潤いある住宅地として、環境の保全を図る。

商店や事務所及び町工場などの小規模な商工業施設が共存した地域では、職住が

一体となった居住環境を維持する。

大聖寺の山の下寺院群や旧城下町をはじめ、橋立及び瀬越の北前船主の里においては、歴史文化資産を活かした町並み整備などを推進し、市内外の人々が、歴史と風格を感じられる地域づくりを行う。

また、既存の住宅地においては、空き家対策の充実を図り、良好な住環境の保全を進める。

### c. 工業ゾーン

小塩辻工場団地や宇谷野工場団地及び漆器団地などの既存の工場集積地域並びに新保地区などの工場誘導地域は、産業振興を担う拠点として、伝統・地場産業の活性化や企業誘致、新産業の研究・開発などを推進する。

### ② 農業ゾーン

生産性の高い優良農地、自然環境・防災上重要な農地は、都市的開発を抑制して積極的に保全する。田園集落においては、無秩序な開発を防止しつつ、周囲の田園や丘陵地と共存した住環境の形成に努める。

### ③ 自然保全ゾーン

越前加賀海岸国定公園の加賀海岸をはじめ、柴山潟や片野鴨池といった海岸・湖沼などにおいては、自然環境及び景観を保全するとともに、適切な利用を図る。

一般国道8号（(都)加賀国道線）沿道や市街地を取り囲む丘陵地においては、無秩序な開発を防止し、身近な里山として自然と共存した有効利用を図る。

大聖寺川や動橋川の源流域となる山地の森林は、林業の振興と森林を保全するとともに、適切な利用を図る。

## 2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域には、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は、以下の通りである。

本都市計画区域では、これまでも市街地内での基盤整備を実施し、適切な宅地開発の誘導を行ってきた。今後、人口増加は見込めず、無秩序な開発が進行する可能性は低い。また、世帯分離などによる宅地需要も、これまで通り市街地内へ誘導が可能である。

### 3) 主要な都市計画の決定等の方針

#### (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定等の方針

本都市計画区域では、これまで用途地域を指定しており、今後も用途地域の指定を継続し、良好な市街地環境の形成を目指す。

また、既に市街地が形成されている山中地区についても、適正な土地利用の推進のために、用途地域の指定を行う。

#### ① 主要用途の配置の方針

##### (商業・業務地)

##### ア) 中心商業業務地

大聖寺駅周辺の中心商業業務地は、これまでの商業及び業務ストックを活かした土地利用の高度化を推進するとともに、まちなかへの店舗の誘致などを進めることで、魅力・賑わいの創出を図る。また、北陸新幹線金沢敦賀間開業を見据えて加賀温泉駅を中心に、加賀温泉郷の玄関口に相応しい商業集積を推進する。

一般国道8号（(都)加賀国道線）沿いの商業施設群、既存の商業地は、身近な商業拠点及び来訪者の買物・立寄り拠点として、一層の魅力向上を促進するとともに、緑にあふれ潤いある商業空間づくりに努める。

##### イ) 一般商業地

一般商業地は既存商店街などを基本として配置し、今後とも地域住民の生活に密着した身近な商店街としての機能充実を図るとともに、沿道の修景などを進めることにより、落ち着きと魅力を備えた商店街の魅力向上を推進しつつ、住環境整備の推進による商業・業務と住環境の共存を図る。

広域幹線道路に位置付けられる一般県道片山津山代線（(都)片山津インター山代線）などの幹線道路の沿道においては、周辺住宅地と調和した適切な土地利用に配慮しつつ、交通利便性を活かした沿道サービス施設の立地を誘導する。

##### ウ) 温泉地

「山代・山中・片山津」の3温泉地では、独自の温泉文化を継承・再生するとともに、滞在型の交流拠点として、温泉観光をはじめ、温泉療養・健康づくりや住民のコミュニティ空間など、多様なまちづくり分野へ活用し、自然の恵みである温泉資源を広く活用した温泉郷づくりを展開する。

##### (工業地)

小塩辻工場団地や宇谷野工場団地、漆器団地などの一団の既存の工場群及び新保地区などの工場利用を促進する地域は、本市の産業振興を担う拠点として、伝統・地場産業の活性化や企業誘致、新産業の研究・開発などを推進する。

##### (住宅地)

既存の住宅地では、安全な歩行空間の確保や公園の適正管理、下水道の整備などによる身近な居住環境の充実により、誰もが快適に住み続けることができるまちづくりを推進する。

また、まちづくり協定の締結などにより、住民による安全・安心な居住環境づくりを推進する。

## ② 土地利用の方針

### ア) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

土地利用の用途混在化による住環境の悪化を防止するため、用途地域や地区計画などの土地利用規制により、良好な住環境を確保する。

一方、山中地域など、伝統的な地場産業に関する職住一体の土地利用がなされている地域では、地域の活力維持を図るため、用途地域や特別用途地区の指定により、居住環境の保全に留意しつつ、複合的な土地利用を図る。

### イ) 居住環境の改善又は維持に関する方針

建物が密集する既成市街地においては、地域の生活利便性・防災性を向上するため、狭隘道路の拡幅整備や側溝の蓋板設置、排水路の改修、建物の不燃化・耐震化、公園・広場など公共空地の確保を進める。

また、伝統的な地場産業を伝承する山中地域や山代地域では、商工業や歴史文化などが融合した居住環境を維持する。

また、空き家対策の推進により、市街地の空洞化を抑制すると共に、防災及び防犯の推進を図る。

### ウ) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

自然豊かなまちを形成するために、まちなかに残された良好な緑が保全される仕組みづくりを進めるとともに、拠点となる公園や公共施設などの緑と、軸となる河川や道路の緑を充実させたネットワークの形成を図る。

まちづくりにあっては、地域の身近な自然環境に対する認識を深め、地域の植生や生態系及び生物多様性などに配慮した緑の保全、創出を進め、地域らしさを持った潤いある都市環境の形成を図る。

### エ) 優良な農地との健全な調和に関する方針

平野や丘陵部における優良な農地は、食料の提供とともに雨水の貯水機能などの環境保全機能を担っており、都市生活を支える貴重な緑地のひとつとして、無秩序な開発を抑制し、健全な農地の保全と農業の振興を図る。

### オ) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

河川からの溢水や内水湛水、津波、土石流、地すべり、がけ崩れその他の災害の危険性が高い地域においては、市街化を抑制するとともに、流域における保水・貯水機能を確保した都市づくりに努める。



#### カ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

越前加賀海岸国定公園に指定された海岸部や湖沼、国の天然記念物である鹿島の森、海浜植物群が生育する砂丘地や松林、ラムサール条約湿地の片野鴨池などの湖沼は、貴重で身近な緑地・水辺となっており、これら身近で優れた環境の保全を図る。

大日山や富士写ヶ岳に連なる山地の公益的機能の維持・向上を図るとともに、集落周辺の丘陵地において、生活形態の変化にともない損われた里山の景観や生態系を取り戻し、適切な保全と活用に取り組む。

#### キ) 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

用途地域が定められていない区域においては、集落地、田園地域など地域の特徴を考慮して建築物の適正規模への誘導を図り、市街地の空洞化と拡散を抑制する。

自然環境と居住環境が調和した秩序ある都市構造を形成するため、土地利用関係の法令などの適切な運用を図りながら、土地の有効利用の促進、土地取引の適正化に努める。また、北陸新幹線の整備計画や集落間を結ぶ道路整備計画を視野に入れた、合理的土地利用に努める。

## (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定等の方針

### ① 交通施設

#### a 基本方針

##### 交通体系の整備の方針

交通施設は、広域ネットワークを形成する北陸自動車道および国道8号（（都）加賀国道線）を主に活用し、小松空港や金沢港との連携も含め、東アジアを中心とする海外や国内の三大都市圏など市内外の各地域相互における交流を図るほか、北陸新幹線金沢敦賀間開業に備え、加賀温泉や小松空港など交通拠点へのアクセス向上や二次交通の充実など、観光客や住民の利便性を確保する。

人口減少や環境問題などを考慮した集約型都市構造を目指し、都市計画道路をはじめとした道路網計画を見直しつつ、地域ネットワーク道路の整備や公共交通の充実と環境問題対策等に有効な都市交通として、自転車利用環境ネットワークの整備を推進する。また、道路構造物の長寿命化修繕計画に基づく計画的な補修・更新に取り組む。

超高齢社会の進展を見据えた移動制約者の移動手段確保、広域交流の拡大、地球温暖化防止等の観点から、路線バスによる幹線ネットワークと乗合タクシーによる面的ネットワーク等の公共交通の充実を促進する。

#### b 主要な施設の配置の方針

##### (道路)

加賀温泉駅や小松空港などの交通拠点へのアクセス強化に努め、東アジアを中心とした海外や国内の三大都市圏・信越圏及び福井県・岐阜県、石川中央地域などとの広域交流を図る。

石川中央地域及び福井県へのアクセス向上を担う一般国道8号（（都）加賀国道線）や南加賀道路のほか、中部縦貫自動車道へのアクセス向上を担う一般国道364号（（都）薬師上原線）などを広域連携軸と位置づけ、これら軸の拡幅整備を促進し、広域交流による経済的発展や、観光地としての活性化を図る。

これらの軸の整備によって、地域間及び周辺都市との連携強化をはじめ、重要な交通結節点である片山津・加賀の両インターチェンジや加賀温泉駅と加賀温泉郷及び観光地へのアクセス向上を図るとともに、一般県道片山津山代線（（都）片山津インター山代線）や主要地方道山中伊切線（（都）片山津中央線）、一般県道串加賀線、主要地方道小松山中線（（都）山代栗津線）などの幹線道路との連絡性の向上により、加賀市内および小松市やあわら市へのアクセス向上など、市内外の地域の快適な連携を確保する。

自転車利用を促進するにあたり、ルール・マナーを周知するための啓発活動や、安全教室などのソフト施策とともに地域拠点を結ぶ自転車利用環境ネットワークの形成により、安全で快適な自転車通行環境の確保を目指す。

### (駐車場)

鉄道駅などは、自家用車や公共交通、自転車などの交通拠点として位置づけ、利便性の高い快適な乗り換え移動ができるよう駐車場を整備し、パーク・アンド・ライドを促進する。

自転車から公共交通などへの円滑な乗り換えを確保するため、交通結節点や主要施設において駐輪場の設置を推進する。

### c 主要な施設の整備目標

本区域において、優先的におおむね10年以内に整備（着手を含む）することを予定する主要な施設は次の通りである。

	名 称	整備内容等
3・3・1	加賀国道線（一般国道8号）	一部
3・4・30	山代栗津線（主要地方道小松山中線）	一部
3・5・4	温泉中央南線（主要地方道山中伊切線）	一部
3・5・57	大聖寺加賀温泉駅線（一般県道串加賀線）	一部

## ② 下水道及び河川

### a 基本方針

#### ア) 下水道及び河川の整備の方針

##### (下水道)

公共下水道は大聖寺川処理区と片山津処理区により、用途地域が指定されている区域や市街地を中心として人口密度が高い地域を整備する。

公共下水道以外の区域では、農業集落排水処理施設の整備と合併処理浄化槽の設置を促進する。

公共下水道の処理により発生した汚泥は、エネルギー利用及び肥料・セメントの原料として有効利用を図る。

##### (河川)

大聖寺川や動橋川等は、水害から地域の人々の生命・財産を守るため、安全・安心な川づくりを推進するとともに、整備を行う際には、動植物の生息・生育や周辺の風景との調和に配慮するように努める。さらに、自然とのふれあいの場や、散策や憩いの場となる親水機能に配慮した川づくりに努める。

#### イ) 整備水準の目標

##### (下水道)

公共下水道の整備は、おおむね10年後において進捗率約90%、20年後には進捗率100%を目標として整備を図る。

## b 主要な施設の配置の方針

### (下水道)

加賀沿岸流域下水道は、大聖寺、山代、作見の用途地域と山中の市街地を中心に配置し、現在整備を進めている大聖寺川処理区(約710ha)の整備の促進を図る。加賀公共下水道については、片山津の用途地域を中心に配置し、片山津処理区(約350ha)の整備の促進を図る。

## c 主要な施設の整備目標

本都市計画区域において、優先的におおむね10年以内に整備(着手を含む)することを予定する主要な施設は、次の通りである。

種別	名称
下水道	大聖寺川処理区(加賀沿岸流域下水道) 片山津処理区(加賀公共下水道)

## ③ その他の都市施設

### 基本方針

#### (廃棄物処理施設)

加賀市環境美化センターにおける廃棄物の適正処理及び資源の有効利用のほか、バイオマスの活用により、持続可能な循環型社会の構築を目指す。

#### (その他の都市施設)

供給処理、医療、教育等の都市施設については、必要に応じて都市計画に定め、周辺環境に配慮しつつ、広域的見地から適正な施設規模の検討と配置を行う。

小学校・中学校においては、既存施設の改修を推進するとともに、児童・生徒数の変化に併せた施設配置を検討し、教育文化施設・スポーツ施設においては、ニーズの多様化・高度化に対応した施設整備に努める。また、超高齢社会の到来に対応するため、医療・福祉施設を計画的に整備しアクセス向上を図り、いつまでも住みなれたまちに暮らせる環境づくりを推進する。

### (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定等の方針

#### ① 主要な市街地開発事業の決定等の方針

人口減少と超高齢社会の到来を踏まえ、誰もが安心して住みつづけられるような市街地整備に努めるほか、地域特性に応じた集約型都市づくりを推進する。

既成市街地は、生活利便性や防災性の向上を図るほか、地域主体のまちづくりのルールによる土地利用を推進し、住環境の改善を図る。

新たな市街地の形成は抑制しつつ、一定の市街化が進行している加賀温泉駅周辺や一般国道8号（（都）加賀国道線）沿道など、都市機能の集積を図る地域においては、周辺の土地利用と調和した計画的な整備を図る。

### (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定等の方針

#### a 基本方針

##### ア) 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

越前加賀海岸国定公園に指定されている海岸線、加佐ノ岬や尼御前岬、柴山潟、片野鴨池などの豊かな自然環境、大日山や富士写ヶ岳をはじめとする山地、県民の森や山中・大日山県立自然公園など、変化に富む海岸線や平野部に広がる良好な農地及び豊かな森林は、私たちの生活や産業を支えるとともに、憩いや潤いを提供している。これら貴重な財産である自然環境の保全・再生に努めるとともに、周辺環境と調和した体験活動や、レクリエーションの場として適切な利用を図る。また、地域の自然を守り育てるとともに、都市活動の中で創られる様々な緑を組み合わせ、連続した緑のネットワークを形成し、潤いあるまちづくりを目指す。

#### b 主要な緑地の配置の方針

##### ア) 環境保全システムの配置方針

山間部における広大な森林や、森林・田園などの連続性のある一体的な緑地、大聖寺川をはじめとする水辺周辺の緑は、水源の涵養、貴重な動植物の生息地など様々な機能を果たしているため、市の貴重な環境を構成する環境保全緑地として位置付け、今後もこれら緑地の連続性に留意した保全に努める。また、住民が自然環境の重要性を理解できるような意識啓発に努める。

緑地の充実に際しては、ふるさとの樹種による森づくりを推進し、種の採取、育苗、植樹、管理を住民が中心となって実施するとともに、公共施設の緑化についても積極的に推進する。

##### イ) レクリエーションシステムの配置方針

中央公園などの運動・レクリエーション施設は、健康・スポーツをはじめとする多様化するニーズに対応した整備や老朽化した施設、設備の改修を順次行い、さらなる公園機能の充実を推進する。

旧大聖寺川をはじめとする川・潟及びため池においては、自然環境や歴史文化

との関わりを調査し、治水、利水機能を維持しつつ、生物の生息環境が維持される整備をするとともに、水とふれあえる親水空間の創出に努める。

#### ウ) 防災系統の配置方針

総合公園である中央公園は、多様化する住民のレクリエーション活動の促進を図りつつ、災害時における広域的な防災拠点としての機能拡充を促進する。学校や簡易グラウンドなどの施設は、災害時の避難地としての機能強化や、適正な公園の配置を推進する。

災害が発生した場合に備え、医療機関の連携・協力体制やアクセス強化を図るほか、緊急輸送道路の充実及び洪水、土砂崩れ、津波などによる被害を軽減する施設整備並びに建築物などの倒壊・火災による甚大な被害を防ぐための耐震化・不燃化を促進する。

#### エ) 景観構成系統の配置方針

鶴仙溪、加賀平野、柴山潟、加賀海岸など、個性あふれる自然景観をはじめ、大聖寺山の下寺院群、北前船の里の橋立地区、昭和初期の山村風景を色濃く残す東谷地区などの歴史・文化的景観のほか、白山をはじめとする山々の眺望などについて良好な景観形成を図り、特に伝統的建造物群保存地区である橋立地区、東谷地区およびその周辺については、積極的な景観の保全に努める。

市街地においては、周辺環境と調和した良好な景観の保全・形成に努める。特に大聖寺や山中温泉地区においては、景観形成基準に沿った良好な町並み景観の形成に努める。

また、主要な交通結節点や観光地、それらを結ぶ幹線道路沿いなどにおいては、住民が主体となった緑化を進めることで、都市全体での景観まちづくりを推進する。

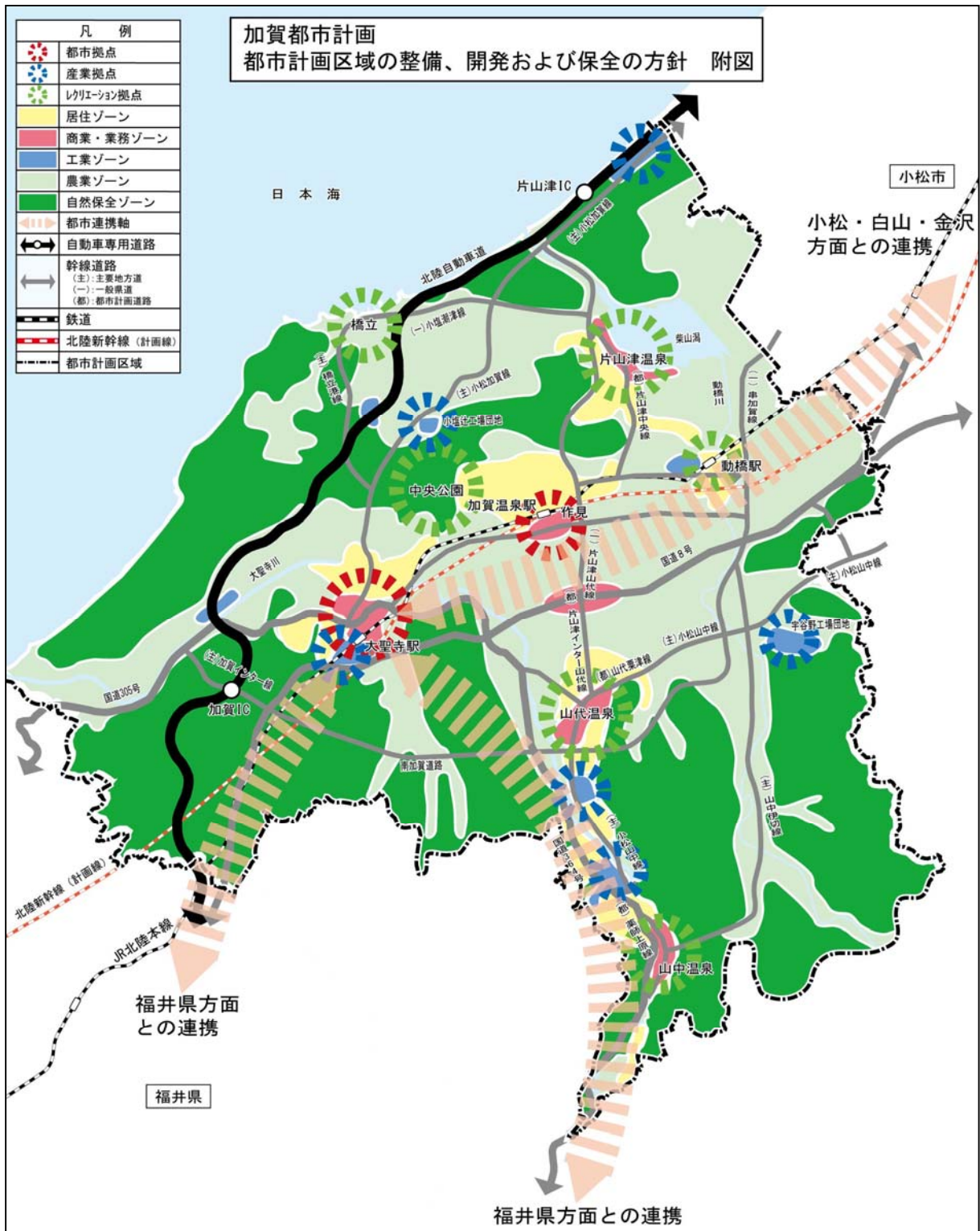
c 実現のための具体の都市計画制度の方針

ア) 公園緑地等の配置方針

公園緑地等の種別		配置方針
住区基幹公園	街区公園	住民が身近に利用できるように配置する。
	近隣公園	各市街地に、松が丘公園、動橋東部公園、柴山潟湖畔公園、大聖寺ふれあい広場古九谷の杜、桔梗ヶ丘公園を配置する。
	地区公園	山代市街地に松籟公園を配置する。
都市基幹公園	総合公園	大聖寺城址に錦城山公園を配置し、本都市計画区域の中心に位置する作見地区に中央公園を配置する。
その他の公園緑地等	緑地等	市街地内に緑地を確保するために、かたらいの広場、憩いの広場を配置する。
	公共施設等緑地	スポーツ・レクリエーションに寄与する加賀市営野球場などのグラウンドやキャンプ場などを配置する。

イ) 緑地保全地区等の指定目標及び指定方針

地区の種別	指定方針
風致地区	樹林地、水辺などの良好な自然的要素に富んだ万松園、阿児山、大堰宮、山中を風致地区として指定しており、今後も風致を維持し都市環境の保全を図る。



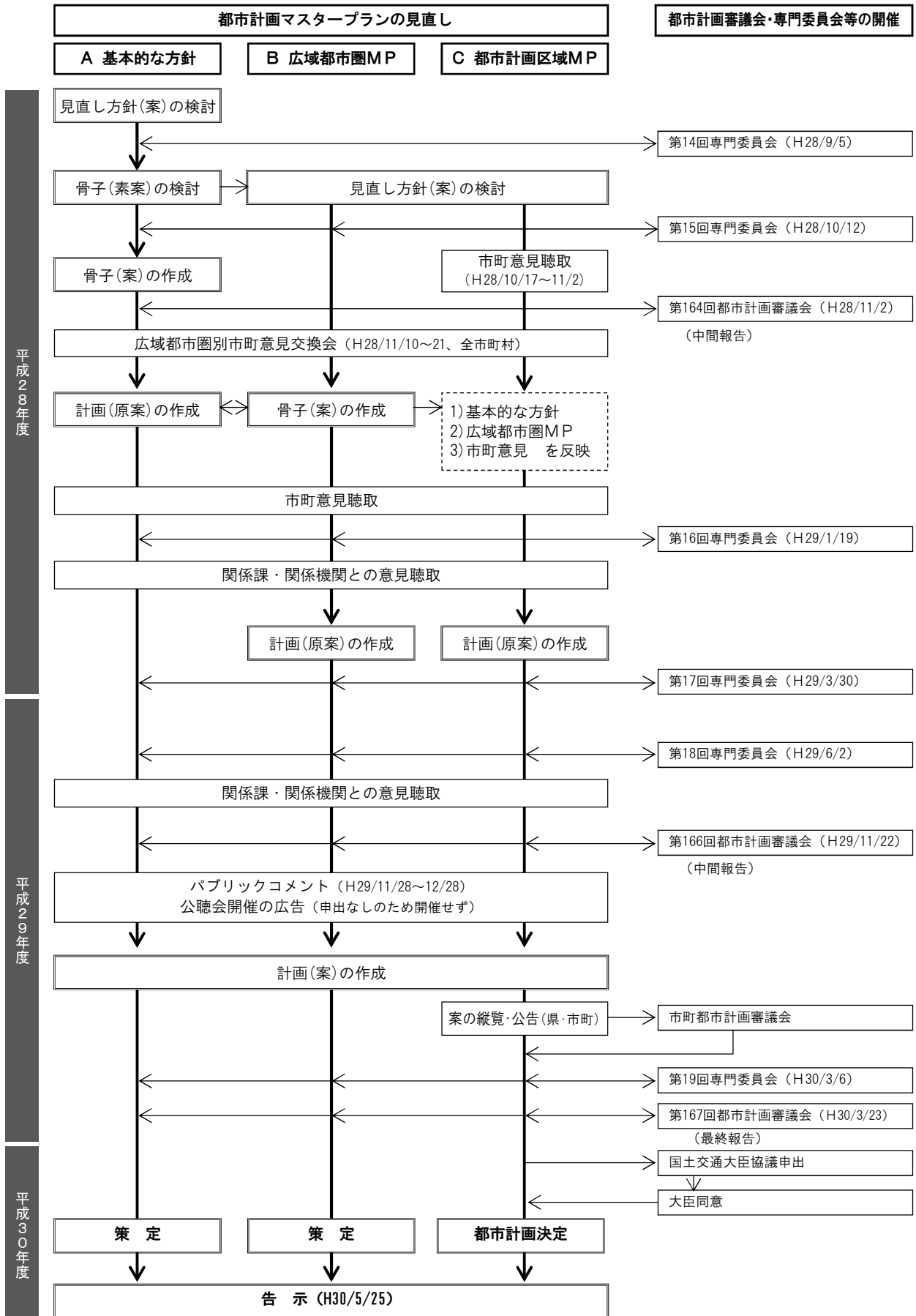


# 参考資料

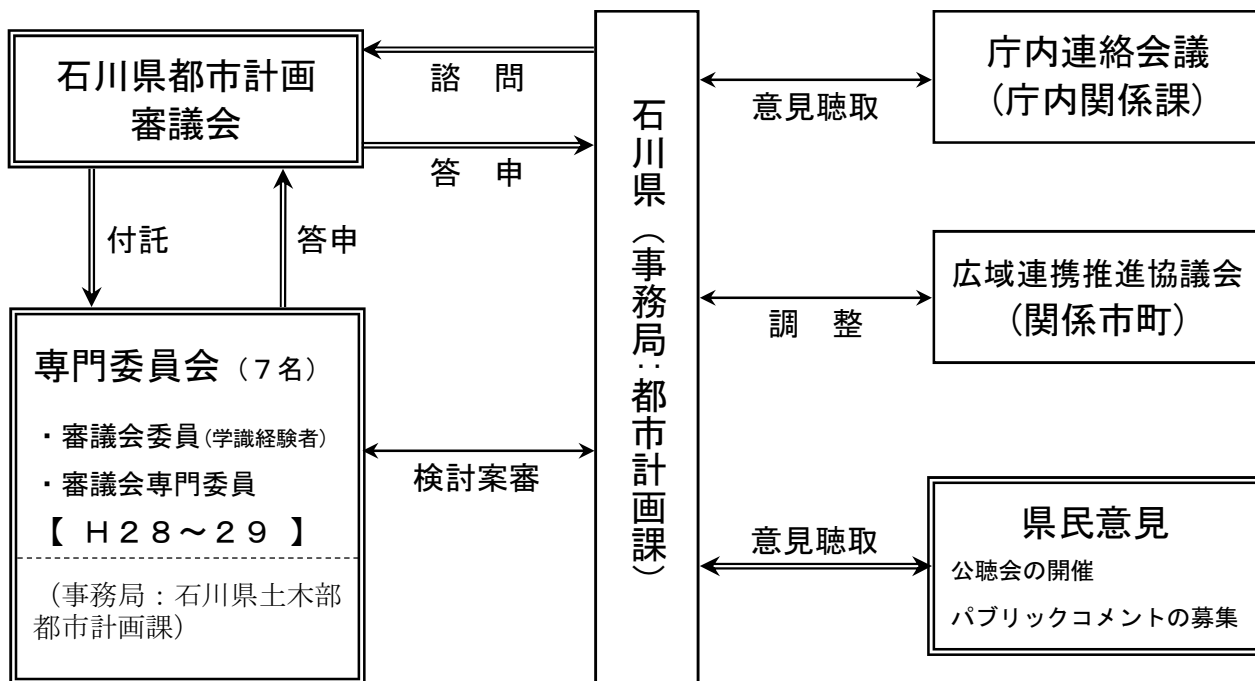




# 1. 石川県都市計画マスタープランの策定経緯



## 2. 石川県都市計画マスタープランの策定体制



専門委員会 委員名簿

資格	氏名	役職
条例第3条第2項委員 (専門委員)	あおみ まりこ 青海 万里子	NPO「金沢エコライフくらぶ」代表
条例第2条第2項第1号委員 (学識委員)	かわかみ みつひこ 川上 光彦	金沢大学名誉教授
条例第2条第2項第1号委員 (学識委員)	たじり すみえ 田尻 純江	石川県建築士会副会長
条例第3条第2項委員 (専門委員)	たかせ けいじ 高瀬 恵次	石川県立大学教授
条例第2条第2項第1号委員 (学識委員)	たかやま じゅんいち ◎高山 純一	金沢大学理工学域教授
条例第3条第2項委員 (専門委員)	たに あきひこ ○谷 明彦	金沢工業大学教授
条例第3条第2項委員 (専門委員)	なかがわ ひであき 中川 秀昭	金沢医科大学教授

◎：委員長、○：委員長代理

(役職等は平成30年3月6日現在)

### 3. いしかわの都市計画検討専門委員会設置及び運営に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、石川県都市計画審議会条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、いしかわの都市計画検討専門委員会（以下「専門委員会」という。）の設置及び運営に関して必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 専門委員会は、次に掲げる事項を調査検討する。

- (1) 都市計画区域マスタープラン（法第6条の2第1項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）の変更に関する事項（軽微な変更は除く。）
- (2) 都市計画区域の再編等に伴う土地利用制度のあり方に関する事項
- (3) その他広域的又は根幹的な都市計画に関する事項

(組織)

第3条 専門委員会は、石川県都市計画審議会（以下「審議会」という。）の委員及び専門委員から、審議会長が委嘱した委員若干名をもって組織する。

2 専門委員会の委員（以下「委員」という。）の任期は、4年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 専門委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 専門委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じ、会議に、第2条に規定する事項の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

3 会議は、原則として公開する。ただし、委員長が支障があると判断した場合は、非公開とする。

4 専門委員会は、調査検討が終了したときは、委員長がその結果を石川県都市計画審議会に報告する。

5 専門委員会は、第2条に規定する調査検討の必要がなくなったときに解散する。

(庶務)

第6条 専門委員会の庶務は、土木部都市計画課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、委員長が、専門委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成20年10月10日から施行する。

## 4. 用語解説

### ア行

#### 【ICT（情報通信技術）】

情報処理・情報通信分野の関連技術の総称。

#### 【インフラ】

インフラストラクチャーの略で、道路・港湾・河川・鉄道・通信情報施設・下水道・学校・病院・公園・公営住宅などの社会基盤のこと。

#### 【雨水管渠】

雨水、地表面水、街路洗浄水などを公共用水域に導くための管渠。

### カ行

#### 【緩衝緑地】

粉塵、騒音、振動などの公害発生源である工業地帯、幹線道路、鉄道等と隣接住居地域とを分離遮断し、影響を緩和するために設けられる緑地。

#### 【既存ストック】

道路、下水道など既存の都市基盤のほか、住宅政策などの観点からは、既存の住宅のことを指す。

#### 【区域区分】

都市計画区域内における市街化区域（すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域）と市街化調整区域（市街化を抑制すべき区域）との区分のこと。

#### 【広域結節拠点】

一つの都市の行政区域を越えた一体の都市圏において、交通動線等が集中的に結節する拠点。

#### 【広域公園】

都市公園のうちの大規模公園の一つ。一つの市町の区域を超えた広域レクリエーション需要を充足することを目的とする公園。

#### 【公益財団法人いしかわまちづくり技術センター】

住民主体のまちづくり活動や公共事業の執行を支援する機関。平成20年に（財）いしかわまちづくりセンターと（社）石川県建設技術センターとが統合し、平成25年より公益財団法人として発足。

#### 【公共下水道】

市街地における汚水や雨水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道。

#### 【交通需要マネジメント（TDM）】

自動車の効率的利用や公共交通への利用転換などの交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通混雑を緩和していく取組み。

#### 【高度道路交通システム（ITS）】

最先端の情報通信技術により、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築し、安全性、輸送効率、快適性の飛躍的な向上と、環境保全への寄与を図る新しい道路交通システム。

### サ行

#### 【再生可能エネルギー】

太陽光、太陽熱、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーの総称。

### 【市街化調整区域】

市街地を抑制する区域のことで、農林漁業用の建物などの特定の場合を除き、開発が禁止されている。

### 【市街地再開発事業】

市街地の土地の高度利用と都市機能の更新を図るべき地区において、地区内の建築物の全面的な除却、中高層の不燃共同建築物の建築、幹線街路・駅前広場等の公共施設の整備を行う事業であり、都市の再開発の中心的な事業手法。

### 【自然休養林】

林野庁が「人と森林とのふれあいの場」として全国各地の国有林に設定した「レクリエーションの森」のこと。

### 【準都市計画区域】

都市計画区域外において相当数の住居等の建築が現に行われているなど、用途の無秩序な混在が進む恐れがある地域について、農林漁業との調和を図りつつ、土地利用の整序のため、市町村が指定する区域。区域内では用途地域等の土地利用に関する都市計画を決定できる。平成12年の都市計画法改正で創設。

### 【生活基盤】

道路、公園、上下水道など、県民の日常生活を支える都市施設。

### 【線引き】

区域区分を行うことの俗称。(→【区域区分】参照)

### 【総合公園】

都市住民全般を対象に、休息、観賞、散歩、遊戯、運動、レクリエーションなど、総合的な利用に供することを目的とする公園。

## 夕行

### 【ダブルラダー輝きの美知（みち）構想】

既存の幹線道路ストックを活かして、4車線化等による南北幹線の骨太化に加え、東西幹線の追加により県土を隈無く網羅する幹線道路網の形成を図ることで、県土の更なる一体化や新幹線開業効果の県内全域への波及を促す構想。

### 【地区計画】

地区単位として、道路・公園等の配置や建築物の形態や用途、高さの制限などについて、地区の特性に応じてきめ細かく定め、良好なまちづくりを進める計画。

### 【提案制度】

住民等の自主的まちづくりの推進や、地域の活性化を図りやすくするため、土地所有者、まちづくり協議会、まちづくりNPO等が、一定の面積以上の一体的な区域について、土地所有者等の2/3以上の同意を得て、都市計画の提案ができる制度。平成14年の都市計画法改正で創設。

### 【都市計画区域】

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。

### 【都市計画法】

都市計画の実施を図るための法律。都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、(1)都市計画の内容及びその決定手続き、(2)都市計画制限、(3)都市計画事業、(4)その他都市計画に関して必要な事項を定めている。

### 【都市施設】

都市で生活するために必要な道路、公園、下水道などのことで、将来のまちづくりを考えて、都市計画にその位置や規模、構造などを定めている。

### 【土地区画整理事業】

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の新設又は変更に関する事業。

## ナ行

### 【内水湛水】

河川の氾濫ではなく、堤地内側に降った雨雪による湛水。

### 【内水排除ポンプ】

河川の氾濫ではなく、堤内地側に降った雨雪により湛水する地域において、排水能力を改善してその内水を堤外に排出するためのポンプ。

### 【ニッチトップ企業】

規模の小さい隙間市場において、圧倒的なシェアを誇る企業のこと。

## ハ行

### 【パーク・アンド・ライド】

通勤通学時に、自宅から最寄りの駅まで車で行き、そこから公共交通機関に乗り換えること。

### 【ハザードマップ】

地震、津波、高潮、洪水、浸水、噴火、土砂災害などの被害を予測し、被害のおそれのある地域や避難に関する情報を掲載した地図。

### 【PFI（民間資金を活用した社会資本整備）】

民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。

### 【PPP（公民連携）】

公民が連携して公共サービスの提供を行うスキーム。

### 【ヒートアイランド】

都市の発展により、ビルや道路の舗装による地表面状態の変化、冷暖房に伴う排熱等により都市中心部が郊外に比べて気温が上昇すること。

### 【風致地区】

都市の風致（自然の趣）を維持するために定める地域。都市計画法に基づく地域地区の一種。

### 【ボトルネック】

生産活動や文化活動などで、全体の円滑な進行・発展の妨げとなるような要素。隘路(あいろ)。障害。

## マ行

### 【モビリティ・マネジメント】

1人1人のモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策。

### 【NPO（民間非営利法人組織）】

政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。特定非営利活動法人。非営利組織。非営利団体。市民活動法人。市民事業体。



### 【無散水消雪】

舗装体の中に放熱管を埋設し、この放熱管の中に地下水等を送ることで、その熱を利用し雪を融かすとともに、路面の凍結を防ぐ。

## ヤ行

### 【用途地域】

都市の目指すべき市街地像に応じて住宅地、商業地、工業地などの用途別に定める13種類の地域のことで、建築物の用途や容積、形態等について必要な規制を行い、現況の良好な環境を保全しつつ、今後予想される産業の発展や都市化の進展に対応することを目的としている。

## ラ行

### 【リダンダンシー（多重性）】

「冗長性」、「余剰」を意味する英語であり、国土計画上では、自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用意されている様な性質を示す。

### 【立地適正化計画】

都市再生特別措置法に基づく計画であり、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを進める計画。市町マスタープランの高度化版として位置付けられている。

### 【リノベーション】

既存の建物や市街地に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり価値を高めたりすること。

### 【流域下水道】

複数の市町村からの下水を受け入れるための幹線、ポンプ場と、これを処理するための終末処理場からなり、原則として都道府県が設置する。

## ワ行

### 【ワークショップ】

もともと作業場、仕事場をさす言葉であったが、拡大して研究作業チーム、共同作業を伴う研究会を意味して現在用いられている。

石川県都市計画マスタープラン  
(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

石川県土木部都市計画課  
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 ☎076-225-1757  
発行：2018年（平成30年）7月